

八幡浜市地域防災計画

(資料編)

令和7年3月

八幡浜市防災会議

目次

資料 1		1
資料 1-1	八幡浜市防災会議条例	1
資料 1-2	八幡浜市の平均気温一覧表	3
資料 1-3	八幡浜市の積算降水量一覧表	5
資料 1-4	八幡浜市における主な災害	7
資料 1-5	八幡浜市における主な火災	10
資料 2		11
資料 2-1	愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報についての実施要領	11
資料 2-2	松山地方気象台が発表する八幡浜市の警報・注意報の種類及び発表基準	12
資料 2-3	松山地方気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準	15
資料 2-4	地震・津波に関する情報の解説	16
資料 2-5	消防保有車両一覧表	22
資料 2-6	消防保有機械器具一覧表	23
資料 2-7	消防団保有車両一覧表	25
資料 2-8	貯水槽容量別一覧表	26
資料 2-9	消火栓一覧表	26
資料 2-10	八幡浜市プール一覧表	27
資料 2-11	水防危険箇所一覧表	28
資料 2-12	土砂災害（特別）警戒区域一覧表	29
資料 2-13	ため池一覧表	47
資料 2-14	指定緊急避難場所一覧表	48
資料 2-15	指定避難所一覧表、指定福祉避難所一覧表	59
資料 2-16	要配慮者利用施設一覧表	63
資料 2-17	災害時において危険が予想される道路一覧表	68
資料 2-18	緊急輸送道路一覧表	69
資料 2-19	緊急援護備蓄物資一覧表	70
資料 2-20	八幡浜市防災行政用無線局運用管理規程	78
資料 2-21	無線通信施設一覧表（市関係）	93
資料 2-22	消防関係無線通信設備一覧表	96
資料 2-23	愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図	99
資料 2-24	災害時優先電話一覧表	100
資料 2-25	衛星携帯電話設置場所一覧表	101
資料 2-26	無線通信施設一覧表（その他の機関）	101
資料 2-27	宇和海地区大量排出油等防除協議会会則	102
資料 2-28	宇和海地区大量排出油等防除協議会会員名簿	105
資料 2-29	宇和海地区大量排出油等防除協議会資機材保有状況	107
資料 2-30	自主防災組織一覧	108
資料 2-31	八幡浜市自主防災会連絡協議会規約	109
資料 2-32	八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱	111
資料 3		122
資料 3-1	協定等一覧	122
資料 3-2	愛媛県消防広域相互応援協定	126
資料 3-3	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	133
資料 3-4	南予地区広域消防相互応援協定書	136
資料 3-5	大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書	139
資料 3-6	夜昼隧道内の災害活動に関する覚書	141
資料 3-7	笠置トンネル内の災害活動に関する覚書	143
資料 3-8	愛媛県緊急消防援助隊受援計画	145

資料 3-9	愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画	153
資料 3-10	原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書	159
資料 3-11	原子力施設における消防活動に関する協定書	160
資料 3-12	災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県医師会）	163
資料 3-13	災害時の医療救護に関する協定（(公社)愛媛看護協会）	176
資料 3-14	災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県歯科医師会）	191
資料 3-15	災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県薬剤師会）	206
資料 3-16	災害時の医療救護活動についての協定書（(一社)八幡浜医師会）	221
資料 3-17	災害時等における搬送業務の協力に関する協定（アトムタクシー(株)）	237
資料 3-18	災害時における水道の応急活動に関する協定書（八幡浜市管工事協同組合）	241
資料 3-19	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（(一社)愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部）	243
資料 3-20	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（(一社)愛媛県電設業協会）	248
資料 3-21	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合・愛媛県電気工事工業組合）	251
資料 3-22	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定（(公社)日本下水道管路管理業協会）	254
資料 3-23	災害時における下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約（日本下水道事業団）	256
資料 3-24	災害時の協力に関する協定書（四国電力(株)宇和島支店）	258
資料 3-25	災害時における給水に関する協定書（(株)あわしま堂）	259
資料 3-26	緊急援護物資調達に関する協定書	261
資料 3-27	災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)）	264
資料 3-28	災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）	265
資料 3-29	災害時等における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ(株)）	268
資料 3-30	災害時の物資等の輸送に関する協定書（(一社)愛媛県トラック協会八幡浜支部）	271
資料 3-31	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）	275
資料 3-32	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株)ゼンリン）	277
資料 3-33	災害発生時における八幡浜市と八幡浜市内郵便局の協力に関する協定	279
資料 3-34	ヘリテレ映像の提供に関する協定	281
資料 3-35	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	283
資料 3-36	四国西南サミット災害時相互応援協定	285
資料 3-37	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	287
資料 3-38	津波避難ビル等としての使用に関する協定書	291
資料 3-39	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	294
資料 3-40	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	298
資料 3-41	G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	326
資料 3-42	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	328
資料 3-43	災害時における被災者支援に関する協定書	330
資料 3-44	八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する協定	332
資料 3-45	災害時における航空写真等の提供に関する協定	334
資料 3-46	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	338
資料 3-47	災害に係る情報発信等に関する協定	342
資料 3-48	災害時における動物救護活動に関する協定書	344
資料 3-49	災害時における飲料水の提供に関する協定書	346
資料 3-50	八幡浜市災害時ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	347
資料 3-51	災害時における被災地支援に関する協定書	349
資料 3-52	災害時等における応急対策業務に関する協定書	350
資料 3-53	自治体トイレカー災害相互派遣に関する協定	356
資料 3-54	災害時における物資供給等に関する協定	364

資料 4 **368**

資料 4-1	八幡浜市災害対策本部条例	368
資料 4-2	八幡浜市災害対策本部運営要領	369
資料 4-3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	383
資料 4-4	市保有車両一覧表	387
資料 4-5	市保有緊急車両一覧表	387
資料 4-6	借上可能車両一覧表	389
資料 4-7	海運業者一覧表	390
資料 4-8	漁業協同組合一覧表	390
資料 4-9	ヘリコプター離着陸適地一覧表	390
資料 4-10	八幡浜市消防団分団区域表	391
資料 4-11	炊き出し可能施設一覧表	392
資料 4-12	上水道の現況	394
資料 4-13	簡易水道等一覧表	395
資料 4-14	八幡浜市指定給水装置工事事業者一覧表（市内業者）	396
資料 4-15	搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数	397
資料 4-16	医療機関一覧表	397
資料 4-17	消毒用機器材一覧表	399
資料 4-18	し尿収集許可業者一覧表	399
資料 4-19	ごみ収集許可業者一覧表	400
資料 4-20	動物病院・獣医師一覧表	401
資料 4-21	建築業者一覧表	402
資料 4-22	危険物等取扱所一覧表	404
資料 4-23	海上保安部所属巡視船艇一覧表	409
資料 4-24	児童生徒等数一覧表	409

様式 **411**

様式 I	災害発生報告	411
様式 II	障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式	420
様式 III	自衛隊派遣要請様式	421
様式 IV	緊急通行車両の標章並びに通行証	425
様式 V	放送要請様式	426
様式 VI	り災証明書	427
様式 VII	被害状況調査表（住家・人的被害）	436
様式 VIII	災害状況調査表（施設等被害）	437
様式 IX	行方不明者届出書	438
	八幡浜市地域防災計画の沿革	439

資料 1

資料 1 - 1 八幡浜市防災会議条例

八幡浜市防災会議条例

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 145 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八幡浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八幡浜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日条例第71号)

この条例は、平成27年2月5日から施行する。

資料1-2 八幡浜市の平均気温一覧表

八幡浜市の平均気温一覧表

(八幡浜地区消防署統計)

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
S31	5.7	5.2	10.0				28.5	29.2	25.0	18.0	12.6	6.5	—
32	7.3	5.6	8.8	16.6	19.1	22.7	26.8	28.7	22.7	18.5	14.1	8.8	16.6
33	5.6	6.4	9.1	15.0	18.1	23.1	27.3	27.5	25.3	17.1	13.1	9.3	16.4
34	4.7	9.6	11.8	16.0	21.0	24.7	28.6	28.2	26.4	19.1	14.5	9.2	17.8
35	4.1	7.5	11.2	14.9	19.9	23.5	28.8	29.2	25.2	18.9	14.0	7.5	17.1
36	4.2	5.4	10.7	15.8	20.6	24.5	27.2	28.7	27.2	21.8	14.5	8.2	17.4
37	4.5	6.4	9.2	15.1	20.1	22.3	27.9	29.3	24.5	21.1	9.4	8.2	16.5
38	2.7	3.6	9.7	16.5	20.2	23.4	28.2	27.8	23.4	18.4	13.3	8.3	16.3
39	7.2	5.4	9.9	19.1	21.8	22.9	28.3	30.0	25.7	18.7	12.2	7.2	17.4
40	4.9	5.8	7.8	14.0	19.6	24.2	24.4	28.6	22.4	17.0	14.1	7.3	15.8
41	5.0	7.4	10.7	14.9	20.2	22.8	27.6	29.4	24.3	18.1	12.2	6.5	16.6
42	4.8	5.6	9.7	15.9	21.9	24.4	27.7	30.0	26.0	18.0	15.7	5.3	17.1
43	5.3	2.9	9.6	16.3	20.2	23.6	26.3	28.2	23.7	17.3	12.4	9.7	16.3
44	6.2	7.0	8.4	16.0	20.8	22.5	27.5	29.3	25.8	17.8	11.8	6.6	16.6
45	3.9	6.3	6.4	14.7	20.6	21.6	27.5	28.8	26.2	19.5	12.2	7.5	16.3
46	4.7	5.9	8.6	16.0	19.7	23.1	28.6	27.4	24.1	17.3	12.9	7.5	16.3
47	7.8	6.7	9.9	15.9	20.0	23.0	28.0	27.8	23.0	17.8	12.4	7.1	16.6
48	6.5	7.5	9.3	16.4	19.3	22.7	28.4	28.5	22.7	17.9	11.2	5.6	16.3
49	4.3	5.2	8.6	16.2	20.9	23.1	27.3	29.2	23.1	18.4	11.5	8.1	16.3
50	5.0	5.3	9.0	15.9	19.8	23.8	28.4	27.8	25.7	18.7	12.4	7.9	16.6
51	4.4	7.6	9.3	14.6	19.3	22.5	26.2	27.6	21.8	17.4	10.9	6.2	15.7
52	3.6	3.4	9.5	15.7	19.3	22.9	28.0	27.2	24.6	18.5	13.9	8.8	16.3
53	6.3	5.1	8.3	14.1	19.8	23.9	29.2	28.4	24.8	17.6	12.5	8.0	16.5
54	6.6	7.4	9.0	14.9	19.4	24.7	26.4	28.1	24.5	18.0	12.2	7.8	16.6
55	5.4	4.1	8.7	14.7	19.8	23.4	25.8	25.6	22.7	17.9	12.1	5.7	15.5
56	3.2	4.8	8.9	14.0	18.7	23.1	28.0	27.1	22.6	17.1	10.9	6.9	15.4
57	5.0	5.2	10.0	14.5	21.0	23.0	25.0	26.8	22.2	17.6	14.5	7.7	16.0
58	5.4	4.5	9.4	16.7	20.3	23.2	27.0	29.0	25.2	18.2	11.3	6.9	16.4
59	3.1	3.0	7.7	15.5	19.8	24.2	28.0	28.5	23.6	17.7	13.5	7.8	16.0
60	4.0	6.1	10.0	16.1	20.2	22.1	26.8	27.8	25.3	18.6	12.7	6.5	16.4
61	3.6	4.0	8.3	16.5	20.2	24.7	27.9	28.3	24.4	17.8	13.2	8.9	16.5
62	6.8	7.1	9.9	16.0	20.9	24.8	28.2	29.1	24.0	20.2	14.3	8.5	17.5
63	7.5	6.9	9.3	15.5	20.7	24.1	28.3	28.1	24.7	18.7	12.6	7.3	17.0
H1	8.6	8.1	10.3	16.4	19.1	22.7	27.0	26.6	24.9	17.6	13.2	8.2	16.9
2	5.2	8.3	10.9	15.9	20.0	25.4	29.2	29.8	25.5	18.1	13.9	8.5	17.6
3	6.7	5.3	10.3	15.0	18.0	24.0	29.1	28.1	25.9	18.9	13.0	9.5	17.0
4	7.0	6.6	11.1	17.2	19.8	22.2	27.2	28.1	25.0	19.1	12.9	9.7	17.2
5	7.3	7.4	9.1	14.9	19.8	23.2	26.0	27.0	22.7	17.9	14.1	8.2	16.5
6	5.8	7.1	8.9	17.0	22.3	24.1	30.3	29.8	25.2	19.5	14.7	9.6	17.9
7	6.5	6.2	10.1	14.5	19.9	22.5	28.5	30.4	24.4	19.2	11.9	7.0	16.8
8	6.0	4.9	10.0	13.3	20.5	24.2	27.8	29.1	24.4	19.2	14.2	7.4	16.8
9	5.4	6.7	11.0	15.9	21.4	24.0	26.9	28.4	23.7	18.1	14.3	8.4	17.0
10	6.2	8.5	10.3	18.3	22.0	22.0	28.2	29.5	25.6	20.5	13.5	9.4	17.8
H11	6.2	5.9	11.5	14.8	20.5	23.9	26.4	27.9	26.4	19.5	13.0	7.3	16.9

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
12	6.7	5.2	9.3	14.6	20.5	23.3	28.2	28.4	24.2	19.4	13.8	7.9	16.8
13	4.9	6.8	10.2	15.6	20.8	24.2	29.1	28.4	23.6	18.8	11.9	7.3	16.8
14	6.5	6.7	11.4	16.6	20.4	23.7	29.0	28.8	24.8	18.4	10.8	8.4	17.1
15	5.0	6.9	9.3	17.4	21.0	23.7	26.3	28.4	26.1	17.9	16.0	9.0	17.3
16	5.9	8.7	10.8	16.1	20.5	23.9	28.7	27.7	25.2	18.6	14.8	10.4	17.6
17	6.3	5.9	9.1	15.9	19.4	24.0	26.7	27.6	25.5	20.1	13.9	5.6	16.7
18	6.8	7.9	9.3	14.3	19.7	22.9	27.3	28.4	23.8	20.5	14.4	9.5	17.1
19	7.7	9.5	10.8	14.6	19.5	23.1	25.9	28.7	26.8	20.4	13.9	9.8	17.6
20	6.9	5.8	10.6	15.0	19.5	22.2	28.1	27.3	24.6	19.3	13.0	8.9	16.8
21	6.6	9.2	10.6	15.4	19.7	23.0	26.5	27.5	24.3	18.6	13.8	8.7	17.0
22	6.6	9.5	10.8	13.9	18.7	22.9	26.8	29.1	25.7	19.7	13.2	9.0	17.2
23	4.2	8.1	8.5	14.2	19.7	23.5	27.0	27.7	24.4	19.2	15.7	8.3	16.7
24	5.8	5.8	10.0	15.5	19.1	22.2	27.1	28.1	24.5	18.9	12.5	7.4	16.4
25	5.5	7.2	11.6	14.0	19.5	22.8	27.9	29.0	24.4	20.0	13.1	7.6	16.9
26	6.8	6.8	10.9	14.7	18.9	21.9	26.5	26.8	23.4	19.4	14.3	6.8	16.4
27	7.3	6.7	10.2	16.1	20.1	21.8	25.7	26.8	22.8	18.2	15.6	10.5	16.8
28	6.6	7.6	11.0	16.5	20.1	22.9	26.9	28.7	25.2	21.2	13.9	9.9	17.5
29	7.2	7.3	9.3	15.5	19.6	22.0	27.6	28.3	23.2	18.8	12.8	7.0	16.5
30	5.3	5.1	11.9	16.7	19.6	22.7	27.7	28.4	23.8	18.6	13.5	9.7	16.9
31	7.6	8.7	10.9	15.2	19.7	22.6	25.8	27.1	25.8	20.6	14.2	10.3	17.4
R2	9.4	8.8	11.5	13.3	19.9	23.7	25.5	29.2	24.4	18.6	15.1	8.4	17.3
3	6.7	9.0	13.1	15.6	19.2	23.1	26.7	27.1	24.8	20.0	13.8	8.9	17.3
4	6.2	5.5	12.2	16.1	19.0	23.5	27.3	28.7	25.8	19.2	16.0	7.0	17.3
5	7.1	8.1	13.0	16.2	19.5	22.9	27.5	28.3	26.8	19.1	14.7	9.6	17.7
6	8.0	9.9	10.7	17.5	19.4	22.9	28.2	29.4	27.2	21.7	15.7	9.0	18.3
平均	5.9	6.5	10.0	15.6	20.0	23.3	27.5	28.3	24.6	18.8	13.3	8.1	16.8

※昭和 64 年は、1 月 1 日～1 月 7 日まで。1 月 8 日～12 月 31 日までは、平成元年。
平成 31 年は、1 月 1 日～4 月 30 日まで。5 月 1 日～12 月 31 日の間は、令和元年。

資料 1 - 3 八幡浜市の積算降水量一覧表

八幡浜市の積算降水量一覧表

(八幡浜地区消防署統計)

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年積算
S31	87	45	168				147	117	208	132	7	22	1403
32	38	59	33	141	196	224	320	76	406	54	59	75	1681
33	112	78	149	347	94	79	13	121	96	164	72	80	1405
34	63	153	97	133	121	73	228	253	74	100	61	100	1456
35	36	23	79	94	120	261	60	111	141	110	94	23	1152
36	50	46	105	110	213	123	173	59	125	114	128	75	1321
37	72	31	31	220	137	261	283	119	65	72	109	45	1445
38	32	39	51	98	359	276	92	383	93	111	37	19	1590
39	83	50	82	187	114	293	53	155	215	62	68	23	1385
40	33	28	34	104	186	236	214	57	383	54	115	102	1546
41	50	98	228	141	230	157	257	122	439	38	164	69	1993
42	71	20	201	234	88	88	214	11	10	216	97	99	1349
43	66	72	88	61	46	151	269	188	233	42	41	115	1372
44	128	95	84	84	76	326	293	121	16	74	78	108	1483
45	51	65	63	204	124	442	128	275	103	95	51	34	1635
46	50	79	69	42	156	236	166	263	51	66	19	83	1280
47	148	170	130	150	122	405	231	66	226	115	115	63	1941
48	93	80	43	117	192	156	113	91	189	80	36	26	1216
49	26	81	91	166	50	231	226	52	224	174	48	98	1487
50	124	84	51	123	63	375	118	295	131	196	87	69	1716
51	40	138	98	185	226	287	127	52	311	130	98	69	1761
52	28	68	141	124	171	343	36	146	118	69	145	40	1429
53	53	61	55	81	106	214	20	84	86	72	45	43	920
54	93	101	146	173	75	470	130	138	285	142	168	69	1990
55	96	53	117	99	180	273	460	503	160	204	61	117	2323
56	36	76	83	158	145	295	112	53	162	180	103	38	1441
57	48	83	137	133	90	74	609	229	217	39	141	35	1835
58	55	46	213	134	170	166	148	29	222	109	6	44	1342
59	67	47	78	122	137	355	113	121	54	55	32	59	1240
60	45	99	186	212	189	256	166	150	53	137	47	78	1618
61	34	43	128	178	206	312	185	34	116	59	8	98	1401
62	60	66	134	81	194	211	378	137	302	237	37	24	1861
63	59	47	127	128	222	466	55	135	193	30	63	31	1536
H1	136	104	91	48	158	138	149	238	374	32	104	22	1594
2	103	135	120	106	202	168	107	232	277	171	72	38	1731
3	42	120	158	154	138	366	218	62	133	38	47	107	1583
4	61	79	245	69	113	173	77	268	54	64	55	80	1338
5	50	69	105	162	132	584	526	133	401	61	102	47	2372
6	64	80	66	143	54	125	102	43	50	49	47	63	886
7	62	35	57	179	164	191	290	56	147	103	57	31	1372
8	47	64	96	106	80	344	277	149	35	79	47	70	1394
9	34	48	112	174	181	161	312	94	300	14	124	72	1626
10	139	59	113	140	170	228	107	10	140	295	32	4	1437
H11	26	66	66	80	145	415	186	260	289	120	61	42	1756

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年積算
12	86	43	140	86	150	307	91	47	259	99	166	53	1527
13	97	74	53	62	112	251	76	150	200	165	110	62	1412
14	73	48	79	188	165	138	52	48	69	58	55	85	1058
15	63	53	110.5	140.5	233	278	267.5	237.5	70.5	64	194.5	33	1745
16	47	112	97	100.5	262.5	106.5	28.5	383.5	209	279.5	79	111.5	1816.5
17	39.5	93.5	116.5	41.5	105	49	305	72	246.5	39.5	78	92	1278
18	42.0	75.5	84.0	237.5	230.5	393.5	401.0	171.5	209.0	23.5	74.0	51.5	1993.5
19	12.0	68.5	82.0	87.0	102.5	55.0	615.5	105.5	54.5	74.5	14.5	79.5	1351.0
20	92.0	26.5	92.0	102.0	174.0	242.0	53.5	146.5	189.5	116.5	104.0	48.5	1387.0
21	55.5	111.0	80.5	51.5	21.5	293.5	205.0	114.0	24.5	92.0	117.5	73.5	1240.0
22	47.5	109.0	172.0	194.5	180.0	249.5	178.5	36.5	109.0	92.0	34.0	103.5	1506.0
23	24.5	54.0	25.0	101.0	275.0	464.5	155.0	81.5	412.5	148.0	111.5	70.5	1923.0
24	28.0	99.5	146.5	84.5	35.0	405.5	298.0	158.0	183.5	129.0	95.0	113.5	1776.0
25	62.5	101.5	93.5	91.5	37.0	212.5	93.0	96.5	187.5	280.0	108.0	87.5	1451.0
26	30.0	85.5	164.5	72.0	110.0	234.0	149.0	275.0	53.5	158.0	90.5	114.5	1536.5
27	85.5	30.5	168.5	139.0	85.0	302.0	272.0	149.0	183.0	36.5	124.5	133.5	1709.0
28	75.0	71.0	60.0	122.5	190.5	576.5	134.5	39.5	252.5	96.0	89.0	110.5	1817.5
29	47.0	80.0	52.5	181.0	109.5	164.0	180.0	76.5	266.0	339.5	54.5	13.0	1563.5
30	57.5	31.5	104.0	137.5	203.0	220.5	471.5	29.0	355.5	28.5	28.5	50.5	1717.5
31	19.5	86.0	104.5	52.0	58.5	311.0	188.0	243.5	56.0	72.0	8.0	75.0	1274.0
R2	73.0	69.5	91.0	119.5	142.5	340.0	506.0	25.5	204.5	108.0	83.0	12.0	1774.5
3	36.5	49.5	114.5	123.5	379.0	117.5	141.5	381.5	102.0	35.0	102.0	21.0	1603.5
4	37.0	13.0	87.0	132.0	73.0	112.0	284.0	33.5	248.5	34.5	35.5	59.5	1149.5
5	43.5	33.5	91.0	248.5	214.5	306.5	188.5	129.5	19.5	13.5	76.0	43.0	1407.5
6	21.5	88.0	156.5	113.0	224.0	303.0	206.5	159.0	62.5	110.5	97.0	13.0	1554.5
平均	60.7	70.9	106.0	131.4	150.1	256.5	203.3	140.3	175.9	105.1	75.6	63.2	1531.1

※昭和64年は、1月1日～1月7日まで。1月8日～12月31日までは、平成元年。
平成31年は、1月1日～4月30日まで。5月1日～12月31日の間は、令和元年。

資料 1 - 4 八幡浜市における主な災害

八幡浜市における主な災害

(1) 風水害

年	災害の内容
1666年 (寛文6年)	「前代未聞ノ洪水御領中田畑ハ不申及百姓ノ居屋敷迄悉大破流失……」 (「不鳴条」)
1676年 (延宝4年)	「五月八日大雨、宇和・矢野・保内上田流失、その他流田甚だ多し」 (「御歴代事記」)
1782年 (天明2年)	「五月四日風雨、御城下組・矢野組・保内組損田六反余、畑は一四〇町四反余り」 (「御歴代事記」)
1863年 (文久3年)	八幡浜浦宮ノ下及ビ下道ト新地トノ人家去秋(文久三年)三度ノ洪水……中略」。 (「龍山公記」)
1884年 (明治17年)	8月25日「大暴風雨(台風)、農作物・船舶・人畜の被害激甚」 (「八幡浜町誌」) 合田浦共修小学校流失 (「舌田小学校沿革」)
1901年 (明治34年)	7月14日～15日豪雨、当地の降水量158mm (「愛媛県史概説」)
1915年 (大正4年)	9月8日台風、当地でも高潮のため、大黒町・新町・近江屋町一带浸水 (「愛媛県史概説」)
1920年 (大正9年)	6月27日豪雨、当地・宇和島方面に集中被害 (「愛媛県史概説」)
1928年 (昭和3年)	6月25日～28日豪雨、大洲・八幡浜町周辺は総降水量400mmを越し、被害発生 (「愛媛県史概説」)
1934年 (昭和9年)	9月21日、室戸台風(680ミリバール) 当地の雨量は150mm
1943年 (昭和18年)	7月21日から24日、記録的な豪雨、700mmを越す未曾有の豪雨となり、河川の堤防は各所で決壊した。家屋の倒壊・埋没・決壊・浸水・田畑の流失など惨状を極めた。 日土でき喜木川が氾濫し、役場が流され、五反田川が元井橋から千畳の方に流れ、清滝橋が流失、千丈川も溢れ、今の新開町・木多町あたりを流し、昭和通り付近は一面の沼となった。古町・広瀬も軒先まで浸水、明治橋をこす水は橋の袂をえぐり、下流の橋はことごとく流失した。一方、波浪による海岸の被害甚だしく、道路が決壊し、各所で寸断された。 (「愛媛県史概説」)
1945年 (昭和20年)	9月15日～18日(枕崎台風)、出石山・飯之山等の杉・松の大木が多く吹き倒され、各地に被害がでた。 (「愛媛県史概説」)
1949年 (昭和24年)	6月17日～22日(デラ台風)、暴風雨波浪によって、大島の西側・佐田岬・町見等に被害あり、塩成沖に出漁中の日振島・戸島の漁民に多くの死者を出した。 (「愛媛県史概説」)
1954年 (昭和29年)	9月25日～26日台風15号(洞爺丸台風)、高潮が大黒町一带を河のごとく流れ、トロ箱による堰ができた。床すれすれの浸水となり、新町・広瀬方面でも床下が浸水した。他にも被害が多くでた。 (「愛媛県史概説」)

(八幡浜史誌より引用)

年月日	原因	浸水家屋	雨量	その他の災害の内容
S 54. 6. 26～30	豪雨	戸 6	mm 422	1戸半壊
S 55. 8. 28～31	豪雨		146	松柏八高裏山崩れ 全壊4戸 一部破損1戸 自主避難
S 55. 9. 9～11	台風13号	189	131	
S 57. 7. 5～25	豪雨	25	609	
S 61. 4. 9～10	豪雨	6	89	
S 62. 9. 10～12	豪雨	1	257	
H 1. 9. 12～13	豪雨	6	122	
H 1. 9. 19	台風22号	66	121	各地で床上・床下浸水 時間雨量最大 45mm
H 2. 5. 26～7. 17	長雨		282	白石地区地すべり 自主避難
H 2. 8. 21～22	台風14号	2	125	
H 3. 9. 27～28	台風19号	55	11	風台風による農林被害2,560百万円
H 5. 9. 3～4	台風13号	106	166	
H 9. 9. 14～17	台風19号	41	173	
H10. 10. 17	台風10号	45	181	南裏地区地すべり 自主避難
H11. 6. 24～29	豪雨	1	249	
H11. 8. 17～18	熱低	1	166	
H11. 9. 23～24	台風18号		47	南裏地区地すべり 自主避難
H12. 6. 17	豪雨		101	大平地区崖くずれ 自主避難
H15. 8. 7～9	台風10号		100	市道入寺～高野地線崖崩れ
H15. 8. 13～14	豪雨		95.5	萬松寺裏・古藪崖崩れ
H16. 7. 31～8. 1	台風10号		73	琴平町崖崩れ
H16. 8. 30	台風16号	356	181	床上浸水59棟、床下浸水297棟 自主避難者多数
H16. 9. 7	台風18号	20	32	川の石本町浸水 自主避難
H16. 9. 28～30	台風21号		132	
H16. 10. 19～21	台風23号		187	
H17. 4. 6	不明			栗野浦斜面崩壊 4世帯7名避難勧告
H18. 4. 13	豪雨			迫田地区地すべり 4世帯15名避難勧告
H18. 7. 21	梅雨前線			大平地区急傾斜地崩壊土砂災害 1世帯8名避難勧告
H28. 6. 22	梅雨前線			真網代 土砂災害 176世帯459人避難指示
H28. 6. 29	梅雨前線			真網代 土砂災害 91世帯230人避難指示
H30. 7. 5～8	平成30年 7月豪雨		397.0 (183.5) (7/7日雨量)	7/6 8世帯21人避難勧告 7/7 16,179世帯33,992人避難勧告 (市内全域、洪水・土砂災害)

(2) 当市付近の地震

日本歴 西暦	北緯 東経	M	地域・被害摘要
慶安2年2月5日 1649年3月17日	N 33. 7° E 132. 4°	7. 1	宇和島城石垣116間くずれ、民家も破損
宝永4年10月7日 1707年10月28日	N 33. 2° E 135. 9°	8. 4	五畿七道全体で被害甚大 土佐では流家11, 170 死亡1, 844名 ○ 宝永地震
嘉永7年11月7日 1854年12月26日	N 33. 4° E 132. 1°	7. 0	伊予西部、伊予大洲、吉田で壊家あり ○ 安政地震
昭和16年6月19日	N 32. 6° E 132. 1°	7. 4	四国西海に津波あり 波高1 m
昭和21年12月21日	N 33. 0° E 135. 6°	8. 1	当市壊家により1名死亡 津波0. 4m ○ 南海地震
平成13年3月24日	N 34. 1° E 132. 7°	6. 7	松山震度5強、死者1名、負傷46名 ○ 芸予地震 保内町震度5弱
平成18年6月12日	N 33. 2° E 131. 4°	6. 1	震源 大分県中部 保内町震度5弱 五反田震度4
平成26年3月14日	N 33. 7° E 131. 9°	6. 2	震源 伊予灘 八幡浜市震度5弱
平成28年4月16日	N 32. 8° E 130. 8°	7. 1	震源 熊本地方（熊本地震） 八幡浜市震度5弱
令和6年4月17日	N 33. 12° E 132. 24°	6. 6	震源 豊後水道 八幡浜市震度5弱

資料 1 - 5 八幡浜市における主な火災

八幡浜市における主な火災

年月日	場 所	損害状況		備 考
		損害棟数(棟)	焼損面積	
S 27. 10. 4	松柏地区	16		
S 28. 1. 1	松蔭小学校	2	3,100㎡	放火
S 31. 1. 23	新開地映画劇場	2	1,030㎡	
S 32. 3. 31	横平山林		3.50 ha	
S 33. 12. 13	丸三産業(株)	5	2,183㎡	負傷者2名
S 41. 5. 17	栗野浦宮本木工所	12	1,706㎡	負傷者9名
S 41. 8. 11	酒六(株)松柏工場	7	2,971㎡	
S 43. 4. 8	栗野浦山林		4.00 ha	
S 42. 12. 29	愛宕中学校	5	2,465㎡	負傷者3名
S 46. 2. 15	ローラー八幡浜(旧八劇)	3	1,674㎡	負傷者2名
S 47. 5. 12	古町(プロパンガス爆発)	26	465㎡	死者2名 負傷者11名 15世帯47人罹災
S 53. 1. 23	八幡神社	4	200㎡	放火
S 54. 1. 27	宮本製カン所作業所	4	633㎡	
S 54. 5. 28	稲ヶ市山林		2.28ha	負傷者1名
S 61. 7. 6	松本町清水荘アパート	1	531㎡	負傷者1名 22世帯28人罹災
H 5. 5. 26	日土東養鶏団地A団地	1	861㎡	ブロイラー14,000羽被害
H 9. 2. 25	琴平アパート	2	384㎡	負傷者3名 9世帯 18人罹災
H 22. 1. 4	沖新田地区	6	359㎡	
H 29. 12. 28	大黒町地区	8	546㎡	負傷者2名
H 31. 3. 19	栗野浦地区	14	1,017㎡	
R 6. 12. 24	新町	10	1,085.42㎡	

資料 2

資料 2 - 1 愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報についての実施要領

愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報についての実施要領

愛媛県（以下「甲」という。）及び松山地方気象台（以下「乙」という。）は、消防法第 22 条第 1 項の規定に基づく、火災気象通報の取り扱いについて、下記により実施するものとする。

1 通報区域

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

2 通報基準

乙が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3 通報事項及び時刻

乙が毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として甲に通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、乙が直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

4 通報・受領窓口及び責任者

甲：愛媛県 県民環境部防災局消防防災安全課長（電話 089-912-2316）

乙：松山地方気象台 観測予報管理官（電話 089-941-0012）

5 実施要領の実施及び変更

この実施要領は、令和元年 9 月 25 日から実施する。

また、実施要領を変更する必要があるときは、甲乙双方で調整し、これを定める。

資料 2 - 2 松山地方気象台が発表する八幡浜市の警報・注意報の種類及び発表基準

松山地方気象台が発表する八幡浜市の警報・注意報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：9、 土壌雨量指数基準：123 になると予想される場合
洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：宮内川流域=5.7、喜木川流域=10.8、 五反田川流域=12.4、千丈川流域=7.6 又は複合基準*1：宮内川流域=(7、4.6)、喜木川流域=(5、10.5)、 五反田川流域=(5、12.4)、千丈川流域=(7、4.4) が予想される場合
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 平均風速が 陸上で 12m/S 以上 伊予灘・宇和海で 15m/S 以上が予想される場合
風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 雪を伴い、平均風速が 陸上で 12m/S 以上 伊予灘・宇和海で 15m/S 以上が予想される場合
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 12 時間降雪の深さが 平地で 5 cm 以上 山地で 15 cm 以上が予想される場合
波浪注意報	風浪・うねり等により災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 有義波高が 伊予灘・宇和海で 2.0m 以上が予想される場合
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために発表 具体的には、次の条件に該当する場合 潮位が東京湾平均海面（TP）上 伊予灘側で 2.0m 以上 宇和海側で 1.5m 以上が予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に発表
濃霧注意報	濃霧により、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が 陸上で 100m 以下 伊予灘・宇和海で 500m 以下になると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度が 40% で実効湿度が 60% 以下になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
注意報	なだれ注意報	なだれにより災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 ①積雪の深さ 20 cm以上あり降雪の深さ 30 cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さ 50 cm以上あり最高気温 8℃以上、又はかなりの降雨* ² が予想される場合
	低温注意報	低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 平地で最低気温-4℃以下 山地で最低気温-8℃以下が予想される場合
	霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下が予想される場合
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線の被害が予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さが20 cm以上、気温-1℃から+2℃の条件が予想される場合
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 浸水害では、表面雨量指数基準：16 土砂災害では、土壌雨量指数基準：167 が予想される場合
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：宮内川流域=7.2、喜木川流域=13.5、 五反田川流域=15.6、千丈川流域=9.5 又は複合基準* ¹ ：宮内川流域=(7, 6.4)、喜木川流域=(7, 11.7)、 五反田川流域=(7, 14)、千丈川流域=(7, 9.4) が予想される場合
	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 平均風速が 陸上で20m/S以上 伊予灘・宇和海で25m/S以上が予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 雪を伴い、平均風速が 陸上で20m/S以上 伊予灘・宇和海で25m/S以上が予想される場合
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 12時間降雪の深さが 平地で10 cm以上 山地で30 cm以上が予想される場合
	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 有義波高が 伊予灘・宇和海で4.0m以上が予想される場合

種 類		発 表 基 準
警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 具体的には、次の条件に該当する場合 潮位が東京湾平均海面（T P）上 伊予灘側で 2.4m以上 宇和海側で 1.7m以上が予想される場合
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量で 100 mm以上を観測した場合

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は松山地方気象台の値

- (注) (1) 発表基準欄に記載した数値は、愛媛県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生の予想をする際の目安である。
- (2) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替わる。
- (3) 大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、大雨警報・注意報の発表基準を暫定的に通常よりも引き下げる。

暫定基準については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合を図り、以下のとおりとする。

対 象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度 5 強を観測した市町	土壌雨量指数基準を通常の 8 割とする
震度 6 弱以上を観測した市町	土壌雨量指数基準を通常の 7 割とする

資料 2 - 3 松山地方気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準

松山地方気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準

現象	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

【大雨特別警報（土砂災害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

【大雨特別警報（浸水害）の場合】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※激しい雨：1時間に概ね30 mm以上の雨

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。

※1 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

※2 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

愛媛県内観測地点の「50年に一度の積雪深」

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備考
愛媛県	松山	7	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、参考値として扱う。

資料 2 - 4 地震・津波に関する情報の解説

地震・津波に関する情報の解説

1 地震情報等の種類 (1) 地震情報等の種類と其の内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の 2 種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

緊急地震速報（警報）	発表条件	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度 4 以上が予想される地域名（具体的な予測震度と猶予期間は発表しない）
区域の名称		地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予 県単位：愛媛県 地方単位：四国

緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

緊急地震速報（予報）	発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度3以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて、震度4以上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注) 緊急地震速報（予報）は、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数（5～10回程度）発表される。第一波は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

【参考資料】

八幡浜市の震度観測点

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①八幡浜市広瀬（松蔭小学校横） | 気象庁 |
| ②八幡浜市五反田（王子の森公園前） | 防災科学技術研究所 |
| ③八幡浜市保内町（保内庁舎） | 愛媛県 |

地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さ 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に1箇所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表する。
震度要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	地震の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	震源の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。

2 津波に関する情報

(1) 津波警報等の発表

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

八幡浜市に関する津波予報区は、「愛媛県宇和海沿岸」と「愛媛県瀬戸内海沿岸」である。

予想される津波の高さは、通常5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに、津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報の種類

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※1 や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※2
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※3

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※3 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値(注)）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注) 沿岸から距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

留意事項

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中から最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波の高さより高くなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報について

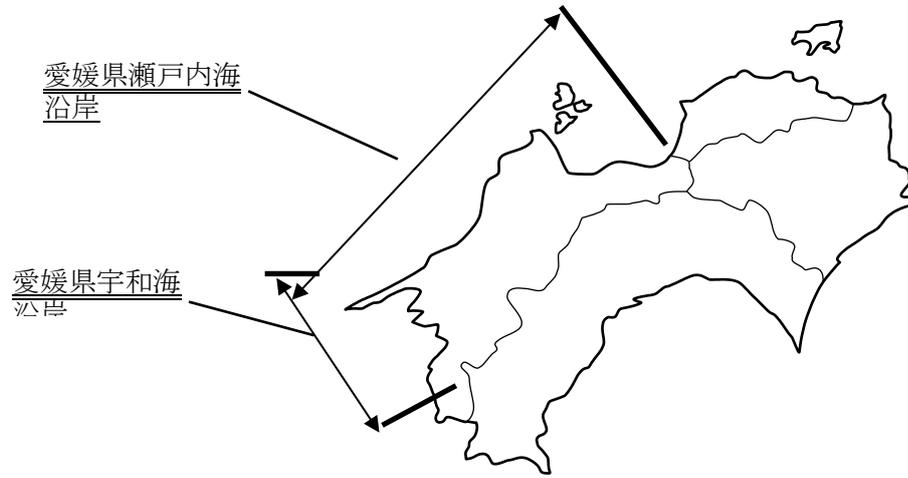
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないうき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際して十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を 66 の区域に分け、都道府県単位もしくはさらに細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表される。



資料 2 - 5 消防保有車両一覧表

消防保有車両一覧表

(令和 2 年 1 月 31 日現在)

種 類	本 署	第一分署	第二分署	第三分署	合 計
水そう付消防ポンプ自動車	3	1	1	1	6
小型動力ポンプ付積載車	1				1
救急自動車	2	1	1	1	5
指揮車	1				1
広報車		1	1	1	3
査察車	1				1
救助工作車	1				1
梯子車	1				1
水難救助車	1				1
支援車	1				1
震災工作車	1				1
重機	1				1
軽資機材搬送車	1				1
災害時消防活動二輪車	2	1	1	1	5
合 計	17	4	4	4	29

資料 2 - 6 消防保有機械器具一覧表

消防保有機械器具一覧表

(令和 2 年 1 月 31 日現在)

区 分	種 別	本 署	第一分署	第二分署	第三分署	合 計
救 助 用 器 具	三連はしご	4				4
	空気式救助マット	2				2
	救命索発射銃	2				2
	サバイバースリング 又は救助用縛帯	9	3	3	4	19
	油圧ジャッキ	3				3
	可搬ウインチ	2	1	1	1	5
	マット型空気ジャッキ	1				1
	大型油圧スプレッダー	1				1
	油圧スプレッダー	1	1	1	1	4
	エンジンカッター	2	1	1	1	5
	ガス（酸素）溶断機	1				1
	チェーンソー	3	2	1	1	7
	車両移動器具	2				2
	空気鋸	1				1
	大型油圧切断機	1				1
	油圧切断機	3	1	1	1	6
	ハンマドリル	2				2
	登山器具一式	1	1	1	1	4
	バスケット型タンカ	3	1	1	1	6
	簡易画像探索機	1				1
電磁波探査装置	1				1	
熱画像直視装置	1				1	

区 分	種 別	本 署	第一分署	第二分署	第三分署	合 計
消火用器具	ホース 50mm	1 2 5	2 5	2 5	2 5	2 0 0
	ホース 65mm	1 0 0	2 5	2 5	2 5	1 7 5
	管そう 50mm	1 2	4	4	4	2 4
	管そう 65mm	2				2
	特殊管そう・ノズル	1 6	2	2	2	2 2
	高圧用ノズル	1				1
	背負器	1 4	4	2	5	2 5
	絡車	4	1	1	1	7
	ジェットシューター	4	3	3	3	1 3
	低水位ストレーナー	2	1	1		4
	ポータブルC A F S	1	1			2
	プロパック		1		1	2
保護用器具	耐電手袋	9	1	1	1	1 2
	耐電長靴	6	1	1	1	9
	耐電衣	5	1	1	1	8
	耐電ズボン	4	1	1	1	7
	耐熱服	1				1
	放射線防護服	2				2
	送排風機	1				1
水難救助用器具	潜水器具	1 0				1 0
	水中投光器	1 4				1 4
	救命浮環	3	1	2	2	8
	浮標	3				3
	救命ボート	1				1
測定用器具	可燃性ガス測定器	1				1
	有毒ガス測定器	1				1
	複合型ガス測定器	3	1	1	1	6

区 分	種 別	本 署	第一分署	第二分署	第三分署	合 計
泡消火薬剤	水成膜消火薬剤	0.68kl	0.10kl	0.10kl	0.10kl	0.98kl
	クラスA泡消火剤	0.16kl	0.10kl	0.04kl		0.30kl
緊急援助隊用具	野営資機材一式	2				2
その他	投光器	18	1	1	2	22
	発電機	14	2	1	2	19
	レーザー距離計	1				1
	災害用パソコン	1		1		2
	災害用エアータント	4				4

資料 2 - 7 消防団保有車両一覧表

消防団保有車両一覧表

(令和4年4月1日現在)

分 団 名	ポンプ自動車	可搬ポンプ	積載車
中央分団	3	2	2
松柏分団	1	2	2
神山分団	1	1	1
舌田分団	—	2	2
大島分団	—	4	2
日土分団	1	3	3
双岩分団	1	4	4
川上分団	—	2	2
真穴分団	2	2	2
喜須来分団	1	2	2
川の石分団	2	1	1
宮内分団	2	1	1
磯津分団	—	3	2
合 計	14	29	26

資料 2 - 8 貯水槽容量別一覽表

貯水槽容量別一覽表

(令和2年1月31日現在)

容 量 (m ²)	八幡浜地区	保内地区	小 計
1 2 0 以上	0	0	0
5 0 以上～1 2 0 未満	5	1 2	1 7
4 5 以上～ 5 0 未満	1 1	1 0	2 1
4 0 以上～ 4 5 未満	2 0	2 1	4 1
2 0 超 ～ 4 0 未満	1 6	5 3	6 9
2 0	8 3	7	9 0
2 0 未満	1 8	9	2 7
合 計	1 5 3	1 1 2	2 6 5

資料 2 - 9 消火栓一覽表

消火栓一覽表

(令和2年1月31日現在)

管 径 (mm)	八幡浜地区	保内地区	小 計
3 0 0	7	2	9
2 5 0	5	1 2	1 7
2 0 0	8 5	7	9 2
1 5 0	1 1 9	2 0	1 3 9
1 2 5	0	4	4
1 0 0	9 3	1 2 8	2 2 1
7 5	5 0	1 4 8	1 9 8
7 5 未満	0	1 2	1 2
合 計	3 5 9	3 3 3	6 9 2

資料 2 - 10 八幡浜市プール一覧表

八幡浜市プール一覧表

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

場 所	容 量 (m ³)
八幡浜高等学校	665
八幡浜工業高等学校	600
川之石高等学校	488
愛宕中学校	450
八代中学校	450
松柏中学校	450
旧青石中学校	450
保内中学校	600
白浜小学校	485
松蔭小学校	324
江戸岡小学校	232
千丈小学校	461
神山小学校	189
旧川之内小学校	24
旧長谷小学校	36
日土小学校	320
旧日土東小学校	93
双岩小学校	298
川上小学校	334
喜須来小学校	392
川之石小学校	268
宮内小学校	480
旧喜木津小学校	162
真穴小学校	308
旧大島小中学校	331

資料 2 - 11 水防危険箇所一覧表

水防危険箇所一覧表

(令和5年5月1日現在)

河川名	集落名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策			
		左右	延長 (m)	左右	延長 (m)	危険な状態	水防対策工法
千丈川	松尾	左	1,000				
		右	1,700				
五反田川	五反田	左	1,300	左	250	決壊	積み土のう工
		右	1,300				
八代川	八代	左	700				
		右	700				
喜木川	続藪	左	500				
		右	500				
喜木川	和田町 清水町	左	50				
		右	50				
宮内川	清水町 駄場	左	400				
		右	360				
合 計		左	3,950		250		
		右	4,610				

資料 2 - 12 土砂災害（特別）警戒区域一覧表

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

(1) 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
1	日土町	筵田	204-1-1504(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
2	日土町	尾之花	204-1-1505(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
3	日土町	川辻	204-1-1506(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
4	日土町	続藪	204-1-1507(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
5	大平	津羽井A	204-1-1509(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
6	郷	南裏	441-1-1511(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
7	郷	大下	441-1-1513(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
8	松柏	入寺	441-1-1516(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
9	向灘	中浦	204-1-1526(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
10	松柏	徳雲坊	204-1-1533(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
11	五反田	川舞B	204-1-1534(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
12	八代	迫田A	204-1-1535(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
13	穴井	穴井	204-1-1553	平成23年9月16日	平成23年9月16日
14	水元	水の元	204-1-1559	平成23年9月16日	平成23年9月16日
15	川之内	川之内下	204-1-1562(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
16	郷	梨尾	204-1-1563(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
17	郷	梅之峠	204-1-1565(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
18	日土町	野地	204-1-1566(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
19	日土町	尾之花A	204-1-1567(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
20	日土町	久保田	204-1-1568(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
21	日土町	田之窪A	204-1-1570(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
22	日土町	田之窪B	204-1-1571(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
23	日土町	中当	204-1-1572(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
24	高野地	高野地A	204-1-1573(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
25	高野地	高野地B	204-1-1574(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
26	若山	本村	204-1-1575	平成23年9月16日	平成23年9月16日
27	五反田	川舞C	204-1-1576(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
28	谷	谷A	204-1-1577	平成23年9月16日	平成23年9月16日
29	八代	八代	204-1-1579(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
30	八代	迫田B	204-1-1580(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
31	八代	水ノ本B	204-1-1581(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
32	八代	人加志C	204-1-1582(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
33	合田	合田D	204-1-1583	平成23年9月16日	平成23年9月16日
34	川上町川名津	川名津B	204-1-1585	平成23年9月16日	平成23年9月16日
35	布喜川	布喜川	204-1-1586	平成23年9月16日	平成23年9月16日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
36	川上町上泊	上泊	204-1-1587	平成23年9月16日	平成23年9月16日
37	松柏	松柏C	204-1-1589(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
38	日土町	田之窪C	204-1-2734(1)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
39	谷	谷B	204-1-2735	平成23年9月16日	平成23年9月16日
40	保内町磯崎	夢永	441-1-121(2)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
41	保内町磯崎	中之谷	441-1-122(2)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
42	保内町宮内	枇杷谷	441-1-123(2)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
43	保内町宮内	山崎	441-1-129(2)	平成28年3月25日	平成28年3月25日
44	保内町須川	奥	441-1-131(2)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
45	保内町喜木	喜木	441-1-1600(1)	平成23年9月16日	平成23年9月16日
46	日土町・保内町喜木	下川原	204-I-1508(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
47	大平	津羽井B	204-I-1510(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
48	郷	上郷	204-I-1512(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
49	松柏	木田町	204-I-1514(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
50	松柏	松尾	204-I-1515(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
51	松柏	松柏B	204-I-1517(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
52	松柏	松柏A	204-I-1518(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
53	桧谷	桧谷	204-I-1519(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
54	神宮通	東矢野町	204-I-1520(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
55	清水町花小路・愛宕・松蔭町・矢野町・片山町	清水町	204-I-1521(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
56	片山町・本町・愛宕・清水町花小路・矢野町	片山町	204-I-1522(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
57	海老崎・琴平町・新町・新栄町・本町・愛宕	海老崎	204-I-1523(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
58	松本町・海望園・琴平町・幸町	松本町	204-I-1524(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
59	向灘	高城	204-I-1525(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
60	向灘	大内浦	204-I-1527(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
61	向灘	杖之浦	204-I-1528(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
62	向灘	外勘定	204-I-1529(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
63	向灘	外勘定A	204-I-1530(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
64	国木	湯島B	204-I-1531(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
65	五反田	湯島	204-I-1532(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
66	八代	人加志B	204-I-1536(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
67	古町・八代	古町	204-I-1537(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
68	広瀬・八代	広瀬A	204-I-1540(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
69	大谷口・栗野浦・八代	大谷口A	204-I-1542(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
70	栗野浦・大谷口	堂々	204-I-1543(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
71	栗野浦	栗野浦B	204-I-1544(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
72	栗野浦	鯛引	204-I-1545(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
73	舌間	舌間北	204-I-1546(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
74	舌間・合田	舌間南	204-I-1547(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
75	合田	舌間南B	204-I-1548(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
76	合田	合田C	204-I-1549(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
77	真網代	真網代	204-I-1551(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
78	大島	加重	204-I-1554(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
79	大島	雉ヶ浦	204-I-1557(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
80	大平	大平	204-I-1558(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
81	真網代	真網代B	204-I-1560(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
82	川之内	川之内上	204-I-1561(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
83	日土町	福岡	204-I-1569(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
84	合田	合田E	204-I-1584(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
85	松柏	新和田町	204-I-1588(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
86	若山	若山水の元	204-I-2613(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
87	日土町	筵田A	204-II-1(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
88	日土町	野地C	204-II-1(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
89	日土町	尾之花G	204-II-10(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
90	川之内	川之内下A	204-II-10(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
91	布喜川	布喜川C	204-II-100(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
92	横平	横平	204-II-101(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
93	若山	若山水の元A	204-II-102(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
94	若山	若山	204-II-103(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
95	若山	高下A	204-II-104(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
96	若山	高下B	204-II-105(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
97	釜倉	釜の倉A	204-II-106(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
98	釜倉	釜の倉B	204-II-107(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
99	谷	谷A 1	204-II-108(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
100	谷	谷B 1	204-II-109(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
101	日土町	野地A	204-II-11(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
102	川之内	川之内下B	204-II-11(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
103	郷	横畑	204-II-110(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
104	大平・幸町・ 松本町	大平A	204-II-112(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
105	八代	人加志E	204-II-113(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
106	八代	八代水の元A	204-II-114(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
107	八代	八代水の元B	204-II-115(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
108	日土町	野地B	204-II-12(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
109	郷	梨尾C	204-II-12(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
110	日土町	榎野	204-II-13(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
111	日土町	森山	204-II-14(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
112	高野地	高野地C	204-II-14(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
113	日土町	田之窪D	204-II-15(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
114	松柏	山越	204-II-15(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
115	日土町	田之窪E	204-II-16(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
116	国木	牛名	204-II-16(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
117	向灘	勘定A	204-II-17(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
118	日土町	小坂	204-II-18(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
119	舌間	舌間西	204-II-18(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
120	日土町	檜木	204-II-19(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
121	川上町川名津	川名津	204-II-19(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
122	日土町	筵田B	204-II-2(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
123	日土町	小坂A	204-II-2(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
124	日土町	福岡A	204-II-20(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
125	五反田	川舞A	204-II-20(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
126	日土町	中当A	204-II-21(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
127	八代	人加志D	204-II-21(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
128	日土町	中当B	204-II-22(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
129	八代	人加志八代	204-II-22(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
130	日土町	中当C	204-II-23(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
131	日土町	中当D	204-II-24(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
132	日土町	中当E	204-II-25(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
133	日土町	久保田A	204-II-26(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
134	日土町	横尾地	204-II-27(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
135	日土町	梶谷岡B	204-II-28(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
136	日土町	新堂A	204-II-29(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
137	日土町	筵田C	204-II-3(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
138	日土町	中当F	204-II-3(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
139	日土町	新堂B	204-II-30(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
140	日土町	松岡	204-II-31(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
141	日土町	出の奥A	204-II-32(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
142	日土町	出の奥B	204-II-33(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
143	日土町	出の奥C	204-II-34(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
144	川之内	柏木	204-II-35(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
145	川之内	川之内上A	204-II-36(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
146	川之内	川之内下C	204-II-37(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
147	川之内	影浦 A	204-II-38(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
148	川之内	影浦 B	204-II-39(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
149	日土町	尾之花 H	204-II-4(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
150	日土町	坊川 A	204-II-4(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
151	川之内	影浦 C	204-II-40(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
152	郷	梨尾 A	204-II-41(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
153	郷	梨尾 B	204-II-42(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
154	郷	末広	204-II-43(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
155	松柏	千丈駅前 A	204-II-44(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
156	松柏	千丈駅前 B	204-II-45(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
157	松柏	千丈駅前 C	204-II-46(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
157	松柏	千丈駅前 D	204-II-47(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
159	松柏	千丈駅前 E	204-II-48(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
160	松柏	松尾 A	204-II-49(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
161	日土町	尾之花 B	204-II-5(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
162	日土町	坊川 B	204-II-5(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
163	松柏	松尾 B	204-II-50(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
164	松柏	松尾 C	204-II-51(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
165	松柏	松柏 D	204-II-52(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
166	松柏	松柏 E	204-II-53(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
167	松柏	桧谷 A	204-II-54(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
168	松柏	古谷 A	204-II-55(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
169	松柏	古谷 B	204-II-56(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
170	松柏	古谷 C	204-II-57(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
171	松柏	古谷 D	204-II-58(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
172	高野地	高野地	204-II-59(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
173	日土町	尾之花 C	204-II-6(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
174	日土町	続藪 A	204-II-6(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
175	向灘	勘定	204-II-61(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
176	向灘	長早	204-II-62(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
177	広瀬・大谷口・八代	広瀬	204-II-64(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
178	大谷口・栗野浦・八代	大谷口	204-II-65(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
179	八代	八代 A	204-II-66(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
180	八代	八代 B	204-II-67(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
181	八代	人加志 B 1	204-II-69(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
182	日土町	尾之花 D	204-II-7(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
183	日土町	久保田 B	204-II-7(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
184	八代	人加志 C 1	204-II-70(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
185	八代	野中 A	204-II-72(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
186	八代	野中 B	204-II-73(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
187	八代	八代水の元	204-II-74(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
188	八代・五反田	迫田 A 1	204-II-75(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
189	五反田	鯨 A	204-II-77(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
190	五反田	鯨 B	204-II-78(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
190	五反田	鯨 C	204-II-79(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
192	日土町	尾之花 E	204-II-8(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
193	川之内	古藪 A	204-II-8(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
194	五反田	鯨 D	204-II-80(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
195	国木	国木 A	204-II-81(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
196	国木	国木 B	204-II-82(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
197	国木	国木 C	204-II-83(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
198	栗野浦	栗野浦 A	204-II-84(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
199	栗野浦	栗野浦 B 1	204-II-85(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
200	栗野浦	城ヶ鼻	204-II-86(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
201	栗野浦	坪浦	204-II-87(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
202	舌間	舌間東	204-II-88(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
203	合田	合田	204-II-89(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
204	日土町	尾之花 F	204-II-9(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
205	川之内	古藪 B	204-II-9(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
206	川上町白石	白石	204-II-90(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
207	川上町上泊	上泊 A	204-II-91(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
208	川上町上泊	上泊 B	204-II-92(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
209	真網代	真網代 A	204-II-93(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
210	真網代	小網代	204-II-94(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
211	中津川	矢野畑	204-II-95(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
212	中津川	中津川	204-II-96(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
213	中津川	日ノ地	204-II-97(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
214	布喜川	布喜川 A	204-II-98(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
215	布喜川	布喜川 B	204-II-99(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
216	郷	稲ヶ市	204-III-1(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
217	松柏	松柏 F	204-III-2(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
218	五反田	湯島 1	204-III-3(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
219	五反田・国木	湯島 2	204-III-4(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
220	保内町広早	広早 A	441-I-118(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
221	保内町広早	広早 B	441-I-119(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
222	保内町喜木津	東風脇	441-I-120(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
223	保内町宮内	両家 A	441-I-124(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
224	保内町宮内	両家B	441-I-125(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
225	保内町宮内	鼓尾A	441-I-126(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
226	保内町宮内	鼓尾B	441-I-127(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
227	保内町宮内	大竹	441-I-128(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
228	保内町喜木	大西	441-I-130(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
229	保内町川之石	楠町B	441-I-132(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
230	保内町喜木津	宮の上	441-I-1590(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
231	保内町川之石	西町	441-I-1591(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
232	保内町川之石	雨井	441-I-1592(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
233	保内町川之石	内之浦	441-I-1593(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
234	保内町川之石	赤網代	441-I-1594(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
235	保内町川之石	川之石本町	441-I-1595(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
236	保内町宮内	駄場	441-I-1596(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
237	保内町川之石	楠町	441-I-1597(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
238	保内町川之石	楠町A	441-I-1598(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
239	保内町川之石	本町	441-I-1599(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
240	保内町喜木津	東風脇	441-II-1(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
241	保内町喜木津	横畑	441-II-1(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
242	保内町須川	日之地B	441-II-10(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
243	保内町須川	奥A	441-II-11(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
244	保内町須川	奥B	441-II-12(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
245	保内町宮内	枇杷谷B	441-II-13(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
246	保内町宮内	舟来谷	441-II-14(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
247	保内町宮内	駄場	441-II-15(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
248	保内町喜木	喜木	441-II-16(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
249	保内町宮内	鼓尾	441-II-2(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
250	保内町磯崎	小道	441-II-2(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
251	保内町宮内	枇杷谷	441-II-3(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
252	保内町宮内	両家	441-II-3(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
253	保内町宮内	大竹	441-II-4(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
254	保内町喜木・須川	中央	441-II-4(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
255	保内町宮内	山崎	441-II-5(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
256	保内町川之石	和田町	441-II-6(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
257	保内町川之石	楠町	441-II-7(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
258	保内町川之石	馬越	441-II-8(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
259	保内町須川	日之地A	441-II-9(1)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
260	保内町磯崎	坊	441-III-1(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
261	保内町宮内	枇杷谷C	441-III-4(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日
262	保内町宮内	枇杷谷D	441-III-5(2)	令和3年1月15日	令和3年1月15日

(2) 土石流

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
1	日土町	東今出川	204-1003	平成23年9月16日	平成23年9月16日
2	日土町	中当川	204-1004-1	平成28年3月25日	平成28年3月25日
3	日土町	中当川	204-1004-2	平成28年3月25日	平成28年3月25日
4	日土町	中当川	204-1004-3	平成28年3月25日	平成28年3月25日
5	日土町	檜木川	204-1005	平成23年9月16日	—
6	日土町	久保田川	204-1006	平成28年3月25日	平成28年3月25日
7	日土町	ムシロタ川	204-1008	平成23年9月16日	平成23年9月16日
8	日土町	続藪川	204-1009	平成23年9月16日	平成23年9月16日
9	日土町	梶谷川	204-1010	平成23年9月16日	平成23年9月16日
10	日土町	下梶谷川	204-1011	平成23年9月16日	平成23年9月16日
11	向灘	勘定川	204-1013	平成23年3月29日	平成23年3月29日
12	向灘	西川	204-1014	平成23年3月29日	平成23年3月29日
13	向灘	杖ノ浦川	204-1015-1	平成23年3月29日	平成23年3月29日
14	向灘	杖ノ浦川	204-1015-2	平成23年3月29日	平成23年3月29日
15	向灘	東川	204-1016	平成23年3月29日	平成23年3月29日
16	向灘	大内浦川	204-1017	平成23年3月29日	平成23年3月29日
17	向灘	東大内浦川	204-1018	平成23年3月29日	平成23年3月29日
18	向灘	中之浦川	204-1019	平成23年3月29日	平成23年3月29日
19	向灘	下寺上川	204-1020	平成23年3月29日	—
20	向灘	寺上川	204-1021	平成23年3月29日	平成23年3月29日
21	大平	西下名坂川	204-1022	平成23年3月29日	平成23年3月29日
22	大平	西中名坂川	204-1023	平成23年3月29日	平成23年3月29日
23	大平	西上名坂川	204-1024	平成23年3月29日	平成23年3月29日
24	大平	東上名坂川	204-1025	平成23年3月29日	—
25	大平	東名坂川	204-1026	平成23年3月29日	平成23年3月29日
26	大平	大平川	204-1027	平成28年3月25日	平成28年3月25日
27	大平	下谷川	204-1029	平成28年3月25日	—
28	大平	東谷川	204-1030	平成28年3月25日	平成28年3月25日
29	松本町	西谷川	204-1031	平成23年3月29日	—
30	矢野町	宮下川	204-1032	平成23年3月29日	平成23年3月29日
31	桧谷	樽谷川	204-1034	平成23年3月29日	—
32	松柏	カクオジ川	204-1035	平成23年3月29日	平成23年3月29日
33	松柏	西入寺川	204-1036	平成23年3月29日	平成23年3月29日
34	松柏	中入寺川	204-1039	平成23年3月29日	平成23年3月29日
35	松柏	東入寺川	204-1040	平成23年3月29日	平成23年3月29日
36	松柏	西鳴滝川	204-1041	平成23年3月29日	平成23年3月29日
37	郷	上谷川	204-1043-1	平成28年3月25日	平成28年3月25日
38	郷	上谷川	204-1043-2	平成28年3月25日	平成28年3月25日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
39	川之内	影浦川	204-1047	平成23年9月16日	平成23年9月16日
40	郷	池田川	204-1050-1	平成23年3月29日	平成23年3月29日
41	郷	池田川	204-1050-2	平成23年3月29日	平成23年3月29日
42	郷	稲市川	204-1052	平成23年3月29日	平成23年3月29日
43	松柏	松柏川	204-1053	平成23年3月29日	平成23年3月29日
44	松柏	南柏川	204-1054	平成28年3月25日	平成28年3月25日
45	松柏	南柏川	204-1055-1	平成23年3月29日	平成23年3月29日
46	松柏	南柏川	204-1055-2	平成23年3月29日	平成23年3月29日
47	松柏	山越川	204-1056	平成23年3月29日	平成23年3月29日
48	松柏	西山越川	204-1057	平成23年3月29日	平成23年3月29日
49	松柏	梅ノ当川	204-1058	平成23年9月16日	平成23年9月16日
50	五反田	湯藤川	204-1059	平成23年9月16日	—
51	五反田	西鯨川	204-1060	平成23年9月16日	平成23年9月16日
52	五反田	東鯨川	204-1061	平成23年9月16日	平成23年9月16日
53	五反田	鯨川	204-1062	平成23年9月16日	平成23年9月16日
54	国木	黒岩川	204-1063-1	平成23年9月16日	平成23年9月16日
55	国木	黒岩川	204-1063-2	平成23年9月16日	平成23年9月16日
56	国木	黒岩川	204-1063-3	平成23年9月16日	平成23年9月16日
57	湯島	寺の下川	204-1064	平成23年9月16日	平成23年9月16日
58	五反田	谷の間川	204-1065	平成23年9月16日	平成23年9月16日
59	五反田	大峠谷川	204-1066-1	平成28年3月25日	平成28年3月25日
60	五反田	大峠谷川	204-1066-2	平成28年3月25日	平成28年3月25日
61	日の地	中津大川	204-1067	平成23年9月16日	平成23年9月16日
62	中津川	宮ノ前川	204-1068	平成23年9月16日	平成23年9月16日
63	若山	水の元川	204-1069	平成23年9月16日	平成23年9月16日
64	若山	スズメダ川	204-1070	平成23年9月16日	—
65	若山	南西光川	204-1071	平成23年9月16日	—
66	釜倉	枇杷居川	204-1073-1	平成28年3月25日	平成28年3月25日
67	釜倉	枇杷居川	204-1073-2	平成28年3月25日	平成28年3月25日
68	釜倉	水の元川	204-1074	平成23年9月16日	平成23年9月16日
69	釜倉	笠倉川	204-1075	平成23年9月16日	平成23年9月16日
70	日の浦	ナガヤ川	204-1076	平成23年9月16日	平成23年9月16日
71	布喜川	流田川	204-1077	平成23年9月16日	平成23年9月16日
72	布喜川	ノリカツコ川	204-1078	平成23年9月16日	平成23年9月16日
73	布喜川	大谷川	204-1079	平成23年9月16日	平成23年9月16日
74	五反田	佐小田川	204-1080	平成23年9月16日	平成23年9月16日
75	八代	上川筋川	204-1081	平成23年9月16日	平成23年9月16日
76	八代	南八代川	204-1083	平成23年9月16日	—
77	八代	ヒトカシ川	204-1084	平成23年9月16日	平成23年9月16日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
78	八代	北八代川	204-1085	平成23年9月16日	平成23年9月16日
79	広瀬三丁目	矢野川	204-1086	平成23年3月29日	平成23年3月29日
80	広瀬三丁目	西矢野川	204-1087	平成23年3月29日	—
81	栗野浦	当川	204-1089-1	平成23年3月29日	—
82	栗野浦	当川	204-1089-2	平成23年3月29日	平成23年3月29日
83	栗野浦	宮浦川	204-1091	平成23年3月29日	平成23年3月29日
84	舌間	ライシガウラ川	204-1093	平成23年9月16日	—
85	舌間	上十万田川	204-1094	平成23年9月16日	—
86	合田	十万田川	204-1096	平成23年9月16日	平成23年9月16日
87	合田	オーサキ川	204-1097	平成23年9月16日	平成23年9月16日
88	合田	クロサキ川	204-1098	平成23年9月16日	—
89	川上町白石	長畑川	204-1099	平成23年9月16日	平成23年9月16日
90	川上町白石	宮川	204-1100	平成23年9月16日	平成23年9月16日
91	川上町川名津	寺川	204-1101	平成23年9月16日	平成23年9月16日
92	川上町川名津	蟻王川	204-1102	平成23年9月16日	平成23年9月16日
93	川上町川名津	ムカイ川	204-1104	平成23年9月16日	平成23年9月16日
94	川上町上泊	中瀬戸川	204-1106	平成23年9月16日	平成23年9月16日
95	真網代	大釜川	204-1107	平成28年3月25日	平成28年3月25日
96	真網代	下大釜川	204-1108	平成28年3月25日	平成28年3月25日
97	真網代	北浦川	204-1109	平成23年9月16日	—
98	真網代	東川	204-1110	平成23年9月16日	平成23年9月16日
99	小網代	小網代川	204-1112	平成23年9月16日	平成23年9月16日
100	穴井	北浦川	204-1113	平成23年9月16日	平成23年9月16日
101	穴井	穴井川	204-1114	平成23年9月16日	平成23年9月16日
102	穴井	南浦川	204-1116	平成23年9月16日	平成23年9月16日
103	穴井	下南浦川	204-1117	平成23年9月16日	平成23年9月16日
104	穴井	ソウズ川	204-1118	平成23年9月16日	平成23年9月16日
105	谷	上東谷川	204-1119-1	平成28年3月25日	平成28年3月25日
106	谷	上東谷川	204-1119-2	平成28年3月25日	平成28年3月25日
107	保内町喜木津	東風脇川	441-1128	平成28年3月25日	平成28年3月25日
108	保内町宮内	丸山川	441-1131	平成23年9月16日	平成23年9月16日
109	保内町川の石	寺川	441-1134	平成23年9月16日	平成23年9月16日
110	保内町川の石	雨井川	441-1135	平成23年9月16日	平成23年9月16日
111	保内町川の石	東山川	441-1136	平成23年9月16日	平成23年9月16日
112	保内町川の石	瀧澤寺川	441-1137	平成23年9月16日	平成23年9月16日
113	保内町川の石	琴平川	441-1138	平成23年9月16日	平成23年9月16日
114	保内町宮内	オンバ川	441-1140	平成23年9月16日	平成23年9月16日
115	保内町宮内	西之河川	441-1141	平成23年9月16日	平成23年9月16日
116	保内町宮内	大久保川	441-1142	平成23年9月16日	平成23年9月16日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
117	保内町宮内	上枇杷谷川	441-1145	平成23年9月16日	平成23年9月16日
118	保内町宮内	窪田川	441-1147	平成28年3月25日	平成28年3月25日
119	保内町喜木	城高川	441-1151	平成23年9月16日	平成23年9月16日
120	保内町須川	日之地川	441-1152	平成23年9月16日	—
121	保内町川之石	紺屋川	441-1157	平成23年9月16日	平成23年9月16日
122	保内町川之石	馬越川	441-1159	平成28年3月25日	平成28年3月25日
123	日土町	出の奥川	204-1001-1	令和3年1月15日	—
124	日土町	出の奥川	204-1001-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
125	日土町	出ノ奥川	204-1002	令和3年1月15日	令和3年1月15日
126	日土町	山神坊川	204-1007-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
127	日土町	山神坊川	204-1007-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
128	日土町	キド川	204-1012	令和3年1月15日	令和3年1月15日
129	大平	谷川	204-1028-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
130	大平	谷川	204-1028-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
131	神宮前・駅前・ 神宮通・松柏・ 江戸岡	神宮川	204-1033	令和3年1月15日	—
132	高野地・松柏	下入寺川	204-1037	令和3年1月15日	—
133	高野地・松柏	入寺川	204-1038-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
134	高野地・松柏	入寺川	204-1038-2	令和3年1月15日	—
135	高野地・松柏	入寺川	204-1038-3	令和3年1月15日	令和3年1月15日
136	高野地・松柏	入寺川	204-1038-4	令和3年1月15日	—
137	松柏	鳴滝川	204-1042-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
138	松柏	鳴滝川	204-1042-2	令和3年1月15日	—
139	川之内	南裏川	204-1044	令和3年1月15日	令和3年1月15日
140	川之内	西宮谷川	204-1045	令和3年1月15日	令和3年1月15日
141	川之内	中宮谷川	204-1046	令和3年1月15日	令和3年1月15日
142	郷	東大下川	204-1048	令和3年1月15日	令和3年1月15日
143	郷	タンノク川	204-1049	令和3年1月15日	—
144	郷	東稲市川	204-1051	令和3年1月15日	令和3年1月15日
145	若山	西光口川	204-1072	令和3年1月15日	—
146	八代	八代川	204-1082-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
147	八代	八代川	204-1082-2	令和3年1月15日	—
148	八代	八代川	204-1082-3	令和3年1月15日	令和3年1月15日
149	大谷口・広瀬・ 八代・栗野浦	宮浦川	204-1088-1	令和3年1月15日	—
150	大谷口・広瀬・ 八代・栗野浦	宮浦川	204-1088-2	令和3年1月15日	—
151	栗野浦	外袋川	204-1090	令和3年1月15日	令和3年1月15日
152	舌間	西舌間川	204-1092	令和3年1月15日	令和3年1月15日
153	舌間・合田	オオムカイ川	204-1095	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
154	川上町川名津	川上大川	204-1103-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
155	川上町川名津	川上大川	204-1103-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
156	川上町川名津	川上大川	204-1103-3	令和3年1月15日	—
157	川上町川名津	川上大川	204-1103-4	令和3年1月15日	令和3年1月15日
158	川上町川名津	川上大川	204-1103-5	令和3年1月15日	令和3年1月15日
159	川上町川名津	川上大川	204-1103-6	令和3年1月15日	令和3年1月15日
160	川上町上泊	田ノ浦川	204-1105-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
161	川上町上泊	田ノ浦川	204-1105-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
162	川上町上泊	田ノ浦川	204-1105-3	令和3年1月15日	令和3年1月15日
163	川上町上泊	田ノ浦川	204-1105-4	令和3年1月15日	令和3年1月15日
164	真網代	ハナコ川	204-1111	令和3年1月15日	令和3年1月15日
165	穴井	中浦川	204-1115-1	令和3年1月15日	—
166	穴井	中浦川	204-1115-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
167	日土町	今出川	204-2001	令和3年1月15日	令和3年1月15日
168	日土町	東中当川	204-2002	令和3年1月15日	令和3年1月15日
169	日土町	下筵田川	204-2003	令和3年1月15日	令和3年1月15日
170	日土町	東筵田川	204-2004	令和3年1月15日	令和3年1月15日
171	日土町	中筵田川	204-2005-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
172	日土町	中筵田川	204-2005-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
173	日土町	上筵田川	204-2006	令和3年1月15日	令和3年1月15日
174	日土町	下野地川	204-2007	令和3年1月15日	令和3年1月15日
175	日土町	アカイワ川	204-2008	令和3年1月15日	—
176	向灘	西勘定川	204-2009	令和3年1月15日	令和3年1月15日
177	高野地・松柏	入寺川	204-2010	令和3年1月15日	令和3年1月15日
178	松柏・郷	堀田川	204-2011	令和3年1月15日	令和3年1月15日
179	郷	落合川	204-2012	令和3年1月15日	令和3年1月15日
180	川之内	東宮谷川	204-2013	令和3年1月15日	令和3年1月15日
181	川之内	上奥川	204-2014	令和3年1月15日	令和3年1月15日
182	川之内	下奥川	204-2015	令和3年1月15日	令和3年1月15日
183	川之内	奥川	204-2016	令和3年1月15日	令和3年1月15日
184	国木・五反田	ヒラタ川	204-2017	令和3年1月15日	令和3年1月15日
185	五反田	川舞川	204-2018	令和3年1月15日	令和3年1月15日
186	中津川	大門川	204-2019-1	令和3年1月15日	—
187	中津川	大門川	204-2019-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
188	若山	紙屋川	204-2020	令和3年1月15日	—
189	若山	下若山川	204-2021	令和3年1月15日	—
190	釜倉	笠置川	204-2022	令和3年1月15日	令和3年1月15日
191	釜倉	中釜の倉川	204-2023-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
192	釜倉	中釜の倉川	204-2023-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
193	釜倉	中釜の倉川	204-2023-3	令和3年1月15日	令和3年1月15日
194	釜倉	中釜の倉川	204-2023-4	令和3年1月15日	令和3年1月15日
195	釜倉	中釜の倉川	204-2023-5	令和3年1月15日	—
196	釜倉	上釜の倉川	204-2024-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
197	釜倉	上釜の倉川	204-2024-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
198	釜倉	シロノタニ	204-2025	令和3年1月15日	令和3年1月15日
199	釜倉	西釜倉川	204-2026	令和3年1月15日	—
200	釜倉	東釜倉川	204-2027	令和3年1月15日	令和3年1月15日
201	若山	西若山川	204-2028	令和3年1月15日	令和3年1月15日
202	若山	東若山川	204-2029	令和3年1月15日	令和3年1月15日
203	若山	小谷川	204-2030	令和3年1月15日	令和3年1月15日
204	五反田	上五反田川	204-2031	令和3年1月15日	令和3年1月15日
205	八代	下川筋川	204-2032	令和3年1月15日	令和3年1月15日
206	舌間	オオイシガワラ川	204-2033	令和3年1月15日	令和3年1月15日
207	川上町川名津	ヨモノコチ川	204-2034	令和3年1月15日	令和3年1月15日
208	横平	ホサカ川	204-2035	令和3年1月15日	—
209	横平	ホノサカ川	204-2036-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
210	横平	ホノサカ川	204-2036-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
211	横平	池尻川	204-2037	令和3年1月15日	令和3年1月15日
212	谷	谷川	204-2038	令和3年1月15日	令和3年1月15日
213	向灘	須田川	204-J001	令和3年1月15日	令和3年1月15日
214	川之内	南裏川	204-J003	令和3年1月15日	令和3年1月15日
215	川之内	宮谷川	204-J004	令和3年1月15日	令和3年1月15日
216	松柏・郷	西稲ヶ市川	204-J005	令和3年1月15日	令和3年1月15日
217	布喜川	庵谷川	204-J006	令和3年1月15日	令和3年1月15日
218	五反田	下五反田川	204-J007	令和3年1月15日	令和3年1月15日
219	栗野浦	中袋川	204-J008	令和3年1月15日	令和3年1月15日
220	栗野浦	外袋川	204-J009	令和3年1月15日	令和3年1月15日
221	栗野浦	坪浦川	204-J010	令和3年1月15日	—
222	舌間	宮島川	204-J011	令和3年1月15日	—
223	舌間・合田	舌間川	204-J012	令和3年1月15日	令和3年1月15日
224	合田	東合田川	204-J013	令和3年1月15日	令和3年1月15日
225	保内町磯崎	河原川	441-1121-1	令和3年1月15日	—
226	保内町磯崎	河原川	441-1121-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
227	保内町磯崎	磯崎里川	441-1122-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
228	保内町磯崎	磯崎里川	441-1122-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
229	保内町磯崎	立葉合川	441-1123	令和3年1月15日	令和3年1月15日
230	保内町磯崎	中之谷川	441-1124-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
231	保内町磯崎	中之谷川	441-1124-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
232	保内町磯崎	西夢永川	441-1125-1	令和3年1月15日	—
233	保内町磯崎	西夢永川	441-1125-2	令和3年1月15日	—
234	保内町磯崎	西夢永川	441-1125-3	令和3年1月15日	—
235	保内町磯崎	西夢永川	441-1126	令和3年1月15日	—
236	保内町磯崎	下夢永川	441-1127	令和3年1月15日	令和3年1月15日
237	保内町喜木津	峰川	441-1129	令和3年1月15日	—
238	保内町喜木津	丸田川	441-1130	令和3年1月15日	—
239	保内町川之石	西町川	441-1132	令和3年1月15日	—
240	保内町川之石	大峰川	441-1133	令和3年1月15日	令和3年1月15日
241	保内町宮内	竿根川	441-1139	令和3年1月15日	令和3年1月15日
242	保内町宮内	坂本川	441-1143	令和3年1月15日	令和3年1月15日
243	保内町宮内	枇杷谷川	441-1144	令和3年1月15日	—
244	保内町宮内	平大敷川	441-1146	令和3年1月15日	令和3年1月15日
245	保内町宮内	駄場下川	441-1148	令和3年1月15日	令和3年1月15日
246	保内町宮内	舟木谷川	441-1149	令和3年1月15日	令和3年1月15日
247	保内町宮内	大竹川	441-1150	令和3年1月15日	令和3年1月15日
248	保内町須川	奥川	441-1153-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
249	保内町須川	奥川	441-1153-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
250	保内町須川	奥川	441-1153-3	令和3年1月15日	令和3年1月15日
251	保内町須川	奥川	441-1153-4	令和3年1月15日	—
252	保内町須川	東南山川	441-1154	令和3年1月15日	令和3年1月15日
253	保内町須川	西南山川	441-1155	令和3年1月15日	令和3年1月15日
254	保内町須川	芝尾川	441-1156	令和3年1月15日	令和3年1月15日
255	保内町川之石	南川	441-1158	令和3年1月15日	—
256	保内町川之石	西馬越川	441-1160	令和3年1月15日	令和3年1月15日
257	保内町川之石	東馬越川	441-1161	令和3年1月15日	令和3年1月15日
258	保内町川之石	東大鳥越川	441-1162	令和3年1月15日	令和3年1月15日
259	保内町磯崎	東夢永川	441-2039	令和3年1月15日	—
260	保内町喜木津	西峰川	441-2041	令和3年1月15日	令和3年1月15日
261	保内町宮内	西大畑川	441-2042-1	令和3年1月15日	令和3年1月15日
262	保内町宮内	西大畑川	441-2042-2	令和3年1月15日	令和3年1月15日
263	保内町川之石	下西町川	441-2043	令和3年1月15日	令和3年1月15日
264	保内町宮内	平太敷川	441-2044	令和3年1月15日	令和3年1月15日
265	保内町宮内	太敷川	441-2045	令和3年1月15日	令和3年1月15日
266	保内町須川	下奥川	441-2046	令和3年1月15日	令和3年1月15日
267	保内町磯崎	東河原川	441-J016	令和3年1月15日	令和3年1月15日
268	保内町喜木津	東磯崎川	441-J017	令和3年1月15日	令和3年1月15日
269	保内町喜木津	西磯崎川	441-J018	令和3年1月15日	令和3年1月15日
270	保内町喜木津	東喜木津川	441-J019	令和3年1月15日	令和3年1月15日

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
271	保内町喜木津	北東風脇川	441-J021	令和3年1月15日	—
272	保内町宮内	大谷川	441-J023	令和3年1月15日	令和3年1月15日
273	保内町宮内	大峠川	441-J024	令和3年1月15日	令和3年1月15日
274	保内町宮内	舟川	441-J025	令和3年1月15日	令和3年1月15日
275	保内町須川	上名坂川	441-J026	令和3年1月15日	令和3年1月15日
276	保内町須川	北南山川	441-J027	令和3年1月15日	令和3年1月15日
277	保内町川之石	西大鳥越川	441-J028	令和3年1月15日	令和3年1月15日

(3) 地すべり

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
1	日土町	今出	204-J-255	令和3年1月15日	—
2	日土町	今出西	204-J-256	令和3年1月15日	—
3	日土町	今出東	204-J-257	令和3年1月15日	—
4	日土町	防川	204-J-258	令和3年1月15日	—
5	日土町	新堂東	204-J-259	令和3年1月15日	—
6	日土町	松岡	204-J-260	令和3年1月15日	—
7	日土町	中当	204-J-261	令和3年1月15日	—
8	日土町	中当東	204-J-262	令和3年1月15日	—
9	日土町	川辻	204-J-263	令和3年1月15日	—
10	日土町	横尾地	204-J-264	令和3年1月15日	—
11	日土町	小坂	204-J-265	令和3年1月15日	—
12	日土町	森山	204-J-266	令和3年1月15日	—
13	日土町	榎野	204-J-267	令和3年1月15日	—
14	日土町	福岡	204-J-268	令和3年1月15日	—
15	日土町	筵田	204-J-269	令和3年1月15日	—
16	日土町	防泰野	204-J-270	令和3年1月15日	—
17	八代	野中	204-J-273	令和3年1月15日	—
18	八代	迫田	204-J-274	令和3年1月15日	—
19	国木・五反田	湯島	204-J-275	令和3年1月15日	—
20	国木	牛名西	204-J-277	令和3年1月15日	—
21	国木	牛名	204-J-278	令和3年1月15日	—
22	国木	国木	204-J-279	令和3年1月15日	—
23	五反田	元井	204-J-280	令和3年1月15日	—
24	五反田・布喜川	日の浦	204-J-281	令和3年1月15日	—
25	布喜川	布喜川	204-J-282	令和3年1月15日	—
26	横平	横平	204-J-283	令和3年1月15日	—
27	中津川	日ノ地	204-J-284	令和3年1月15日	—
28	中津川	矢野畑	204-J-285	令和3年1月15日	—
29	若山	水ノ元	204-J-286	令和3年1月15日	—
30	若山	若山	204-J-287	令和3年1月15日	—
31	高野地	高野地	204-J-288	令和3年1月15日	—
32	高野地	高野地東	204-J-289	令和3年1月15日	—
33	高野地	高野地北	204-J-290	令和3年1月15日	—
34	郷	稲ヶ市	204-J-291	令和3年1月15日	—
35	松柏・郷	松尾	204-J-292	令和3年1月15日	—
36	松柏	古谷	204-J-293	令和3年1月15日	—
37	松柏・郷	末広	204-J-294	令和3年1月15日	—
38	郷	梶谷	204-J-295	令和3年1月15日	—

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
39	郷	梨尾	204-J-296	令和3年1月15日	—
40	郷	上郷北	204-J-297	令和3年1月15日	—
41	郷	上郷	204-J-298	令和3年1月15日	—
42	郷・川之内	上郷南	204-J-299	令和3年1月15日	—
43	川之内	田浪	204-J-300	令和3年1月15日	—
44	郷・川之内	影浦東	204-J-302	令和3年1月15日	—
45	川之内	下川之内	204-J-303	令和3年1月15日	—
46	川之内	川之内南	204-J-304	令和3年1月15日	—
47	川之内	川之内	204-J-305	令和3年1月15日	—
48	川之内	古藪	204-J-306	令和3年1月15日	—
49	川之内	芝中	204-J-307	令和3年1月15日	—
50	合田	合田東	204-J-308	令和3年1月15日	—
51	合田	合田	204-J-309	令和3年1月15日	—
52	大島	大島北	204-J-310	令和3年1月15日	—
53	大平	津羽井	204-J-312	令和3年1月15日	—
54	日土町	神明南	204-J-515	令和3年1月15日	—
55	日土町	梶谷岡	204-J-516	令和3年1月15日	—
56	日土町	福岡西	204-J-517	令和3年1月15日	—
57	日土町	筵田東	204-J-518	令和3年1月15日	—
58	日土町	野地	204-J-519	令和3年1月15日	—
59	日土町	瀬田	204-J-520	令和3年1月15日	—
60	郷	郷	204-J-523	令和3年1月15日	—
61	穴井	穴井北	204-J-524	令和3年1月15日	—
62	川上町川名津	川名津南	204-J-525	令和3年1月15日	—
63	川上町川名津	川名津北	204-J-526	令和3年1月15日	—
64	郷・川之内	南裏	204-J-1002	令和3年1月15日	—
65	中津川	午地	204-NK-13	令和3年1月15日	—
66	日土町	梶谷岡	204-NK-17	令和3年1月15日	—
67	布喜川	布喜川	204-NK-19	令和3年1月15日	—
68	川上町川名津	川名津	204-NK-20	令和3年1月15日	—
69	真網代	小網代	204-NK-21	令和3年1月15日	—
70	真網代	真網代	204-NK-22	令和3年1月15日	—
71	五反田	上大峠	204-NS-112	令和3年1月15日	—
72	日土町	檜の木	204-NS-121	令和3年1月15日	—
73	松柏・江戸岡1丁目・江戸岡2丁目	南柏	204-NS-128	令和3年1月15日	—
74	五反田	三本木	204-NS-129	令和3年1月15日	—
75	日土町	田の窪	204-NS-161	令和3年1月15日	—
76	日土町	出奥	204-NS-181	令和3年1月15日	—

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
77	保内町磯崎	磯崎	441-J-317	令和3年1月15日	—
78	保内町磯崎	中之谷南	441-J-319	令和3年1月15日	—
79	保内町磯崎	夢永北	441-J-321	令和3年1月15日	—
80	保内町磯崎	夢永	441-J-322	令和3年1月15日	—
81	保内町磯崎	夢永南	441-J-323	令和3年1月15日	—
82	保内町喜木津	峰西	441-J-327	令和3年1月15日	—
83	保内町川之石	本町	441-J-328	令和3年1月15日	—
84	保内町宮内	駄場西	441-J-330	令和3年1月15日	—
85	保内町宮内	里東	441-J-331	令和3年1月15日	—
86	保内町宮内	里西	441-J-332	令和3年1月15日	—
87	保内町宮内	両家南	441-J-333	令和3年1月15日	—
88	保内町宮内	両家	441-J-334	令和3年1月15日	—
89	保内町宮内	枇杷谷	441-J-335	令和3年1月15日	—
90	保内町宮内	両家北	441-J-336	令和3年1月15日	—
91	保内町宮内	平家谷	441-J-337	令和3年1月15日	—
92	保内町宮内	山崎	441-J-338	令和3年1月15日	—
93	保内町須川	奥	441-J-339	令和3年1月15日	—
94	保内町須川	須川南	441-J-340	令和3年1月15日	—
95	保内町須川	名坂峠北	441-J-341	令和3年1月15日	—
96	保内町須川	名坂峠	441-J-342	令和3年1月15日	—
97	保内町川之石	港町	441-J-343	令和3年1月15日	—
98	保内町川之石	港町北	441-J-344	令和3年1月15日	—
99	保内町川之石	雨井	441-J-345	令和3年1月15日	—
100	保内町川之石	西町	441-J-346	令和3年1月15日	—
101	保内町宮内	鼓尾東	441-J-347	令和3年1月15日	—
102	保内町宮内	鼓尾	441-J-348	令和3年1月15日	—
103	保内町広早	国木	441-J-528	令和3年1月15日	—
104	保内町川之石	楠町	441-J-529	令和3年1月15日	—
105	保内町川之石	雨井北	441-J-530	令和3年1月15日	—
106	保内町宮内	鼓尾西	441-J-531	令和3年1月15日	—
107	保内町川之石	楠町南	441-NK-278	令和3年1月15日	—
108	保内町宮内	西之河内南	441-NK-279	令和3年1月15日	—
109	保内町喜木津	横畑	441-NK-281	令和3年1月15日	—
110	保内町須川	南山	441-NK-285	令和3年1月15日	—
111	保内町喜木津	東風脇	441-NS-19	令和3年1月15日	—
112	保内町喜木・日土町	磯岡	441-NS-38	令和3年1月15日	—
113	保内町宮内	西之河内	441-NS-60	令和3年1月15日	—
114	保内町川之石	和田	441-NS-94	令和3年1月15日	—

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	指定年月日
115	保内町広早	広早西前	441-NS-95	令和3年1月15日	—
116	保内町宮内	船木谷	441-NS-115	令和3年1月15日	—
117	保内町喜木	神越	441-NS-117	令和3年1月15日	—
118	保内町喜木	城高	441-NS-118	令和3年1月15日	—
119	保内町喜木津	喜木津	441-NS-162	令和3年1月15日	—

資料 2 - 13 ため池一覧表

た め 池 一 覧 表

(令和6年3月1日現在)

ため池の 名 称	場 所	管理者	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	受益 面積 (ha)	予想される被害		
						面積 (ha)	家屋 (戸)	人 (人)
トンダ池	布喜川甲240	布喜川区長	12,000	8.0	2	24.4	50	112
大 池	真網代丁132-2	真網代区長	5,900	5.6	39	6.0	35	96
八代ダム	八代乙301-1	南部パイロット組合代表	26,300	24.2	68	30.0	210	468
淵ヶ谷池	保内町宮内枇杷谷	保内町土地改良区理事長	34,000	16.0	11	37.5	290	693

資料 2-14 指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所一覧表

(1) 指定緊急避難場所一覧表

(令和6年4月1日現在)

地区	番号	施設名		所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					想定 収容 人数 (人) (※3)	指定 一般 避難 所と の重 複 (※4)	備 考	
							洪 水	土 砂 災 害	津 波	地 震	高 潮				大 規 模 地 震
白 浜	1	白浜小学校	体育館	向灘3063	22-0135	2.1	×	×	×	○	×	—	580	有	
			東校舎				②	②	×	○	②	—	434	有	②:248人
			西校舎				②	②	×	○	②	—	712	有	②:620人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	7,361		
	2	白浜保育所	1550-20	22-2454	2.4	②	②	×	○	②	—	479	有	②:297人	
	3	白浜地区公民館	北浜1-7-30	24-5640	1.9	②	○	×	○	②	—	287	有	②:203人	
	4	八幡浜市民スポーツセンター	北浜1-5-1	22-3110	2.9	○	○	×	○	②	—	2,051	有	②:420人	
	5	八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜1-1-1	22-3111	2.2	②	○	▲	○	②	—	496	有	5階:496人 ▲:1,310人	
	6	介護老人保健施設青葉荘	向灘229-14	22-5855	2.6	—	—	▲	—	—	—	1,120			
	7	特別養護老人ホームことぶき荘	向灘229-18	24-6655	2.6	—	—	▲	—	—	—	374			
8	愛媛県南予地方局八幡浜支局	北浜1-3-37	22-4111	2.1	—	—	▲	—	—	—	600				
9	池上マンション	348-1	—	3.3	—	—	▲	—	—	—	353				
10	北浜多目的広場	北浜1-7-30	23-1855	2.2	—	—	×	○	—	○	3,600				
松 蔭	1	松蔭小学校	体育館	広瀬3-4-3	22-0212	2.2	×	×	×	○	×	—	570	有	
			本校舎				③	②	×	○	②	—	749	有	②:600人 ③:352人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	8,420		
	2	みなと交流館	沖新田1581-23	21-3710	2.2	×	○	×	○	×	—	266	有		
	3	沖新田緑地公園	沖新田1581-23	—	2.2	—	—	×	○	—	○	4,400			
	4	八幡浜港フェリーターミナル	出島1581-26	22-3111	3.5	②	○	④	○	②	—	1,293	有		
	5	栗野浦共同作業所	栗野浦508-2	—	33.5	○	○	○	○	○	—	159	有		
	6	松蔭地区公民館	168-1	24-1130	2.7	②	○	×	○	②	—	320	有	②:236人	
	7	ふれあいセンター	栗野浦573-1	24-2585	2.3	○	×	×	○	○	—	141	有		
	8	八幡浜児童センター	栗野浦463-1	22-5171	3.2	○	×	×	○	○	—	290	有		
	9	八幡浜商工会館	北浜1-3-25	22-3411	2.1	—	—	▲	—	—	—	350			
	10	北浜立体駐車場	北浜1-1590-24	23-2877	2.1	—	—	▲	—	—	—	2,533			
	11	八幡浜ハーバープラザホテル	360	22-0022	1.7	—	—	▲	—	—	—	350			
	12	スーパーホテル八幡浜	1460-123	20-9000	2.0	—	—	▲	—	—	—	900			
13	八幡浜センチュリーホテルイトー	1-1460-7	22-2200	2.0	—	—	▲	—	—	—	170				
14	おる d e 新町	272-1	22-0222	1.8	—	—	▲	—	—	—	377				
江 戸 岡	1	旧愛宕中学校	体育館	325	22-3166	51.0	○	○	○	○	○	—	594	有	
			第1校舎				○	○	○	○	○	—	382	有	
			第2校舎				○	○	○	○	○	—	682	有	
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	9,800		

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)						想定 収容 人数 (人) (※3)	指定 一般 避難 所と の重 複 (※4)	備 考	
						洪 水	土 砂 災 害	津 波	地 震	高 潮	大 規 模 地 震				
江戸 岡	2	八幡浜市民図書館	60-1	22-0917	2.7	②	○	▲	○	②	—	550	有	②:550人 ▲:115人	
	3	愛宕保育所	487-3	22-4623	36.0	○	○	○	×	○	—	448	有		
	4	武道館	487-3	24-5813	36.0	○	○	○	×	○	—	362	有		
	5	江戸岡小学校	体育館	江戸岡1-7-1	22-1046	4.6	②	○	×	○	○	—	570	有	②:570人
			校舎				②	○	×	○	○	—	679	有	②:368人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	4482		
	6	江戸岡地区公民館	1253-4	24-5635	3.9	②	○	×	○	○	—	273	有	②:157人	
	7	神宮通福祉会館	792-1	24-6650	5.4	②	②	×	×	○	—	105	有	②:62人	
	8	西宇和農業協同組合本店	江戸岡1-12-10	24-1111	6.8	—	—	▲	—	—	—	641			
	9	四国電力㈱まつかやアパート	松柏丙827	—	4.5	—	—	▲	—	—	—	779			
10	八幡浜市民文化活動センター	62-1	21-3335	3.2	②	○	②	○	○	—	626	有	②:51人		
神 山	1	神山地区公民館	元城団地48	23-0688	17.8	○	○	○	○	○	—	355	有		
	2	神山小学校	体育館	五反田1-154	22-0365	10.0	○	○	○	○	○	—	704	有	
			校舎				○	○	○	○	○	—	1,510	有	
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	4,920		
	3	神山児童クラブ	五反田1-173	24-3630	10.0	○	○	○	○	○	—	196	有		
	4	八幡浜中学校	体育館	八代1-2-1	22-2360	5.5	○	×	×	○	○	—	591	有	
			本館				○	②	×	○	○	—	868	有	②:868人
木造校舎			○				○	×	○	○	—	364	有		
グラウンド			—				—	×	○	—	○	9,614			
5	神山こども園	五反田1-881-2	22-1093	14.5	○	②	○	×	○	—	282	有	②:152人		
6	八幡浜工業高等学校	体育館	古町2-3-1	22-2515	5.4	○	×	×	○	○	—	800	有		
		本館				○	②	▲	○	○	—	630		②:630人 ▲:923人	
		武道場				○	○	×	○	○	—	198	有		
		グラウンド				—	—	×	○	—	○	15,273			
7	王子の森公園	五反田地内	24-5924	7.8	—	—	○	○	○	—	16,000				
千 丈	1	旧松柏中学校	体育館	松柏甲734-1	22-1208	13.0	×	×	○	○	○	—	549	有	
			本館				②	②	○	○	○	—	620	有	②:620人
			西教棟				②	×	○	×	○	—	105	有	②:105人
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	6,547		
	2	千丈地区公民館	松柏甲792-3	24-5295	13.4	②	○	○	×	○	—	266	有	②:236人	
3	八幡浜高等学校	体育館	松柏丙654	22-2570	9.0	×	×	○	○	○	—	1,134	有		
		格技場				×	×	○	○	○	—	378	有		
		いずしね館				②	②	○	○	○	—	190	有	②:190人	
		グラウンド				—	—	○	○	—	○	11,598			
4	保健福祉総合センター	松柏乙1101	24-6626	7.7	②	②	×	○	○		761	有	②:601人		

地区	番号	施設名		所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					想定 収容 人数 (人) (※3)	指定 一般 避難 所の重 複 (※4)	備 考	
							洪水	土砂災害	津波	地震	高潮				大規模地震
千丈	5	千丈小学校	体育館	郷4-1	22-0644	17.0	×	㊟	○	○	○	—	495	有	㊟:495人
			校舎				×	㊟	○	○	○	—	744	有	㊟:744人
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	6,548		
	6	千丈保育所	松柏甲67-1	22-2494	21.2	×	㊟	○	×	○	—	464	有	㊟:193人	
	7	旧長谷小学校	校舎	高野地716	—	294.0	○	×	○	×	○	—	199	有	
グラウンド			—				—	○	○	—	○	1,386			
8	千丈地区公民館高野地分館	高野地852	24-0619	281.0	○	○	○	○	○	—	67	有			
川之内	1	川之内地区公民館	川之内4-149-4	24-5624	95.0	○	㊟	○	○	○	—	225	有	㊟:144人	
	2	旧川之内小学校	校舎	高野地716	—	294.0	○	×	○	×	○	—	199	有	
グラウンド			—				—	○	○	—	○	1,386			
双岩	1	双岩小学校	体育館	若山3-167	22-4302	134.0	○	○	○	○	○	—	452	有	
			校舎				○	○	○	○	○	—	439	有	
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	5,743		
	2	旧双岩中学校	体育館	若山1-330-1	—	136.0	○	㊟	○	○	○	—	540	有	㊟:540人
			校舎				○	○	○	○	○	—	363	有	
	3	双岩地区公民館	若山2-33-4	22-4360	122.0	○	㊟	○	○	○	—	269	有	㊟:169人	
4	双岩保育所	若山4-23-3	22-4359	120.0	○	×	○	○	○	—	217	有			
5	八幡浜市民スポーツパーク	若山地内	22-5595	233.0	—	—	○	○	—	○	20,655				
舌田	1	舌田地区公民館	合田1229-1	22-1409	3.0	○	㊟	×	○	㊟	—	218	有	㊟:167人	
	2	旧舌田小学校	体育館	舌間2-544	—	4.7	○	×	×	×	○	—	292	有	
			マンダリン				○	㊟	×	×	○	—	880	有	㊟:524人
グラウンド	—	—	×	○	—	○	4,025								
川上	1	川上小学校	体育館	川上町川名津甲305	27-0120	2.7	○	㊟	×	○	㊟	—	436	有	㊟:436人
			校舎				○	×	×	×	㊟	—	528	有	㊟:396人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	4,300		
2	川上地区公民館	川上町川名津甲90	27-0500	3.0	○	㊟	×	○	㊟	—	354	有	㊟:231人		
3	川上保育所	川上町川名津甲69-1	27-0605	8.4	○	㊟	×	×	○	—	267	有	㊟:131人		
真穴	1	真穴小学校	校舎	真網代戊162	28-0226	11.4	○	○	○	○	○	—	686	有	
			体育館				○	○	○	○	○	—	540	有	
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	4,653		
	2	旧真穴中学校	校舎	—	11.4	○	○	○	×	○	—	268	有		
	3	真穴保育所	真網代乙184-3	28-0390	2.5	○	○	×	○	○	—	165	有		
	4	真穴地区公民館	穴井3-796-39	29-7018	2.2	○	㊟	×	○	㊟	—	283	有	㊟:93人	
5	真網代くじらリハビリテーション病院	真網代甲229-5	28-1123	4.3	—	—	▲	—	—	—	280				

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					想定 収容 人数 (人) (※3)	指定 一般 避難 所との重 複 (※4)	備 考		
						洪水	土砂 災害	津 波	地 震	高 潮				大 規 模 地 震	
大島	1	大島開発総合センター(大島地区公民館)		28-0608	3.1	○	②	×	×	○	—	165	有	②:78人	
	2	大島産業振興センター		28-0750	2.5	○	②	▲	○	②	—	586	有	▲:390人	
	3	大島体育館		—	2.5	○	×	×	×	×	—	392	有		
	4	旧大島小・中学校グラウンド		—	2.5	—	—	×	○	—	○	55			
日土	1	旧青石中学校	体育館	日土町2-96	—	16.0	×	○	○	○	○	—	594	有	
			校舎				②	②	○	×	○	—	567	有	②:504人
			グラウンド				×	—	○	○	—	○	9,409		
	2	日土小学校	体育館	日土町2-851	26-0010	29.0	②	②	○	○	○	—	522	有	②:522人
			東校舎				×	×	○	○	○	—	138	有	
			西・中校舎				×	×	○	○	○	—	441	有	
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	2,683		
	3	日土保育所		日土町8-125-3	26-0032	54.0	○	○	○	○	○	—	130	有	
	4	下河原共同作業所		日土町4-505	—	16.0	×	×	○	○	○	—	190	有	
5	JAにしよう日土出張所(日土地区公民館)		日土町2-262-2	26-0934	24.0	③	②	○	×	○	—	386	有	②:386人 ③:192人	
日土東	1	日土東地区複合施設(日土東地区公民館)		26-0931	208.0	○	○	○	○	○	—	1,022	有		
	2	旧日土東小学校	木造校舎	日土町6-961	—	208.0	○	×	○	×	○	—	323	有	
			R C校舎				○	②	○	×	○	—	201	有	②:140人
グラウンド			210.0				—	—	○	○	—	○	4,200		
喜須来	1	喜須来小学校	体育館	喜木2-224	36-0303	8.1	×	○	○	○	○	—	837	有	
			校舎				③	②	○	○	○	—	609	有	②:420人 ③:231人
			グラウンド				—	—	○	○	—	○	4,525		
	2	喜須来地区公民館		須川78-1	36-2836	10.5	×	○	○	×	○	—	347	有	
	3	旧喜須来保育所		喜木2-132-1	—	8.3	②	②	○	×	○	—	361	有	②:104人
	4	保内中央体育館		喜木1-31-3	—	3.9	×	○	×	○	○	—	798	有	
	5	榎あわしま堂神越ハイツ女子寮		喜木1-25-1	37-2176	3.8	—	—	▲	—	—	—	490		
	6	榎あわしま堂神越ハイツ男子寮		喜木1-25-1	—	3.8	—	—	▲	—	—	—	270		
7	四国電力榎保内アパート		喜木2-200	—	7.2	—	—	▲	—	—	—	485			
8	神越グラウンド		喜木1-18	36-1020	5.6	×	—	×	○	—	○	5,658			
川之石	1	保内中学校	体育館	川之石1-243-1	36-2345	2.9	②	○	×	○	②	—	1,666	有	②:313人
			校舎				②	②	▲	○	②	—	1,404	有	▲:1,540人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	21,599		
	2	川之石小学校	体育館	川之石3-300	36-0124	2.3	○	○	×	○	②	—	567	有	②:95人
			校舎				○	○	▲	○	②	—	756	有	②:567人 ▲:730人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	4,490		
	3	旧川之石保育所		川之石1-125-1	—	2.2	②	②	×	×	②	—	373	有	②:185人
	4	楠町自治公民館		川之石1-237-120	37-2519	2.8	②	○	×	○	②	—	166	有	②:109人

地区	番号	施設名		所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					想定 収容 人数 (人) (※3)	指定 一般 避難 所との 重複 (※4)	備考	
							洪水	土砂災害	津波	地震	高潮				大規模地震
川之石	5	川之石高等学校	体育館	川之石1-112	36-0550	2.4	×	×	×	○	×	—	643	有	(北教棟) ②:374人 ③:182人 ▲:288人 (本館・南教棟) ②:1,199人 ③:811人 ▲:1,104人
			北教棟				③	②	▲	○	②	—	620	有	
			本館・南教棟				③	②	▲	○	②	—	1,519	有	
			武道場				×	×	×	○	×	—	350	有	
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	11,385		
	6	旧若草交流センター	川之石1-50		3.0	×	○	×	×	②	—	236	有	②:151人	
	7	川之石地区交流拠点施設みなせ	川之石3-11-1		36-2837	2.0	×	○	×	○	×	—	343	有	
宮内	1	宮内地区公民館	宮内1-535-2		36-2838	3.6	×	○	×	○	②	—	294	有	②:180人
	2	文化会館	宮内1-118		36-3040	2.8	×	○	×	○	②	—	374	有	②:374人
	3	宮内小学校	体育館	保内町宮内5-46	36-0039	5.3	②	○	×	○	○	—	599	有	
			校舎				②	②	×	○	○	—	903	有	②:651人
			グラウンド				—	—	×	○	—	○	6,976		
	4	保内福祉会館	宮内1-130		22-3111	2.5	×	○	×	○	×	—	96	有	
	5	旧宮内保育所	宮内5-87-4		—	6.2	×	○	×	×	○	—	577	有	
	6	保内幼稚園	宮内4-50		36-1082	8.0	○	○	×	○	○	—	346	有	
	7	八幡浜市役所保内庁舎	宮内1-260		22-3111	2.6	③	○	×	○	②	—	471	有	②:471人 ③:350人
	8	保内保健福祉センター	宮内1-124-1		22-3111	2.5	③	○	×	○	②	—	390	有	②:363人 ③:157人
9	保内保育所	宮内1-37		21-2844	2.9	×	○	×	○	○	—	699	有		
10	保内児童センター	宮内1-36-1		21-2846	2.9	×	○	×	○	×	—	409	有		
磯津	1	磯津地区公民館	磯崎1369-1		35-0215	12.0	○	②	○	○	○	—	164	有	②:128人
	2	磯崎体育館	磯崎1501		—	9.7	○	×	○	○	○	—	476	有	
	3	旧磯崎小学校グラウンド	磯崎1501		—	9.7	—	—	○	○	—	○	3,758		
	4	喜木津体育館	喜木津2-353		—	8.0	○	×	○	○	○	—	387	有	
	5	旧喜木津小学校	校舎	喜木津2-353	—	8.0	○	②	○	×	○	—	457	有	②:367人
グラウンド			—				—	○	○	—	○	1,448			

※1 海拔(約m)は、国土地理院地図(電子国土web)を参照

※2 災害種別

- ・洪水:千丈川浸水想定区域
- ・土砂災害:土砂災害警戒区域
- ・津波:愛媛県地震被害想定調査(H25)の津波浸水想定区域
- ・「○」:適 「②」:2階以上に収容 「③」:3階以上に収容
- ・「▲」:津波避難ビルとして収容 「×」:不適 「—」:対象外

※3 想定収容人数の算定基準:有効面積のうち1人当たり1㎡

※4 保健福祉総合センターと保内保健福祉センターは、指定一般避難所、指定福祉避難所と重複

(2) 自主的な緊急避難場所（施設）災害適否一覧表

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					
						洪水	土砂災害	津波	地震	高潮	大規模地震
白浜	1	大内浦自治公民館	向灘1119	22-4201	7.8	○	×	×	×	○	—
	2	高城自治公民館	向灘361-2	24-7120	3.0	②	×	×	○	×	—
	3	中浦自治公民館	向灘2975-7	22-5722	2.6	○	○	×	○	×	—
	4	神城自治公民館	向灘3000-3	22-4246	2.4	○	×	×	○	②	—
	5	津羽井自治公民館	大平2-1060-2	22-0638	144.0	○	×	○	○	○	—
	6	大平自治公民館	大平1-759-2	23-2952	5.0	○	×	×	○	○	—
	7	杖之浦自治公民館	向灘1264	—	3.6	○	○	×	×	○	—
松蔭	1	栗野浦自治公民館	栗野浦574-13	22-1078	1.8	×	○	×	×	×	—
	2	栗野浦（鯛引）集会所	栗野浦11-1-4	—	17.2	○	○	○	×	○	—
	3	古町自治公民館	古町2-1-2	23-2756	5.2	○	×	×	×	○	—
	4	大谷口自治公民館	大谷口2-1-31	—	2.7	×	×	×	○	○	—
神山	1	八代自治公民館	八代乙393-3	22-2928	11.3	○	×	○	×	○	—
	2	八代団地自治公民館	八代乙452-24	—	60.0	○	×	○	×	○	—
	3	川舞自治公民館	五反田2-2004-6	23-2873	15.0	○	②	○	○	○	—
	4	国木自治公民館	国木476-2	—	114.0	○	×	○	○	○	—
	5	牛名集会所	国木1738	—	256.0	○	○	○	○	○	—
	6	日の浦団地集会所	五反田2-1338-106	—	81.0	○	×	○	○	○	—
	7	下大峠集会所	五反田1-1850	—	34.0	○	○	○	×	○	—
	8	鯨集会所	五反田1-1052-2	—	14.1	○	×	○	×	○	—
	9	徳雲坊集会所	矢野町323	—	5.8	○	×	×	○	○	—
	10	矢野町自治公民館	矢野町448	—	7.2	○	○	○	×	○	—
	11	上大峠集会所	上大峠	—	89.0	○	×	○	×	○	—
千丈	1	郷自治公民館	郷1-1-3	—	51.0	○	○	○	×	○	—
	2	上郷集会所	郷1-122	—	137.0	○	×	○	○	○	—
	3	田浪集会所	川之内5-286-3	—	276.0	○	×	○	×	○	—
	4	松尾自治公民館	松柏甲35-10	—	19.4	×	×	○	×	○	—
	5	千丈駅前集会所	松柏甲99-2	—	29.1	○	×	○	○	○	—
	6	末広集会所	郷3-354-1	—	130.0	○	×	○	×	○	—
	7	稲ヶ市集会所	郷4-42-1	—	25.5	○	×	○	×	○	—
	8	郷梨尾ミニ集会所	郷梨尾	—	128.0	○	×	○	○	○	—
	9	新開町集会所	郷2-7-2	—	32.0	×	×	○	×	○	—
	10	木多町集会所	松柏甲54-2	—	21.0	×	×	○	×	○	—
川之内	1	川之内ミニ集会施設	川之内上	—	259.0	○	×	○	○	○	—
	2	南裏集会所	南裏	—	315.0	○	×	○	×	○	—
	3	古藪集会所	畑中3315	—	337.0	○	×	○	×	○	—

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					
						洪水	土砂災害	津波	地震	高潮	大規模地震
双岩	1	露岩集会所	布喜川甲833-1	—	105.0	○	○	○	○	○	—
	2	中津川自治公民館	中津川1-511-1	24-5944	159.0	○	×	○	×	○	—
	3	横平集会所	横平310-3	—	234.0	○	×	○	×	○	—
	4	若山奥谷ミニ集会所	若山奥谷	—	160.0	○	○	○	○	○	—
	5	谷集会所	谷5-304	—	179.0	○	×	○	○	○	—
	6	釜倉集会所	釜倉1-669-1	—	165.0	○	②	○	×	○	—
	7	西光団地集会所	若山2-482	—	138.0	○	×	○	○	○	—
	8	岡の地ミニ集会所施設	若山岡の地	—	197.0	○	×	○	○	○	—
	9	本村集会所	若山4-74-1	—	126.0	○	×	○	○	○	—
	10	布喜川集会所	布喜川甲12	—	137.0	○	×	○	×	○	—
舌田	1	舌間自治公民館	舌間2-1272-17	22-1407	2.7	○	②	×	○	②	—
	2	舌田集会所	合田2140-1	—	3.4	○	×	×	×	○	—
川上	1	白石自治公民館	川上町白石乙393-6	24-7494	2.5	○	②	×	○	②	—
	2	上泊自治公民館	川上町上泊甲815-1	—	2.2	○	②	×	○	○	—
真穴	1	真網代自治公民館	真網代丙620-5	—	5.5	○	×	×	○	×	—
	2	穴井集会所	穴井4-146-6	—	3.5	○	×	×	×	②	—
	3	小網代集会所	真網代戊61-3	—	6.3	○	×	×	×	○	—
日土	1	出之奥集会所	日土町3-15-1	—	20.0	②	②	○	○	○	—
	2	下河原集会所	日土町2-8	—	15.0	×	×	○	○	○	—
	3	田之窪集会所	日土町7-1171	—	244.0	○	○	○	×	○	—
	4	小坂集会所	日土町7-403-2	—	192.0	○	×	○	○	○	—
	5	森山集会所	日土町7-2470-3	—	309.0	○	○	○	○	○	—
	6	榎野集会所	日土町7-3097-3	—	401.0	○	×	○	○	○	—
	7	梶谷岡集会所	日土町5-551-5	—	82.0	○	○	○	○	○	—
	8	今出集会所	日土町8-2165-1	—	282.0	○	×	○	○	○	—
	9	横尾地ミニ集会所施設	日土町横尾地	—	255.0	○	×	○	○	○	—
	10	防川集会所	日土町2-212-2	—	31.0	○	×	○	×	○	—
	11	松岡集会所	日土町松岡	—	40.0	○	×	○	×	○	—
	12	新堂集会所	日土町2-698	—	49.0	○	×	○	○	○	—
	13	続藪集会所	日土町1-853-3	—	37.0	②	×	○	○	○	—
	14	中当集会所	日土町8-515	26-0933	84.0	○	×	○	×	○	—
	15	神明集会所	日土町8-1715-1	—	80.0	○	○	○	×	○	—
日土東	1	檜ノ木集会所	日土町檜之木	—	177.0	○	○	○	×	○	—
	2	筵田集会所	日土町筵田	—	232.0	○	×	○	○	○	—
	3	福岡集会所	日土町5-2534-5	—	237.0	○	×	○	○	○	—
	4	野地集会所	日土町野地	—	323.0	○	×	○	×	○	—
	5	久保田集会所	日土町久保田	—	223.0	○	×	○	×	○	—
	6	尾之花集会所	日土町尾之花	—	204.0	○	×	○	○	○	—
	7	瀬田集会所	日土町瀬田	—	371.0	○	○	○	×	○	—

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	海拔 (約m) (※1)	災害種別ごとの 適否(※2)					
						洪水	土砂災害	津波	地震	高潮	大規模地震
喜須来	1	神越自治公民館	保内町喜木1-223-1	—	5.5	×	②	×	○	○	—
	2	城高自治公民館	保内町喜木2-124-4	—	8.1	×	②	○	×	○	—
	3	磯岡自治公民館	保内町喜木3-234-3	—	12.3	×	②	○	×	○	—
	4	須川里・日之地自治公民館	保内町須川261	—	24.0	×	②	○	×	○	—
	5	喜木町自治公民館	保内町喜木2-64-5	—	8.4	×	○	○	×	○	—
	6	須川里井集会所	保内町須川86-1	—	11.7	×	○	○	×	○	—
	7	奥自治公民館	保内町須川1282-2	—	83.0	○	×	○	×	○	—
川之石	1	琴平自治公民館	保内町川之石2-13-3	—	2.0	×	×	×	×	×	—
	2	本町自治公民館	保内町川之石3-304-103	36-0886	2.0	②	○	×	×	②	—
	3	赤網代自治公民館	保内町川之石4-1-6	—	2.6	○	○	×	×	②	—
	4	内之浦自治公民館	保内町川之石5-41-1	—	1.9	○	×	×	×	②	—
	5	雨井自治公民館	保内町川之石6-31-1	—	2.4	○	②	×	×	②	—
	6	和田町自治公民館	保内町川之石1-150-1	36-1488	1.2	②	○	×	×	×	—
宮内	1	清水町自治公民館	保内町宮内1-149	—	2.0	×	○	×	○	②	—
	2	駄場自治公民館	保内町宮内2-259-4	—	2.7	×	○	×	○	②	—
	3	西之河内下自治公民館	保内町宮内2-656-2	—	11.2	○	○	○	○	○	—
	4	両家・枇杷谷自治公民館	保内町宮内9-33-4	—	30.0	○	×	○	○	○	—
	5	舟来谷自治公民館	保内町宮内1-716-2	—	14.0	○	②	×	○	○	—
	6	鼓尾自治公民館	保内町宮内10-44	—	92.0	○	×	○	○	○	—
	7	大竹自治公民館	保内町宮内1-454-1	—	2.6	×	②	×	×	②	—
	8	大竹第1集会所	保内町宮内1-357-1	—	4.8	②	②	×	×	○	—
	9	西之河内上自治公民館	保内町宮内2-997-1	—	20.0	○	×	○	×	○	—
	10	里東自治公民館	保内町宮内5-545-2	—	20.0	○	×	○	×	○	—
	11	里西自治公民館	保内町宮内4-442-1	—	18.8	○	×	○	×	○	—
磯津	1	夢永集会所	保内町磯崎2229	—	46.0	○	×	○	○	○	—
	2	さつきが丘団地集会所	保内町磯崎689-1	—	15.1	○	②	○	×	○	—
	3	喜木津集会所	保内町喜木津2-330-2	—	4.3	○	②	○	○	○	—
	4	広早集会所	保内町広早124-2	—	125.0	○	○	○	×	○	—

※1 海拔(約m)は、国土地理院地図(電子国土web)を参照

※2 災害種別

- ・洪水：千丈川浸水想定区域
- ・土砂災害：土砂災害警戒区域
- ・津波：愛媛県地震被害想定調査(H25)の津波浸水想定区域
- ・「○」：適 「②」：2階以上に収容 「×」：不適 「—」：対象外

(3) 津波一時避難場所一覧表

地区	番号	名称	海拔(m)	地区	番号	名称	海拔(m)	
白浜	1	大平自治公民館跡地	13.3	江戸岡	3	八幡浜高校裏(桧谷3)	16.6	
	2	萩森神社	28.7		4	棟山(山越)	29.9	
	3	西安横道路	18.2		5	八幡神社(清水町)	19.4	
	4	ちびっこ広場	10.7		6	たちばな幼稚園跡(松蔭町)	13.5	
	5	名坂市営墓地前	43		7	愛宕中学校(西海寺)	50.8	
	6	幸町六軒屋	17.9		神山	1	梅の堂	16
	7	松本町石井宅前	16			2	神山地区公民館	17.5
	8	海望園野井宅前	18.9	3		八尺神社	13.5	
	9	坂本和彦宅前	14.5	4		八代自治公民館裏山	19.5	
	10	小山駐車場	10.8	舌田	1	榎峠	35.9	
	11	野本和彦宅前	16.4		2	舌間農道	60.8	
	12	村中清宅前	11.2		3	林茂宅上畑	24.4	
	13	明神様上農道	23		4	二宮重登宅上畑	33.4	
	14	長早上農道	29.5		5	庵寺広場	17	
	15	琴平	14.1		6	橋本茂喜宅横	14.1	
	16	向灘農道入口	23.7		7	一宮神社	19.6	
	17	3町内氏間さん農地	18.8	川上	1	白石バス停	19.2	
	18	高城公民館上農地	13.8		2	白石庵寺	19.6	
	19	慈雲庵跡地周辺	18.5		3	白石農道入口	13.5	
	20	内山さん宅周辺	15.4		4	ウラノカお墓下農道	37.4	
	21	中野さん宅周辺	16.8		5	テラヤマお墓下農道	57.8	
	22	徳島氏宅上道路	10		6	アラヒラ青年団実習園下農道	50.1	
	23	大石宅横の道路	20.9		7	ムカイ保育所上農道	28.7	
	24	おぼろ神社境内上道路	19.9		8	市道ゴミステーション	23.5	
	25	大本氏宅周辺	16		9	市道井上金次氏倉庫前	27.7	
	26	松井氏宅周辺	18.1		10	市道第1司令室前	29.7	
	27	市道大内浦線上	11.2		11	庵寺前	20	
	28	大内浦墓地下	33.5	真穴	1	保育所裏山(ゲンゾウ前)	30.5	
松蔭	1	松蔭小学校裏農道	23.2		2	小・中学校裏山	20.3	
	2	愛染堂	10		3	松良文人氏倉庫前(小網代)	28.5	
	3	愛宕保育所	36		4	石田覚芳氏倉庫前	33.8	
	4	鯛引集会所	17.5		5	中線入口	41	
	5	八西生コン上農道	11.3		6	招魂社下	29.9	
	6	堂堂山貯水池	18.2		7	二宮直之氏園付近国道(大釜)	10	
	7	栗野浦3	41.2		8	同志会農場横(天満宮上)	17.3	
江戸岡	1	清水山(桧谷2)	14.1		9	中村宅駐車場	11.9	
	2	大神宮裏(神宮前)	13.7		10	福高寺	11.9	
					11	京田消防倉庫	10	

地区	番号	名称	海拔 (m)
大島	1	学校裏山	10.4
	2	加重山1 (井上鶴雄宅上)	12
	3	加重山2 (井上マリコ宅上)	24.6
	4	江の浦山 (井上義長宅上)	10.3
	5	本浦山 (横浦平次郎宅上)	19
	6	御神山 (榊井千恵子宅上)	19.7
	7	窪津山 (宮崎彦春倉庫上)	11.9
	8	願海寺上	14.5
喜須来	1	神越神社	19.6
	2	天王山	37
川之石	1	共同墓地 (西町)	20.4
	2	みさき果樹園下交差点	19.5
	3	市営住宅前広場 (西町)	11.2
	4	雨井神社	11.8
	5	お庵 (雨井)	12
	6	龍潭寺	10.9
	7	観音堂	26
	8	旧赤網代公民館跡地	10.8
	9	お庵 (本町)	11
	10	琴平公園	21.4
	11	和田山農道	27.1
	12	選鉱場跡地	32.3
	13	楠町農道	27
	14	お庵 (楠町)	15
	15	八幡森神社	33.1
宮内	1	大竹貯水タンク	61.4
	2	大竹森田宅前道路	20.6
	3	駄場農道	34.9
	4	新宮内交差点	14.3
	5	舟来谷農道	29.3
	6	高德寺駐車場	24.7
	7	里西農道	25.3
	8	保内交通検問所	55.8
磯津	1	旧農協事業所前 (喜木津)	16.7
	2	青石寮上夢永公園	30.4
	3	客神社	23.9
	4	通玄寺	35.8
	5	旧磯崎保育所跡地	19.2

(4) 津波避難ビルの収容可能人数等一覧表

(令和4年4月1日現在)

施設名	所有者	収容可能人数	構造	階数	建築年
真網代くじらリハビリテーション病院	医療法人青峰会	280	鉄筋コンクリート造	4	H6
八幡浜商工会館	八幡浜商工会議所	350	鉄骨・鉄筋コンクリート造	6	H3
八幡浜センチュリーホテルイトー	(株)イトー	170	鉄筋コンクリート造	7	S59
八幡浜ハーバープラザホテル	佐田岬リゾート(株)	350	鉄筋コンクリート造	8	H6
愛媛県南予地方局八幡浜支局庁舎	愛媛県	600	鉄骨・鉄筋コンクリート造	7	H9
保内中学校校舎	八幡浜市教育委員会	1,540	鉄筋コンクリート造	3	S51 (H16耐震改修)
川の石小学校校舎	八幡浜市教育委員会	730	鉄筋コンクリート造	3	S45 (H8耐震改修)
八幡浜市八幡浜庁舎	八幡浜市	1,310	鉄骨・鉄筋コンクリート造	7	S59
(株)あわしま堂神越ハイツ女子寮 男子寮	(株)あわしま堂	490 270	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	4 4	H5 H7
愛媛県川の石高等学校北教棟 本館 南教棟	愛媛県教育委員会	288 314 790	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	3 4 4	S41 (H23耐震改修) S41 (H26耐震改修) S41 (H26耐震改修)
介護老人保健施設青葉荘	社会福祉法人 ことぶき会	1,120	鉄筋コンクリート造	5	H9
スーパーホテル八幡浜	(株)ステップコミュニケーション	900	鉄筋コンクリート造	7	H22
八幡浜市立市民図書館	八幡浜市教育委員会	115	鉄筋コンクリート造	4	H3
八幡浜市北浜立体駐車場	八幡浜市	2,533	鉄骨造	6	H7
西宇和農業協同組合本店	西宇和農業協同組合	641	鉄骨造	5	H12
愛媛県立八幡浜工業高等学校本館	愛媛県教育委員会	923	鉄筋コンクリート造	4	H22
四国電力(株)まつかやアパート	四国電力(株)	779	鉄筋コンクリート造	7	S62
四国電力(株)保内アパート	四国電力(株)	485	鉄筋コンクリート造	5	S50 (H18耐震改修)
特別養護老人ホームことぶき荘	社会福祉法人 ことぶき会	374	鉄筋コンクリート造	4	H7
介護付有料老人ホームおる d e 新町	(株)ベルワイド	377	鉄筋コンクリート造	7	H17
池上マンション	(有)池上商店	353	鉄筋コンクリート造	6	S57
大島産業振興センター	八幡浜市	390	鉄筋コンクリート造	4	S59
八幡浜港フェリーターミナル	八幡浜市	520	鉄筋コンクリート造	4	R4
八幡浜市民文化活動センター	八幡浜市	791	鉄筋コンクリート造	4	R2
計		17,783			

資料 2 - 15 指定一般避難所、指定福祉避難所一覧表

指定一般避難所一覧表（令和6年3月1日現在）

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	想定収容人数(人) (※)	
白浜	1	白浜小学校	体育館	向灘3063	22-0135	290
			東校舎		217	
			西校舎		356	
	2	白浜保育所	1550-20	22-2454	237	
	3	白浜地区公民館	北浜1-7-30	24-5640	142	
	4	八幡浜市民スポーツセンター	北浜1-5-1	22-3110	1,025	
5	八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜1-1-1	22-3111	247		
松蔭	1	松蔭小学校	体育館	広瀬3-4-3	22-0212	285
			本校舎		374	
	2	みなと交流館	沖新田1581-23	21-3710	132	
	3	八幡浜港フェリーターミナル	出島1581-26	22-3111	260	
	4	栗野浦共同作業所	栗野浦508-2	—	79	
	5	松蔭地区公民館	168-1	24-1130	159	
	6	ふれあいセンター	栗野浦573-1	24-2585	70	
7	八幡浜児童センター	栗野浦463-1	22-5171	143		
江戸岡	1	八幡浜市民図書館	60-1	22-0917	275	
	2	旧愛宕中学校	体育館	325	22-3166	297
			第1校舎			191
			第2校舎			341
	3	愛宕保育所	487-3	22-4623	223	
	4	武道館	487-3	24-5813	180	
	5	江戸岡小学校	体育館	江戸岡1-7-1	22-1046	285
			校舎			339
6	江戸岡地区公民館	1253-4	24-5635	126		
7	神宮通福社会館	792-1	24-6650	52		
8	八幡浜市民文化活動センター	62-1	21-3335	310		
神山	1	神山地区公民館	元城団地48	23-0688	176	
	2	神山小学校	体育館	五反田1-154	22-0365	352
			校舎		744	
	3	神山児童クラブ	五反田1-173	24-5174	98	
	4	八幡浜中学校	体育館	八代1-2-1	22-2360	295
			本館			434
木造校舎			182			
5	神山こども園	五反田1-881-2	22-1093	140		
6	八幡浜工業高等学校	体育館	古町2-3-1	22-2515	400	
		武道場			99	

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	想定収容人数(人)(※)	
千丈	1	旧松柏中学校	体育館	松柏甲734-1	22-1208	274
			本館			310
			西教棟			52
	2	千丈地区公民館		松柏甲792-3	24-5295	133
	3	八幡浜高等学校	体育館	松柏丙654	22-2570	567
			格技場			189
			いずしね館			95
	4	保健福祉総合センター		松柏乙1101	24-6626	279
	5	千丈小学校	体育館	郷4-1	22-0644	247
校舎			372			
6	千丈保育所		松柏甲67-1	22-2494	229	
7	旧長谷小学校	校舎	高野地716	—	98	
8	千丈地区公民館高野地分館		高野地852	24-0619	33	
川之内	1	川之内地区公民館		川之内4-149-4	24-5624	112
	2	旧川之内小学校	校舎・講堂	川之内1-182	—	163
双岩	1	双岩小学校	体育館	若山3-167	22-4302	226
			校舎			219
	2	旧双岩中学校	体育館	若山1-330-1	—	270
			校舎			181
3	双岩地区公民館		若山2-33-4	22-4360	134	
4	双岩保育所		若山4-23-3	22-4359	107	
舌田	1	舌田地区公民館		合田1229-1	22-1409	108
	2	旧舌田小学校	体育館	舌間2-544	—	146
マンダリン			440			
川上	1	川上小学校	体育館	川上町川名津甲305	27-0120	218
			校舎			264
	2	川上地区公民館		川上町川名津甲90	27-0500	175
3	川上保育所		川上町川名津甲69-1	27-0605	132	
真穴	1	真穴小学校	校舎	真網代戊162	28-0226	342
			体育館			270
	2	旧真穴中学校	校舎	—	133	
	3	真穴保育所		真網代乙184-3	28-0390	81
4	真穴地区公民館		穴井3-796-39	29-7018	140	
大島	1	大島開発総合センター(大島地区公民館)		大島2-101-1	28-0608	82
	2	大島産業振興センター		大島3-298-5	28-0750	290
	3	大島体育館		大島3-298-5	—	196
日土	1	旧青石中学校	体育館	日土町2-96	—	297
			校舎			279
	2	日土保育所		日土町8-125-3	26-0032	63
3	JAにしよう日土出張所(日土地区公民館)		日土町2-262-2	26-0934	193	

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	想定収容人数(人) (※)	
日土	4	日土小学校	体育館	日土町2-851	26-0010	261
			東校舎			68
			西・中校舎			220
	5	下河原共同作業所	日土町4-505	—	95	
日土東	1	日土東地区複合施設(日土東地区公民館)		日土町6-2125-1	26-0931	509
	2	旧日土東小学校	木造校舎	日土町6-961	—	159
R C校舎			99			
喜須来	1	喜須来小学校	体育館	保内町喜木2-224	36-0303	418
			校舎			300
	2	喜須来地区公民館		保内町須川78-1	36-2836	173
	3	旧喜須来保育所		保内町喜木2-132-1	—	179
	4	保内中央体育館		保内町喜木1-31-3	—	398
川之石	1	保内中学校	体育館	保内町川之石1-243-1	36-2345	832
			校舎			694
	2	川之石小学校	体育館	保内町川之石3-300	36-0124	236
			校舎			372
	3	川之石高等学校	体育館	保内町川之石1-112	36-0550	368
			北教棟			308
			本館・南教棟			752
			武道場			175
4	旧川之石保育所		保内町川之石1-125-1	—	183	
5	楠町自治公民館		保内町川之石1-237-120	37-2519	82	
6	旧若草交流センター		保内町川之石1-50	—	116	
7	川之石地区交流拠点施設みなせ		保内町川之石3-11-1	36-2837	170	
宮内	1	宮内地区公民館		保内町宮内1-535-2	36-2838	147
	2	文化会館		保内町宮内1-118	36-3040	187
	3	宮内小学校	体育館	保内町宮内5-46	36-0039	299
			校舎			445
	4	保内福祉会館		保内町宮内1-130	22-3111	47
	5	旧宮内保育所		保内町宮内5-87-4	—	288
	6	保内幼稚園		保内町宮内4-50	36-1082	173
	7	八幡浜市役所保内庁舎		保内町宮内1-260	22-3111	234
	8	保内保健福祉センター		保内町宮内1-124-1	22-3111	13
	9	保内保育所		保内町宮内1-37	21-2844	347
10	保内児童センター		保内町宮内1-36-1	21-2846	203	
磯津	1	磯津地区公民館		保内町磯崎1369-1	35-0215	82
	2	磯崎体育館		保内町磯崎1501	—	238
	3	喜木津体育館		保内町喜木津2-353	—	193
	4	旧喜木津小学校校舎		保内町喜木津2-353	—	225

※ 想定収容人数の算定基準：有効面積のうち1人当たり2㎡

指定福祉避難所一覧表（令和6年3月1日現在）

番号	名称	所在地	電話番号	受入対象者	想定収容人数(人) (※)
1	保健福祉総合センター	松柏乙1101	24-6626	要配慮者	53
2	保内保健センター	保内町宮内1-124-1	22-3111	要配慮者	94
3	八幡浜市養護老人ホーム 湯島の里	五反田1-806	22-0693	要配慮者	13
4	八幡浜市養護老人ホーム あけぼの荘	保内町宮内1-72-1	36-0358	要配慮者	9
5	八幡浜市障がい者施設 いきいきプチファーム	松柏乙648-1	29-1313	要配慮者	46

※ 想定収容人数の算定基準：有効面積のうち1人当たり4㎡

資料 2 - 16 要配慮者利用施設一覧表

洪水浸水想定区域（千丈川・喜木川）、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域

施設名称	所在地	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域
		千丈川	喜木川			
市立八幡浜総合病院	大平1-638				○	○
一次救急休日夜間診療所	大平1-638				○	○
宇都宮病院	白浜通1536-118	○		○	○	○
みかんこどもクリニック	白浜通1536-5	○		○	○	○
町田耳鼻咽喉科医院	港町422	○		○	○	
浅田内科医院	仲之町389-2	○		○	○	
鎌田内科消化器クリニック	大黒町三丁目1526-80	○		○	○	
旭町内科クリニック	旭町三丁目1510-73	○		○	○	
宝道医院	昭和通1455	○		○	○	
にしむら整形外科	昭和通1510-139	○		○	○	
医療法人 青峰会 チョダクリニック	矢野町七丁目1455-22	○		○	○	
菊池医院	広瀬一丁目7-7	○			○	
矢野脳神経外科医院	古町一丁目6-12	○		○	○	
三瀬医院	1182-1	○			○	
医療法人 広仁会 広瀬病院	1280-9	○			○	
守口小児科医院	産業通280-1	○			○	
医療法人 加藤内科	産業通6-28	○			○	
柳田脳神経外科	江戸岡1-7-10	○			○	
中野医院	五反田1-36-2					○
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	1024-1	○			○	○
こくぶ内科クリニック	松柏乙999	○				○
こいずみ内科・消化器内科クリニック	松柏丙780	○			○	○
八幡浜医師会立双岩病院	若山4-160-1					○
医療法人 青峰会 真網代くじらリハビリテーション病院	真網代甲229-5			○	○	
穴井診療所	穴井3-401					○
大島診療所	大島2-101-1			○	○	○
川上診療所	川上町川名津甲325-6			○	○	○
真網代診療所	真網代丙247-10			○	○	○
清水医院	日土町1-256					○
永松内科医院	保内町川之石1-260-2		○	○	○	

施設名称	所在地	洪水浸水想定区域		高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域	土砂 災害 警戒 区域
		千丈川	喜木川			
なかの泌尿器科	保内町喜木1-240-1		○		○	○
きょうまちなかこころクリニック	保内町宮内1-248		○		○	
本田眼科医院	新町四丁目292-1	○		○	○	○
よりみつ眼科	1227-3 (東矢野町)	○			○	
にしわき眼科クリニック	江戸岡1-4-5	○			○	
きくち眼科クリニック	産業通1-3	○			○	
新谷歯科医院	1569-11	△		○	○	○
宮部歯科医院	新港435-17	△		○	○	
高岡歯科医院	大黒町三丁目1526-5	△		○	○	
医療法人 ことり歯科クリニック	昭和通1510-113	△		○	○	
上田歯科医院	広瀬1-7-2	△		○	○	
つかさ歯科医院	千代田町1458	△		○	○	
瀬尾歯科医院	1352	△		○	○	
矢野歯科医院	1112-4	△		○	○	
宇都宮歯科医院	産業通11-29	△			○	
王子の森歯科医院	五反田1-1-2					○
勝村歯科医院	郷4-358-3	△				○
平井歯科医院	松柏乙1036	△				
うつのみや歯科医院	保内町須川118-2					○
ショージ歯科医院	保内町宮内1-288-1		△	○	○	
福田歯科医院	保内町宮内1-273-1		△	○	○	
布井歯科医院	保内町川之石3-45-1		△	○	○	
特別養護老人ホーム ことぶき荘	向灘229-18	○		○	○	○
介護老人保健施設 青葉荘	向灘229-14	○		○	○	○
介護老人保健施設 西安	大平1-870-2				○	○
特別養護老人ホーム青石寮	磯崎2114-3					○
コンフォート神山	五反田1-76-5					
コンフォート松柏	松柏丙132	○				○
八幡浜市養護老人ホーム あげぼの荘	保内町宮内1-72-1		○		○	
八幡浜市養護老人ホーム 湯島の里	五反田湯島806					○
ウェルフェア五反田	五反田1-106					
おる d e 新町介護付有料老人ホーム	新町三丁目272-1	○		○	○	
おる d e 新町デイサービスセンター	新町三丁目272-1	○		○	○	

施設名称	所在地	洪水浸水想定区域		高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域	土砂 災害 警戒 区域
		千丈川	喜木川			
住宅型有料老人ホームグッドライフ五反田	五反田1-73-1					
アクティブライフ千代田	矢野町七丁目1455-20	○		○	○	
グループホームサルビア	江戸岡一丁目2-9	○			○	
グループホーム夏みかん	八代45					
アクティブライフ松柏	松柏甲728-1	○				
グループホーム橙園	保内町宮内1-583-1		○	○	○	○
グループホーム優瑠里	保内町喜木1-166-1		○		○	○
優瑠里デイサービス	釜倉1-608-1		○		○	○
アクティブライフ保内	保内町宮内1-324		○	○	○	
ニチイケアセンター八幡浜	産業通4-18	○			○	
グループホームきららハウスアイリス	保内町川之石6-164-1			○	○	○
小規模多機能型居宅介護めぐみ	穴井3-703			○	○	○
小規模多機能型居宅介護 橙園	保内町宮内1-570-1		○	○	○	
保内町デイサービスセンター	保内町宮内1-124-1		○	○	○	
サービス付き高齢者住宅 きずな湯島	五反田1-506-1					
デイサービスきずな湯島	五反田1-506-1					
デイサービスセンター 日土のめぐみ	日土町2-2-41		○			○
デイサービスあったかいご	産業通353-1	○			○	
デイサービスあったかいご二番館	産業通353-1	○			○	
デイサービスオレンジハート	保内町宮内1-100-1		○	○	○	
デイサービスようなるデイ	大平1-779-5			○	○	○
デイサービスセンターWell Studio笑	保内町宮内2-78-1		○	○	○	
デイサービスセンターももたろう	沖新田1510-53	○		○	○	
デイサービスARRIBA	保内町宮内1-324		○	○	○	
優瑠里デイサービスかまのくら	釜倉1-608-1					○
保健福祉総合センター	松柏乙1101	○			○	○
八幡浜市保健福祉センター 巣立ち	松柏乙1101	○			○	
八幡浜市障害福祉サービス事業所 いきいきプチファーム	松柏乙648-1	○				○
八幡浜市コスモス共同作業所	保内町宮内1-72-1		○		○	
八幡浜市精神障害者小規模作業所 王子作業所	八代39-3				○	
就労継続支援B型事業所 浜っ子作業所	大平1-759-2				○	○

施設名称	所在地	洪水浸水想定区域		高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域	土砂 災害 警戒 区域
		千丈川	喜木川			
就労継続支援B型事業所 わくわくみらい館やわたはま	新港戒町435-1	○		○	○	
就労継続支援A型事業所 KOHOLA	五反田1-106					
地域活動支援センター くじら	五反田1-106					
放課後等デイサービス事業所 めだかミニスクール	江戸岡1-4-12	○			○	
川上保育所	川上町川名津甲69-1				○	○
千丈保育所	松柏甲67-1	○				○
日土保育所	日土町8-125-3					○
双岩保育所	若山4-23-3					○
白浜保育所	裁判所通1550-20	○		○	○	○
神山こども園	五反田1-881-2					○
愛宕保育所	愛宕山487-3					
真穴保育所	真網代乙184-3			○	○	
保内保育所	保内町宮内1-37		○		○	
保内幼稚園	保内町宮内4-50				○	
白浜児童クラブ	向灘3063	○		○	○	○
松蔭児童クラブ	広瀬3丁目4-7	○		○	○	○
江戸岡児童クラブ	江戸岡一丁目-7-1	○			○	
神山児童クラブ	五反田1-173					
千丈児童クラブ	郷4-1	○				○
喜須来児童クラブ	保内町喜木2-225		○			
川之石児童クラブ	保内町川之石3-52		○	○	○	
宮内児童クラブ	保内町宮内5-46		○		○	
八幡浜児童センター	栗野浦463-1				○	○
保内児童センターだんだん	保内町宮内1-36-1		○	○	○	
八幡浜市少年ホーム	五反田1-25					○
八幡浜幼稚園	本町二丁目113	○		○	○	
八幡浜聖母幼稚園	東新川1182-7	○			○	
日土幼稚園	日土町1-253-3					○
白浜小学校	向灘3063	○		○	○	○
松蔭小学校	広瀬3丁目4-3	○		○	○	○

施設名称	所在地	洪水浸水想定区域		高潮 浸水 想定 区域	津波 災害 警戒 区域	土砂 災害 警戒 区域
		千丈川	喜木川			
江戸岡小学校	江戸岡1-7-1	○			○	
神山小学校	五反田1-154					
日土小学校	日土町2番耕地851		○			○
千丈小学校	郷4-1	○				○
川上小学校	川上町川名津甲305			○	○	○
真穴小学校	真網代戊162					
双岩小学校	若山3-167					
八幡浜中学校	八代1丁目2番1号				○	○
喜須来小学校	保内町喜木2-224		○			○
川之石小学校	保内町川之石3-300		○	○	○	
宮内小学校	保内町宮内5-46		○		○	○
保内中学校	保内町川之石1-243-1		○	○	○	○
八幡浜高等学校	松柏丙654					
川之石高等学校	保内町川之石1-112					
八幡浜工業高等学校	古町2-3-1					

※斜線は作成免除とする。

資料 2 - 17 災害時において危険が予想される道路一覧表

災害時において危険が予想される市道一覧表

(令和元年 4 月 1 日現在)

路線名	種別	途絶予想箇所	原因	延長 (m)
出石線	一級	筵田	落石・崩壊	132.9
千丈双岩線	一級	末広	〃	286.5
湯島線	一級	湯島	〃	222.7
田之窪榎野線	二級	川辻	〃	483.4
中当線	一級	中当	〃	45.1
大平名坂線	一級	名坂	〃	75.6
水之元線	その他	八代水之元	〃	94.9
双岩水の元線	二級	水の元	〃	32.3
続藪線	その他	続藪	〃	59.6
高城名坂線	その他	大平	〃	25.2
向灘大内浦線	その他	大内浦	〃	67.3
大内浦中央線	その他	大内浦	〃	20.1
向灘外勘定 1 号線	その他	勘定	〃	131.8
向灘外勘定 2 号線	その他	勘定	〃	41.4
川之内 1 号線	その他	川之内	〃	43.9
山越八幡浜線	その他	山越	〃	172.8
四国山参道線	その他	広瀬	〃	69.1
八代中央線	その他	八代	〃	44.2
五反田横断線	その他	五反田鯨	〃	278.9
谷田川線	その他	湯島	〃	64.8
元井線	その他	五反田元井	〃	8.9
谷下線	その他	谷	〃	150.2
上泊大釜線	その他	川上町上泊	落石・崩壊	18.6
川上合田線	その他	川上町川名津	〃	42.3
川上双岩線	その他	川上町川名津	〃	204.3
ひのくち線	その他	川上町川名津	〃	74.6
布喜川横平線	二級	布喜川	〃	222.9
長峰線	その他	布喜川	〃	148.5
夢色団地線	その他	尾の花	〃	28.0
神山団地国木線	その他	湯島	〃	75.5
学校線	その他	保内町喜木町	〃	53.34
奥線	一級	保内町須川奥	〃	138.86
奥上線	その他	保内町須川奥	〃	268.02
宮内喜木津線	二級	保内町宮内枇杷谷	〃	164.19

資料 2 - 18 緊急輸送道路一覧表

緊急輸送道路一覧表

(1) 一次緊急輸送道路

- ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

管理区分	路線名	区 間
県	一般国道 197 号	高知県境～伊方町三崎
県	一般国道 378 号	八幡浜市江戸岡一丁目～八幡浜市矢野町
県	(主) 八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉
県	(主) 八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立
県	(主) 八幡浜港線	八幡浜市沖新田～八幡浜市中深
県	(一) 八幡浜保内線	八幡浜市大平～八幡浜市西近江屋町
市	(他) 矢野町大平線	八幡浜市西近江屋町～八幡浜市西近江屋町
市	(他) 山崎清水線	八幡浜市保内町宮内～八幡浜市保内町宮内
市	(一) 広瀬本町築港線	八幡浜市～八幡浜市広瀬 2 丁目
市	(他) 広瀬横断線	八幡浜市広瀬 2 丁目～八幡浜市広瀬 2 丁目
市	(他) 駅前通り線	八幡浜市松柏～八幡浜市松柏
市	(一) 布喜川若山線	八幡浜市布喜川～八幡浜市若山
市	(他) 北浜 4 号線	八幡浜市北浜一丁目～八幡浜市北浜一丁目
市	(他) 大平市立病院線	八幡浜市大平～八幡浜市大平
市	(他) 病院前通り線	八幡浜市向灘～八幡浜市大平
市	(他) 市立病院横通り線	八幡浜市向灘～八幡浜市向灘
市	港湾臨港道路 1 号線 港湾臨港道路 6 号線 漁港臨港道路 2 号線	八幡浜市西近江屋町～八幡浜市沖新田

(2) 二次緊急輸送道路

- ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

管理区分	路線名	区 間
県	一般国道 378 号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市保内町宮内
		八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山
県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～八幡浜市保内町喜木津

資料 2 - 19 緊急援護備蓄物資一覧表

緊急援護備蓄物資一覧表

八幡浜市

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

備蓄場所	物資名	数量
八幡浜防災倉庫	米	12,455食
	パン	5,246食
	保存水 (500ml)	20,310本
	簡易テント	110張
	簡易ベッド	189台
	生理用品	10,512枚
	おむつ (大人)	1,080枚
	おむつ (子ども)	4,672枚
	ペットケージ (大)	5個
	ペットケージ (小)	5個
		缶詰、毛布、感染症対策用品 外
八幡浜庁舎	粉ミルク	40食
	液体ミルク	144缶
	救急箱	6セット
保内庁舎	米	500食
	保存水 (500ml)	1,200本
	救急箱	2セット
八幡浜港	米	2,500食
フェリーターミナルビル	保存水 (500ml)	1,008袋
	発電機、ポータブル電源等	一式
大島産業振興センター	米	300食
	パン	240食
	保存水 (500ml)	1,176本
日土地区公民館	米	100食
	保存水 (500ml)	96本
双岩地区公民館	米	100食
	保存水 (500ml)	96本
川上地区公民館	米	100食
	保存水 (500ml)	96本
川の石地区公民館	米	250食
	保存水 (500ml)	240本

指定一般避難所（初動開設 24箇所）

備蓄場所	物資名	数量
白浜地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	10張
	簡易ベッド	20台
松蔭地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
松蔭小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
江戸岡地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	10張
	簡易ベッド	20台
神山地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	10張
	簡易ベッド	20台
大島地区公民館	米	50食
	パン	50食
	保存水（500ml）	48本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
真穴地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台

備蓄場所	物資名	数量
真穴小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
川上小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
舌田地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
千丈地区公民館	米	250食
	パン	50食
	保存水（500ml）	216本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
千丈小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
川之内地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
喜須来地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台

備蓄場所	物資名	数量
喜須来小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
宮内地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
宮内小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
楠町自治公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
川之石小学校（体育館）	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
磯津地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
喜木津体育館	米	100食
	パン	50食
	保存水（500ml）	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台

備蓄場所	物資名	数量
日土東地区公民館	米	100食
	パン	50食
	保存水 (500ml)	96本
	簡易テント	10張
	簡易ベッド	20台
旧青石中学校体育館	米	100食
	パン	50食
	保存水 (500ml)	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
旧双岩中学校	米	100食
	パン	50食
	保存水 (500ml)	96本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台

保育所等

備蓄場所	物資名	数量
白浜保育所	米	190食
	保存水 (500ml)	190本
神山こども園	米	120食
	保存水 (500ml)	120食
千丈保育所	米	70食
	保存水 (500ml)	70本
愛宕保育所	米	80食
	保存水 (500ml)	80本
日土保育所	米	50食
	保存水 (500ml)	50本
双岩保育所	米	50食
	保存水 (500ml)	50本
真穴保育所	米	60食
	保存水 (500ml)	60本
川上保育所	米	40食
	保存水 (500ml)	40本
保内保育所	米	250食
	保存水 (500ml)	250本

備蓄場所	物資名	数量
保内幼稚園	米	50食
	保存水 (500ml)	50本
八幡浜児童センター	米	20食
	保存水 (500ml)	20本
保内児童センター	米	20食
	保存水 (500ml)	20本

小学校

備蓄場所	物資名	数量
白浜小学校	米	170食
	保存水 (500ml)	170本
松蔭小学校	米	130食
	保存水 (500ml)	140本
江戸岡小学校	米	160食
	保存水 (500ml)	160本
神山小学校	米	230食
	保存水 (500ml)	230食
日土小学校	米	80食
	保存水 (500ml)	90本
双岩小学校	米	50食
	保存水 (500ml)	50本
真穴小学校	米	80食
	保存水 (500ml)	80本
川上小学校	米	50食
	保存水 (500ml)	50本
千丈小学校	米	130食
	保存水 (500ml)	130本
喜須来小学校	米	170食
	保存水 (500ml)	170本
宮内小学校	米	220食
	保存水 (500ml)	220本
川之石小学校	米	110食
	保存水 (500ml)	110本

中学校

備蓄場所	物資名	数量
旧愛宕中学校	米	130食
	保存水 (500ml)	130本
八幡浜中学校	米	250食
	保存水 (500ml)	270本
旧松柏中学校	米	110食
	保存水 (500ml)	130本
保内中学校	米	310食
	保存水 (500ml)	320食

災害物資拠点施設

備蓄場所	物資名	数量
喜木津体育館	米	600食
	パン	200食
	保存水 (500ml)	600本
	簡易テント	25張
	簡易ベッド	50台
旧日土東保育所	米	200食
	パン	50食
	保存水 (500ml)	192本
	簡易テント	5張
	簡易ベッド	10台
旧青石中学校 (体育館)	米	600食
	パン	150食
	保存水 (500ml)	600本
	簡易テント	20張
	簡易ベッド	40台
	ペットケージ (大)	10個
	ペットケージ (小)	10個
旧双岩中学校 (体育館)	米	600食
	パン	200食
	保存水 (500ml)	600本
	簡易テント	25張
	簡易ベッド	50台
	ペットケージ (大)	10個
	ペットケージ (小)	10個

備蓄場所	物資名	数量
旧真穴中学校校舎	米	600食
	パン	200食
	保存水 (500ml)	600本
	簡易テント	25張
	簡易ベッド	50台

八幡浜市防災行政用無線局管理運用規程

平成 17 年 3 月 28 日
規 程 第 2 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八幡浜市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正な管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令（以下「電波法等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 次に掲げる無線局をいう。
 - ア 固定系親局 固定系中継局に対して無線通信を送信する無線局をいう。
 - イ 固定系中継局 固定系親局から送信された無線通信を受信し、固定系再送信子局及び固定系屋外拡声子局に対して無線通信を送信する無線局をいう。
 - ウ 固定系再送信子局 固定系中継局から送信された無線通信を受信し、固定系屋外拡声子局に対して無線通信を送信する無線局をいう。
 - エ 固定系屋外拡声子局 固定系中継局及び固定系再送信子局から送信された無線通信を受信する無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局を通信の相手とするもので、移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (5) 中継局 固定系親局と固定系子局との間で信号を中継して、伝送するために設置した無線局をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作又は監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(設備)

第 3 条 無線局の設備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 固定系 親局
中継局
再送信子局
遠隔制御装置
戸別受信子機
- (2) 移動系 基地局
固定局
陸上移動局（車載用）
陸上移動局（携帯用）

(通信系統・設置・設備場所等)

第4条 無線局の通信系統は、情報の伝達を目的とする固定系及び情報の収集を目的とする移動系の2系統とし、その設備は別表第1のとおりとする。

2 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

(総括管理者)

第5条 無線局に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、八幡浜市長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、防災担当課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 移動局の操作を行う課に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課に設置した移動局の管理業務を行う。

3 管理者は、当該課の課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理者責任者の命を受け、その監督の下に無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する職員の中から指名する。

(無線従事者の配置及び養成等)

第9条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意しなければならない。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)に記載する。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に電波法等を遵守し、これらに基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(業務書類等の管理)

第12条 管理責任者は、電波法等に基づく業務書類を管理し、保管する。

2 無線業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受けなければならない。

3 管理責任者は、総括管理者が次条の規定による届出をした場合は、無線従事者選(解)任届(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)別表第3号の

規定により四国総合通信局長が定めた様式とする。)の写しを整理し、及び保管するものとする。

4 備付書類は、防災担当課で保管する。

(提出書類)

第13条 総括管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条において準用する同法第39条第4項の規定により、遅滞なく四国総合通信局長に届け出るものとする。

(無線局の管理運用)

第14条 無線局の管理運用は、管理責任者が統括し、無線局の機能が十分に発揮できるように努めなければならない。

2 無線局の運用の方法は、市長が別に定める運用要綱によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第15条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとし、その責任者は、当該各号に掲げるものとする。

(1) 週点検 通信取扱責任者

(2) 四半期点検 管理責任者

(3) 年点検 (年1回以上実施するものとする。) 総括管理者

2 保守点検を実施した者は、は、点検記録簿(様式第3号から様式第6号まで)に記録するものとする。

3 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに第1項の規定による責任者に報告し、措置するとともに、保守契約をしている業者に連絡を行い、障害の除去に努める。

(通信訓練)

第16条 管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確保及び運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練を行うものとし、その実施は、当該各号に掲げる頻度により行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎年四半期ごと

2 通信訓練は、通信統制訓練及び住民への警報等の伝達訓練を重点として行う。

(研修)

第17条 管理責任者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して、電波法等及び運用要綱並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(関係機関と協議)

第18条 市長は、無線を用いて火災の発生及び鎮火その他に係る放送を行うことについて、八幡浜地区施設事務組合消防本部との間で、必要な事項を協議するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の八幡浜市防災行政用無線局運用管理規程（平成6年八幡浜市規程第2号）、保内町防災行政用無線局（固定系）運用管理規程（昭和57年保内町規程第1号）又は保内町防災行政無線局（移動系）運用管理規程（昭和62年保内町規程第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月30日規程第4号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月10日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

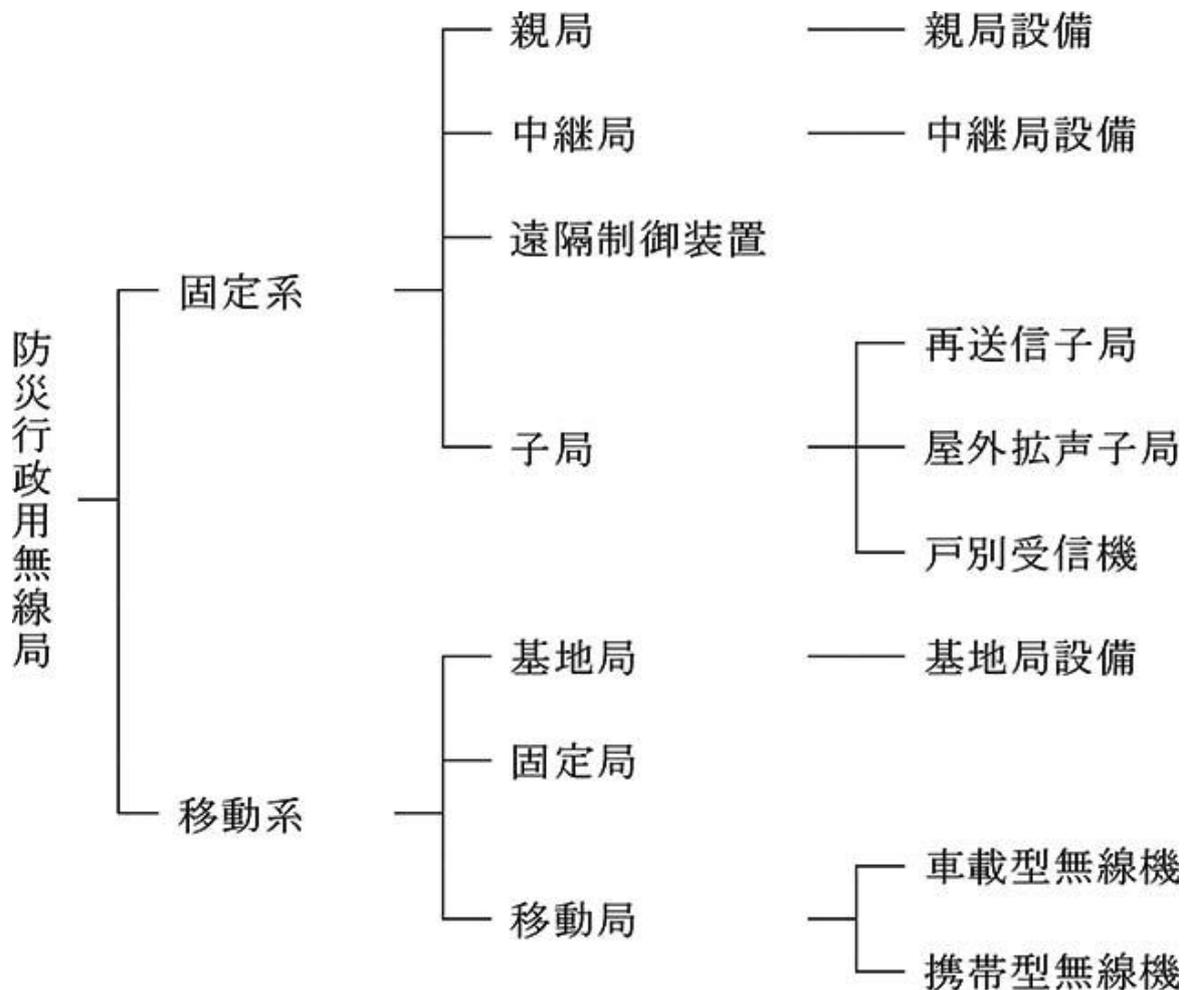
附 則（令和4年12月21日規程第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月7日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）



別表第2（第4条関係）

種別	名称	設置場所	
固定局 (親局)	八幡浜市役所八幡浜庁舎	八幡浜市北浜一丁目1番1号	
中継局	棟山中継所	八幡浜市保内町須川3272番地6	
通信局 (遠隔制御装置)	八幡浜市役所保内庁舎	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地	
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	八幡浜市桧谷三丁目796番地	
	双岩地区公民館	八幡浜市若山2番耕地33番地4	
	JA西宇和日土支店	八幡浜市日土町2番耕地285番地	
再送信子局	1	磯崎再送信	八幡浜市保内町磯崎1862番地2地先
	2	東風脇再送信	八幡浜市保内町喜木津1番耕地672番地3地先
	3	日土再送信	八幡浜市日土町5番耕地2678番地1
	4	郷再送信	八幡浜市郷1番耕地1187番地2地先
	5	横平再送信	八幡浜市横平乙392番地3
	6	真網代再送信	八幡浜市真網代戊213番地4
	7	川之石再送信	八幡浜市保内町川之石3番耕地231番地5
	8	双岩再送信	八幡浜市若山4番耕地74番地1
屋外拡声子局	1	八幡浜市役所八幡浜庁舎	八幡浜市北浜一丁目1番1号
	2	旧松蔭保育所	八幡浜市大黒町一丁目1460番地92
	3	愛宕保育所	八幡浜市愛宕487番地3
	4	新和田町	八幡浜市松柏乙361番地
	5	保健福祉総合センター	八幡浜市松柏乙1101番地
	6	松柏1	八幡浜市松柏丙433番地1
	7	松柏2	八幡浜市松柏甲791番地3
	8	稲ヶ市	八幡浜市郷4番耕地190番地2
	9	木多町	八幡浜市松柏甲54番地3
	10	高野地1	八幡浜市高野地698番地1
	11	高野地2	八幡浜市高野地714番地1
	12	高野地3	八幡浜市松柏甲530番地
	13	新開町	八幡浜市郷2番耕地1番地3地先
	14	末広	八幡浜市郷3番耕地937番地
	15	郷	八幡浜市郷2番耕地419番地2地先
	16	上郷	八幡浜市郷1番耕地149番地先
	17	南裏	八幡浜市川之内1番耕地299番地先
	18	滝山	八幡浜市郷2番耕地90番地
	19	影浦	八幡浜市川之内4番耕地198番地
	20	田浪	八幡浜市川之内5番耕地328番地1
	21	古藪	八幡浜市川之内3番耕地261番地
	22	国木	八幡浜市国木乙247番地先
	23	湯島	八幡浜市五反田1番耕地1192番地
	24	鯨	八幡浜市五反田1番耕地1061番地2

屋外 拡声 子局	25	八幡浜工業高校	八幡浜市古町二丁目3番1号
	26	元城団地	八幡浜市元城団地65番地先
	27	川舞1	八幡浜市五反田2番耕地1979番地
	28	牛名	八幡浜市国木1569番地1
	29	川舞2	八幡浜市五反田2番耕地742番地
	30	川舞3	八幡浜市五反田2番耕地953番地1
	31	日の浦団地	八幡浜市五反田2番耕地1413番地1
	32	穴井	八幡浜市穴井3番耕地440番地2
	33	小網代	八幡浜市真網代戊61番地2
	34	真網代	八幡浜市真網代丙248番地
	35	大釜	八幡浜市真網代甲273番地
	36	上泊	八幡浜市川上町上泊甲212番地1
	37	川名津1	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1
	38	川名津2	八幡浜市川上町川名津丙320番地2
	39	白石	八幡浜市川上町白石乙135番地1地先
	40	合田1	八幡浜市合田702番地
	41	合田2	八幡浜市舌間1番耕地288番地2
	42	舌間	八幡浜市舌間2番耕地572番地1地先
	43	八代団地	八幡浜市八代乙452番地24
	44	八代	八幡浜市八代乙393番地3
	45	野中	八幡浜市八代888番地4
	46	広瀬	八幡浜市広瀬四丁目乙51番地3
	47	栗野浦1	八幡浜市栗野浦乙73番地1
	48	栗野浦2	八幡浜市栗野浦乙40番地1
	49	白浦	八幡浜市栗野浦乙19番地8
	50	鯛引	八幡浜市栗野浦538番地7地先
	51	長早	八幡浜市向灘2308番地1
	52	杖之浦	八幡浜市向灘1683番地1
	53	大内浦	八幡浜市向灘1119番地
	54	緑ヶ丘	八幡浜市大平2番耕地946番地1
	55	津羽井	八幡浜市大平2番耕地1046番地1地先
	56	夫婦岩	八幡浜市若山4番耕地652番地4地先
	57	矢野畑	八幡浜市中津川3番耕地530番地2地先
	58	午地	八幡浜市中津川1番耕地417番地1
	59	西光団地	八幡浜市若山2番耕地444番地2
	60	若山高下	八幡浜市若山1番耕地56番地14
	61	岡の地	八幡浜市若山3番耕地660番地1
	62	釜倉1	八幡浜市釜倉2番耕地15番地1
	63	釜倉2	八幡浜市釜倉1番耕地671番地1
	64	釜倉3	八幡浜市釜倉1番耕地451番地1地先
	65	谷1	八幡浜市谷5番耕地309番地2
	66	谷2	八幡浜市谷5番耕地129番地1

屋外 拡声 子局	67	布喜川1	八幡浜市布喜川丁205番地2地先
	68	布喜川2	八幡浜市布喜川甲838番地1
	69	布喜川3	八幡浜市布喜川甲432番地1
	70	榎野	八幡浜市日土町7番耕地3095番地1地先
	71	野地	八幡浜市日土町7番耕地3599番地1
	72	瀬田	八幡浜市日土町6番耕地3406番地1
	73	筵田	八幡浜市日土町6番耕地1386番地3
	74	日土東公民館	八幡浜市日土町6番耕地2123番地5
	75	檜木下	八幡浜市日土町6番耕地87番地1
	76	檜木上	八幡浜市日土町6番耕地371番地1
	77	森山	八幡浜市日土町7番耕地2445番地地先
	78	田之窪	八幡浜市日土町7番耕地1170番地1
	79	小坂	八幡浜市日土町7番耕地221番地1
	80	川辻	八幡浜市日土町8番耕地149番地地先
	81	中当1	八幡浜市日土町8番耕地660番地2地先
	82	中当2	八幡浜市日土町8番耕地1113番地2地先
	83	横尾地	八幡浜市日土町5番耕地1591番地
	84	今出	八幡浜市日土町8番耕地1879番地4
	85	神明	八幡浜市日土町8番耕地1710番地4
	86	新堂	八幡浜市日土町2番耕地773番地1
	87	松岡	八幡浜市日土町1番耕地136番地1
	88	旧青石中学校	八幡浜市日土町2番耕地96番地
	89	大島1	八幡浜市大島3番耕地298番地5
	90	大島2	八幡浜市大島3番耕地122番地地先
	91	名坂	八幡浜市保内町須川2458番地1
	92	須川里	八幡浜市保内町須川248番地1
	93	須川奥	八幡浜市保内町須川1050番地2
	94	喜須来小学校	八幡浜市保内町喜木2番耕地224番地
	95	神越	八幡浜市保内町喜木1番耕地833番地
	96	楠町	八幡浜市保内町川之石11番耕地223番地1
	97	西町	八幡浜市保内町川之石9番耕地295番地3
	98	雨井	八幡浜市保内町川之石6番耕地223番地3
	99	川之石小学校	八幡浜市保内町川之石3番耕地300番地
	100	保内中学校	八幡浜市保内町川之石1番耕地243番地1
	101	八幡浜市役所保内庁舎	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地
	102	駄場	八幡浜市保内町宮内2番耕地129番地1地先
	103	西之河内	八幡浜市保内町宮内4番耕地550番地1地先
	104	宮内里	八幡浜市保内町宮内5番耕地317番地1地先
	105	鼓尾	八幡浜市保内町宮内10番耕地253番地
	106	両家	八幡浜市保内町宮内6番耕地148番地1
	107	広早1	八幡浜市保内町広早135番地4
	108	広早2	八幡浜市保内町広早467番地3地先

屋外拡声子局	109	峰	八幡浜市保内町喜木津2番耕地1227番地2
	110	旧喜木津小学校	八幡浜市保内町喜木津2番耕地353番地1
	111	夢永	八幡浜市保内町磯崎2159番地3
	112	磯崎	八幡浜市保内町磯崎1352番地4
	113	松蔭町	八幡浜市松蔭町583番地

別表第3 (第4条関係)

種別	台数
戸別受信機	13,067台

別表第4 (第4条関係)

種別	局数	名称	所在地
基地局	2	ぼうさいやわたはましほないごぜ	八幡浜市保内町宮内8番耕地332番地
		ぼうさいやわたはましきたはま	八幡浜市北浜一丁目1番1号
固定局	2	ぼうさいやわたはましほない	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地
		ぼうさいやわたはましほないごぜ	八幡浜市保内町宮内8番耕地332番地
陸上移動局 (車載型)	12	ぼうさいやわたはましほない1	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地
		ぼうさいやわたはましほない2	
		ぼうさいやわたはましほない3	
		ぼうさいやわたはましほない4	
		ぼうさいやわたはましほない5	
		ぼうさいやわたはましほない6	
		ぼうさいやわたはましほない7	
		ぼうさいやわたはましほない8	
		ぼうさいやわたはましほない9	
		ぼうさいやわたはましほない10	
		ぼうさいやわたはましほない45	
		ぼうさいやわたはましほない47	
陸上移動局 (携帯型)	34	ぼうさいやわたはましほない21	
		ぼうさいやわたはましほない22	
		ぼうさいやわたはましほない23	
		ぼうさいやわたはましほない24	
		ぼうさいやわたはましほない25	
		ぼうさいやわたはましほない26	
		ぼうさいやわたはましほない27	
		ぼうさいやわたはましほない28	
		ぼうさいやわたはましほない29	
		ぼうさいやわたはましほない43	
		ぼうさいやわたはましほない46	

	ぼうさいやわたしはましほない48	
	ぼうさいやわたしはましほない49	
	ぼうさいやわたしはましほない50	
	ぼうさいやわたしはましほない51	
	ぼうさいやわたしはましほない52	
	ぼうさいやわたしはましほない53	
	ぼうさいやわたしはましほない54	
	ぼうさいやわたしはましほない57	
	ぼうさいやわたしはましほない58	
	ぼうさいやわたしはましほない59	
	ぼうさいやわたしはましほない60	
	ぼうさいやわたしはましほない61	
	ぼうさいやわたしはましほない62	
	ぼうさいやわたしはましほない63	
	ぼうさいやわたしはましほない64	
	ぼうさいやわたしはましほない65	
	ぼうさいやわたしはましほない66	
	ぼうさいやわたしはましほない67	
	ぼうさいやわたしはましほない68	
	ぼうさいやわたしはましほない69	
	ぼうさいやわたしはましほない70	
	ぼうさいやわたしはましほない71	
	ぼうさいやわたしはましほない72	

様式第2号

無線業務日誌(日報)

記録日付

呼出名称

電波の形式	周波数	空中線電力

無線従事者

氏名	資格	免許番号	服務時刻

固定系 日報

使用機器	通報回数	通報時間	特記事項
合計			

固定系 日累計

使用機器	通報回数	通報時間	特記事項
合計			

特記事項 [電波法施行規則第40条第1項第3号(3)~(6)]

様式第3号

無線局週点検記録簿
(固定系親局)

局名 (呼出名称)			点検者氏名	通信取扱責任者
				印
点検年月日	年 月 日	天候		
設備の区分	点 検 項 目			点 検 結 果
無線設備	電源電圧	V	電源電流	A
	電源ランプ	点灯	消灯	
	無線機器動作状態			
	A C 電源断の場合の予備電源の動作			
操作卓	選択呼出（緊急一括、一括、群別、個別）の動作			
	送信ボタンを押した場合の送出状態			
	電波発射終了後の空線状態			
	チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力レベルの調整			
	音声レベル、信号レベルのV Uメータによる監視			
附属装置	機能動作			
備考				

様式第5号

無線局年点検記録簿
(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日
測定者氏名

測定器名				総括責任者
				印
				管理責任者
				印
局名 (呼出名称)				
現用・予備の別				
点検項目		点検結果		
製造番号				
電波の形式及び周波数 (MHz)				
空中線電力 (W)				
測定値	周波数偏差 (±Hz)			
	周波数偏移 (kHz)			
	電源電圧 (V)			
	空中線電力 (W)			
	スプリアス (2n、3n $\frac{n}{2} \frac{n-1}{n+1}$)			
	S / N (中継系を含む)			
T V I ・ F M I				
動作試験				
総合テスト				
備考	均等補充充実の実施			

様式第6号

無線局年点検記録簿
(業務関係)

点検年月日	年 月 日	総括責任者	印
点検者氏名		管理責任者	印
呼出名称又は屋外子局番号			
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する指導監督の有無			
選任している無線従事者の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び掲示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備考			

資料 2-21 無線通信施設一覧表（市関係）

無線通信施設一覧表（市関係）

種 別	1. 無線呼出名称	2. 出 力
基地局	ぼうさい やわたはましほないごぜ	F 3 E 151.47 MHz 5W
〃	ぼうさい やわたはましきたはま	F 3 E 151.47 MHz 5W
固定局	ぼうさい やわたはましほない	F 3 E 69.765 MHz 5W
〃	ぼうさい やわたはましほないごぜ	F 3 E 69.765 MHz 5W
移動局(車載)	ぼうさい やわたはましほない 1	F 3 E 151.47 MHz 10W
〃	〃 2	〃
〃	〃 3	〃
〃	〃 4	〃
〃	〃 5	〃
〃	〃 6	〃
〃	〃 7	〃
〃	〃 8	〃
〃	〃 9	〃
〃	〃 10	〃
〃	〃 11	〃
〃	〃 12	〃
〃	〃 13	〃
〃	〃 14	〃
〃	〃 15	〃
〃	〃 16	〃
〃	〃 17	〃
〃	〃 18	〃
〃	〃 19	〃
〃	〃 20	〃
移動局(携帯)	〃 21	F 3 E 151.47 MHz 5W
〃	〃 22	〃
〃	〃 23	〃
〃	〃 24	〃
〃	〃 25	〃

移動局(携帯)	〃	2 6	F 3 E	151.47	MH Z	5W
〃	〃	2 7		〃		
〃	〃	2 8		〃		
〃	〃	2 9		〃		
〃	〃	3 0		〃		
〃	〃	3 1		〃		
〃	〃	3 2		〃		
〃	〃	3 3		〃		
〃	〃	3 4		〃		
〃	〃	3 5		〃		
〃	〃	3 6		〃		
〃	〃	3 7		〃		
〃	〃	3 8		〃		
〃	〃	3 9		〃		
〃	〃	4 0		〃		
〃	〃	4 1		〃		
〃	〃	4 2		〃		
〃	〃	4 3		〃		
移動局(車載)	〃	4 4	F 3 E	151.47	MH Z	10W
〃	〃	4 5		〃		
移動局(携帯)	〃	4 6	F 3 E	151.47	MH Z	5W
移動局(車載)	〃	4 7	F 3 E	151.47	MH Z	10W
移動局(携帯)	〃	4 8	F 3 E	151.47	MH Z	5W
〃	〃	4 9		〃		
〃	〃	5 0		〃		
〃	〃	5 1		〃		
〃	〃	5 2		〃		
〃	〃	5 3		〃		
〃	〃	5 4		〃		
〃	〃	5 5		〃		
〃	〃	5 6		〃		
〃	〃	5 7		〃		
〃	〃	5 8		〃		

移動局(携帯)	〃	5 9	F 3 E	151.47	MH Z	5W
〃	〃	6 0		〃		
〃	〃	6 1		〃		
〃	〃	6 2		〃		
〃	〃	6 3		〃		
〃	〃	6 4		〃		
〃	〃	6 5		〃		
〃	〃	6 6		〃		
〃	〃	6 7		〃		
〃	〃	6 8		〃		
〃	〃	6 9		〃		
〃	〃	7 0		〃		
〃	〃	7 1		〃		
〃	〃	7 2		〃		

資料 2 - 22 消防関係無線通信設備一覧表

消防関係無線通信設備一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

種別	アナログ	デジタル	呼 出 名 称			取 付 車
	出力	出力				
基地		20	やわたはましようぼうふきかわ			
〃		20	やわたはましようぼうどうどうやま			
〃		10	やわたはましようぼうがらんやま			
固定		32m	やわたはましようぼう			
〃		32m	やわたはましようぼうふきかわ	(八幡浜消防)		
〃		16m		(堂々山)		
〃		16m	やわたはましようぼうどうどうやま	(布喜川)		
〃		251m		(伽藍山)		
〃		251m	やわたはましようぼうがらんやま			
無線LAN		31.6m	やわたはましようぼう			
〃		31.6m	やわたはましようぼうふきかわ	(八幡浜消防)		
〃		15.8m		(移動局)		
半固定		5	やわたはましようぼうほんしょ		1	
〃		5	やわたはましようぼうだいいちぶんしょ		1	
〃		5	やわたはましようぼうだいにぶんしょ		1	
〃		5	やわたはましようぼうだいさんぶんしょ		1	
回線制御			消防本部 (付属装置)			
遠隔			第一分署 (付属装置)			
〃			第二分署 (付属装置)			
〃			第三分署 (付属装置)			
車載	10	5	やわたはましようぼう		1	1号車
〃	10	5	〃		2	2号車
〃	10	5	〃		3	3号車
〃	10	5	〃		5	5号車
〃	10	5	〃		10	救助工作車
〃	10	5	やわたはましようぼうすいなん		1	水難救助車
〃	10	5	やわたはましようぼう		8	はしご車
〃	10	5	〃		7	指揮車
〃	10	5	〃		72	査察車
〃	10	5	〃		74	支援車
〃	10	5	〃		70	重機搬送車
〃	10	5	〃		11	消防 1 1
〃	10	5	〃		12	消防 1 2
〃	10	5	〃		21	消防 2 1
〃	10	5	〃		22	消防 2 2

〃	10	5	〃	31	消防3 1
〃	10	5	〃	32	消防3 2
〃	10	5	やわたはまほんぶきゅうきゅう	1	本救1
〃	10	5	〃	2	本救2
〃	10	5	やわたはまきゅうきゅう	1	救急1
〃	10	5	〃	2	救急2
〃	10	5	〃	3	救急3
〃	10	5	やわたはましょうぼう	6	6号車
携帯	5		やわたはましょうぼうぼうさい	1	本署
〃		1	やわたはましょうぼう	50	本署
〃		1	〃	51	本署
〃		1	〃	52	本署
〃		1	〃	53	本署
〃		1	〃	54	本署
〃		1	〃	55	本署
〃		1	〃	56	本署
〃		1	〃	57	本署
〃		1	〃	58	本署
〃		1	〃	59	本署
〃		1	〃	60	本署
〃		1	〃	61	本署
〃		1	〃	62	本署
〃		1	〃	63	本署
〃		1	〃	64	本署
〃		1	〃	101	第一分署
〃		1	〃	102	第一分署
〃		1	〃	103	第一分署
〃		1	〃	201	第二分署
〃		1	〃	202	第二分署
〃		1	〃	203	第二分署
〃		1	〃	301	第三分署
〃		1	〃	302	第三分署
〃		1	〃	303	第三分署

無線設備一覧表（原子力防災無線）

種別	アナログ 出力	デジタル 出力	呼出名称	取付車
車載	10	5	やわたはましようぼう	81 原防1
〃	10	5	〃	82 原防2
〃	10	5	〃	83 原防3
〃	10	5	〃	84 原トラ
〃	10	5	〃	85 原防5
署活	1		やわたはましようぼう	801
〃	1		〃	802
〃	1		〃	803
〃	1		〃	804
〃	1		〃	805
〃	1		〃	806
〃	1		〃	807
〃	1		〃	808
〃	1		〃	809
〃	1		〃	810
〃	1		〃	811
〃	1		〃	812
〃	1		〃	813
〃	1		〃	814
〃	1		〃	815
〃	1		〃	816
〃	1		〃	817
〃	1		〃	818
〃	1		〃	819
〃	1		〃	820
〃	1		〃	821
〃	1		〃	822
〃	1		〃	823
〃	1		〃	824
〃	1		〃	825
〃	1		〃	826
〃	1		〃	827
〃	1		〃	828
〃	1		〃	829
〃	1		〃	830

種別	アナログ 出力	デジタル 出力	呼出名称	取付車
署活	1		やわたはましようぼう	831
〃	1		〃	832
〃	1		〃	833
〃	1		〃	834
〃	1		〃	835
〃	1		〃	836
〃	1		〃	837
〃	1		〃	838
〃	1		〃	839
〃	1		〃	840
〃	1		〃	841
〃	1		〃	842
〃	1		〃	843
〃	1		〃	844
〃	1		〃	845
〃	1		〃	846
〃	1		〃	847
〃	1		〃	848
〃	1		〃	849
〃	1		〃	850
〃	1		〃	851
〃	1		〃	852
〃	1		〃	853
〃	1		〃	854
〃	1		〃	855
〃	1		〃	856
〃	1		〃	857
〃	1		〃	858
〃	1		〃	859
〃	1		〃	860
〃	1		〃	861
〃	1		〃	862
〃	1		〃	863
〃	1		〃	864
〃	1		〃	865

無線設備一覧表（八幡浜市消防団）

種別	アナログ 出力	デジタル 出力	呼出名称	取付車
署活	1		やわたはましようぼう	75
〃	1		〃	76

資料 2-24 災害時優先電話一覧表

電 話 番 号	設 置 場 所	備 考
0894-22-0376	北浜1-1-1	水道課
0894-22-3118	〃	電話交換室
0894-22-3119	〃	電話交換室
0894-22-3133	〃	電話交換室
0894-33-3134	〃	電話交換室
0894-22-3142	〃	電話交換室
0894-24-6180	〃	4F コピー室
0894-29-1150	〃	八幡浜庁舎
0894-22-2727	〃	危機管理・原子力対策室
0894-22-5990	〃	危機管理・原子力対策室
0894-24-0610	〃	危機管理・原子力対策室
0894-24-6180	〃	庁議室
0894-22-5995	〃	庁議室
0894-37-2646	〃	建設課
0894-29-1150	〃	八幡浜庁舎震度計
0894-36-0574	保内町宮内1-260	保内庁舎
0894-29-4020	〃	〃
0894-36-2191	〃	水道課（保内庁舎）
0894-22-2454	1550-20	白浜保育所
0894-24-1130	168-1	松陰地区公民館
0894-22-3167	325 西海寺	愛宕中学校
0894-22-4623	417-3	愛宕保育所
0894-28-0022	穴井3-796-19	真穴支所
0894-22-0465	五反田1-154	神山小学校
0894-22-1093	五反田1-806	神山保育所
0894-22-0693	〃	養護老人ホーム湯島の里
0894-22-3461	向灘3063-1	白浜小学校
0894-22-0576	広瀬3-4-7	松陰小学校
0894-24-0049	広瀬3-889	総務課（地震計）
0894-22-0134	江戸岡1-7-1	江戸岡小学校

資料 2 - 25 衛星携帯電話設置場所一覧表

衛星携帯電話設置場所一覧表

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

設置場所	所在地	衛星携帯電話番号
災害対策本部 (危機管理・原子力対策室)	北浜1-1-1	090-6886-8991
大島地区公民館	大島2-101	090-6886-8992
日土地区公民館	日土町2-262-2	881632706640
日土東地区公民館	日土町6-2125-1	881632706643
真穴地区公民館	穴井3-796-39	881632705532
双岩地区公民館	若山2-33-4	881632712126
磯津地区公民館	保内町磯崎1369-1	881632713228
県貸与(保内庁舎)	保内町宮内1-260	870776022994

資料 2 - 26 無線通信施設一覧表(その他の機関)

無線通信施設一覧表(その他の機関)

免許人名	施設場所	受付場所	電話番号
警察庁	八幡浜市広瀬	八幡浜警察署	22-0950
愛媛県知事	// 北浜	南予地方局八幡浜支局	22-4111
四国電力(株)八幡浜営業所	// 昭和通	四国電力(株)八幡浜営業所	22-2255
八幡浜漁業協同組合	// 大黒町五丁目1522-18	八幡浜漁業協同組合	22-2811
宇和島自動車(株)八幡浜営業所	// 大黒町	宇和島自動車(株)八幡浜営業所	22-2400
三原産業(株)八幡浜給油所	// 栗野浦	三原産業(株)八幡浜油層所	22-0418
富士シリシア化学(株)	保内町川之石	富士シリシア化学(株)	35-0529

資料 2 - 27 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則

宇和海地区大量排出油等防除協議会会則

(目 的)

第 1 条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）第 43 条の 6（排出油の防除に関する協議会）の規定に基づき、宇和島海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下「宇和海地区」という。）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第 2 条 会の名称を「宇和海地区大量排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）とする。

(地区協議会の業務)

第 3 条 地区協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油防除マニュアルの作成

- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要な事項

(2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進

- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組 織)

第 4 条 地区協議会は、会員（会長 1 名、幹事若干名、会計監事 1 名を含む。）をもって組織する。

- 2 会員は、宇和海地区における、排出油等防除に関係ある機関とする。
- 3 会長は、宇和島海上保安部長をもって当てる。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 幹事及び会計監事は、会員の互選により選出し、任期は 2 年とし再選を妨げない。
- 6 幹事は、会長を補佐する。また、会計監事は、地区協議会の会計を監査する。
- 7 排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、地区協議会に技術専門委員会を置くことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(会 議)

第 5 条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年 1 回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。
- 4 会長および幹事をもって構成する役員会は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出する。

なお、防除施設、機材に大きな変更があった場合は、その都度会長に通報する。

- (1) 施設、機材の整備及び保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめのうえ、広域防災活動に活用する。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し速やかに事故に関する情報を提供する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに総合調整本部を設置し、情報の共有、防除措置状況等の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場で相互に連携を推進し、迅速、的確な防除活動を実施するための必要な活動の調整を行う。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣する。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者、又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施する。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 地区協議会は、排出油等事故発生時における会員の防災活動を訓練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む。)を行う。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

(経費)

第13条 地区協議会の運営に必要な経費は、原則として会議の決議に基づき会員が負担する。

ただし、国、県、警察及び消防の各機関たる会員は、その負担を免除する。

(会計年度)

第14条 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(協議)

第15条 本会則に疑義が生じた場合、又は本会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第 16 条 地区協議会は、海防法第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、宇和海地区に係る海防法第 43 条の 5 第 1 項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第 17 条 地区協議会の庶務は、宇和島海上保安部が行う。

附 則

- 1 本会則は、昭和 56 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 第 13 条の負担は、市 3 万円、町村 2 万円、その他の会費は 1 万円とする。
ただし、他の地区における排出油防除協議会にも加入する会員にあっては、この金額の範囲内において別途会長が定める。
- 3 第 1 条の一部を改正し、平成 8 年 1 月 17 日から施行する。
- 4 会則の一部を改正し、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。
- 5 第 13 条の負担は、1 会員につき 6 千円とする。
- 6 会則の一部を改正し、平成 12 年 5 月 30 日から施行する。
- 7 会則の一部を改正し、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。

資料 2-28 宇和海地区大量排出油等防除協議会会員名簿

宇和海地区大量排出油等防除協議会会員名簿

区 分	機 関 の 名 称	電 話 番 号
国 の 機 関 (2機関)	四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所	0895-22-0260
	宇和島海上保安部 (宇和海地区大量排出油等防除協議会事務局)	0895-22-1256 0895-22-4999
地方公共団体 及び その他の機関	南予地方局	0895-22-5211
	南予地方局八幡浜支局	0894-24-5288
	宇和島警察署	0895-22-0110
	八幡浜警察署	0894-22-0110
	西予警察署	0894-62-0110
	愛南警察署	0895-72-0110
	宇和島地区広域事務組合消防本部	0895-22-7500
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	0894-22-0119
	愛南町消防本部	0895-72-0119
	西予市消防本部	0894-62-0119
	宇和島市	0895-24-1111
	八幡浜市	0894-22-3111
	西予市	0894-62-6409
	伊方町	0894-38-0211
	愛南町	0895-72-7312
漁 業 関 係	愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部	0895-22-5225
	八幡浜漁業協同組合	0894-22-2811
	明浜漁業協同組合	0894-65-0311
	吉田町漁業協同組合	0895-52-0305
	下波漁業協同組合	0895-29-0121
	遊子漁業協同組合	0895-62-0211
	うわうみ漁業協同組合	0895-28-6100
	宇和島漁業協同組合	0895-22-5750
	三浦漁業協同組合	0895-29-0231
	岩松漁業協同組合	0895-32-2518
	北灘漁業協同組合	0895-32-2850
	下灘漁業協同組合	0895-35-0221
	愛南漁業協同組合	0895-72-1135
	久良漁業協同組合	0895-72-1225
三崎漁業協同組合	0894-56-0111	
民 間 企 業	宇和島運輸株式会社	0894-23-2536
	九四オレンジフェリー株式会社	0894-22-1283
	盛運汽船株式会社	0895-22-4500

区 分	機 関 の 名 称	電 話 番 号
民 間 企 業	三原産業株式会社	0895-22-5656
	西崎石油株式会社	0895-25-6611
	シンツ石油株式会社	0895-22-5600
	寺田石油株式会社	0895-22-4777
	三好造船株式会社	0895-22-5220
	株式会社栗之浦ドック	0894-22-5100
	大祐漁業株式会社	0895-75-0323
	愛媛県石油商業組合宇和島支部	0895-25-6611

資料 2 - 29 宇和海地区大量排出油等防除協議会資機材保有状況

区分	機関名	オイルフェンス(m)		油処理剤(kl)	油吸着材(kg)	備考	
		A型	B型				
当庁	宇和島海上保安部		100	1.584	442		
地方自治体	消防	宇和島地区広域事務組合消防本部	20		323		
		八幡浜地区施設事務組合消防本部			0.234	891	
		西予市消防本部				122	
		愛南町消防本部			0.045	40	
	計		20	0	0.279	1,376	
	港湾管理者	宇和島市	1,100			2,402	
		八幡浜市	280				
		西予市					
		伊方町	620		0.5		
		愛南町	300	1,300	3.15	5,025	
計		2,300	1,300	3.65	7,427		
民間	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十九条による備え付け	三原産業(株)宇和島油槽所			0.378	45	
		三原産業(株)八幡浜油槽所	200		0.324	375	
		八幡浜漁業協同組合	1,090				
		大祐漁業(株)	300		0.8	32	
		西崎石油(株)		20	0.036	119	
		シンツ石油(株)	20		0.018	33	
	計		1,610	20	1.556	604	
	その他・漁協	愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部				850	
		八幡浜漁業協同組合			0.153	670	
		吉田町漁業協同組合	500				
		遊子漁業協同組合	400			120	
		愛南漁業協同組合					
	計		900	0	0.153	1,640	
	石油店等・その他	盛運汽船(株)				25	
		宇和島運輸(株)			0.36	200	
三好造船(株)				0.036	30		
九四オレンジフェリー(株)		80		0.108	34		
計		80	0	0.504	289		

資料 2 - 30 自主防災組織一覽

自主防災組織一覽

地区自主防災会	区防災会					
白浜地区自主防災会	杖之浦	大内浦	中浦	高城	白浜	近江屋町
	幸町松本町	大平	港	津羽井	勘定	
松蔭地区自主防災会	栗野浦	大黒町	新町	築港	千代田町	大谷口
	広瀬	古町				
江戸岡地区自主防災会	第1分区	第2分区	第3分区	第4分区		
神山地区自主防災会	国木・牛名	矢野町	五反田	川舞	八代団地	八代
日土町自主防災会	下河原	出の奥	今出	防川	松岡	新堂
	梶谷岡	続藪	中当	川辻	横尾地	田之窪
	小坂	森山	榎野			
双岩地区自主防災会	布喜川	釜倉	谷	横平	若山	中津川
大島地区自主防災会	大島					
真穴地区自主防災会	真網代	穴井				
川上地区自主防災会	川名津	白石	上泊			
舌田地区自主防災会	舌間	合田				
千丈地区自主防災会	高野地	松柏	松尾	郷		
川之内地区自主防災会	南裏	川之内	古藪			
日土東地区自主防災会	檜木上	久保田	福岡	尾之花	筵田	野地
	瀬田					
喜須来地区自主防災会	神越	城高	喜木町	磯岡	須川里	日之地
	須川奥					
川之石地区自主防災会	西町	本町	赤網代	内之浦	雨井	琴平
	楠町	和田町				
宮内地区自主防災会	清水町	宮内里	大竹	鼓尾	枇杷谷両家	駄場
	舟来谷	西之河内				
磯津地区自主防災会	磯崎	喜木津	広早			

資料 2 - 31 八幡浜市自主防災会連絡協議会規約

八幡浜市自主防災会連絡協議会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、八幡浜市自主防災会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、八幡浜市における自主防災会の活動を推進し、防災に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚を図るとともに、各地区自主防災会（以下「地区防災会」という。）間の連携を図ることにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災会の活動を推進するための調査、審議に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地区防災会との連携及び情報交換の機能強化に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止及び初期消火並びに救出救護、避難及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (7) 災害時要援護者対策の推進に関すること。
- (8) 防災訓練の実施に関すること。
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(協議会)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区自主防災会長
- (2) 防災委員

(防災委員)

第 5 条 防災委員は、防災士等有識者の内から会長が委嘱した者とする。

2 防災委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(役 員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
- 2 会長は、地区自主防災会長の中から選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は前任役員残任期間とする。
- 4 会長は会務を統轄し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長のうちから、あらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

(顧 問)

第 7 条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、八幡浜地区施設事務組合消防長、八幡浜市消防団長の職にあるものを充てるものとする。
- 3 顧問は会長の要請に基づき、意見を具申できるものとする。

(会 議)

第 8 条 会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。

- (3) 地区防災会の連携に関する事。
- (4) 自主防災会の活動の推進に関する事。
- (5) その他必要と認める事項
(消防本部等に対する協力要請)

第9条 協議会は第2条の目的を達成するために必要があると認めるときは、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び八幡浜市消防団に対し防災活動に関し協力を要請するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、八幡浜市役所総務課危機管理・原子力対策室内に置く。

(運 営)

第11条 協議会の運営は、ボランティアとする。

(規約改正)

第12条 本規約の改正は、協議会における過半数の決定をもって行う。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年1月10日から施行する。

資料 2 - 32 八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱

八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八幡浜市自主防災会設置推進要綱（平成17年要綱第66号）に基づき設置された自主防災組織（以下「自主防災会」という。）に対し、同要綱第9条の規定に基づき、予算の範囲内において交付する八幡浜市自主防災会運営費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、自主防災会が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主防災会の運営又は活動等を実施するための事業
 - (2) その他市長が必要と認めた事業
- 2 補助対象経費は、前項に規定する補助事業に要した経費のうち、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 会議に要する経費
 - (2) 広報に要する経費
 - (3) 訓練、イベント等に要する経費
 - (4) 防災資機材、備蓄物資購入費
 - (5) その他事業計画に基づく防災活動に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げた額の合計額を上限として支給する。この場合において、前年度の4月1日を基準日とする。

- (1) 均等割 年 60,000円
 - (2) 組織割 年 組織数×1,000円
 - (3) 世帯割 年 世帯数×50円
- 2 前項に掲げるもののほか、各年度において次の各号に掲げる事業を行った場合は、総額で年50,000円を上限として支給する。
- (1) 自主防災会独自の訓練又は研修等
 - (2) 愛媛県や八幡浜市が主催する研修会等への参加
 - (3) 防災に関する調査等

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第6条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うとともに、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第7条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、申請者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第8条 申請者が、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに補助事業計画変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理したときは、変更内容を審査し、第5条の規定による決定内容に著しく異なる変更があると認めるときは、当該決定内容を変更し、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告等)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書（様式第5号）に収支精算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項に規定する補助事業を行った者は、前項の収支精算書に自主的な訓練等実施報告書（様式第6号）を添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は前条第1項の実績報告書（同条第2項に該当する場合は、同項の実施報告書を含む。）が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金確定通知を受けたものは、補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理した場合は、補助金を交付する。

(帳簿等の備付け)

第13条 申請者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月1日要綱第2号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第7号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成30年4月16日要綱第14号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後に申請する八幡浜市自主防災会運営費補助金について適用し、平成29年度以前に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月15日要綱第19号）（抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月9日要綱第3号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定による改正後の八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金について適用し、令和3年度以前に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金については、なお従前の例による。

補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

年度自主防災会の事業を行うため、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	金 円
事業等の目的	
事業等の内容	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

補助金交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度自主防災会運営費補助金
については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり
交付することに決定します。

記

交付決定額	金 円
事業等の名称	
交付条件	

備考

- 1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
- 2 事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書を提出すること。

補助事業計画変更届

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
年度 自主防災会の事業を次のとおり計画変更したいので、八幡浜市自
主防災会運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 計画変更の内容

区 分	当初計画	変更計画

2 計画変更の理由

補助変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付け 第 号で通知した 年度自主防災会運営費補助金については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更交付することに決定します。

記

区 分	変更前	変更後
変更交付決定額	金 円	金 円
事業等の名称		
交付条件		

備考

- 1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
- 2 事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書を提出すること。

補助事業実績報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
年度 自主防災会の事業が完了したので、八幡浜市自主防災会運営費
補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施行場所	八幡浜市
施行期間	
事業の実績及び効果	

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 その他事業内容が分かる書類

自主的な訓練等実施報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

施行場所	八幡浜市
施行期間	
事業の実績及び効果	

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 事業内容が分かる書類
- 3 事業内容が分かる写真

補助金交付確定通知書

年 月 日
第 号

様

八幡浜市長

年 月 日付けで報告のあった 年度自主防災会運営費補助金については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定します。

記

交付確定金額	金 円
事業等の名称	
交付条件	

様式第8号（第11条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金 円
事業の名称	
交付決定通知	年 月 日 第 号
交付決定額	金 円
備 考	

資料 3

資料 3 - 1 協定等一覧

協定等一覧

	協定名	締結団体	協定締結年月日
3-2	愛媛県消防相互広域応援協定書	県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日 (再締結)
3-3	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成 18 年 3 月 1 日
3-4	南予地区広域消防相互応援協定書	南予地区市町村、南予地区消防事務組合	平成 7 年 6 月 1 日
3-5	大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書	大洲地区広域消防事務組合、八幡浜地区施設事務組合、大洲市、八幡浜市、西予市	平成 17 年 11 月 1 日
3-6	夜昼隧道内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、大洲地区広域消防事務組合	平成 12 年 10 月 31 日
3-7	笠置トンネル内の災害活動に関する覚書	八幡浜地区施設事務組合、東宇和事務組合	平成 13 年 2 月 1 日
3-8	愛媛県緊急消防援助隊受援計画		平成 16 年 6 月 25 日
3-9	愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画		令和 4 年 4 月 1 日
3-10	原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書	大洲地区広域消防事務組合、東宇和事務組合、八幡浜地区施設事務組合	平成 13 年 7 月 30 日
3-11	原子力施設における消防活動に関する協定書	八幡浜地区施設事務組合、四国電力(株)伊方発電所	平成 12 年 9 月 30 日
3-12	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県医師会	平成 15 年 4 月 9 日
3-13	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(公社)愛媛看護協会	平成 15 年 4 月 9 日
3-14	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県歯科医師会	平成 15 年 4 月 9 日
3-15	災害時の医療救護に関する協定	愛媛県、県下市町村、(一社)愛媛県薬剤師会	平成 15 年 4 月 9 日
3-16	災害時の医療救護活動についての協定	八幡浜市、(一社)八幡浜医師会	平成 27 年 2 月 5 日
3-17	災害時等における搬送業務の協力に関する協定	八幡浜市、アトムタクシー(株)	平成 26 年 9 月 2 日

	協定名	締結団体	協定締結年月日
3-18	災害時における水道の応急活動に関する協定書	八幡浜市、八幡浜市管工事業協同組合	平成20年7月7日
3-19	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、(社)愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部	平成20年3月11日
3-20	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、(社)愛媛県電設業協会	平成23年10月3日 令和5年7月18日 (再締結)
3-21	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	八幡浜市、愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合、愛媛県電気工事工業組合	平成26年2月4日 令和2年11月9日 (再締結)
3-22	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	八幡浜市、(公社)日本下水道管路管理業協会	平成25年2月20日
3-23	災害時における下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約	八幡浜市、日本下水道事業団	平成25年4月1日
3-24	災害時の協力に関する協定書	八幡浜市、四国電力(株)宇和島支店	平成26年1月24日
3-25	災害時における給水に関する協定書	八幡浜市、(株)あわしま堂	平成24年9月18日
3-26	緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市 (株)フジ フジグラン八幡浜店	平成16年3月23日
	緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、西宇和農業協同組合	平成16年3月23日
	緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、(株)ありがとうコーポレーション	平成16年3月23日
	緊急援護物資調達に関する協定書	八幡浜市、(株)レディ薬局	平成16年3月23日
3-27	災害時における救援物資提供に関する協定書	八幡浜市、四国コカ・コーラボトリング(株)	平成20年4月1日
3-28	災害時等における物資供給協力に関する協定書	八幡浜市、生活協同組合コープえひめ	平成24年10月1日
3-29	災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	八幡浜市、ダイキ(株)	平成26年2月14日
3-30	災害時の物資等の輸送に関する協定書	八幡浜市、愛媛県トラック協会八幡浜支部	平成25年3月25日
3-31	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	八幡浜市、愛媛県土地家屋調査士会	平成25年2月27日
3-32	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	八幡浜市、(株)ゼンリン	平成26年9月19日
3-33	災害発生時における八幡浜市と八幡浜市内郵便局の協力に関する協定	八幡浜市 八幡浜市内郵便局	平成27年6月1日

	協定名	締結団体	協定締結年月日
3-34	ヘリテレ映像の提供に関する協定書	愛媛県、県下市町、県下消防事務組合	平成23年3月1日
3-35	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国整備局、八幡浜市	平成23年10月26日
3-36	四国西南サミット災害時相互応援協定	八幡浜市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	平成23年5月23日
3-37	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	八幡浜市、瀬戸内海沿岸海ネット共助会員市町村	平成24年3月29日 令和4年10月5日 (再締結)
3-38	津波避難ビル等としての使用に関する協定書	八幡浜市、各事業者	平成17年以降
3-39	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	四国地方整備局・四国管内港湾管理者・四国管内港湾関係団体	平成27年11月5日 令和4年12月13日 (再締結)
3-40	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県・県下市町	平成28年2月17日
3-41	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	四国地方整備局・八幡浜市	平成28年8月23日
3-42	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	八幡浜市・(一社)愛媛県建設業協会八幡浜支部	平成28年8月26日
3-43	災害時における被災者支援に関する協定書	八幡浜市・愛媛県行政書士会	平成28年12月26日
3-44	八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する協定	八幡浜市・八幡浜地区消防本部・市自主防災会連絡協議会・市民生児童委員協議会・社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	平成30年3月22日
3-45	災害時における航空写真等の提供に関する協定	八幡浜市 株式会社パスコ愛媛支店	平成30年3月29日
3-46	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	愛媛県、八幡浜市 一般社団法人えひめ産業資源循環協会	令和元年6月24日
3-47	災害に係る情報発信等に関する協定	八幡浜市、ヤフー株式会社	令和元年10月10日
3-48	災害時における動物救護活動に関する協定書	八幡浜市 公益社団法人愛媛県獣医師会	令和2年2月3日
3-49	災害時における飲料水の提供に関する協定書	八幡浜市 株式会社伊藤園	令和3年1月15日
3-50	八幡浜市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	八幡浜市 社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	令和5年4月13日
3-51	災害時における被災地支援に関する協定書	八幡浜市、社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会、一般社団法人八幡浜青年会議所	令和5年4月13日

3-52	災害時等における応急対策業務に関する協定書	八幡浜市、南予石材加工協同組合、一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部	令和5年12月5日
3-53	自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定	八幡浜市、宇和島市、大洲市、兵庫県南あわじ市、長崎県島原市、福島県いわき市、青森県むつ市、大阪府交野市、大分県中津市	令和7年3月27日
3-54	災害時等における物資供給等に関する協定	八幡浜市、株式会社池田喜伴商店	令和6年12月13日

資料 3 - 2 愛媛県消防広域相互応援協定書

愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第 2 条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第 3 条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第 4 条 前条各号の災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第 1 項の規定による要請に基づく応援とみなす。
- 4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則 1 隊（消防ポンプ自動車等 1 台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第 5 条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第 6 条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 次広域応援体制 第 3 条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね 30 分以内に被災地に到着できるもの。
- (2) 第 2 次広域応援体制 第 3 条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね 60 分以内に被災地に到着できるもの。
- (3) その他の広域応援体制 前 2 号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同年20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県	愛媛県知事	中 村 時 広			
松山市	松山市長	野 志 克 仁			
今治市	今治市長	菅 良 二 文 彰			
宇和島市	宇和島市長	岡 原 城 一 郎			
八幡浜市	八幡浜市長	大 城 川 一 勝 行 久			
新居浜市	新居浜市長	石 井 敏 久 久 典			
西条市	西条市長	玉 二 宮 隆 邦 夫			
大洲市	大洲市長	武 智 原 一 夫			
伊予市	伊予市長	篠 管 加 藤 章			
四国中央市	四国中央市長	宮 脇 馨 康			
西予市	西予市長	河 野 忠 靖 紀 壽 彦			
東温市	東温市長	岡 本 川 秀 隆 清 浩 誠 雅			
上島町	上島町長	佐 川 本 門 清 浩 誠 雅			
久万高原町	久万高原町長	稲 高 坂 本 頭 水 雅			
松前町	松前町長	兵 清			
砥部町	砥部町長				
内子町	内子町長				
伊方町	伊方町長				
松野町	松野町長				
鬼北町	鬼北町長				
愛南町	愛南町長				
宇和島地区広域事務組合	組合長		岡 原 文 彰		
八幡浜地区施設事務組合	組合長		大 城 一 郎		
大洲地区広域消防事務組合	組合長		二 宮 隆 久 典		
伊予消防等事務組合	組合長		武 智 邦 夫		

愛媛県消防広域応援要請連絡表

(あて先)
愛媛県知事

第	報
年	月 日

〇 〇 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 <small>(応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)</small>	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		災害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊			B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特殊 装 備 部 隊	密閉空間火災等対応隊	
				遠距離大量送水隊	
			その他の部隊		
その他の情報 <small>(必要資機材、装備等)</small>					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	市町				TEL - - FAX - -

愛媛県消防広域応援要請連絡表

第	報
年	月 日

(あて先) 松山市消防局長

(あて先) ブロック幹事消防長

○ ○ 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分					
災害発生場所						
災害の種別・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	年 月 日 時 分					
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別					
	消 火 部 隊		災害 部 隊	特 殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊		
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊		
	航 空 部 隊			C 災 害 対 応 隊		
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊		
	特 に 指 定 な し		密閉空間火災等対応隊			
			特殊 装 備 部 隊	遠距離大量送水隊		
		その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材、装備等)						
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号	
	市町				TEL - - FAX - -	

代表消防本部
 ブロック幹事消防本部 御中
 愛媛県消防主管課

第 報 (消防本部)

災 害 状 況 報 告 書

(記入欄が不足する場合等は、別紙で記入すること。様式は任意でよい)

報告日時	年 月 日	時 分
重大な被害が 発生している 地 域	地区の説明 (住所又は国道〇〇号沿い、〇〇駅周辺等)	被害の状況 (該当する被害に〇印を入れること。)
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
市 域 全 体 の 建 物 被 害 状 況 (該当するものに〇印)	鉄筋構造物の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 一般家屋の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
火 災 の 発 生 状 況 (該当するものに〇印)	火災状況 (市街地大規模火災・同時多発火災・規模不明・未発生・未確認) 損傷面積 (概算) _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
人 的 被 害 (該当するものに〇印)	死傷者予測 (5万人以上・1万人以上・5千人以上・千人以上・不明) 現時点での死傷者数 死者 _____ 負傷者 _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
現 在 の 対 応 状 況		
そ の 他 (どのようなことでもよいので災害に関する情報を記入すること)		

受援側の長

様

応援側の長

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別		
災害の発生日時	年 月 日 時 分	
災害の発生場所		
要請者名		
応援要請受信日時	年 月 日 時 分	
応援隊の出動種別		
応援隊の出発日時	年 月 日 時 分	
応援隊の到着(予定)日時	年 月 日 時 分	
応援隊の出動場所		
応援隊の長(職・氏名)		
応援隊の人員・車両及び 資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名	
	車両の種別台数	
	資機材の種別数量	
	活動開始時刻	引揚げ時刻
	時 分	時 分
	帰署時刻	走行距離
	時 分	k m
応援隊の活動状況		
その他 必要な事項		

資料 3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選

任された者)が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費(航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。)については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保

(3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

(4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定(以下「応援協定」という。)に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

(協定市町の変更に伴う取扱い)

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

(協定の改廃及び疑義)

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県	愛媛県知事	加戸守行
松山市	松山市長	中村時広
今治市	今治市長	越智忍
宇和島市	宇和島市長	石橋寛久

八幡浜市	八幡浜市長	高橋英吾	
新居浜市	新居浜市長	佐々木龍	
西条市	西条市長	伊藤宏太郎	
大洲市	大洲市長	大森隆雄	
伊予市	伊予市長	中村佑	
四国中央市	四国中央市長	井原巧	
西予市	西予市長	三好幹二	
東温市	東温市長	高須賀功	
上島町	上島町長	上村俊之	
久万高原町	久万高原町長	玉水寿清	
松前町	松前町長	白石勝也	
砥部町	砥部町長	中村剛志	
内子町	内子町長	河内紘一	
伊方町	伊方町長職務代理者	助役清水博義	
松野町	松野町長	岡武男	
鬼北町	鬼北町長	松浦甚一	
愛南町	愛南町長	谷口長治	
宇和島地区広域事務組合	組合長	石橋寛久	
八幡浜地区施設事務組合	組合長	高橋英吾	
大洲地区広域消防事務組合	組合長	大森隆雄	
伊予消防等事務組合	組合長	中村佑	

資料3-4 南予地区広域消防相互応援協定書

南予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県南予地区における大規模火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村及び消防にかかると一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発災地の市町村等の長の要請を待たずに行う応援

(2) 特別応援

市町村等の区域内に災害が発生した場合に、発災地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

第3条 特別応援の要請は、発災地の市町村等の長から応援を求める市町村等の長に対し、電話又はその他の方法により、次の事項を明らかにして要請するものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の種別及び概況

(2) 災害発生場所

(3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量

(4) 応援隊等の集結場所及び誘導方法

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊等を増強する。

(2) 特別応援は、発災地の市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ、応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援隊等の規模

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、活動の状況及び引揚げを現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等において、その都度協議するものとする。

(1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援市町村等の負担とする。

ただし、資機材等（化学消火薬剤を含む。）で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。

ただし、被災地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別添様式）を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成7年6月1日から施行する。

宇和島市長	柴 田	勲 晏
八幡浜市長	吉 見	弘 一
大洲市長	梶 田	與 彦
喜多郡長浜町長	上 田	邦 一
〃 内子町長	河 内	紘 一
〃 五十崎町長	森 永	隆 男
〃 肱川町長	大 野	和 男
〃 河辺村長	大 野	富 士
西宇和郡保内町長	二 宮	通 明
〃 伊方町長	中 元	清 吉
〃 瀬戸町長	阿 部	茂 久
〃 三崎町長	菊 池	功 夫
〃 三瓶町長	山 本	昌 直
東宇和郡明浜町長	酒 井	正 象
〃 宇和町長	宇 都	宮 一
〃 野村町長	山 崎	巖 成
〃 城川町長	河 野	泰 夫
北宇和郡吉田町長	児 玉	武 三
〃 三間町長	太 幸	仁 甚
〃 広見町長	松 浦	川 一
〃 松野町長	古 川	林 三郎
〃 日吉村長	山 本	光 男
〃 津島町長	岩 城	忠 幸
南宇和郡内海村長	赤 樫	重 繁
〃 御荘町長	山 口	武 一
〃 城辺町長	山 下	繁 武
〃 一本松町長	中 澤	良 夫
〃 西海町長	池 田	弘 康
大洲地区広域消防事務組合組合長	梶 田	與 象
東宇和事務組合長	宇 都	宮 一
宇和島地区広域事務組合組合長	柴 田	勲 喜
南宇和消防事務組合組合長	山 口	繁 喜
八幡浜地区施設事務組合職務代理者副組合長	二 宮	通 明

様 式

南予地区広域消防相互応援協定交換資料

年 月 日現在

消防本部・団

人 員	消防職員 名		消防団員 名				
装 備	機 械 器 具			そ の 他 の 器 具			
	消防ポンプ自動車		台	エンジンカッター		台	
	水槽付 〃 (ク L)		台	チェーンソー		台	
	小型動力ポンプ付積載車		台				
	小型動力ポンプ積載車		台				
	小型動力ポンプ		台				
	梯子付消防自動車 (ポンプ有・無)		台				
	スノーケル車 (ポンプ有・無)		台				
	化学車 (ク L・薬剤 kg)		台				
	救助工作車 (照明有・無)		台				
消火 薬剤	空 気 泡		化 学 泡		高 発 泡	界面活性剤	その他
	蛋 白 系		粉 末	薬 液			
	3%型	6%型					

資料3-5 大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互応援により、大洲地区広域消防事務組合、西予市、八幡浜地区施設事務組合（以下「関係組合等」という。）、大洲市、八幡浜市、西予市（以下「関係市」という。）の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により、出動する消防隊は、関係組合等に属する消防署、支署、分署及び関係市の消防団とする。

(応援の種別)

第3条 消防相互応援は、普通応援と特別応援の2種とする。

- ・ 普通応援とは、関係市に発生した火災又はその他の災害を非被災地側の消防機関がなんらかの情報で覚知したとき、被災地側の要請によらないで消防隊を出動させ応援するものをいう。
- ・ 特別応援とは、関係市に火災又はその他の災害が発生し、被災地の消防力では第1条の目的を完遂することが出来ず、消防力の応援を特に必要とするときに、被災地の組合長又は関係市町長等の要請に基づき出動し、応援するものをいう。

(応援部隊の派遣)

第4条 普通応援の場合の消防隊の数は、関係組合及び関係市等の警防計画に樹立された応援出動消防隊の数とする。

- 2 特別応援の場合の消防隊の数は、火災又はその他の災害の状況により、被災地の組合長又は関係市長等が要請した消防隊の数に基づき、非被災地の組合長又は関係市町長等が判断し決定する。ただし、状況により、応援の消防隊を減じ、又は派遣しないことができる。

(要請と報告)

第5条 特別応援の要請は、被災地の組合長又は関係市長等が消防本部間の通信により、次の事項を明らかにし要請するものとする。

- ・ 災害の状況
- ・ 必要とする人員、車両、機械器具等の数
- ・ 災害場所及び応援消防隊の集合場所
- ・ その他必要な事項

- 2 特別応援の要請を受けた非被災地の組合長又は関係市長等が、応援消防隊を派遣するときは、消防本部間の通信により、被災地の組合長又は関係市長等に対し、応援消防隊の数、出動時期等を通報するものとする。

また、応援消防隊の派遣ができないときは、その理由を速やかに通知するものとする。

- 3 応援消防隊の長は、現場（集合場所等）到着時及び引き揚げ時において、人員、機械器具等の異常の有無及び消防活動状況を被災地の組合長又は関係市長等に報告するものとする。

(応援消防隊の指揮)

第6条 応援消防隊は、すべて被災地の組合長又は関係市長等の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要する経費、損害負担)

第7条 この協定に基づき応援した場合に使用した燃料及びその他の諸経費並びに隊員の事故(出発地から帰署所までの交通事故を含む)の補償及び機械器具の破損の修繕費等は、次の各号によるものとする。

- ・ 燃料及びその他の諸経費並びに機械器具等の小破損の修繕費は、応援側の負担とする。
ただし、特別の事情があるときは、関係者が協議して負担方法を定めるものとする。
- ・ 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援者側の負担とする。
- ・ 長時間にわたる応援により、食糧及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援者側の負担とする。
- ・ 前各号に定めるもののほか、隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具等の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ、決定するものとする。

ただし、応援消防隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(連絡会議)

第8条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- ・ 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- ・ 協定書等の実施上の疑義に関すること。
- ・ 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- ・ 医療機関の情報交換に関すること。
- ・ 消防資機材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
- ・ その他必要な事項

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は関係する消防長及び消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年12月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書5通を作成し、関係市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲、東宇和、八幡浜地区消防相互応援協定書」(昭和60年6月1日締結)は廃止する。

平成17年12月1日

大洲地区広域消防事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲市長

八幡浜市長

西予市長

大 森 隆 雄

高 橋 英 吾

大 森 隆 雄

高 橋 英 吾

三 好 幹 二

資料 3-6 夜昼隧道内の災害活動に関する覚書

夜昼隧道内の災害活動に関する覚書

南予消防相互応援協定に基づく規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部と大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「協定消防本部」という。）は、夜昼隧道内における消防隊の災害活動に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定め、協定消防本部の消防力を有効に活用して被害を最少限度に防止し、もって消防任務の達成を図ることを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急隊及び救助工作車隊をいう。

（覚知と通報連絡）

第3条 非常電話等の通報装置により災害等の発生を覚知したときは、相互に連絡をとりあい、適切な措置を講じるものとする。

（災害出動）

第4条 災害時に出動する消防隊は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故の場合は、救急隊及び救助工作車隊、必要により消防ポンプ車隊
- (2) 火災の場合は、消防ポンプ車隊及び救助工作車隊、必要により救急隊
- (3) 事故内容が不明な場合は、消防ポンプ車隊、救助工作車隊及び救急隊
- (4) 現場責任者は事故の種別・規模が判明次第、出動部隊の増減を図る。

（消防業務の処理）

第5条 消防業務の事務処理は、災害発生地を管轄する消防本部が行う。ただし、救急事故の事務処理は、救急業務を実施した消防本部が行う。

（収容医療機関）

第6条 協定消防本部は、管轄区域内の医療機関の診療科目、所在地等について、その状況を相互に連絡し、救急業務の円滑化を図るものとする。

2 搬送医療機関への連絡は、収容医療機関を管轄する消防本部が行うものとする。

（情報の交換）

第7条 この覚書の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため、県内共通波を使用する。

（疑義等の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じたときは、協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期間は、施行の日から平成15年10月31日までとし、期間満了の場合において協定消防本部で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成 12 年 10 月 31 日

八幡浜地区施設事務組合消防本部

消防長 宮 岡 芳 久

大洲地区広域消防事務組合消防本部

消防長 森 克 己

資料3-7 笠置トンネル内の災害活動に関する覚書

笠置トンネル内の災害活動に関する覚書

南予消防相互応援協定に基づく規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「甲」という。）と東宇和事務組合消防本部（以下「乙」という。）は、主要地方道八幡浜宇和線笠置トンネル内における消防隊の災害活動に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定め、協定消防本部の消防力を有効に活用して被害を最少限度に防止し、もって消防任務の達成を図ることを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急隊及び救助工作車隊をいう。

（覚知と通報連絡）

第3条 非常電話等の通報装置により災害等の発生を覚知したときは、相互に連絡をとりあい、適切な措置を講じるものとする。

（災害出動）

第4条 災害時に出動する消防隊は、次のとおりとする。

事故種別	甲	乙
交通事故 (救助)	救急隊 1隊 消防ポンプ車隊 1隊 救助工作車隊 1隊	救急隊 1隊 救助工作車隊 1隊
火災	消防ポンプ車隊 2隊 救助工作車隊 1隊	救急隊 1隊 消防ポンプ車隊 1隊
内容不明	救急隊 1隊 消防ポンプ車隊 1隊 救助工作車隊 1隊	救急隊 1隊 救助工作車隊 1隊

現場責任者は事故の種別・規模が判明次第、出動部隊の増減を図る。

（消防業務の処理）

第5条 消防業務の事務処理は、災害発生地を管轄する消防本部が行う。ただし、救急事故の事務処理は、救急業務を実施した消防本部が行う。

（収容医療機関）

第6条 甲・乙は、管轄区域内の医療機関の診療科目、所在地等について、その状況を相互に連絡し、救急業務の円滑化を図るものとする。

2 搬送医療機関への連絡は、収容医療機関を管轄する消防本部が行うものとする。

（情報の交換）

第7条 この覚書の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため、県内共通波を使用する。

（疑義等の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期間は、施行の日から平成16年1月31日までとし、期間満了の場合において協定消防本部で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成13年2月1日

八幡浜地区施設事務組合消防本部

消 防 長 宮 岡 芳 久

東宇和事務組合消防本部

消 防 長 亀 田 和 弘

資料3-8 愛媛県緊急消防援助隊受援計画

愛媛県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月6日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 県内消防本部をブロック分けし、各ブロックにブロック幹事をおく。(資料1)

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援要請

(応援要請の手続き)

第3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被災状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代行消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知)

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代行消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(被害状況等の報告)

第5 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

(1) 被害状況

(2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

(3) 緊急消防援助隊の任務

(4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁第一別館3階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事とする。ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を、県消防防災安全課長に委任するものとする。（地方自治法第153条）

4 県消防防災安全課長に事故があるときは、県消防防災安全課主幹が代行するものとする。

5 調整本部の副本部長は、代表消防機関派遣職員及び指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

6 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県民環境部防災局消防防災安全課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 消防防災航空隊の職員

7 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。

9 調整本部は、消防庁、愛媛県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

10 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。

12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、愛媛県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

第9 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も相当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- (2) 進出拠点から活動拠点への通行路の確保及び誘導
- (3) 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
- (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- (5) 野営場所の設置、運営
- (6) 携帯無線機の手配、貸与
- (7) 後方支援部隊のサポート

2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。

3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部長は、愛媛県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。

4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 愛媛県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第12 愛媛県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は、早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。

2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。

3 調整本部は、早期に愛媛県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

(1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。

(2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。

2 調整本部は、決定した進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 調整本部は、必要と認めた場合には、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局の職員又は県防災局の職員を、連絡員等として派遣する。

5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動指針

(3) 活動地域及び任務

(4) 使用無線系統

(5) 地水利状況

(6) その他必要な事項

(資機材の貸出し)

第15 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出しするものとする。

2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があつた場合、調整本部長は、燃料補給場所を現地消防本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

(重機等派遣要請)

第20 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医薬品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。

3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。

4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第6章 活動終了

(活動終了)

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

- 2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

(情報提供)

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 愛媛県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資供給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画)

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

この計画は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日付け消防震第15号及び平成18年2月14日付け消防応第15号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

(平成20年7月31日付け消防応第134号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年7月21日から施行する。

(平成24年12月26日付け消防広第221号通知により改訂)

緊急消防援助隊応援要請連絡票

第	報
年 月 日	

消防庁長官 殿

愛媛県知事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊 名に○をし、希望する 部隊数を記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊		大規模危険物火災等対応隊		
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊	
			遠距離大量送水隊		
			その他の部隊		
応援部隊の集結場所及び到達ルート				決定(添付書類 部)・未決定	
指揮体制及び無線運用体制				決定(添付書類 部)・未決定	
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連絡 責任 者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	愛媛県県民環境部 防災局	消防防災安 全課			TEL - - FAX - -

緊急消防援助隊応援要請連絡票

第	報
年	月
日	

愛媛県知事 殿

〇〇市町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する部隊数 を記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し	/	密閉空間火災等対応隊		
			特殊 装備 部隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊	
		その他の部隊			
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡 責任 者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	市町長				TEL - - FAX - -

資料3-9 愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（LP）

上記（1）（2）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町村の消防の応援等のため被災地の属する都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、消防組織法第44条の2に基づき当該都道府県の知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

(6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として愛媛県消防防災航空隊の隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動

(2) 情報収集活動

(3) 救助・救急・輸送活動

(4) 消火活動

(5) 航空後方支援活動

(6) 航空指揮支援活動

(7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

- 1 要請から出動までの体系
応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。
- 2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準
愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、資料2「愛媛県消防防災航空隊の参集基準」のとおりとする。
- 3 活動拠点ヘリベースの決定
愛媛県における活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）とする（最大受入機体数は6機）。
愛媛県消防防災航空隊は、資料3「松山空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。
松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）が使用できない場合及び松山空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から、決定するものとする。
- 4 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務
活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。
- 5 活動拠点ヘリベースの配置
活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報を資料6「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。
- 6 食料の備蓄計画等
愛媛県消防防災航空隊は、活動拠点ヘリベースの食料等を確保するため、必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。
航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

- 1 航空部隊等の要請時の協議
愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、愛媛県災害対策本部と協議するものとする。
被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。
- 2 航空指揮本部の設置
愛媛県消防防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動等に資するため、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。
航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 航空指揮支援隊の出動要請
大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。
- 4 航空指揮支援本部の設置
指揮支援部長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。
航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。
- 5 活動拠点ヘリベース（松山空港）への受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、松山空港事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

(1) 運用時間内における受入れ

松山空港エプロンへ航空小隊が駐機できるよう、松山空港事務所長にエプロンの駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

(2) 運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては5 (1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として松山空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、活動拠点ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

(2) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

(3) 航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

(4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

愛媛県消防防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、航空運用調整班の班員と兼務することができる。

9 航空隊員の航空運用調整班への派遣

愛媛県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

(1) 日中における離着陸場所は、原則として松山空港とし、離着陸の際の安全管理は航空隊員が行うものとする。

(2) 松山空港からは、松山市消防局又は愛媛県の車両により愛媛県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。

指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。

- (3) 指揮支援隊の離着陸場所は、原則として松山空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。
- (4) 松山空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。
- (5) 松山空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。
- (6) 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

1 1 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地が活動拠点ヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地消防本部に連絡するものとする。

1 2 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

1 3 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

1 4 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMA T等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地消防本部、フォワードベースの管理者、DMA T等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

(1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

(3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省松山空港事務所、航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「無線通信周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあつては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県庁統制局

愛媛県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。

(2) 愛媛県受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、壺神山中継所（大洲市）及び新居浜中継所（新居浜市）に設置されている受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、壺神山中継所の位置「北緯33度36分15秒」「東経132度33分28秒」又は新居浜中継所の位置「北緯33度56分26秒」「東経133度14分59秒」に設定する。

イ サービスエリア

愛媛県受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

ヘリベース指揮者又は愛媛県庁統制局が撮影地に依りて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

(ア) 指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約100km

(イ) 無指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約40km

(ウ) 当県が保有する可搬型受信装置の場合
無指向性電波で約 15 km

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町（消防本部）に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話等を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話（地域衛星通信ネットワーク）

活動拠点ヘリベース（038-200-5202（着信のみ））

消防応援活動調整本部（038-200-2316）

(2) 衛星携帯電話

活動拠点ヘリベース（Isat Phone 870-776397695）

フォワードベース（Isat Phone 870-776397696）

(3) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース等の運営訓練を定期的実施するものとする。

附 則

この受援計画は、令和4年4月1日から施行する。

※資料1～10、様式1～5については、省略する。

愛媛県地域防災計画（資料編）

17 広域応援関係 17-17 愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画参照

資料3-10 原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書

原子力災害時に後発する一般災害に関する覚書

南予消防相互応援協定に基づく規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「甲」という。）、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という。）及び東宇和事務組合消防本部（以下「丙」という。）は、原子力災害時に後発する火災、救急、救助等の一般災害（以下「一般災害」という。）の活動に関し次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 原子力災害が発生した場合、甲は、原子力災害対策に全職員を充てざるを得なくなる事が予想され一般災害の対応が難しくなる。このため、甲は乙、丙に応援を求め、消防力を有効に活用し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車隊、救急隊、救助工作車隊をいう。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話又はファクシミリ等により下記事項をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 原子力災害の発生、日時、態様及び規模等
- (2) 応援隊の種別及び台数等
- (3) その他必要事項

（消防隊の派遣）

第4条 消防隊の派遣は、当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することが出来るものとする。

（事務の処理）

第6条 一般災害のうち火災の事務処理は、甲が行い、救急、救助等の事務処理は、当該業務を実施した消防本部が行う。

（情報の交換）

第7条 甲は、この覚書の適正な運用を期するため、乙、丙に対し必要な情報を提供するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため県内共通波を使用する。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担は、南予地区広域消防相互応援協定による。

（疑義等の決定）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期間は、施行の日から平成14年7月31日までとし、期間満了の場合において甲、乙、丙で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえそれぞれ1通を保管する。

平成13年7月30日

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消 防 長 森 克 己

東宇和事務組合消防本部
消 防 長 亀 田 和 弘

八幡浜地区施設事務組合消防本部
消 防 長 宮 岡 芳 久

資料3-11 原子力施設における消防活動に関する協定書

原子力施設における消防活動に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「甲」という。）管内に所在する四国電力（株）伊方発電所（以下「乙」という。）の構内において、火災等の災害が発生した場合の対策について、甲乙相互に協力し、円滑な消防活動と被害の軽減並びに消防隊員の放射線障害の防止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 火災とは、燃焼現象、爆発現象、放射性物質（放射線）の漏えい等で、消火活動、救急活動又は救助活動を必要とする事象をいう。
- (2) 消防隊等とは、甲における消防隊、救急隊及び救助隊をいう。
- (3) 管理区域とは、乙の構内において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づき定められた管理区域をいう。

(消防活動の範囲)

第3条 この協定は、甲及び乙が、乙の構内、特に管理区域及びその周辺において行う次の消防活動及びこれに関連する事項を対象とする。

- (1) 消火
- (2) 救急
- (3) 救助

(消火・救助活動の第一義的責務)

第4条 乙は、その構内の原子力事故に係る放射線下における消火及び救助活動について第一義的責任を有する。

(通報事項)

第5条 乙は、その構内において火災等を発見した場合は、直ちに119番又は専用回線にて通報を行うことを第一とし、次の事項について通報するものとする。ただし、第1報において不明の事項については、判明次第、第2報以下において通報するものとする。

- (1) 発生時刻
- (2) 火災等の種別（火災、爆発、放射性物質（放射線）の漏えい、その他）
- (3) 要救助者数と被ばく及び汚染の有無
- (4) 火災等の場所（施設名）
- (5) 消防隊等が向かう乙の構内の入口名又は施設名及び誘導者名
- (6) 消防活動を行う際の被ばく及び汚染のおそれの有無
- (7) 燃焼物及び火災等の状況
- (8) 管理区域の内外及び管理区域への延焼危険の有無
- (9) 放射線量当量率の程度
- (10) 放射性物質の拡散危険の有無
- (11) すでに実施した防護措置及び消火等の状況
- (12) 消防用設備等の配置状況及び使用状況
- (13) その他消防活動に影響を及ぼす事項
- (14) 通報者の氏名・所属・電話番号

2 前項の通報内容が迅速・確実に伝達されるよう、通報に関する様式等を別途協議の上定めるものとする。

(消防隊等への報告事項)

第6条 乙は、速やかに前条(1)から(14)までの事項について、先着消防隊等の指揮者に報告するものとする。ただし、調査中のものについては判明次第とする。

2 前項の通報内容が迅速・確実に伝達されるよう、通報に関する様式等を別途協議の上定めるものとする。

(事業者による応急措置)

第7条 乙は、その構内において火災等が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、消火、延焼防止、負傷者の救出、除染、汚染の拡大防止、避難誘導、立ち入り禁止、現場周辺の放射線量の測定、その他の放射線防護措置等災害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。

(消防活動の相互協力)

第8条 甲及び乙は、相互に協力して消防活動を行うものとする。

2 乙は、消防隊等の到着時から常に誘導を行い、また、消防活動上の必要な助言を行うものとする。

(現場指揮本部への参加)

第9条 甲は、火災等に際し、必要に応じて現場指揮本部を設置するものとする。

2 乙は、甲が現場指揮本部を設置したときは、同本部の構成員として、甲が必要と認める専門的知識を有する職員を参加させ、消防活動について必要な助言等を行うものとする。

乙は、甲と協議の上、予め現場指揮本部に参加させる職員を定め、甲に届け出るものとする。

(放射線防護対策)

第10条 警防査察等のために行う消防職員の乙の管理区域への入退域については、放射線防護を第一義として乙の定める方法により行うものとする。

2 火災等時の乙の管理区域及びその周辺での消防隊等の活動においては、常に専門的知識を有する乙の職員が同行し、放射線防護に関する助言を行うものとする。

3 消防職員が消防業務又は消防活動中に被ばく若しくは汚染したとき又はそのおそれのあるときは、乙が適切な方法をもって除染等の処置を行うものとする。

4 上記の他、乙は、消防職員が放射線防護等において必要な場合は、乙の施設の利用等について協力をするものとする。

(資機材の整備等)

第11条 甲及び乙は、管理区域等における消防活動に必要な放射線防護資機材、消防資機材等について、自ら使用する分の整備・充実に努めるものとする。

2 乙の管理区域等で消防隊等が消防活動をするために必要な資機材等のうち、甲乙が協議して定めるものについては、乙において整備し、甲が消防活動をするにあたって適切に使用できるように、これを常に良好な状態に維持管理するものとする。

3 乙の管理区域等で使用した甲の資機材等のうち、汚染のおそれのあるものについては、乙が汚染検査を行い、汚染により乙の構内より持ち出せない物については、乙がこれを補充するものとする。また、汚染された資機材等の除染処理は乙の設備をもって行き、除染不可能なものについては乙が処分するものとする。

(消防訓練)

第12条 甲及び乙は、協議の上、協力して定期的に合同訓練を行うものとする。

2 甲は、乙がその構内で消防訓練を行う場合、乙の要請に基づき必要な指導、協力をするものとする。

(消防業務に対する報告)

第13条 乙は、甲の消防業務に関し、次の事項について協力を行うものとする。

- (1) 管理区域等における火災の消火方法に関する情報提供及び助言
- (2) 自衛防災体制等の報告
- (3) 建物等の詳細図、その他内部構造がわかる図面等の提供
- (4) その他甲が特に必要と認める事項についての報告、情報提供、助言等
(定期協議等)

第14条 この協定の実効性を高めるため、甲及び乙は定期的に連絡、協議等を行うものとする。

(その他)

第15条 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか必要な事項については、協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議し対処するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成12年9月30日

愛媛県八幡浜市大字松柏丙796番地

甲 八幡浜地区施設事務組合消防本部
消 防 長

愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3

乙 四国電力株式会社伊方発電所
取締役所長

資料3-12 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県医師会）

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送及び要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事

乙	松山市長	伯方町長	肱川町長
	今治市長	魚島村長	河辺村長
	宇和島市長	弓削町長	保内町長
	八幡浜市長	生名村長	伊方町長
	新居浜市長	岩城村長	瀬戸町長
	西条市長	上浦町長	三崎町長
	大洲市長	大三島町長	三瓶町長
	川之江市長	関前村長	明浜町長
	伊予三島市長	重信町長	宇和町長
	伊予市長	川内町長	野村町長
	北條市長	中島町長	城川町長
	東予市長	久万町長	三間町長
	新宮村長	面河村長	肱川町長
	土居町長	美川村長	広見町長
	別子山村長	柳谷村長	松野町長
	小松町長	小田町長	日吉村長
	丹原町長	松前町長	津島町長
	朝倉村長	砥部町長	内海村長
	玉川町長	広田村長	御荘町長
	波方町長	中山町長	城辺町長
	大西町長	双海町長	一本松町長
	菊間町長	長浜町長	西海町長
	吉海町長	内子町長	
	宮窪町長	五十崎町長	

丙 社団法人愛媛県医師会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細目の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長 伯方町長 肱川町長
今治市長 魚島村長 河辺村長
宇和島市長 弓削町長 保内町長
八幡浜市長 生名村長 伊方町長
新居浜市長 岩城村長 瀬戸町長
西条市長 上浦町長 三崎町長
大洲市長 大三島町長 三瓶町長
川之江市長 関前村長 明浜町長
伊予三島市長 重信町長 宇和町長
伊予市長 川内町長 野村町長
北條市長 中島町長 城川町長
東予市長 久万町長 三間町長
新宮村長 面河村長 肱川町長
土居町長 美川村長 広見町長
別子山村長 柳谷村長 松野町長
小松町長 小田町長 日吉村長
丹原町長 松前町長 津島町長
朝倉村長 砥部町長 内海村長
玉川町長 広田村長 御荘町長
波方町長 中山町長 城辺町長
大西町長 双海町長 一本松町長
菊間町長 長浜町長 西海町長
吉海町長 内子町長
宮窪町長 五十崎町長

丙 社団法人愛媛県医師会 会長

様式第1号（第1条関係）医療救護活動報告書

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県医師会
会長



別紙

事故死亡（傷病）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月 日）		診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時			年 月 日	時 分	
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時			年 月 日	時 分	
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛県医師会
会長



次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上記以外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名



負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		救護班名	
	傷病名			受傷（発病）年月日	年 月 日	
	死 亡 原 因			死亡年月日	年 月 日	
			療養開始年月日	年 月 日		
障害級別			治癒年月日	年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~		年 月 日		日間	
休業期間中における業務上の収入	有（ 円） ・ 無					
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

資料3-13 災害時の医療救護に関する協定（（公社）愛媛看護協会）

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 榊田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 魚島村長 佐伯 真登

乙 弓削町長 木下 良一

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙 三間町長 太宰 仁三

乙 広見町長 松浦 甚一

乙 生 名 村 長	田 尾	紀	乙 松 野 町 長	柳 野	大 和
乙 岩 城 村 長	稻 本	一	乙 日 吉 村 長	山 本	雅 之
乙 上 浦 町 長	小 野	功	乙 津 島 町 長	曾 根	貞 義
乙 大 三 島 町 長	奥 本	忠 孝	乙 内 海 村 長	加 幡	仁 一
乙 関 前 村 長	池 田	深	乙 御 荘 町 長	山 下	英 雄
乙 重 信 町 長	和 田	治 樹	乙 城 辺 町 長	谷 口	長 治
乙 川 内 町 長	大 西	勉	乙 一 本 松 町 長	菊 地	信 武
乙 中 島 町 長	武 田	満 幸	乙 西 海 町 長	中 田	廣

丙 社団法人 愛媛看護協会

会長 廣田 玲子

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細目の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 梶田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙	魚	島	村	長	佐	伯	真	登	乙	三	間	町	長	太	宰	仁	三	
乙	弓	削	町	長	木	下	良	一	乙	広	見	町	長	松	浦	甚	一	
乙	生	名	村	長	田	尾		紀	乙	松	野	町	長	柳	野	大	和	
乙	岩	城	村	長	稻	本		一	乙	日	吉	村	長	山	本	雅	之	
乙	上	浦	町	長	小	野		功	乙	津	島	町	長	曾	根	貞	義	
乙	大	三	島	町	長	奥	本	忠	孝	乙	内	海	村	長	加	幡	仁	一
乙	関	前	村	長	池	田		深	乙	御	莊	町	長	山	下	英	雄	
乙	重	信	町	長	和	田		治	樹	乙	城	辺	町	長	谷	口	長	治
乙	川	内	町	長	大	西		勉	乙	一	本	松	町	長	菊	地	信	武
乙	中	島	町	長	武	田		満	幸	乙	西	海	町	長	中	田		廣

丙 社団法人 愛媛看護協会

会長 廣田 玲子

様式第1号（第1条関係）医療救護活動報告書

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件

様式第4号（第2条関係）事故報告書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛看護協会

会長



別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛看護協会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

⑩

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日		
	死 亡 原 因		死亡年月日		年 月 日	
		療養開始年月日		年 月 日		
障害級別		治癒年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入			有（ 円） ・ 無			
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

資料3-14 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県歯科医師会）

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 梶田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 魚島村長 佐伯 真登

乙 弓削町長 木下 良一

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙 三間町長 太宰 仁三

乙 広見町長 松浦 甚一

乙 生 名 村 長	田 尾	紀	乙 松 野 町 長	柳 野	大 和
乙 岩 城 村 長	稻 本	一	乙 日 吉 村 長	山 本	雅 之
乙 上 浦 町 長	小 野	功	乙 津 島 町 長	曾 根	貞 義
乙 大 三 島 町 長	奥 本	忠 孝	乙 内 海 村 長	加 幡	仁 一
乙 関 前 村 長	池 田	深	乙 御 荘 町 長	山 下	英 雄
乙 重 信 町 長	和 田	治 樹	乙 城 辺 町 長	谷 口	長 治
乙 川 内 町 長	大 西	勉	乙 一 本 松 町 長	菊 地	信 武
乙 中 島 町 長	武 田	満 幸	乙 西 海 町 長	中 田	廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会

会長 須之内 淳二

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細目の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 榊田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙	魚	島	村	長	佐	伯	真	登	乙	三	間	町	長	太	宰	仁	三	
乙	弓	削	町	長	木	下	良	一	乙	広	見	町	長	松	浦	甚	一	
乙	生	名	村	長	田	尾		紀	乙	松	野	町	長	柳	野	大	和	
乙	岩	城	村	長	稻	本		一	乙	日	吉	村	長	山	本	雅	之	
乙	上	浦	町	長	小	野		功	乙	津	島	町	長	曾	根	貞	義	
乙	大	三	島	町	長	奥	本	忠	孝	乙	内	海	村	長	加	幡	仁	一
乙	関	前	村	長	池	田		深	乙	御	荘	町	長	山	下	英	雄	
乙	重	信	町	長	和	田		治	樹	乙	城	辺	町	長	谷	口	長	治
乙	川	内	町	長	大	西		勉	乙	一	本	松	町	長	菊	地	信	武
乙	中	島	町	長	武	田		満	幸	乙	西	海	町	長	中	田		廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会
 会長 須之内 淳二

様式第1号（第1条関係）医療救護活動報告書

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			
			月 月	日 日	時 時	分から 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 月	日 日	時 時	分から 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 月	日 日	時 時	分から 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 月	日 日	時 時	分から 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
			月 月	日 日	時 時	分から 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県歯科医師会

会長



別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛県歯科医師会
会長



次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

様式第6号（第4条関係）損害補償支給申請書

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

印

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		班 名	
	傷病名			受傷（発病）年月日	年 月 日	
	死 亡 原 因			死亡年月日	年 月 日	
		療養開始年月日	年 月 日			
障害級別			治癒年月日	年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~		年 月 日		日間	
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

資料3-15 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県薬剤師会）

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 榊田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 魚島村長 佐伯 真登

乙 弓削町長 木下 良一

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙 三間町長 太宰 仁三

乙 広見町長 松浦 甚一

乙 生 名 村 長	田 尾	紀	乙 松 野 町 長	柳 野	大 和
乙 岩 城 村 長	稻 本	一	乙 日 吉 村 長	山 本	雅 之
乙 上 浦 町 長	小 野	功	乙 津 島 町 長	曾 根	貞 義
乙 大 三 島 町 長	奥 本	忠 孝	乙 内 海 村 長	加 幡	仁 一
乙 関 前 村 長	池 田	深	乙 御 荘 町 長	山 下	英 雄
乙 重 信 町 長	和 田	治 樹	乙 城 辺 町 長	谷 口	長 治
乙 川 内 町 長	大 西	勉	乙 一 本 松 町 長	菊 地	信 武
乙 中 島 町 長	武 田	満 幸	乙 西 海 町 長	中 田	廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会
 会長 澤田 乙吉

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細目の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 梶田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島町長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井出 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片山 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

乙 伯方町長 岡田 哲也

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 小田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

乙 五十崎町長 宮岡 廣行

乙 肱川町長 久保田 仁之

乙 河辺村長 稲田 秀一

乙 保内町長 二宮 通明

乙 伊方町長 中元 清吉

乙 瀬戸町長 井上 善一

乙 三崎町長 杉山 陽三郎

乙 三瓶町長 井伊 敏郎

乙 明浜町長 酒井 正直

乙 宇和町長 宇都宮 象一

乙 野村町長 大塚 功

乙 城川町長 河野 泰成

乙 吉田町長 清家 文男

乙	魚	島	村	長	佐	伯	真	登	乙	三	間	町	長	太	宰	仁	三	
乙	弓	削	町	長	木	下	良	一	乙	広	見	町	長	松	浦	甚	一	
乙	生	名	村	長	田	尾		紀	乙	松	野	町	長	柳	野	大	和	
乙	岩	城	村	長	稻	本		一	乙	日	吉	村	長	山	本	雅	之	
乙	上	浦	町	長	小	野		功	乙	津	島	町	長	曾	根	貞	義	
乙	大	三	島	町	長	奥	本	忠	孝	乙	内	海	村	長	加	幡	仁	一
乙	関	前	村	長	池	田		深	乙	御	莊	町	長	山	下	英	雄	
乙	重	信	町	長	和	田		治	樹	乙	城	辺	町	長	谷	口	長	治
乙	川	内	町	長	大	西		勉	乙	一	本	松	町	長	菊	地	信	武
乙	中	島	町	長	武	田		満	幸	乙	西	海	町	長	中	田		廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会
 会長 澤田 乙吉

様式第1号（第1条関係）医療救護活動報告書

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件

様式第4号（第2条関係）事故報告書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県薬剤師会

会長



別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（	月	日）	診療(入院)医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛県薬剤師会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

様式第6号（第4条関係）損害補償支給申請書

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

印

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因		死亡年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
療養開始年月日			年 月 日	年 月 日	年 月 日	
障害級別		治癒年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 ～		年 月 日		日間	
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

資料3-16 災害時の医療救護活動についての協定書（（一社）八幡浜医師会）

災害時の医療救護活動についての協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人八幡浜医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、八幡浜市地域防災計画（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 甲及び乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を共同して策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）の運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力等）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、前条の計画に基づき医療救護班の編成及び救護所における医療救護活動の実施に可能な限りの協力を行うものとする。

3 甲は、乙が災害対策本部の設置を予定している施設が、災害の影響により使用できない場合は、八幡浜市公有財産規則（平成17年八幡浜市規則第47号）の規定に基づき甲所有の施設又は施設の一部について使用を許可するものとする。

4 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる乙所有の施設の一部を救護所として使用することを許可するものとする。

- (1) 八幡浜医師会立双岩病院（八幡浜市若山4番耕地160番地1）

（要請によらない医療救護班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の報告を受け、これを適当と認めた場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第5条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災傷病者の傷病程度の診断
- (2) 被災傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 被災傷病者の受入機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 救護所での死亡確認及び検案
- (5) 助産活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

(医療救護班に対する指揮、命令等)

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

(医薬品等)

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として甲が調達するものとし、乙は可能な範囲内において携行するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関（救護所からの転送先受入機関）における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練への参加に協力するものとする。

(費用弁償)

第10条 第3条第1項及び前条の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動等における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

(3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用

(5) 残各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(扶助金)

第11条 甲は、乙が実施した医療救護活動等の従事者が、当該活動等において負傷し、傷病に罹り、又は死亡した場合は、乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けたときは、本協定に定める費用弁償等について、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成27年2月5日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第16条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成27年2月5日

八幡浜市北浜一丁目1番1号

甲 八幡浜市長

八幡浜市広瀬一丁目7番17号

乙 一般社団法人八幡浜医師会
会 長

災害時の医療救護活動についての実施細則

八幡浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人八幡浜医師会（以下「乙」という。）は、「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班等の派遣等要請）

第1条 協定書第3条第1項の規定による要請は、医療救護班派遣要請書（様式1-1）によるものとする。

2 協定書第9条の規定による要請は、防災訓練石参加要請書（様式1-2）によるものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣の報告）

第2条 協定書第4条第2項の規定による報告は、医療救護班派遣報告書（様式2）によるものとする。

（費用弁償）

第3条 協定書第10条に規定する費用の弁償については、愛媛県災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を準用するものとする。

2 協定書第10条第1号から第3号までに規定する費用の請求は、乙が医療救護活動費用弁償請求書（様式3-1）に医療救護活動報告書（様式3-2）及び医療救護活動実施者名簿（様式3-3）を添えて、医療救護活動に際し使用した医薬品等の費用にあつては医療救護活動実費用弁償請求書（様式3-4）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式3-5）を添えて、速やかに甲に提出することにより行うものとする。

3 協定書第10条第4号に規定する費用の請求は、乙が防災訓練費用弁償請求書（様式3-6）に防災訓練参加報告書（様式3-7）及び防災訓練参加者名簿（様式3-8）を添えて、速やかに甲に提出することにより行うものとする。

（扶助金）

第4条 協定書第11条に規定する扶助金の支給については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定を準用するものとする。

2 協定書第11条に規定する扶助金の支給申請は、扶助金支給申請書（様式4）により行うものとする。

（支払）

第5条 甲は、第3条第2項及び第3項の規定による費用弁償の請求又は前条第2項の規定による扶助金の請求があつた場合は、関係書類を確認し、適当と認めるときは、速やかに乙に対し、これらを支払うものとする。

様式1-1 (第1条関係)

医療救護班派遣要請書

様

発信者 八幡浜市長

印

事務担当者

TEL

FAX

発信日時 月 日 時 分

下記の災害に際し、 _____ に基づき、次のとおり医療救護班の派遣協力を要請します。

派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

[災害の内容] 月 日に 地方で発生した災害

[災害の状況等]

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 派遣の可否
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名

様式1-2 (第1条関係)

防災訓練医師参加要請書

様

発信者 八幡浜市長

印

事務担当者

TEL

FAX

発信日時 月 日 時 分

下記の防災訓練に際し、_____に基づき、次のとおり医師の参加協力を要請します。

参加の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

[防災訓練] 月 日 時 分に _____ で実施する防災訓練

防災訓練場所	要請する班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 参加の可否
	<p style="text-align: right;">班</p> <p>1班当たりの 希望構成員</p> <p>医師 名</p>			<p style="text-align: right;">可・否 班</p> <p>1班当たりの 構成員</p> <p>医 師 名</p>
	<p style="text-align: right;">班</p> <p>1班当たりの 希望構成員</p> <p>医師 名</p>			<p style="text-align: right;">可・否 班</p> <p>1班当たりの 構成員</p> <p>医 師 名</p>
	<p style="text-align: right;">班</p> <p>1班当たりの 希望構成員</p> <p>医師 名</p>			<p style="text-align: right;">可・否 班</p> <p>1班当たりの 構成員</p> <p>医 師 名</p>

様式2 (第2条関係)

医療救護班派遣報告書

(宛先) 八幡浜市長

発信者

会長

印

事務担当者

TEL

FAX

発信日時 月 日 時 分

下記の災害に際し、_____に基づき、次のとおり医療救護班の派遣を実施しましたので報告します。

その後の処理に関する指示を、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

[災害の内容] 月 日に 地方で発生した災害
[災害の状況等]

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 指示事項
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名			
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名			
	月 日 ～ 月 日	班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名 名 名			

※派遣先については、医療救護活動を実施した場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式3-1 (第3条関係)

医療救護活動費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 八幡浜市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金 _____ 円

ただし、

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する
費用弁償

添付書類：医療救護活動報告書（様式3-2）及び
医療救護活動実施者名簿（様式3-3）

様式3-2 (第3条関係)

医療救護活動報告書

班名	派遣先 (医療救護活動場所)	活動状況
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件

※派遣先については、医療救護活動を実施した場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式3-4 (第3条関係)

医療救護活動実費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 八幡浜市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金 _____ 円

ただし、
年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に
際し使用した医薬品等及び破損等した私用備品の原状回復に要する費用弁償

添付書類：医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式3-5）

様式3-5 (第3条関係)

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名
所属機関
職氏名 _____ 印

1. 医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品名	規格	数量	単価	金額

2. 医療救護活動で破損等した私用備品

品名	規格	金額	破損等の状況

※破損等の状況は、具体的に記入してください。

様式3-6 (第3条関係)

防災訓練費用弁償請求書

年 月 日

(宛先) 八幡浜市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金 _____ 円

年 月 日

で実施された防災訓練に対する費用弁償

添付書類：防災訓練参加報告書（様式3-7）及び
防災訓練参加者名簿（様式3-8）

様式3-7 (第3条関係)

防災訓練参加報告書

班名	防災訓練場所	活動状況
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (訓練内容)
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (訓練内容)
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (訓練内容)
		年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (訓練内容)

様式4 (第4条関係)

扶助金支給申請書

年 月 日

(宛先) 八幡浜市長

申請者

会長

印

負傷・発病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男 女	生年 月日	年 月 日	
	住所						
	職種		勤務先			救護班名	
	傷病名			受傷(発病)年月日		年 月 日	
	死亡 原因			死亡年月日		年 月 日	
				療養開始年月日		年 月 日	
障害級別			治癒年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~ 年 月 日 日間						
休業期間中における業務上の収入	有 (円) ・ 無						
損害補償支給基礎額 (災害救助法)							
備考							

添付書類：

【療養扶助金】医師の診断書及び診療費の領収書又は請求書【休業扶助金】①休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書②休業の期間を記載した事業主の証明書③事業主又は市長が発行する支給基礎額の算定証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
 【障害扶助金】①障害の程度を記載した医師の診断書②支給基礎額算定証明書【遺族扶助金】①遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類②支給基礎額算定証明書【葬祭扶助金】①死亡診断書②支給基礎額算定証明書【打切扶助金】①療養経過を明らかにした医師の診断書②支給基礎額算定証明書

資料3-17 災害時等における搬送業務の協力に関する協定（アトムタクシー㈱）

災害時等における搬送業務の協力に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）とアトムタクシー株式会社（以下「乙」という。）は、八幡浜市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要介護者等の搬送業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し搬送業務の協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して、災害時等に、次に掲げる搬送業務に関して協力を要請できるものとし、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

- (1) 災害時等における要介護者の搬送業務
- (2) 災害時等における傷病者の搬送業務
- (3) その他甲が必要とする搬送業務

2 前項の規定による要請は、搬送業務の内容、期間等を指定して搬送業務の協力要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに当該協力要請書を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、搬送業務を実施したときは、当該搬送業務の終了後、速やかに搬送業務の実施報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 本協定に基づく協りに要した費用は、甲が負担することとし、その額は、乙が定める運賃又は料金を基準に決定する。ただし、運賃及び料金以外の費用については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条第1項各号に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙双方が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有し、有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26 年 9 月 2 日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
八幡浜市長

乙 愛媛県八幡浜市産業通 10 番 11 号
アトムタクシー株式会社
代表取締役

様式1（第2条関係）

年 月 日

アトムタクシー株式会社 御中

八幡浜市長 ⑩

災害時等における搬送業務の協力要請書

災害時等における搬送業務の協力に関する協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
搬送者氏名（生年月日）	
要請内容（搬送先）	
甲の連絡責任者（氏名・所属）	
その他必要な事項	

様式2（第3条関係）

八幡浜市長

年 月 日

アトムタクシー株式会社

印

災害時等における搬送業務の実施報告書

災害時等における搬送業務の協力に関する協定に基づき実施した搬送業務について、次のとおり報告します。

搬送日時（期間）		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
搬送内容	搬送者氏名	
	要請場所	
	搬送先	
	車両種類（台数）	
	乗務員氏名	
	使用資機材	
乙の連絡責任者（氏名・所属）		
その他必要な事項		

資料3-18 災害時における水道の応急活動に関する協定書（八幡浜市管工事協同組合）

災害時における水道の応急活動に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と八幡浜市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における水道の被害調査、応急給水及び応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡浜市地域防災計画に基づき、災害発生時の水道の断滅水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（体制の整備）

第2条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に応急活動の動員体制を確立し、調査班、給水班及び復旧班（以下「応急活動班」という。）を編成しておくものとする。

2 乙は、応急活動に係る乙の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急活動班の派遣を要請することができる。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急活動班を派遣し、応急活動に協力するものとする。

（指揮）

第5条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、応急活動に要する次に掲げる経費については甲が負担し、甲の積算基準に基づき算出した額とする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上料
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に欠かす事のできない経費

（契約及び支払）

第7条 応急活動に係る請負契約は、甲と乙との間で締結するものとする。

2 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙の請求に基づき乙に対して支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した応急活動により生じた災害補償については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成20年 7月 7日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長 高橋 英吾

乙 八幡浜市1280番地13
八幡浜市管工事業協同組合
代表理事 千葉 多喜雄

資料3-19 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

((一社) 愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部)

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な資材の供給を要請することができる。

2 前項の規定により要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難に対し必要なLPガスボンベの供給。

(2) 避難所に対し協会員が所有する炊き出し用資材の貸出し。

(3) その他甲が必要とする支援業務で、乙が可能な支援協力。

(応急対策資材の運搬)

第5条 資材の搬入場所については、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLPガスの対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。ただし、貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 乙は、この協定に係る災害時の連絡先及び担当者を、担当者連絡先報告書（様式3）により速やかに甲に報告するものとし、変更があった場合も、同様とする。

(緊急体制実施要綱の作成)

第9条 乙はこの協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、液化石油ガスに関する防災緊急体制実施要綱を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の規定による解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

平成20年3月11日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 八幡浜市昭和通り1387番地
社団法人愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部
支部長

様式1

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

社団法人愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部
(代表者) 様

八幡浜市長 (印)

災害時における協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条の規定に基づき「措置状況報告書」により報告願います。

記

1 要請内容

2 要請場所

3 要請する応急資材

資材要請予定期間	資材名・要請数量等	搬入場所
年 月 日 から 年 月 日 まで		

4 その他の必要事項

※ (注) 資材要請数量は、避難所あたりの数量とする。

様式2

措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

八幡浜市長 様

社団法人愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部
(代表者)



「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第3条の規定に基づき、協会支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 措置状況内容

2 措置対応場所

3 応急物資使用資材状況

資材使用期間	資材名・使用数量	用途
年 月 日 から 年 月 日 まで		

4 処置状況 (必要であれば図面又は写真を添付)

5 その他必要事項

様式3

担 当 者 連 絡 先 報 告 書

年 月 日

八幡浜市長 様

社団法人愛媛県エルピーガス協会八幡浜支部
(代表者)



「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第8条の規定に基づき、緊急時の各支部連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

記

地区代表業者	担当業者	担当者	緊急連絡先・FAX等
			TEL FAX 携帯等

(注) 電話・FAX・携帯等については緊急時に連絡使用するものです。

資料3-20 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(一社)愛媛県電設業協会

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）と愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害支援協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難場所に対する、乙が所有する電設資機材等の提供。

(2) 避難所の電気設備の応急点検に関すること。

(3) その他甲が必要と認める、乙の可能な応急対策業務に関すること。

(費用負担)

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲及び乙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用する。

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

(旧協定の失効)

第8条 甲乙間において平成23年10月3日に締結された「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」については、本協定の締結に伴い、令和5年7月17日を以て失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

令和5年7月18日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長 大城 一郎

乙 愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

一般社団法人 愛媛県電設業協会
会長理事 松本 純一

副会長
南予地区代表理事 小関 真博

災 害 支 援 協 力 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電設業協会 様

八幡浜市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

資料3-21 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

(愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合・愛媛県電気工事工業組合)

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、可能な範囲内において、基本的に乙が対応し、困難な場合、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害支援協力要請書（様式1）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があった時は、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

(協力の内容)

第3条 乙及び丙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- (1) 避難場所に対する、乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供。
- (2) 避難所の電気設備の応急点検に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

(費用負担)

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「八幡浜市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第206号）」を適用するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに他の2者に申し出るものとする。

(旧協定書の失効)

第8条 甲乙丙間において平成26年2月4日に締結された「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」については、本協定書の締結に伴い、令和2年11月8日を以って失効する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月9日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長 大城 一郎

乙 愛媛県八幡浜市昭和通1460番地125

愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部

八幡浜電気工事組合

理事長 清水 三博

丙 愛媛県松山市三番町四丁目7番地7

愛媛県電気工事工業組合

理事長 木村 泰浩

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部
八幡浜電気工事組合 様

八幡浜市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

資料3-22 災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定 ((公社) 日本下水道管路管理業協会)

災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の管理する地域において地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う、復旧支援に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の窓口は八幡浜市産業建設部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部四国部会とし、甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、甲が負担するものとし、その額は甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し文書をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(広域災害)

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、対策本部の指揮に従うものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月20日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番地11
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長

資料3-23 災害時における下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約 (日本下水道事業団)

災害時における下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約

八幡浜市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道終末処理場及びポンプ場において、災害により被害が発生した場合の乙の復旧支援に関し、次のとおり協約を締結する。

(目的)

第1条 この協約は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協約において、災害とは、次に掲げるものとする。

- 一 地震・津波による災害
- 二 大雨・豪雨による災害
- 三 落雷による災害
- 四 その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- 一 被害状況及び内容の調査
- 二 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- 三 被災証明に関する資料の作成
- 四 災害査定用設計書の作成
- 五 災害査定の立会い及び説明

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合には、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(事務局)

第7条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局を次のとおりとする。

- 2 甲の事務局は、八幡浜市産業建設部下水道課とする。
- 3 乙の事務局は、日本下水道事業団四国総合事務所とする。

(復旧に要する費用)

第8条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協約の有効期間)

第9条 この協約の有効期間は、協約締結の日から平成26年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協約に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 東京都新宿区四谷三丁目3番地1
日本下水道事業団
理 事 長

資料3-24 災害時の協力に関する協定書（四国電力宇和島支店）

災害時の協力に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請により協力するよう努める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
四国電力株式会社 宇和島支店
支店長

資料3-25 災害時における給水に関する協定書（㈱あわしま堂）

災害時における給水に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と株式会社あわしま堂（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が所有する給水設備の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した際、市民への飲料水の供給のため、甲が乙の給水設備を使用すること等について、乙からの協力の申し出に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる協力を要請するものとする。

- （1）甲及び付近の住民に対して飲料水を提供すること。
- （2）給水班の派遣を要請すること。

（給水設備の設置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに給水班を編成して協力するものとする。

（協力）

第4条 乙は、災害時における応急給水を円滑に実施するため、次に掲げる給水設備に応急給水設備として給水栓を設置するものとする。

- （1）八幡浜市保内町川之石1番耕地237番地53 愛媛本社工場 90 t
- （2）八幡浜市保内町川之石1番耕地78番地 愛媛第一工場 120 t
- （3）八幡浜市保内町喜木1番耕地25番地1 神越ハイツ女子寮 16 t
- （4）八幡浜市保内町川之石1番耕地40番地1 江ノ口社宅 4 t
- （5）八幡浜市保内町川之石1番耕地144番地2 和田町社宅 6 t

（看板の掲示）

第5条 甲又は乙は、付近の住民の見やすい場所に、当該給水設備が災害時に利用できる設備である旨の看板を掲示するものとする。

（給水設備の管理等）

第6条 乙は、給水設備について、次に掲げる管理を行うものとする。

- （1）給水設備の破損及び漏水の有無の確認
- （2）水質検査

（協議）

第7条 この協議の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、更に3年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月18日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 八幡浜市保内町川之石1番耕地237番地53
株式会社あわしま堂
代表取締役

資料3-26 緊急援護物資調達に関する協定書

緊急援護物資調達に関する協定書

八幡浜市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)の間に、災害発生時における緊急援護物資の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における緊急援護物資(以下「物資」という。)の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する販売用食品等の調達を要請するものとする。

(定義)

第2条 この協定書における物資とは、概ね次のものをいう。

- (1) 缶詰等の保存食品
- (2) 即席食品
- (3) 飲料水(ペットボトル)
- (4) 米・パン等の主食となるもの。
- (5) 乳幼児用の粉ミルク及び哺乳瓶
- (6) 日用品
- (7) 毛布類
- (8) その他状況に応じて必要となる援護物資

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達について速やかに適切な措置事項を甲に連絡するものとする。

(調達要請の方法)

第4条 第1条の調達要請は、原則として文書(別紙様式)によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の引取)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲が引取った物資の代金は、引取り後、遅滞なく支払うものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、調印の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が八幡浜市内において事業を廃したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長 高橋英吾

乙

※緊急援護物資調達に関する協定書締結先
株式会社フジ フジグラン八幡浜店
西宇和農業協同組合
株式会社ありがとうコーポレーション
株式会社レディ薬局

別紙様式

第 号
年 月 日

殿

八幡浜市長

印

災害救助に必要な緊急援護物資の調達について（依頼）

標記の件について、緊急援護物資の調達に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 品 目
2. 数 量
3. 日 時
4. 引渡場所
5. 代金請求先

資料3-27 災害時における救援物資提供に関する協定書

(四国コカ・コーラボトリング㈱)

災害時における救援物資提供に関する協定書

八幡浜市(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供について、つぎのとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整える等万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電による供給支障が生じた場合は、甲との協議のより対策を練るものとする。

(申請の手続)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、愛媛県又は八幡浜市からの救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印上各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役営業本部長

資料3-28 災害時等における物資供給協力に関する協定書

(生活協同組合コープえひめ)

災害時等における物資供給協力に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、八幡浜市の域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

(生活物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

(要請手続き等)

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

(運搬及び引渡し)

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

(費用負担)

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市
市長

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号
生活協同組合コープえひめ
理事長

資料 3-29 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ株）

災害時における物資の供給協力等に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、八幡浜市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおりを締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について、協力を要請することができる。

2 甲は、乙が八幡浜市域に有する店舗の駐車場を被災者の避難所として必要とするときは、乙に対して提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、乙の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月14日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員

別記様式（第5条関係）

年 月 日

ダイキ株式会社 御中

八幡浜市長

⑩

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する八幡浜市とダイキ株式会社との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
適用	

資料3-30 災害時の物資等の輸送に関する協定書

((一社) 愛媛県トラック協会八幡浜支部)

災害時の物資等の輸送に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と愛媛県トラック協会八幡浜支部（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（代金の支払い）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、八幡浜市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第206号）を準用し、甲がこれを補償するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合
(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成25年3月25日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 大洲市北只769
愛媛県トラック協会八幡浜支部
支部長

様式第1号

第 年 月 日
第 号

愛媛県トラック協会八幡浜支部
支部長 様

八幡浜市長 印 

災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から	地先から	
		平成 年 月 日まで	地先まで	

3 災害緊急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から	地先から	
		平成 年 月 日まで	地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	輸送期間	輸送区間	備考
	平成 年 月 日から	地先から	
	平成 年 月 日まで	地先まで	

5 その他

様式第2号

第 年 月 日
第 号 日

八幡浜市長 様

愛媛県トラック協会八幡浜支部
支部長

印 

災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条により次のとおり報告します。

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害緊急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

資料 3-31 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
(愛媛県土地家屋調査士会)

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

八幡浜市(以下「甲」という。)と愛媛県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時における家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 甲は、八幡浜市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

(認定調査の内容)

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用方針(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づき、甲の職員と連携して、八幡浜市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

(費用の負担)

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

(研修会への参加)

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(八幡浜市の条例、規則等を含む。)の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 2 月 27 日

八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
甲 八幡浜市
市長

松山市南江戸一丁目 4 番 14 号
乙 愛媛県土地家屋調査士会
会長

資料3-32 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、八幡浜市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、八幡浜市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統轄する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年9月19日

甲) 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市
市長

乙) 香川県高松市上福岡町816-1
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部
統括部長

資料3-33 災害発生時における八幡浜市と八幡浜市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における八幡浜市と八幡浜市内郵便局の協力に関する協定

愛媛県八幡浜市(以下「甲」という。)と八幡浜市内郵便局(別紙に掲げる郵便局、以下「乙」という。)は、八幡浜市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、八幡浜市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意のうえで作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の勤務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 八幡浜市 総務企画部長

乙 日本郵便株式会社 八幡浜郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 6月 1日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市

代表 八幡浜市長

乙 八幡浜市下浜田1355-16

八幡浜市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 八幡浜郵便局長

資料3-34 ヘリテレ映像の提供に関する協定

ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（映像の提供）

- 第1条 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めたときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム使用上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。
- 3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めたときは、前2項の規定による提供を停止し、又は中断することができるものとする。

（映像の取扱い要件）

- 第2条 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものを含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。
- 2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

（協議）

- 第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

甲	愛媛県	知事
乙	松山市	市長
	今治市	市長
	宇和島市	市長
	八幡浜市	市長
	新居浜市	市長
	西条市	市長
	大洲市	市長
	伊予市	市長
	四国中央市	市長
	西予市	市長

東 温 市	市長	
上 島 町	町長	
久万高原町	町長	
松 前 町	町長	
砥 部 町	町長	
内 子 町	町長	
伊 方 町	町長	
松 野 町	町長	
鬼 北 町	町長	
愛 南 町	町長	
宇和島地区広域事務組合		組合長
八幡浜地区施設事務組合		組合長
大洲地区広域消防事務組合		組合長
伊予消防等事務組合		組合長

資料3-35 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と八幡浜市長（以下「乙」という。）は、八幡浜市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、八幡浜市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、八幡浜市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 八幡浜市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通をその1通を保有する。

平成 23 年 10 月 26 日

甲 香川県高松市サンポート高松 3 番 33 号
国土交通省 四国地方整備局長

乙 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
八幡浜市長

資料3-36 四国西南サミット災害時相互応援協定

四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年5月23日

宇和島市	代表者	宇和島市長
八幡浜市	代表者	八幡浜市長
大洲市	代表者	大洲市長
西予市	代表者	西予市長
松野町	代表者	松野町長
鬼北町	代表者	鬼北町長
愛南町	代表者	愛南町長
宿毛市	代表者	宿毛市長
土佐清水市	代表者	土佐清水市長
四万十市	代表者	四万十市長
大月町	代表者	大月町長
三原村	代表者	三原村長
黒潮町	代表者	黒潮町長

資料3-37 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な住居施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪市高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(他の協定との関係)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

この協定は、令和4年10月5日から施行する。

海ネット共助会員

大阪府	堺市長	大阪府	岸和田市長	大阪府	貝塚市長
大阪府	高石市長	大阪府	忠岡町長	大阪府	岬町長
兵庫県	姫路市長	兵庫県	明石市長	兵庫県	洲本市長
兵庫県	芦屋市長	兵庫県	南あわじ市長	兵庫県	淡路市長
兵庫県	加古川市長	兵庫県	播磨町長	和歌山県	和歌山市長
和歌山県	海南市長	和歌山県	湯浅町長	和歌山県	由良町長
岡山県	玉野市長	岡山県	笠岡市長	岡山県	備前市長
岡山県	浅口市長	岡山県	瀬戸内市長	広島県	広島市長
広島県	呉市長	広島県	竹原市長	広島県	三原市長
広島県	尾道市長	広島県	福山市長	広島県	大竹市長
広島県	東広島市長	広島県	廿日市市長	広島県	江田島市長
広島県	海田町長	広島県	坂町長	山口県	下関市長
山口県	宇部市長	山口県	山口市長	山口県	防府市長
山口県	岩国市長	山口県	光市長	山口県	柳井市長
山口県	周南市長	山口県	山陽小野田市長	山口県	周防大島町長
山口県	上関町副町長	徳島県	小松島市長	徳島県	松茂町長
香川県	高松市長	香川県	丸亀市長	香川県	坂出市長
香川県	観音寺市長	香川県	さぬき市長	香川県	東かがわ市長
香川県	三豊市長	香川県	土庄町長	香川県	小豆島町長
香川県	直島町長	香川県	宇多津町長	香川県	多度津町長
愛媛県	松山市長	愛媛県	今治市長	愛媛県	宇和島市長
愛媛県	八幡浜市長	愛媛県	新居浜市長	愛媛県	西条市長
愛媛県	大洲市長	愛媛県	伊予市長	愛媛県	四国中央市長
愛媛県	西予市長	愛媛県	上島町長	愛媛県	松前町長
愛媛県	伊方町長	愛媛県	愛南町長	大分県	中津市長
大分県	姫島村長	大分県	津久見市長	大分県	佐伯市長

資料3-38 津波避難ビル等としての使用に関する協定書

津波避難ビル等としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設（以下「津波避難ビル等」という。）としての使用に関し、八幡浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡浜市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における津波避難ビル等として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（津波避難ビル等の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から津波避難ビル等として甲に使用させるものとする。

施設名称	〇〇〇〇〇〇
所在地	八幡浜市
所有者	〇〇〇〇
構造等	鉄骨・鉄筋コンクリート造 〇階建
建築年	平成〇〇年
増改築年	
耐震診断	平成〇年実施
耐震改修	

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

避難場所	〇階屋上（約〇㎡）、〇階踊り場（〇㎡）
収容人数	約〇〇名
避難経路	
入口	

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる時は、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビル等として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、津波避難ビル等の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を津波避難ビル等として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が津波避難ビル等として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビル等の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(津波避難ビル等の終了)

第11条 甲は、津波避難ビル等の使用を終了する際は、津波避難ビル等使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長

乙

津波避難ビル等の収容可能人数等一覧表

令和6年3月1日現在

施設名	所有者	収容可能人数	構造	階数	建築年
真網代くじらリハビリテーション病院	医療法人青峰会	280	鉄筋コンクリート造	4	H6
八幡浜商工会館	八幡浜商工会議所	350	鉄骨・鉄筋コンクリート造	6	H3
八幡浜センチュリーホテルイトー	(株)イトー	170	鉄筋コンクリート造	7	S59
八幡浜ハーバープラザホテル	佐田岬リゾート(株)	350	鉄筋コンクリート造	9	H6
愛媛県南予地方局八幡浜支局庁舎	愛媛県	600	鉄骨・鉄筋コンクリート造	7	H9
保内中学校校舎	八幡浜市教育委員会	1,540	鉄筋コンクリート造	3	S51 (H16耐震改修)
川之石小学校校舎	八幡浜市教育委員会	730	鉄筋コンクリート造	3	S45.46 (H8耐震改修)
八幡浜市八幡浜庁舎	八幡浜市	1,310	鉄骨・鉄筋コンクリート造	7	S59
(株)あわしま堂神越ハイツ女子寮	(株)あわしま堂	490	鉄筋コンクリート造	4	H5
(株)あわしま堂神越ハイツ男子寮		270	鉄筋コンクリート造	4	H7
愛媛県川之石高等学校北教棟 本館 南教棟	愛媛県教育委員会	288 314 790	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	3	S41 (H23耐震改修) S41 (H26耐震改修) S41 (H26耐震改修)
介護老人保健施設青葉荘	社会福祉法人 ことぶき会	1,120	鉄筋コンクリート造	5	H9
スーパーホテル八幡浜	(株)ステップコミュニケーション	900	鉄筋コンクリート造	7	H22
八幡浜市立市民図書館	八幡浜市教育委員会	115	鉄筋コンクリート造	4	H3
八幡浜市北浜立体駐車場	八幡浜市	2,533	鉄骨造	6	H6
西宇和農業協同組合本店	西宇和農業協同組合	641	鉄骨造	5	H12
愛媛県立八幡浜工業高等学校本館	愛媛県教育委員会	923	鉄筋コンクリート造	4	H22
四国電力(株)まつかやアパート	四国電力(株)	779	鉄筋コンクリート造	7	S62
四国電力(株)保内アパート	四国電力(株)	485	鉄筋コンクリート造	5	S50 (H18耐震改修)
特別養護老人ホームことぶき荘	社会福祉法人 ことぶき会	374	鉄筋コンクリート造	4	H7
介護付有料老人ホームおる d e 新町	(株)ベルワイド	377	鉄筋コンクリート造	7	H17
池上マンション	(有)池上商店	353	鉄筋コンクリート造	6	S57
大島産業振興センター	八幡浜市	390	鉄筋コンクリート造	4	S59
八幡浜港フェリーターミナルビル	八幡浜市	520	鉄筋コンクリート造	4	R4
八幡浜市民文化活動センター	八幡浜市	791	鉄筋コンクリート造	4	R2
計		17,783			

資料3-39 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、橘港、浅川港

香川県管理：高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港

坂出市管理：坂出港

愛媛県管理：松山港、東予港、三島川之江港、宇和島港、中島港、三崎港

今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年12月13日

甲	国土交通省四国地方整備局次長	小林 知宏
乙		
	徳島県知事	飯泉 嘉門
	香川県知事	池田 豊人
	坂出市長	有福 哲二
	愛媛県知事	中村 時広
	今治市長	徳永 繁樹
	新居浜港務局委員会委員長	原 一之
	八幡浜市長	大城 一郎
	高知県知事	濱田 省司
丙	一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長	長岡 晃
	四国港湾空港建設協会連合会会長	長岡 晃
	一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長	尾崎 憲祐
	全国浚渫業協会関西支部長	寄神 正文
	一般社団法人日本潜水協会会長代行副会長	田原 安
	一般社団法人海洋調査協会会長	川嶋 康宏
	一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長	柴木 秀之

資料3-40 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
 - (3) 応援を求める期間及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

- 2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村	時広
松山市長	野志	克仁
今治市長	菅	良二
宇和島市長	石橋	寛久
八幡浜市長	大城	一郎
新居浜市長	石川	勝行
西条市長	青野	勝
大洲市長	清水	裕
伊予市長	武智	邦典
四国中央市長	篠原	実
西予市長	三好	幹二
東温市長	高須賀	功
上島町長	上村	俊之
久万高原長	高野	宗城
松前町長	岡本	靖
砥部町長	佐川	秀紀
内子町長	稲本	隆壽
伊方町長	山下	和彦
松野町長	阪本	壽明
鬼北町長	甲岡	秀文
愛南町長	清水	雅文

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定
に基づく運用マニュアル

令和3年2月改定

(平成28年8月策定)

目次

第1章 基本的な考え方

第2章 応援要請等の手続

- (1) 被災市町が一時支援市を通して応援要請する場合
- (2) 被災市町からの応援要請を待たず市町が直接応援する場合
- (3) 被災市町の所属するグループ以外の市町も含めて応援する場合

【様式】

- (様式第1号) 応援要請書
 応援要請（計画）内訳書
- (様式第2号) 応援要請報告書
- (様式第3号) 応援通知書
- (様式第4号) 応援実施通知書
- (様式第5号) 応援調整書
- (様式第6号) 応援調整回答書
- (様式第7号) 応援実施要請書
- (様式第8号) 応援活動報告書
- (様式第9号) 応援経費請求書

【別記】

- 別記 カウンターパートグループにおける災害時の体制
- 別記 応援要請連絡窓口一覧表

第1章 基本的な考え方

(1) 災害等が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が、独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づく被災市町の応援要請手続方法や手続きに関する様式等を記載したマニュアルを定める。

(2) 本マニュアルは、合同訓練等を通じた検証や県、市町をはじめ防災関係機関との協議の結果等を踏まえ、随時見直しを行う。

(3) 県内で多数の市町が同時に被災した大規模な広域災害時には、四国4県の応援協定や、全国知事会の協定等に基づく調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、本マニュアルに定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に柔軟に対応することとする。

(4) 本マニュアルに定める諸手続きは、書面による実施を前提としているが、書面を作成する「いとま」がない場合は、電話等により必要事項を伝達し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(5) 本マニュアルでは、基本的な応援体制を西日本豪雨（H30）で構築された市町間のカウンターパート方式によるものとし、県内市町を下記のとおりグループ化する。

また「カウンターパートグループにおける災害時の体制」を別記のとおり定める。

区分	グループ構成市町
A	松山市、宇和島市、新居浜市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町
B	今治市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、内子町 (松山市)
C	八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、砥部町、伊方町 (松山市)

※松山市はA・B・Cのいずれにも属するが、基本的にAグループとする。

(6) 県及び市町は、応援要請に関する連絡窓口を、あらかじめ（別記様式）応援要請連絡窓口一覧により定めておくものとする。

(7) 本マニュアルと内容が重なる個別の協定、要領、計画等がある場合は、本マニュアルの内容にその効力を妨げないものとする。

第2章 応援要請等の手続

(1) 被災市町が一時支援市を通して応援要請する場合

■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、**応援要請書（様式第1号）**及び**応援要請（計画）内訳書**を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。

また被災市町は、速やかに**応援要請報告書（様式第2号）**を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

応援要請を受けた一次支援市は、自らの市及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、**応援通知書（様式第3号）**及び**応援要請（計画）内訳書**により被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、**応援実施通知書（様式第4号）**及び**応援要請（計画）内訳書**等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順3 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、**応援活動報告書（様式第8号）**の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

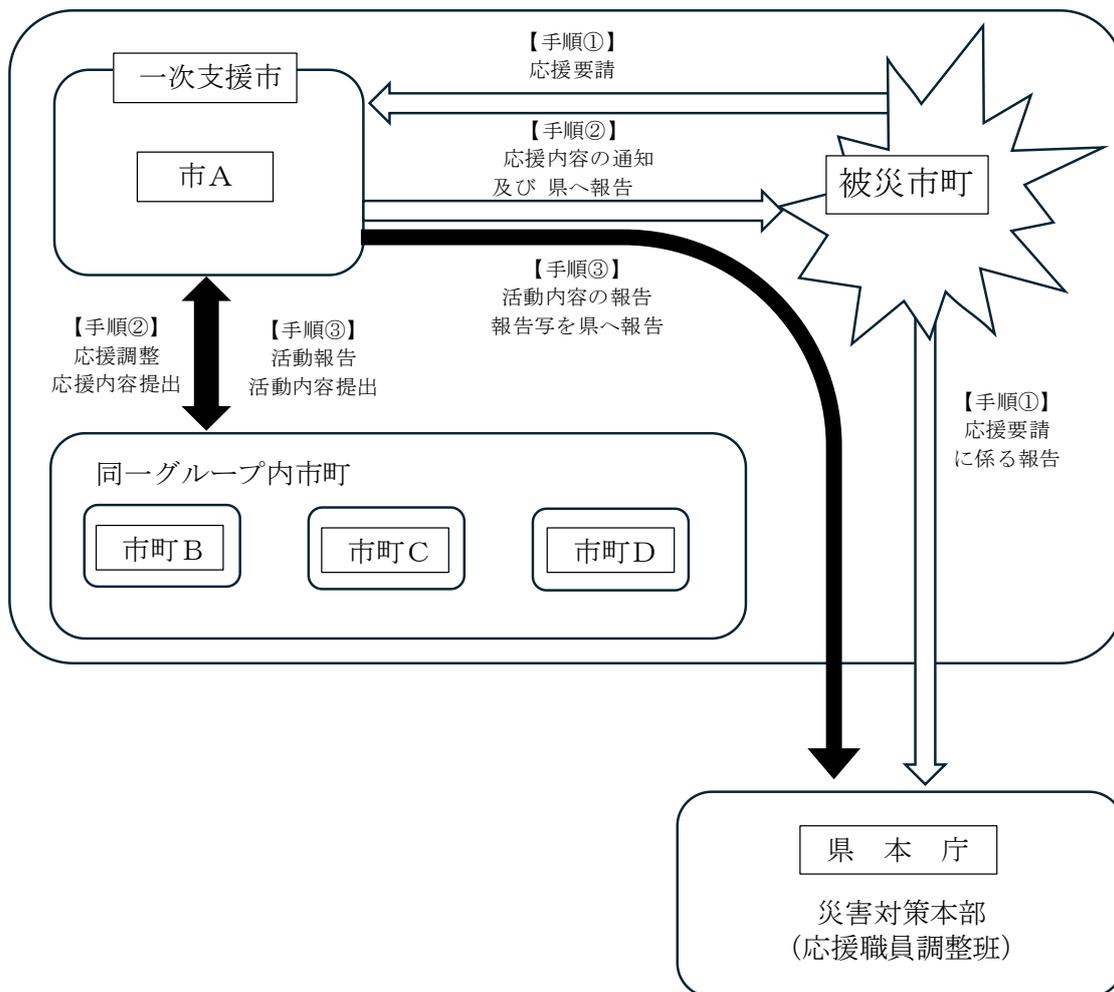
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、**応援経費請求書（様式第9号）**により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (1)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。
 ※上記体制図は、被災市町が同一グループ内の一次支援市Aに応援要請を行ったケース

(2) 被災市町からの応援要請を待たず直接応援する場合

本ケースは、通信断絶や被災直後の混乱等によって被災市町と連絡が不可能な場合に適用されるものとする。

■手順1 応援市町による連絡員の派遣

応援市町（一次支援市）は、被災市町の被害状況やニーズ調査のため、被災市町に「被災状況連絡員（以下「連絡員」という。）」を派遣し、被災地災害対策本部等から、被災状況や応援ニーズを調査するものとする。

■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

連絡員の調査により被災市町のニーズを把握した一次支援市は、自らの市町及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、**応援通知書（様式第3号）**及び**応援要請（計画）内訳書**により被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、**応援実施通知書（様式第4号）**及び**応援要請（計画）内訳書**等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順3 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、**応援活動報告書（様式第8号）**の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

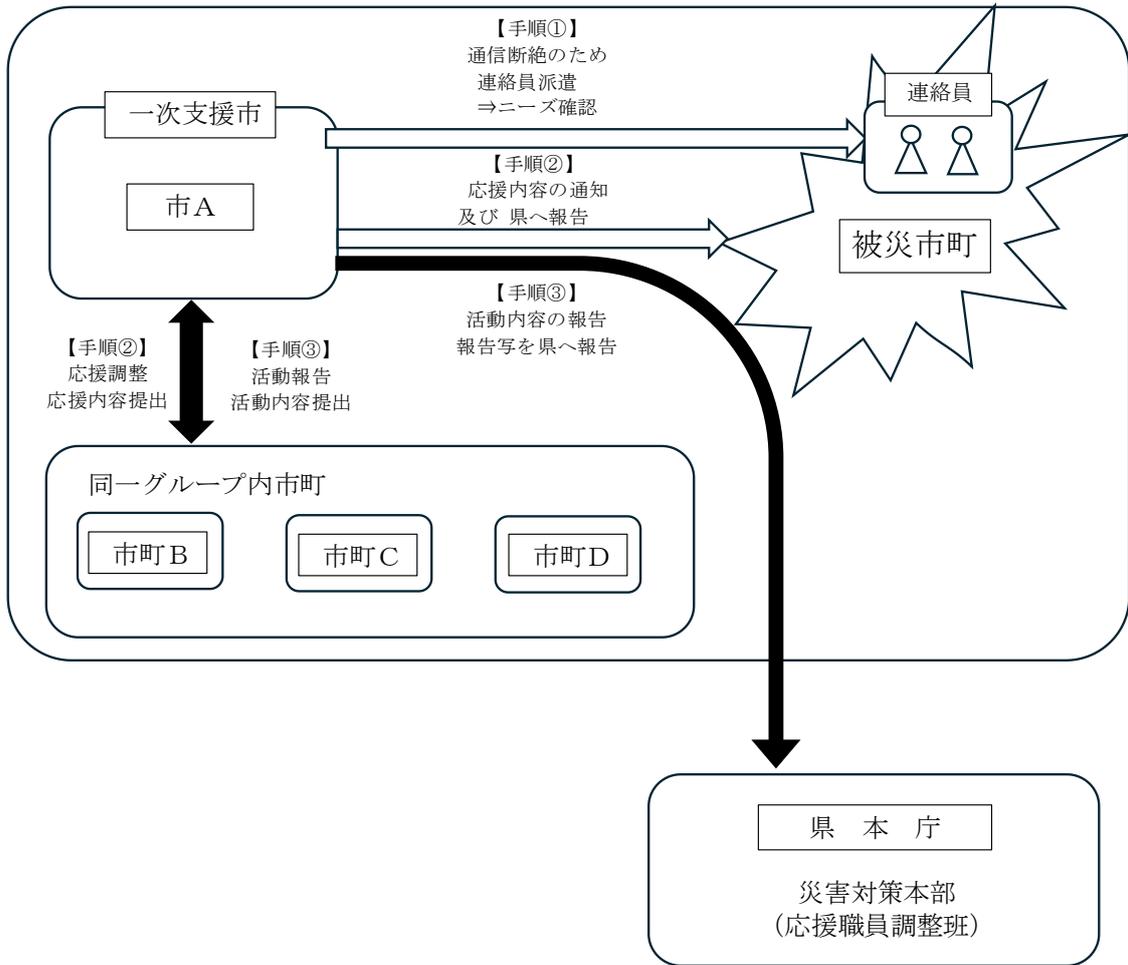
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、**応援経費請求書（様式第9号）**により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (2)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。
 ※上記体制図は、被災市町に対し同一グループ内の一次支援市Aに連絡員を派遣するケース

(3) 被災市町の所属するグループ以外の市町も含めて応援する場合

本ケースは、被災市町の被害程度が大きく、グループ内の市町の応援だけでは対応が困難と判断される場合に適用されるものとする。

■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。

また被災市町は、速やかに応援要請報告書（様式第2号）を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順2 応援市町の調整

応援要請を受けた一次支援市は、自らの市及びグループ内の市町の状況を確認する。グループ内の市町は、被災市町への応援が可能な場合、応援要請（計画）内訳書を一次支援市へ提出する。

一次支援市は、応援要請（計画）内訳書をとりまとめた結果、グループ内だけでは応援が不可能又は不十分であると判断した場合、他グループの市町による応援を調整するよう、県本庁に要請する。【様式なし】

その際に、一次支援市は不足する応援内容等を応援要請（計画）内訳書に記入し、県本庁に報告するものとする。

■手順3 他グループの市町への応援調整依頼

手順2の報告を受けた県本庁は、速やかに他グループの一次支援市に連絡し、応援調整書（様式第5号）によりグループ内の市町の応援可否を確認するよう依頼する、

その際、手順1の応援要請書（様式第1号）及び手順2の応援要請（計画）内訳書を送付するものとする。

■手順4 他グループの市町への応援調整

手順3の依頼を受けた一次支援市は、グループ内の市町の状況を確認する。

他グループ内の市町は、被災市町への応援が可能な場合、応援要請（計画）内訳書を一次支援市へ提出する、

一次支援市は、グループ内の応援要請（計画）内訳書等を取りまとめ、応援調整回答書（様式第6号）及び応援要請（計画）内訳書により応援の可否及び応援内容を県本庁に回答するものとする。

その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意様式を添付して回答するものとする。

■手順5 応援市町の決定

手順4による回答を受けた県本庁は、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、応援市町を決定するものとする。

県本庁は、応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書（様式第7号）及び応援要請（計画）内訳書を、一次支援市を経由して応援市町に送付する。

また、県本庁は要請を行った後、速やかに、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

■手順6 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援しへ提出する。

一次支援市は提出のあった応援活動報告書をとりまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

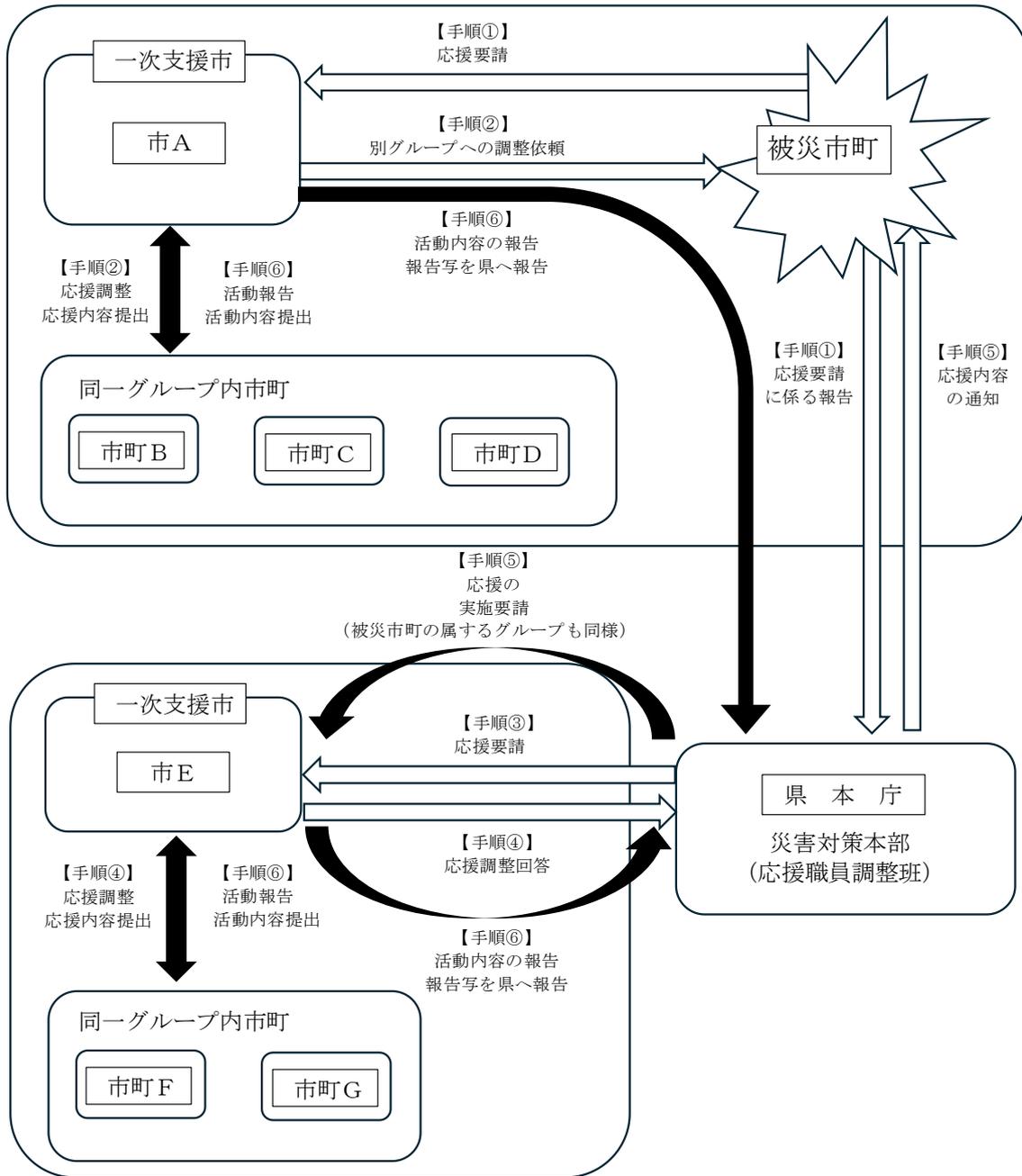
また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順7 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰越支弁した場合、**応援経費請求書(様式第9号)**により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (3)

【被災市町の属するグループ】



※「手順7」等は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。

※上記体制図は、被災市町の同一グループ内だけでなく別グループにも応援要請を行ったケース

（知事又は要請先市町長名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - （1）災害名等
 - （2）発生日時
 - （3）発生場所
 - （4）被害状況
 - （5）他機関の応援状況
- 2 要請の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
FAX：

(別記様式第1号)

応援要請(計画)内訳書1(物資・資機材の提供)

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町					
愛媛県					
応援市町					

応援要請内訳(被災市町 記入欄)				応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)											
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量	場所	輸送手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail	応援市町名	発送時期	品目	規格	数量	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX E-mail
				単位								単位			

(注)

- 可能な限り場所の分かる地区等を添付すること。
- 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請（計画）内訳書2（職員派遣）

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町					
愛媛県					
応援市町					

応援要請内訳（被災市町 記入欄）						応援計画内訳（愛媛県・応援市町 記入欄）							
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所	交通手段	連絡先 〔担当者名 電話/FAX E-mail〕	応援市町名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 〔担当者名 電話/FAX E-mail〕

(注)

- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。（赤字した人員は削除し、不足している人員のみ記載すること。）
- 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

(別記様式第3号)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町						

応援要請内訳(被災市町 記入欄)		応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)										
作成日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail	応援 市町名	発送時期	内容	受入先等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail

(注)

- 1 可能な限り内容を明記すること。
- 2 随時更新し提出すること。(充足した内容は削除し、不足している内容のみ記載すること。)
- 3 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（知事名）

（被災市町長名）

応 援 要 請 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、市（町）に対し、別添のとおり、応援要請を行いましたので、報告します。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（被災市町長名）

（要請先の市町長名）

応 援 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号で要請されて応援については、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 応援実施市町名
- 2 応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 3 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（知事名）

（応援市町長名）

応 援 実 施 通 知 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第3項の規定に基づく応援を実施いたしますので、同条第4項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（調整先市町長名）

（知事名）

応 援 調 整 書

市（町）から、別添のとおり、災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第3条第1項の規定に基づく応援の要請があったので、同協定第4条第1項の規定により、応援の実施の可否を照会しますので、至急回答願います。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 被災市町からの応援要請書（様式第1号）及び別記応援要請（計画）内訳書を添付する。

（知事名）

（調整先市町長名）

応 援 調 整 回 答 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定に基づき、年
月 日付け 第 号で照会のあった応援については、下記の内容で実施することが可能で
す。

記

- 1 応援可能な内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

（要請先市町長名）

（知事名）

応 援 実 施 要 請 書

年 月 日付け 第 号で 市（町）から要請のあった応援については、災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定第4条第1項の規定により、貴市（町）に対して応援の実施を要請します。

記

- 1 要請及び応援の内容
別記応援要請（計画）内訳書のとおり。
- 2 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

注 別記応援要請（計画）内訳書は、様式第1号の別記様式応援要請（計画）内訳書によること。

（被災市町長名）

（知事名）

応 援 活 動 報 告 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり、応援を実施しましたので、報告します。

記

- 1 要請の受理日
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 特記事項

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

（被災市町長名）

（応援市町長名）

応 援 経 費 請 求 書

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づき、応援を実施しましたので、下記のとおり、応援経費を請求します。

記

経費区分	請求金額（円）	積算根拠
協定第2条第1号及び第2号に係るもの		
購入費		
輸送費		
協定第2条第3号に係るもの		
借上料		
燃料費		
輸送費		
維持管理費		
修理費		
協定第2条第4号に係るもの		
旅費		
諸手当		
協定第2条第5号に係るもの		
借上料		
協定第2条第6号及び第7号に係るもの		
実施に要した経費		
合計		

注 この表は、必要に応じて、適宜修正できるものとする。

【担 当】

所 属：

氏 名：

電 話：

FAX：

(別記)

カウンターパートグループにおける災害時の体制について（圏域ごとの想定）

想定① 東予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	新居浜市		
	一次支援	宇和島市		
	二次支援	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町		

B	被災市町	今治市	四国中央市	上島町
	一次支援	東温市	大洲市	松山市
	二次支援	久万高原町、内子町		

C	被災市町	西条市		
	一次支援	西予市		
	二次支援	松山市、八幡浜市、伊予市、砥部町、伊方町		

想定② 中予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	松山市	松前町
	一次支援	新居浜市	宇和島市
	二次支援	松野町、鬼北町、愛南町	

B	被災市町	東温市	久万高原町
	一次支援	今治市	四国中央市
	二次支援	大洲市、上島町、内子町	

C	被災市町	伊予市	砥部町
	一次支援	八幡浜市	西条市
	二次支援	西予市、伊方町	

想定③ 南予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	宇和島市	松野町	鬼北町	愛南町
	一次支援	新居浜市	松山市		
	二次支援	松前町			

B	被災市町	大洲市	内子町
	一次支援	四国中央市	今治市
	二次支援	松山市、東温市、久万高原町、上島町	

C	被災市町	西予市	八幡浜市	伊方町
	一次支援	西条市	伊予市	松山市
	二次支援	砥部町		

(別記)

応援要請連絡窓口一覧表

応援要請窓口		連絡先		
県本庁	防災危機管理課	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	市町振興課	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	人事課	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
県地方局等	東予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	東予地方局 今治支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	中予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	南予地方局 八幡浜支局	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
市町	松山市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	今治市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	宇和島市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail

応援要請窓口		連絡先		
市 町	八幡浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	新居浜市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	西条市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	大洲市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
伊予市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
四国中央市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
西予市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
東温市	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
上島町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
久万高原町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	
松前町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX	
	担当者名	時間外連絡先	E-mail	

応援要請窓口		連絡先		
市 町	砥部町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	内子町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	伊方町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	松野町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	鬼北町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail
	愛南町	課(室)長名	時間内連絡先	FAX
		担当者名	時間外連絡先	E-mail

資料3-41 GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書（案）

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と八幡浜市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において八幡浜市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで八幡浜市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により八幡浜市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 8月23日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長

乙 八幡浜市長

資料3-42 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会八幡浜支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）における大規模災害時の応急対策業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めた時は、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲の要請とが同時にあった場合には、それらの要請の調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 障害物の除去及び応急復旧

(3) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、市長の指示を受けて業務を行うものとする。ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を市長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、同条第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、八幡浜市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第206号）に準ずる。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により市長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年 8月26日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 八幡浜市松柏丙805番地
一般社団法人愛媛県建設業協会八幡浜支部
支部長

資料3-43 災害時における被災者支援に関する協定書

災害時における被災者支援に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡浜市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
 - (2) 相続関係書類に関する相談
 - (3) 許認可申請書類に関する相談
 - (4) 自動車登録申請書類に関する相談
 - (5) その他行政書士法に定める業務に関する相談
 - (6) その他甲が必要と認める業務
- 2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。
- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
 - (2) 八幡浜市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

- 第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

- 第7条 乙は、災害時又は八幡浜市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
- 2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（費用負担）

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

- 2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。
- 3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月26日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
甲 八幡浜市
八幡浜市長

松山市錦町98番地1
乙 愛媛県行政書士会
会長

資料3-44 八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する協定

八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する協定

八幡浜市（以下、「甲」という。）と八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下、「乙1」という。）、八幡浜市自主防災会連絡協議会（以下、「乙2」という。）、八幡浜市民生児童委員協議会（以下、「乙3」という。）、社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会（以下、「乙4」という。）（以下、乙1から乙4の総称を「乙」という。）とは、避難行動要支援者の名簿情報を提供するにあたり、八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例（以下、「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された避難行動要支援者名簿及び台帳（以下「名簿等」という。）の管理を適切に行うものとする。

（避難支援活動）

第2条 乙は、平常時から避難行動要支援者の把握及び避難支援体制の整備に努めるとともに、甲の発する災害情報をもとに、避難支援活動を行う。ただし、災害時においては、支援を行う者が自己及びその家族等の安全を確保した上で可能な範囲で実施するものとする。

（名簿等の作成及び提供）

第3条 甲は、災害の発生に備え、避難行動要支援者を明らかにするために名簿等を作成し、災害時の避難支援等を行うことを目的として、平常時から乙に提供する。

（名簿等の管理）

第4条 乙は、名簿等を避難行動要支援者の支援以外の目的に利用し、また甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、個人の生命及び身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。なお、この場合は甲に報告しなければならない。

2 乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、甲の承諾を得ないで名簿等を複写してはならない。

（守秘義務）

第5条 乙は、名簿等から知り得た個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項をみだりに他人に知らせてはならない。避難行動要支援者の支援等の役割を離れた後も同様とする。

（名簿等の返還）

第6条 乙は、甲から新たな名簿等の提供を受け、又は甲から名簿等の返却を求められたときは、保管する名簿等を速やかに甲に返還しなければならない。

（名簿等の管理報告等）

第7条 甲は、乙に提供した名簿等の利用及び管理に関して、必要に応じ報告を求めることができるものとし、乙は速やかに応じるものとする。

（事故の発生）

第8条 乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 乙が本協定に違反した場合、甲は必要に応じて名簿等の提供を停止できるものとする。

2 乙の故意又は過失により個人情報を漏えいした場合は、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲、乙1、乙2、乙3及び乙4が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月22日

甲 住 所 八幡浜市北浜一丁目1番1号
団体名 八幡浜市
代表者 八幡浜市長

乙1 住 所 八幡浜市松柏丙796番地
団体名 八幡浜地区施設事務組合消防本部
代表者 消防長

乙2 住 所 八幡浜市北浜一丁目1番1号
団体名 八幡浜市自主防災会連絡協議会
代表者 会長

乙3 住 所 八幡浜市北浜一丁目1番1号
団体名 八幡浜市民生児童委員協議会
代表者 会長

乙4 住 所 八幡浜市松柏乙1101番地
団体名 社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会
代表者 会長

資料3-45 災害時における航空写真等の提供に関する協定

災害時における航空写真等の提供に関する基本協定

八幡浜市（以下「甲」という。）と株式会社パスコ愛媛支店（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成30年1月4日付締結した「統合型GIS保守更新業務」に関する契約（以下、「当該契約」という。）に基づき、「八幡浜市地域防災計画」に掲げる災害（以下「災害」という。）が発生した場合の乙の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に、甲が乙に対して、乙が自主的に撮影した航空写真等（以下、「航空写真等」という。）の提供等の支援を要請する際の手続きその他必要な事項を定めることにより、災害に対する迅速かつ的確な対応を図ることを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲は、災害発生時に、八幡浜市域における災害発生箇所を対象範囲とし、次の各号の事項について、乙に支援（以下、「本件支援」という。）を要請することができるものとする。

- (1) 八幡浜市統合型GIS（以下、「統合型GIS」という。）における同時最大接続数制限の解除
- (2) 航空写真等の提供
- (3) 前号の成果物の統合型GISへのインポート
- (4) その他、甲乙協議して決定した内容において地図情報を用いた災害復旧に関すること

（支援実施）

第3条 乙は、甲から本件支援の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、次の各号の事項に該当する場合、乙は当該要請に応じることができないことをあらかじめ同意する。

- (1) 乙が予定している作業拠点が被災し、本件支援に必要な機材、作業場所が稼働できない場合
- (2) 乙の作業員が被災し、本件支援に従事できない場合
- (3) 国、関係機関等により、飛行規制が行われた場合
- (4) 通信インフラの不通又は輻輳等により、通信回線が利用できない場合
- (5) その他、災害が継続している等特別の理由がある場合

（費用負担）

第4条 第2条の本件支援のうち、第1号、第2号及び第3号については無償とし、第4号の費用負担については、甲乙協議するものとする。

（支援要請の手続き）

第5条 甲から乙への本件支援要請については、次の各号に掲げる事項を記載した（別紙）「支援要請書」により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合等の特別な事情により書面による通知が難しい場合は、口頭での要請ができるものとする。なお、口頭で要請を行った場合は、甲は速やかに上記書面を乙に提出するものとする。

- (1) 支援要請の内容
- (2) その他必要な事項

2 前項の定めに関わらず、乙は「八幡浜市地域防災計画」に掲げる災害対策本部が設置されたことを知った場合、乙の判断により第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる本件支援を行うことができる。

（支援の報告）

第6条 乙は、本件支援が完了したときは、書面で甲に報告するものとする。

（資料の提供）

第7条 乙は、本件支援を行うために、書面により必要な資料の提供を甲に求めることができる。書面には、次の各号に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 必要な資料の内容
- (2) 資料の利用用途

2 甲は、前項の規定による資料提供の依頼が行われた場合において、その理由が適当と認めるときは、乙に当該資料を提供するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、甲が「八幡浜市地域防災計画」に掲げる災害対策本部を設置した際には、乙は甲の承諾を得ずに、統合型GISに搭載された地図情報を、本件支援のために利用することができる。この場合において、乙は速やかに第1項の各号に掲げる事項を甲に書面で報告するものとする。

4 乙は、本件支援が完了した場合は、甲から提供された資料について、甲に返却しなければならない。この場合において、乙は、提供された情報が電磁的記録として乙の所有する機器等に残るときは、当該情報を復元不可能な状態にしなければならない。ただし、統合型GISにインポートされた情報については、本件支援の完了後に甲乙で取扱いを協議することとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては産業建設部建設課、乙においては愛媛支店とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第9条 甲は、航空写真等（本件支援により乙から甲に提供した資料等も含む。以下、本条及び第10条において定義は同じ。）を内部目的のために使用又は利用するものとし、第三者（行政機関及び報道機関等を除く。）に有償無償を問わず、航空写真等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

(非保証)

第10条 乙は、航空写真等を現状有姿のまま提供するものとし、当該航空写真等に欠落等がないこと及び品質については一切保証しない。

2. 乙は、本件支援について、甲が期待する機能・性能・価値を有すること、及び目的・利益・その他の要求を満足するものであることにつき一切保証しない。

(機密保持)

第11条 乙は、本件支援により知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は本件支援以外に利用してはならない。この協定の終了後も同様とする。

(個人情報)

第12条 乙は、本件支援により知り得た、甲が取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に従いこれを取り扱わなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第13条 乙は、情報セキュリティの重要性について強く認識し、支援の実施に当たっては甲が定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ事故等の発生を確認した場合は、遅滞なく甲にその詳細を報告し、甲の判断を仰ぐものとする。

(知的財産権)

第14条 航空写真等の知的財産権については、乙に帰属するものとする。ただし、甲が保有する情報を利用して作成されたデータの知的財産権については、本件支援終了後に甲乙協議するものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該契約の有効期間を通じて有効とする。

(協議)

第16条 この協定に定めるものの他、必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月29日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番地1号
八幡浜市長

乙 松山市本町5丁目2番地9
株式会社パスコ 愛媛支店
支店長

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による支援を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による支援に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による支援に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による支援を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(持ち出し禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援に係る個人情報を支援の実施場所以外に持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による支援を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この協定による支援を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この協定による支援を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報(資料等含む。)を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法(確実に消去する等)によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。協定の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

年 月 日

株式会社パスコ 愛媛支店 行

支援要請書

八幡浜市 産業建設部 建設課

八幡浜市は、株式会社パスコ愛媛支店との「災害時における航空写真等の提供に関する基本協定」に基づき、以下の通り、支援要請を実施する。

記

1. 支援要請日時 年 月 日 時 分

2. 支援要請部署及び担当者

所 属	氏 名

3. 災害支援要請内容

災害発生場所の住所或いは地域
災害要請の具体的な内容を記載する

以上

資料3-46 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時には、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

（協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

- 2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
 - (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
 - (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
 - (5) その他必要な事項
- 3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。
 - (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
 - (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
 - (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。
2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めるときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(調整)

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。
2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第14条 この協定は、令和元年6月24日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事

松山市二番町四丁目7番地2
乙 松山市
市長

今治市別宮町一丁目4番地1
乙 今治市
市長

宇和島市曙町1番地
乙 宇和島市
市長

八幡浜市北浜一丁目1番1号
乙 八幡浜市
市長

新居浜市一宮町一丁目5番1号
乙 新居浜市
市長

西条市明屋敷164番地
乙 西条市
市長

大洲市大洲690番地の1
乙 大洲市
市長

伊予市米湊820番地
乙 伊予市
市長

四国中央市三島宮川四丁目6番55号
乙 四国中央市
市長

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
乙 西予市
市長

東温市見奈良530番地1
乙 東温市
市長

越智郡上島町弓削下弓削210番地
乙 上島町
町長

上浮穴郡久万高原町久万212番地
乙 久万高原町
町長

伊予郡松前町大字筒井631番地
乙 松前町
町長

伊予郡砥部町宮内1392番地
乙 砥 部 町
町 長

喜多郡内子町平岡甲168番地
乙 内 子 町
町 長

西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1
乙 伊 方 町
町 長

北宇和郡松野町大字松丸343番地
乙 松 野 町
町 長

北宇和郡鬼北町大字近永800番地 1
乙 鬼 北 町
町 長

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地・
乙 愛 南 町
町 長

松山市花園町7番地 3
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会

会 長

資料3-47 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、八幡浜市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年10月10日

甲：愛媛県八幡浜市北浜 1-1-1
八幡浜市
八幡浜市市長

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

資料3-48 災害時における動物救護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離れ離れになった犬及び猫等の保護管理等の救済措置を行うため次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した八幡浜市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に該当しない動物を活動の対象とする場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

（活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害により負傷した動物の応急処置に関すること。
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む）に関すること。
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動の拠点と活動の範囲
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては、八幡浜市総務課危機管理・原子力対策室とし、乙にあつては、乙の事務局とする。

（活動の履行）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとし、乙から活動の実施を促された甲は、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。

4 甲は、活動の途中経過の報告を、随時、乙に求めることができるものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りでない。

2 乙は、活動に対する寄付金や義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

（損害補償）

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害賠償については、乙と協議の上、補償するものとする。

(資材等の調達・搬送)

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な搬送について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議のうえ活動を停止し、又は中止することができる。

(活動の終了と報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議のうえ活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。

- (1) 活動の具体的内容
- (2) 活動の実施期間
- (3) その他必要な事項

(平常時の対応等)

第13条 乙は、その構成する会員（以下「会員」という。）に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申し出のないときは、本協定は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 2月 3日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 松山市三番町6丁目1番地8
公益社団法人愛媛県獣医師会
会長

資料3-49 災害時における飲料水の提供に関する協定書

災害時における飲料水の提供に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条（総則）

1. 甲が臨時災害対策本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は当該要請に協力するものとする。
2. 乙は災害発生時において、甲の区域内に設置してある乙の清涼飲料水自動販売機内の在庫を救援物資として無償提供する。
3. 乙は、営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。
4. 第1項の規定にかかわらず、乙は、災害状況等特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

第2条（要請）

1. 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的な余裕がないときは、口頭その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

第3条（費用の負担）

1. 前条の要請により飲料水提供の協力に係る費用は、甲が負担するものとする。
2. 同条前項の費用は、災害発生直前における市場価格を基準に算定し、飲料水の引き渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

第4条（運搬）

1. 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、乙が行うものとする。
2. 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡日時、引渡場所等を指定することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙が甲に対し指定の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

第5条（有効期間等）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。
2. 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

第6条（協議）

この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年1月15日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市
八幡浜市長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番地10号
株式会社 伊藤園
総務部長

資料3-50 八幡浜市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

八幡浜市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）と社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における八幡浜市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、八幡浜市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、甲乙協議の上、甲又は乙が管理する事務所のうち被災者の生活支援に係る活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、愛媛県内外の社会福祉協議会、NPO法人のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（応援の要請）

第6条 乙は、乙の人員の不足等によりセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な人員の応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第7条 甲は、前条の規定により応援を要請されたときは、これに応じ、応援に努めるものとする。

2 甲は、乙から応援の要請がない場合にあっても、乙との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めるときは、被災状況に基づき必要な応援を行うものとする。

（センターの業務）

第8条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災状況の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、コーディネート
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 八幡浜市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要であると甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) 八幡浜市地域支え合いセンターとの情報の共有、支援活動の引き継ぎ
- (12) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 センターの設置に係る費用について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整に係る事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びにセンターに派遣される職員（甲又は乙が応援を要請した者を含む。）に係る旅費、その他運営に関するかかり増し経費について、その全部又は一部を甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、収支状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、速やかに請求書に収支状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、速やかに内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 甲及び乙は、収支状況がわかる書類等に関する資料は、法人税法（昭和40年法律第34号）に基づき乙の事業年度の確定申告書の提出期限（延長の特例を受ける場合にあっては、当該延長後の期限）の翌日から7年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第12条 センターの閉鎖は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴くとともに災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 センターからの派遣により災害救援活動業務等に従事したボランティアが、その業務により被害を受けたときは、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、NPO法人、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織との連携に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 甲及び乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営及び平常時における体制整備に関して発生する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

1 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月13日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 八幡浜市松柏乙1101番地
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会
会長

資料3-51 災害時における被災地支援に関する協定書

災害時における被災地支援に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）、社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人八幡浜青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災地支援活動における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡浜市内における災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力して災害ボランティア活動などの被災地支援活動を効率的かつ円滑に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

（支援の内容）

第3条 甲及び乙が丙に対し要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 八幡浜市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）に対する人的支援
- (2) 災害ボランティア活動のための資機材の調達、仕分け及び輸送
- (3) 専門的な技能を活用した支援活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請する事項

（要請の手続）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき甲、乙及び丙が行った活動に要した費用の負担は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

（情報の提供）

第6条 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの開設情報など支援に必要な情報を関係法令で許容する範囲内で丙に提供するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、甲、乙及び丙のいずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の三者がそれぞれ署名・押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月13日

甲 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長

乙 八幡浜市松柏乙1101番地
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会
会長

丙 八幡浜市浜之町183番地
一般社団法人 八幡浜青年会議所
理事長

資料 3-52 災害時等における応急対策業務に関する協定書

災害時等における応急対策業務に関する協定書

八幡浜市（以下「甲」という。）、南予石材加工協同組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「丙」という。）は、災害時等において、復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、八幡浜市で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙又は丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、当該災害が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項及び第42条第1項により作成された八幡浜市地域防災計画に基づき、八幡浜市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙又は丙の協力が必要であると認めた場合

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙又は丙に対して業務を要請することができる。

2 乙又は丙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、迅速に業務を実施するよう努めるものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次の通りとする。

- (1) 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設
- (2) 業務の実施に必要な機材などの確保
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認める応急対策業務

（要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙又は丙に対して、原則として応急対策協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙又は丙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を応急対策完了報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

（費用負担）

第8条 乙又は丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生時における当該地域における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、甲の管理に属さない石材構造物に係る費用については、当該石材構造物の管理を行う者の負担とする。

（第三者等に対する損害賠償）

第9条 乙又は丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示がなされないときは、協定期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月 5日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市

八幡浜市長 大城 一郎

乙 愛媛県西宇和郡伊方町大久1321番地

南予石材加工協同組合

組合長 山本 吉昭

丙 愛媛県西条市氷見乙785

一般社団法人 日本石材産業協会

愛媛県支部長 眞鍋 朋治

様

八幡浜市長

応急対策協力要請書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：
電話・ファクシミリ等 による要請日時	年 月 日()午前・午後 時 分頃

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

応急対策完了報告書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

実 施 内 容	
場 所	
実 施 期 間	年 月 日()から 年 月 日()まで
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：

(添付書類) 実績内訳書、その他市の指示によるもの

連絡先名		南予石材加工協同組合	
本部担当者	責任者	組合長 山本吉昭	
	補助者	副組合長 遠山秋彦	
	担当者	事務局 栗田晃志	
連絡先	責任者	TEL	0894-53-0613
		FAX	0894-53-0351
	担当者携帯	山本	090-8696-5666
		栗田	090-8375-1901
事務局 〒796-0083 愛媛県八幡浜市大黒町4 栗田石材(有)内 南予石材加工協同組合 TEL 0894-62-4137 FAX 0894-62-9053			

連絡先名		(一社) 日本石材産業協会愛媛県支部	
本部担当者	責任者	支部長 眞鍋 朋治	
	補助者	事務局長 宮内 修一	
	担当者	顧問 白木 秀典	
連絡先	事務局	TEL	0897-58-5535
		FAX	0897-56-1467
	担当者連絡先	携 帯	090-3186-1064
		Email	hide@iyoseki.co.jp
備 考	事務局 〒793-0003 愛媛県西条市ひうち字西ひうち3-21いよせき(株)内 一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部 TEL0897-58-5535 FAX0897-56-1467 URL: jsia-ehime.org		

資料3-53 自治体トイレカー災害相互派遣に関する協定

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、トイレカーを所有する自治体（以下「協定団体」という。）が、協定団体の地域において、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、友愛精神に基づき、トイレカーを迅速かつ円滑に相互派遣することを目的に締結するものである。

(連絡担当部局の設置等)

第2条 協定団体は、この協定の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を毎年度始めに他の協定団体に周知するものとする。

(派遣の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、前条の連絡担当部局を通じ、文書により派遣を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 派遣場所及びその場所への経路
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(派遣の実施)

第4条 協定団体は、前条に規定する派遣の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 前項により派遣されたトイレカーは、原則被災団体が運用することとする。ただし、これにより難しいときは、被災団体と派遣した協定団体が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第5条 派遣に要した経費は、原則として被災団体が負担する。ただし、これにより難しいときは、被災団体と派遣した協定団体が協議の上定めるものとする。

(損害賠償及び費用負担)

第6条 派遣した協定団体は、被災団体の交通事故等による損害賠償費用、被災団体が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は被災団体が道路交通法等に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を被災団体に求償することができる。

- (1) 派遣した協定団体が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用
- (2) 派遣した協定団体の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

(協定運営協議会の設置)

第7条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 協議会は、すべての協定団体で構成する。
- (2) 協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (4) 協議会事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加または協定から離脱を希望する協定団体への同意
- (2) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (3) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(協定への参加及び離脱)

第8条 協定への参加及び離脱は、別紙様式の参加・離脱申請書を協議会へ提出し、当該申請書を協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第3号の幹事は、協定団体に異動があった場合は、速やかに他の協定団体に通知する。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互派遣に関する協定を妨げないものとする。

(協定の実効性の確保)

第10条 協定団体は、平素より相互に交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、自治体トイレカー災害時相互派遣に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この協定は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この協定は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この協定は、令和7年3月27日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、協定団体が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

愛媛県宇和島市長 岡原 文章

兵庫県南あわじ市長 守本 憲弘

長崎県島原市長 古川 隆三郎

福島県いわき市長 内田 広之

愛媛県八幡浜市長 大城 一郎

愛媛県大洲市長 二宮 隆久

青森県むつ市長 山本 知也

大阪府交野市長 山本 景

大分県中津市長 奥塚 正典

別紙

文 書 番 号

年 月 日

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定（参加・離脱）申請書

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定

運営協議会 宛

市町村名

首 長 名

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定に（参加・離脱）したく申請いたします。

住 所	
担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

(様式1)

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定

連絡担当部局

令和 年 4 月 1 日現在

自治体名	
担当部署	
担当責任者	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

緊急連絡先		
連絡順位 ①	役職	
	氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	メールアドレス	
連絡順位 ②	役職	
	氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	メールアドレス	
連絡順位 ③	役職	
	氏名	
	電話番号	

	携帯電話番号	
	メールアドレス	
備 考		

(様式2)

年 月 日

トイレカー派遣要請書

様

(要請者)

市町村名

首長名

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

被害状況	
要請理由	
派遣場所 (経路)	
要請期間	年 月 日～ 年 月 日
その他	

担当者	所属	
-----	----	--

	氏 名	
	連絡先	

資料 3-54 災害時等における物資供給等に関する協定

災害時等における物資供給等に関する協定

八幡浜市（以下「甲」という。）と株式会社池田喜伴商店（以下「乙」という。）は、八幡浜市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の供給等を行うことにより、被災した市民生活の早期改善を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。また、甲が乙に協力を要請する場合は、別記様式により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的な余裕がないときは、口頭その他の方法により要請することができる。この場合、事後において、甲は、前項に規定する様式を、乙に提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、乙が保有する物資又は調達可能な物資の供給に協力するものとする。

（運搬及び引渡し）

第4条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じて指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、原則として当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における市場価格を基準に算定し、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害時無償提供リスト（別紙1）に掲げる物資については、当該リストに掲げる数量の範囲を限度として、乙が無償提供するものとする。

（その他必要な支援）

第6条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の

30日前までに、甲、乙のいずれからも協定解除の申入れがないときは、本協定を更に1年間延長することとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年12月13日

甲 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市
八幡浜市長

乙 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番5号
株式会社 池田喜伴商店
代表取締役

別記様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社池田喜伴商店 御中

八幡浜市長

災害時における協力要請書

災害時等における物資供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
適用	

災害時無償提供リスト

(令和6年12月13日現在)

	品名	数量
1	ブルーシート #3000 1.8×1.8	50枚
2	ブルーシート #3000 1.8×2.7	30枚
3	ブルーシート #3000 1.8×3.6	25枚
4	ブルーシート #3000 2.7×2.7	25枚
5	ブルーシート #3000 2.7×3.6	20枚
6	ブルーシート #3000 3.6×3.6	15枚
7	ブルーシート #3000 3.6×5.4	10枚
8	ブルーシート #3000 5.4×7.2	5枚
9	ブルーシート #3000 5.4×9.0	4枚
10	ブルーシート #3000 7.2×7.2	3枚
11	ブルーシート #3000 7.2×9.0	3枚
12	ブルーシート #3000 9.0×9.0	2枚
13	ブルーシート #3000 10.0×10.0	1枚
14	スーパーローリータンク 100ℓ	2個
15	スーパーローリータンク 200ℓ	2個
16	スーパーローリータンク 500ℓ	2個
17	土のう袋	800枚

資料 4

資料 4 - 1 八幡浜市災害対策本部条例

八幡浜市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 146 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、八幡浜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長が欠けたとき又は災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 25 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4-2 八幡浜市災害対策本部運営要領

八幡浜市災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡浜市災害対策本部条例（平成17年条例第146号）に基づき、八幡浜市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部の設置及び解散)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに設置されるものとする。ただし、市長に事故があるとき、又は不在若しくは欠けた場合等の非常時には、次の各号に掲げる順で、本部の設置を命令し、又は指揮をとるものとする。

- (1) 副市長
- (2) 総務企画部長
- 2 本部を設置したときは、ただちに、その旨を別表第1に定める区分により通知及び公表する。
- 3 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときに解散するものとする。この場合、解散した旨を別表第1に定める区分により通知及び公表する。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織するものとし、第1号及び第2号に該当する者は、当該各号に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長及び教育長
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- 2 本部に対策部を置き、対策部に班を置く。
- 3 前項に掲げる部及び班の組織及び長は、別表第3に定めるものとする。
- 4 第2項に掲げる部及び班の事務分掌は、別表第4に定めるものとする。
- 5 各班の長（以下「班長」という。）は、班の事務分掌を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要簿冊を備える等、態勢を整備しておかなければならない。
- 6 本部長、副本部長、各対策部の長（以下「部長」という。）、班長及び本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第2に定める腕章を帯用するものとする。

(本部事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、次の各号に掲げる担当者を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 事務局長 総務企画部長
- (2) 事務局次長 総務課長
- 3 事務局職員は、危機管理・原子力対策室職員をもって充てる。

(本部の場所及び本部連絡員)

第5条 本部は、災害の程度により、本部室を庁議室又は本部長の指定する場所に置く。

- 2 本部室には、「八幡浜市災害対策本部」の標示を行う。
- 3 本部室には、原則として本部連絡員を置き、各部長が各所管職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を所属部長に伝達する。

(本部設置前の措置)

第6条 危機管理・原子力対策室長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部設置の前において、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (2) 人員配置の指示
- (3) 関係対策部及び班との連絡調整
- 2 休日又は勤務時間外において、警報又は異常な情報を受理した当直者は、別表第5に定める通報連絡系統に基づき、直ちに危機管理・原子力対策室長に通報して指示を受け、対策に関係する部長及び課長に通報しなければならない。

(現地対策本部の設置)

第7条 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

(非常配備の基準、配備計画等)

第8条 本部は、被害を最小限とするため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別及び内容等については、別表第6に定めるものとする。ただし、必要に応じ、班員の増員等適宜柔軟な対応をとることができる。

3 各部長及び班長は、前項に規定する基準に基づいて配備計画をたて、これを班員に周知及び徹底しなければならない。

(非常配備下の体制)

第9条 非常配備下における体制は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 警戒配備体制 災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動に対処できる体制とし、次の区分に従い、当該区分に掲げる人員を充てる。

ア 危機管理室体制 本部事務局職員

イ 班長体制 本部のうち、班長以上の職員

ウ ア及びイ以外の体制 全職員の概ね6分の1以内の人員

(2) 第1配備体制 小規模な災害に対し、全職員のおおむね3分の1以内の人員を充て防災活動を実施する体制とし、通信情報活動及び初期の応急対策活動を実施する。

(3) 第2配備体制 中規模な災害に対し、全職員のおおむね3分の2以内の人員を充て防災活動を実施する体制とし、通信情報活動を強化し、警戒及び応急対策活動を実施する。

(4) 第3配備体制 大規模な災害に対し、全職員をもって防災活動を実施する体制とし、必要に応じて、県又は自衛隊等に対して応援要請を実施する。

(非常配備の開始及び解除)

第10条 各部及び班における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取扱い)

第11条 災害が発生したときは、各部長及び班長は、ただちに、被害状況を調査し、関係者（被災状況にある者を含む。）に報告しなければならない。

2 事務局長は、各部長及び班長並びに関係機関からの被害情報を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに、愛媛県地域防災計画の定めるところにより、南予地方局八幡浜支局を通じて、県へ報告するものとする。

(災害に関する情報の取扱い)

第12条 事務局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちに、本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次、南予地方局八幡浜支局を通じて、県へ報告するものとする。

2 事務局長は、災害に関する予警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について、ただちに、住民その他関係のある公私の団体等に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置等について、周知しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

附 則（平成29年5月18日制定）

この要領は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（平成29年6月30日制定）

この要領は、八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成29年条例第19号）の施行の日から施行する。

[八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成29年規則第28号）により、平成29年7月1日施行]

附 則（令和元年7月1日制定）

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月22日制定）

この要領は、令和2年4月22日から施行する。

附 則（令和4年1月14日制定）

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

附 則（令和4年6月3日制定）

この要領は、令和4年6月3日から施行する。

附 則（令和7年 月 日要綱第 号）

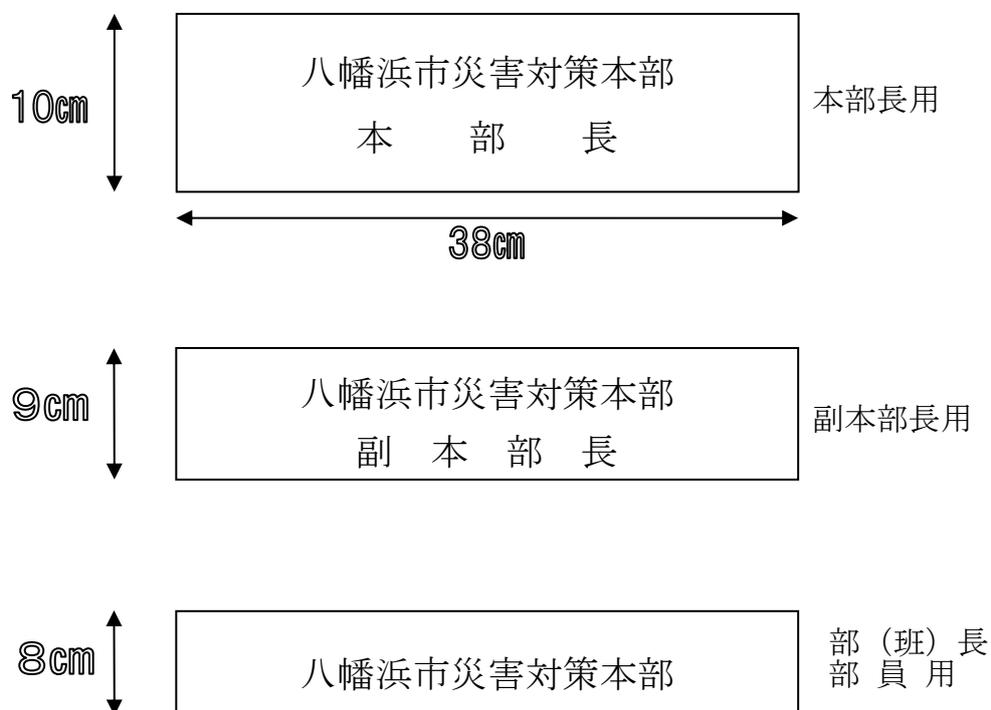
この要領は、令和7年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部及び班	庁内放送、電話、口頭	本部事務局長
一般住民	防災行政無線、広報車、報道機関、口頭、その他迅速な方法	
南予地方局八幡浜支局	県防災通信システム、電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
警察署	防災行政無線、電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
その他防災関係機関		
隣接市町	県防災通信システム、電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
報道機関	電話、ファクシミリ、口頭又は文書	

別表第2（第3条関係）

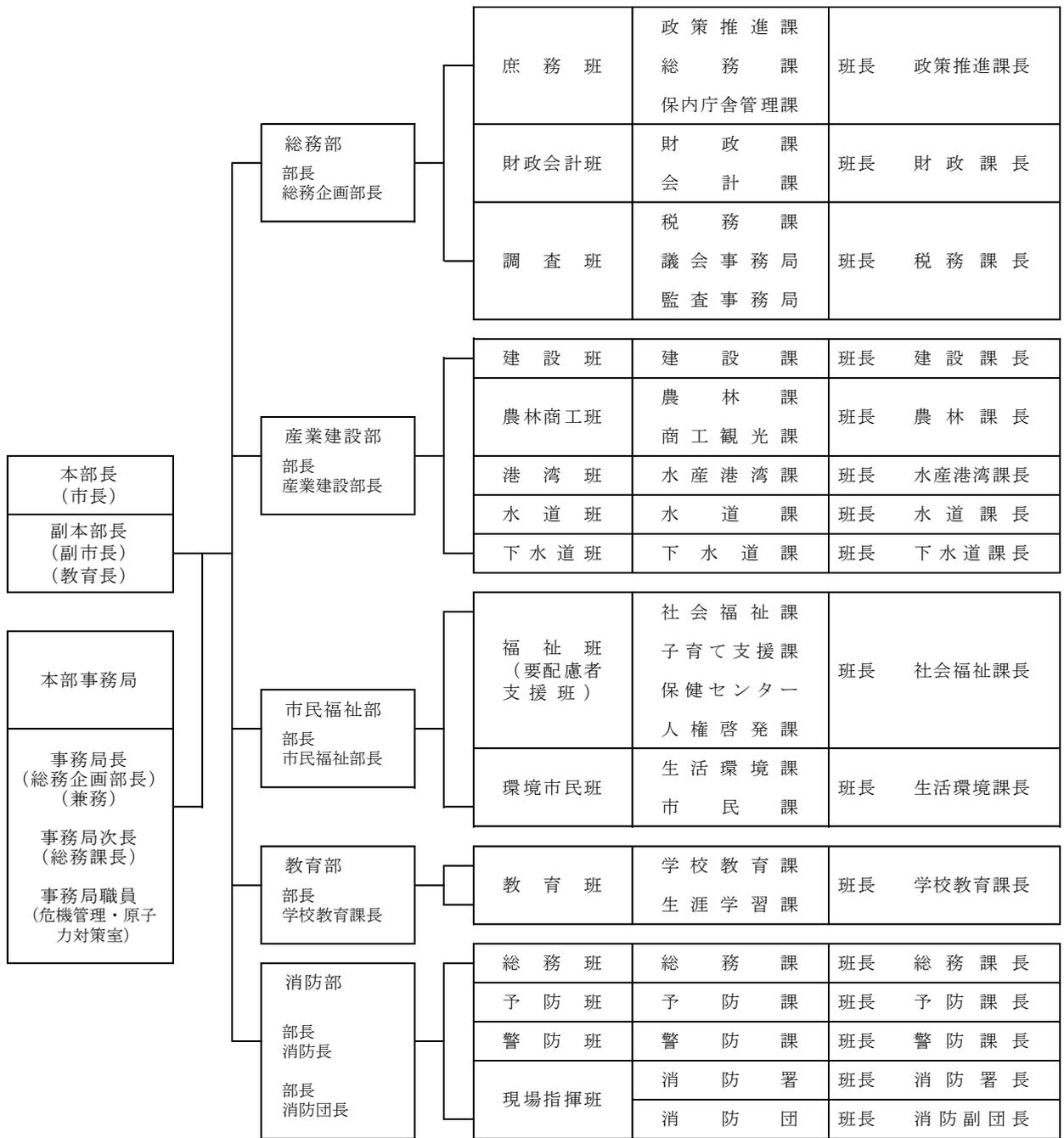
八幡浜市災害対策本部腕章



(注) 台地を白色とし文字は黒色とする。

別表第3 (第3条関係)

八幡浜市災害対策本部組織図



別表第4（第3条関係）

1 八幡浜市災害対策本部事務分掌表【風水害等、地震・津波時】

(1) 本部事務局

班 名	分 掌 事 務
本部事務局	ア 災害対策本部の設置に関する事。 イ 災害対策本部の連絡調整に関する事。 ウ 県、消防本部及びその他関係機関との情報連絡に関する事。 エ 災害対策本部の指示伝達に関する事。 オ 災害対策の総括に関する事。 カ 防災会議に関する事。 キ 被害状況等の収集及び取りまとめに関する事。 ク 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関する事。 ケ 警戒区域の設定に関する事。 コ 避難指示等に関する事。 サ 災害救助法による企画立案及び連絡調整に関する事。 シ 公共交通機関の情報に関する事。 ス ライフライン情報の収集及びとりまとめに関する事。 セ 通信機器の情報収集及びとりまとめに関する事。 ソ 県知事及び他市町に対する応援要請に関する事。 タ 自衛隊の応援要請に関する事。 チ 他の地方公共団体からの応援受付及び応援要請に関する事。 ツ 災害復興方針、計画の立案に関する事。 テ 所轄施設の応急復旧に関する事。 ト 災害対策本部の解散に関する事。 ナ 班員の参集に関する事。 ニ 動員及び非常招集に関する事。 ヌ 報道機関への対応に関する事。 ネ 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関する事。

(2) 各部各班

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部	庶務班	ア 本部事務局分掌事務の補助に関すること。 イ 部内の取りまとめに関すること。 ウ 災害対策の企画に関すること。 エ 気象、災害情報の収集及び伝達に関すること。 オ 被害状況の報告に関すること。 カ 動員及び非常招集に関すること。 キ 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員に関すること。 ク 本部長の秘書に関すること。 ケ 通信の確保に関すること。 コ 被害写真、広報に関すること。 サ 班員の参集に関すること。
	財政会計班	ア 災害関係予算に関すること。 イ 車両、船舶等の調達及び輸送に関すること。 ウ 食料の輸送に関すること。 エ 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 オ 災害対策用資機材の調達及び賃貸に関すること。 カ 応急公用負担に関すること。 キ 被害に伴う経理に関すること。 ク 被害状況の調査の応援に関すること。 ケ 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 コ 災害補償費に関すること。 サ 班員の参集に関すること。
	調査班	ア 災害警戒の広報及び指導に関すること。 イ 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること。 ウ 危険区域の調査に関すること。 エ 罹災証明の発行に関すること。 オ 班員の参集に関すること。 カ 調査班業務に関すること。
産業建設部	建設班	ア 部内の取りまとめに関すること。 イ 災害警戒の広報及び指導に関すること。 ウ 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること。 エ 土木災害の調査に関すること。 オ 土木災害の拡大防止に関すること。 カ 道路、橋りょうの被害調査及び応急対策に関すること。 キ 障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ク 土木応急復旧用資機材の確保に関すること。 ケ 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること。 コ 応急仮設住宅の建設及び住宅の修理に関すること。 サ 被災建物応急危険判定に関すること。 シ 住宅建築の融資に関すること。 ス 班員の参集に関すること。

産業 建設部	農林商工班	<p>ア 部内の取りまとめに関する事。</p> <p>イ 災害警戒の広報及び指導に関する事。</p> <p>ウ 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事。</p> <p>エ 農地、農業用施設災害の調査に関する事。</p> <p>オ 農地、農業用施設災害の拡大防止に関する事。</p> <p>カ 農林、畜産、商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>キ 農薬、肥料その他資材等の確保、配分に関する事。</p> <p>ク 農業土木応急復旧用資機材の確保に関する事。</p> <p>ケ 農業土木者及び従業員の確保に関する事。</p> <p>コ 林産物及び木材のあっせんに関する事。</p> <p>サ 農業被害拡大防止に関する事。</p> <p>シ 家畜伝染病予防対策に関する事。</p> <p>ス 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関する事。</p> <p>セ 班員の参集に関する事。</p>
	港湾班	<p>ア 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事。</p> <p>イ 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>ウ 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>エ 漂流物の処理に関する事。</p> <p>オ 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関する事。</p> <p>カ 水産関係の補助、融資等に関する事。</p> <p>キ 班員の参集に関する事。</p>
	水道班	<p>ア 飲料水の確保、供給に関する事。</p> <p>イ 水道施設の被害調査及びその他災害情報の収集に関する事。</p> <p>ウ 上水道及び簡易水道の衛生維持に関する事。</p> <p>エ 班員の参集に関する事。</p> <p>オ 水道施設災害対策本部の設置に関する事。</p> <p>カ 関係機関等に対する情報連絡及び応援要請に関する事。</p> <p>キ 水道施設の応急復旧及び応急対策に関する事。</p> <p>ク 広報に関する事。</p>
	下水道班	<p>ア 下水道施設の被害調査に関する事。</p> <p>イ 下水道の応急復旧及び排水処理に関する事。</p> <p>ウ 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関する事。</p> <p>エ 班員の参集に関する事。</p>
市民 福祉部	福祉班	<p>ア 部内の取りまとめに関する事。</p> <p>イ 被災者の救助に関する事。</p> <p>ウ 避難所の設置に関する事。</p> <p>エ 福祉、教育及び地域改善施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>オ 保健活動に関する事。</p> <p>カ 救護所の開設に関する事。</p> <p>キ 医療救護班の編成に関する事。</p> <p>ク 医療資機材及び薬品の調達、配分に関する事。</p> <p>ケ 死体の検案、収容に関する事。</p> <p>コ 要配慮者の総合的支援及び実施に関する事。</p> <p>サ ボランティア活動の受入れ及び協力に関する事。</p> <p>シ 義援金の受入れ及び配分に関する事。</p> <p>ス 班員の参集に関する事。</p> <p>セ 応急救助物資や人員の確保等に関する事。</p>

市民 福祉部	環境市民班	<p>ア 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること。</p> <p>イ 行方不明者等の届出に関すること。</p> <p>ウ 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>エ 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関すること。</p> <p>オ 防疫活動に関すること。</p> <p>カ ごみの収集及び処理に関すること。</p> <p>キ し尿の収集及び処理に関すること。</p> <p>ク 仮設便所の設置及び管理に関すること。</p> <p>ケ 衛生、防疫資機材の調達に関すること。</p> <p>コ 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること。</p> <p>サ 死体の埋葬、火葬に関すること。</p> <p>シ へい死獣の処理に関すること。</p> <p>ス 班員の参集に関すること。</p>
	教育部	<p>ア 部内の取りまとめに関すること。</p> <p>イ 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ウ 被災児童生徒等の救護及び避難誘導に関すること。</p> <p>エ 応急教育に関すること。</p> <p>オ 教科書及び学用品の調達及び支給に関すること。</p> <p>カ 保健衛生並びに学校給食の保全措置に関すること。</p> <p>キ 教育施設の避難所開設及び運営に協力すること。</p> <p>ク 文化財の被害調査及び応急修復に関すること。</p> <p>ケ 班員の参集に関すること。</p>
	消防部	<p>ア 部内の取りまとめに関すること。</p> <p>イ 消防職員、消防団員の非常招集、運用に関すること。</p> <p>ウ 被害情報及び被害状況の調査に関すること。</p> <p>エ 水・火災防衛活動に関すること。</p> <p>オ 被災者の救出、救助及び救急活動に関すること。</p> <p>カ 遭難者又は行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>キ 災害警戒の広報及び指導に関すること。</p> <p>ク 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>ケ 危険物の保安に関すること。</p> <p>コ 隣接市町相互援助協力に関すること。</p> <p>サ 緊急防災資機材の確保、補給に関すること。</p> <p>シ 水防倉庫及び水防資機材の点検、整備に関すること。</p> <p>ス 班員の参集に関すること。</p>

2 八幡浜市災害対策本部事務分掌表【原子力災害時】

(1) 本部事務局

班 名	分 掌 事 務
本部事務局	<p>ア 災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>イ 災害対策本部の総括に関すること。</p> <p>ウ 現地対策本部及びオフサイトセンターとの連絡調整に関すること。</p> <p>エ 国、県及び関係協力機関に対する連絡、要請に関すること。</p> <p>オ 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関すること。</p> <p>カ 退避及び避難の指示伝達に関すること。</p> <p>キ 国及び県から指示された警戒区域の設定に関すること。</p> <p>ク 公共交通機関の情報に関すること。</p> <p>ケ 通信機器の情報収集及びとりまとめに関すること。</p> <p>コ 県及び周辺市町に対する応援要請に関すること。</p> <p>サ 他の地方公共団体からの応援受付に関すること。</p> <p>シ 災害復興方針、災害復興計画の立案に関すること。</p> <p>ス 災害対策全般の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>セ 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>ソ 応急対策物品の調達に関すること。</p> <p>タ 要員の参集に関すること。</p> <p>チ 各部に対する指示・伝達に関すること。</p> <p>ツ 災害対策本部の解散に関すること。</p>

(2) 各部各班

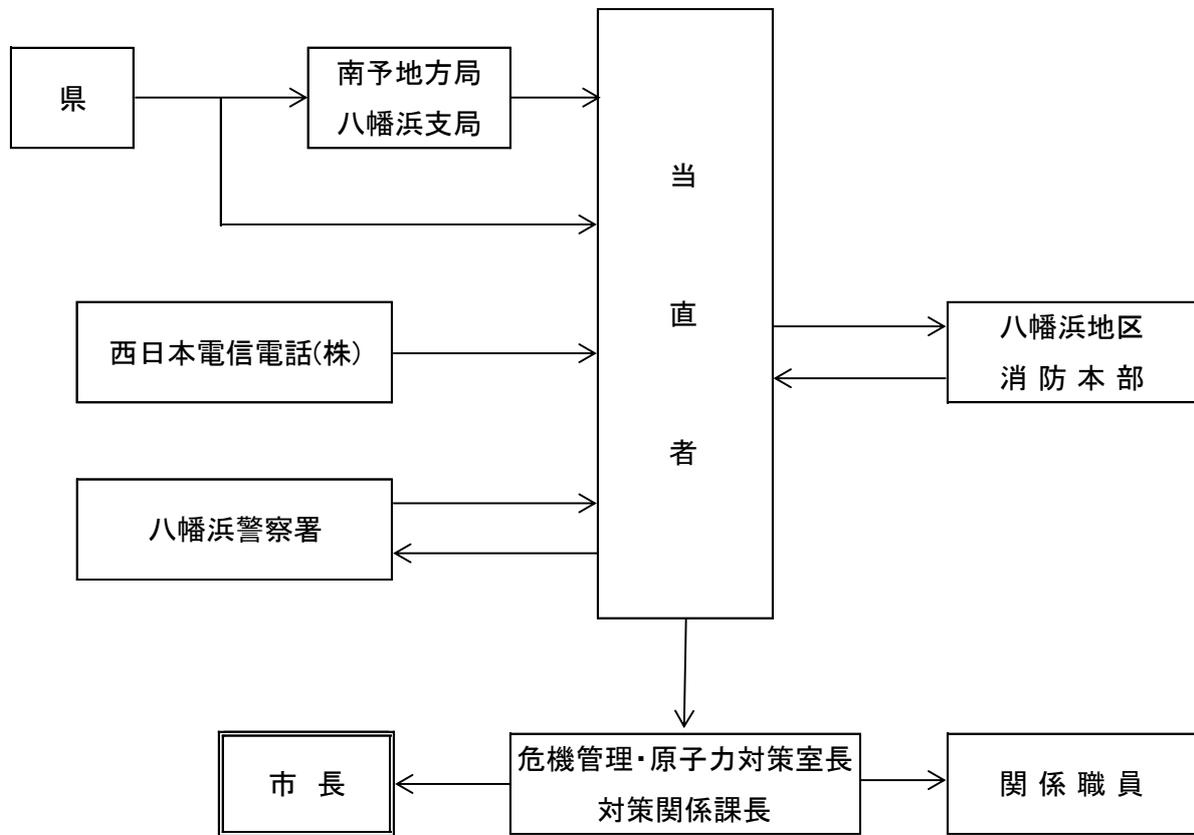
部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部	庶務班	ア 原子力災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 イ 被害状況の調査の応援に関すること。 ウ 住民に対する広報に関すること。 エ 報道機関との連絡及び相互調整に関すること。 オ 動員及び非常招集に関すること。 カ 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 キ 緊急放送に関すること。 ク 災害記録及び災害応報資料の収集整備並びに提供に関すること。 ケ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 コ 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員確保に関すること。 サ 食料、救援物資、資機材等の輸送に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。
	財政会計班	ア 災害関係予算に関すること。 イ 車両の調達及び緊急輸送体制に関すること。 ウ 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 エ 原子力災害対策用資機材の調達及び貸貸に関すること。 オ 応急公用負担に関すること。 カ 被害に伴う経理に関すること。 キ 被害状況の調査の応援に関すること。 ク 災害補償費に関すること。 ケ 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。
	調査班	ア 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること。 イ 危険区域の調査に関すること。 ウ 罹災証明の発行に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。
産業建設部	建設班	ア 災害情報の収集に関すること。 イ 交通の確保に関すること。 ウ 交通状況の調査連絡に関すること。 エ 輸送車両の誘導に関すること。 オ 道路の管理全般に関すること。 カ 車両の駐停車場の確保に関すること。 キ 災害復旧の実施に関すること。 ク 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること。 ケ 公営住宅、民間賃貸住宅の確保に関すること。 コ その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。
	農林商工班	ア 商工物資の被害状況調査及び流通対策に関すること。 イ 農林水産物の被害調査に関すること。 ウ 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。 エ 農業被害拡大防止に関すること。 オ 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。

産業 建設部	港湾班	<p>ア 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること。</p> <p>イ 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ウ 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>エ 漂流物の処理に関すること。</p> <p>オ 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関すること。</p> <p>カ 水産関係の補助、融資等に関すること。</p> <p>※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。</p>
	水道班	<p>ア 飲料水の確保、供給に関すること。</p> <p>イ 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ウ 上水道及び簡易水道の衛生維持に関すること。</p> <p>エ 水道の止栓等給水制限の実施に関すること。</p> <p>※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。</p>
	下水道班	<p>ア 下水道施設の被害調査に関すること。</p> <p>イ 下水道の応急復旧及び排水処理に関すること。</p> <p>ウ 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関すること。</p> <p>※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。</p>
市民 福祉部	福祉班	<p>ア 避難所、救護所の開設に関すること。</p> <p>イ 被災者の医療措置及び協力に関すること。</p> <p>ウ 医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>エ 医療従事者の確保に関すること。</p> <p>オ 医療品及び衛生資機材の供給確保に関すること。</p> <p>カ 保健活動に関すること。</p> <p>キ 災害救助に関すること。</p> <p>ク 被災者の救助及びこれに必要な情報の収集に関すること。</p> <p>ケ 要配慮者の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>コ 保育所の災害対策に関すること。</p> <p>カ ボランティア活動の受入れ及び協力に関すること。</p> <p>シ 汚染の除去に関すること。</p> <p>ス 住民の所在把握に関すること。</p> <p>セ 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること。</p> <p>※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。</p>
	環境市民班	<p>ア 原子力災害発生時のモニタリングへの協力に関すること。</p> <p>イ 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること。</p> <p>ウ 行方不明者等の届出に関すること。</p> <p>エ 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>オ 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関すること。</p> <p>カ 防疫活動に関すること。</p> <p>キ ごみの収集及び処理に関すること。</p> <p>ク し尿の収集及び処理に関すること。</p> <p>ケ 仮設便所の設置及び管理に関すること。</p> <p>コ 衛生、防疫資機材の調達に関すること。</p> <p>カ 救援物資、義援金の受領及び配分に関すること。</p> <p>シ 死体の埋葬、火葬に関すること。</p> <p>ス へい死獣の処理に関すること。</p> <p>※ 状況に応じて部内外の他班の事務を支援し迅速に対応する。</p>

<p>教育部</p>	<p>ア 児童生徒等の応急対策に関する事。 イ 学校、その他避難施設の提供及び避難住民の受入れに関する事。 ウ 学校の災害対策に関する事。 エ 避難所の開設に関する事。 オ 炊き出し等、被災者への食料供給に関する事。 カ 総務部の支援に関する事。</p>
<p>消防部</p>	<p>ア 退避及び避難等の誘導指示に関する事。 イ 防災関係機関との連絡調整に関する事。 ウ 各分団との連絡調整、確認に関する事。 エ 被災状況等の把握並びに報告に関する事。 オ 火災等の警戒に関する事。 カ 隣接市町相互援助協力に関する事。 キ 被災者の救出、救助及び救急活動に関する事。 ク 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関する事。 ケ 消防防災ヘリコプターの運航要請。</p>

別表第5（第6条関係）

休日又は勤務時間外における通報連絡系統



別表第6 (第8条関係)

本部体制		災害対策本部						
配備区分		警戒配備			第1配備	第2配備	第3配備	
		危機管理室体制	班長体制	左記以外				
配備時期	風水害等時	①気象業務法に基づく警報（波浪警報を除く）が発表されたとき			①気象業務法に基づく警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき	①相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	①気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき	
		②市域に暴風警報が発表されたとき	—	—	②水防警報が発表されたとき		②大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	
	地震・津波時	①市域に震度4の地震が発生したとき			①市域に震度5弱の地震が発生したとき	①市域に震度5強の地震が発生したとき	①市域に震度6弱以上の地震が発生したとき	
		②市域に津波注意報が発表されたとき				②市域に津波警報が発表されたとき	②市域に大津波警報が発表されたとき 臨時災害対策本部（臨時災害対策本部要員による初動体制によって、災害応急対策を行う）	
原子力災害時 ※1	—			①緊急事態区分における警戒事態に該当するおそれがあるとき	①緊急事態区分における警戒事態に該当するとき（県内で震度6弱以上の地震発生又は大津波警報が発令された場合を含む）	①緊急事態区分における施設敷地緊急事態に該当するとき		
共通	①その他本部長が必要と判断するとき			①その他本部長が必要と判断するとき	①その他本部長が必要と判断するとき	①その他本部長が必要と判断するとき		
配備内容		災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動に処できる体制			災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動を実施する体制	中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策活動を実施する体制	大規模災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	
動員基準		危機管理・原子力対策室等 その他本部長が必要と判断するとき、各対策部、班が必要とする人員	災害対策本部 班長以上	所属職員の概ね 1/6以内で、各対策部、班が必要とする人員	所属職員の概ね 1/3以内で、各対策部、班が必要とする人員	所属職員の概ね 2/3以内で各対策部、班が必要とする人員	全員体制	
配備人員	本部事務局	全員	全員	全員	全員	全員	全員	
	総務部	—	—	—	—	—		
	庶務班	総務課	—	—	5	全員		全員
		政策推進課	—	1	2	5		全員
	財政会計班	保内庁舎管理課	—	—	1	2		全員
		財政課	—	1	2	6		全員
	調査班	会計課	—	—	1	2		全員
		税務課	—	1	1	4		8
	産業建設部	議会事務局	—	—	1	2		全員
		監査事務局	—	—	1	1		全員
	建設班	—	1	1	1	1		
	農林商工班	建設課	—	1	2	10		全員
		農林課	—	1	2	8		全員
	港湾班	商工観光課	—	—	1	2		3
		水産港湾課	—	1	3	8		全員
	水道班	—	1	1	4	全員		
	環境市民班	下水道課	—	1	1	5		全員
		市民福祉部	—	1	1	1		1
	福祉班	社会福祉課	—	1	1	7		12
		子育て支援課	—	—	1	3		全員
保健センター		—	—	2	10	20		
人権啓発課		—	—	1	2	全員		
教育部	生活環境課	—	1	1	4	8		
	市民課	—	—	1	5	12		
消防部	学校教育課	—	1	3	6	全員		
	生涯学習課	—	—	1	6	全員		
合計	8	22	47	125 (消防部を除く)	246 (消防部を除く)	全員 (消防部を除く)		

※1 原子力緊急事態区分を判断するEAL（緊急時活動レベル：Emergency Action Level）については、「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第3編 緊急事態応急対策 第2章 県災害対策本部の設置」の別表1から別表3までの例による。

※2 消防部のうち八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、八幡浜地区施設事務組合消防災害対策本部配備要綱による配備とし、八幡浜市消防団においては消防署の所轄の下に行動する。

- 各配備に勤務しない職員は、次の配備に備え、勤務外は自宅で待機する。また、警戒配備時においては、各体制に勤務しない警戒配備動員職員は、次の体制に備え、勤務外は自宅で待機する。
- 夜間・休日等に災害が発生した場合に備え、この参集基準を作成しているため、非常時には、電話連絡網がなくても参集基準に従って参集することとし、出勤不可能な職員は、何らかの形で上司に連絡を入れること。
- 市立八幡浜総合病院においては、市立八幡浜総合病院災害医療計画による配備とする。
- 地震・津波時において第3配備となった場合においては、臨時災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

資料4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和3年10月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (災害救助法 第4条第1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	① 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ② 避難に当たっての輸送費は別途計上 ③ 避難所での生活が長期にわたる場合当においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (災害救助法 第4条第2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	① 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 ② 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 ① 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ② 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 ③ 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	① 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 ② 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) ③ 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ④ 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 ① 規模 建設型応急住宅に準じる ② 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	① 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ② 供与期間は建設型応急住宅と同様 ① 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ② 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	① 避難所に収容された者 ② 災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	① 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 ② 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	① 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ② 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全全流</td> <td>壊焼夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>壊焼冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半半床上浸水</td> <td>壊焼夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>壊焼冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	全全流	壊焼夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	壊焼冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半半床上浸水	壊焼夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	壊焼冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算																																			
全全流	壊焼夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																			
	壊焼冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半半床上浸水	壊焼夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
	壊焼冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	① 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 ② 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ③ 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	① 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ② 助産婦による場合は、慣行料金100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救出	① 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 ② 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	① 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ② 輸送費、人件費は、別途計上																																						

被災した住宅の応急修理	① 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①595,000円以内（②以外の世帯） ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	① 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	① 備蓄物資は評価額 ② 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	① 輸送費、人件費は、別途計上 ② 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	① 検案は原則として救護班 ② 輸送費、人件費は、別途計上 ③ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費 (災害救助法第4条第1項)	① 被災者の避難 ② 医療及び助産 ③ 被災者の救出 ④ 飲料水の供給 ⑤ 死体の捜索 ⑥ 死体の処理 ⑦ 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (災害救助法第4条第2項)	① 被災者の避難 ② 医療及び助産 ③ 被災者の救出 ④ 飲料水の供給 ⑤ 死体の捜索 ⑥ 死体の処理 ⑦ 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	① 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 ② 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,600円以内 保健婦、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 4 - 4 市保有車両一覧表

市保有車両一覧表

管理課名	普通乗用車	小型乗用車	小型貨物車	軽乗用車	軽貨物車	道路 ハ・トロール車	普通乗合	合計
総務課				1				1
危機管理室	1	1		1			特殊 1	4
財政課	5		6	7	1		バス 2	21
市民課				1				1
建設課			1		4	1		6
農林課				3	2			5
商工観光課		1						1
水産港湾課	1				2			3
下水道課	1			1	1			3
水道課		1		1	4			6
生活環境課					3			3
税務課				1	1			2
生涯教育課		2		1	1		特種 1	5
学校教育課				1			他 1、バス 3	5
保内庁舎管理課		4					他 1、バス 2	7
市立八幡浜総合病院	貨物 1	2					特種等 1	4
保健センター		2	2	10				14
子育て支援課					1			1
環境センター			4					4
老人ホーム				1				1
合計	9	13	13	29	20	1	12	97

資料 4 - 5 市保有緊急車両一覧表

市保有緊急車両一覧表

番号	管理課名	登録番号	車名	用途	備考
1	危機管理室	愛媛 300 ね 1444	トヨタ アルファード	普通乗用	県貸与原子力防災車両
2	危機管理室	愛媛 501 こ 8132	ニッサン セレナ	小型乗用	県貸与原子力防災車両
3	危機管理室	愛媛 880 あ 343	ニッサン オットイ	軽特殊	
4	危機管理室	愛媛 800 す 2291	三菱 パジェロ	普通特殊	
5	財政課	愛媛 400 た 8397	三菱 キャンター	小型貨物	県貸与原子力 2t トラック
6	財政課	愛媛 300 ひ 1405	トヨタ プリウス	普通乗用	
7	財政課	愛媛 300 ひ 1406	トヨタ プリウス	普通乗用	
8	財政課	愛媛 300 ひ 4318	トヨタ プリウス	普通乗用	市長車
9	財政課	愛媛 580 て 4171	三菱 ek ワゴン	軽乗用	固定資産税係へ貸出
10	財政課	愛媛 300 ふ 1005	トヨタ プリウス	普通乗用	議長車
11	財政課	愛媛 580 や 9574	ダイハツ ミライース	軽乗用	
12	財政課	愛媛 200 は 5127	日野 セレガ	自家用乗合	大型バス
13	財政課	愛媛 581 か 565	ダイハツ ミライース	軽乗用	
14	財政課	愛媛 581 く 2370	ダイハツ ミライース	軽乗用	
15	財政課	愛媛 200 さ 5936	日野 リエッセ II	自家用乗合	マイクロバス

16	財政課	愛媛 300 ら 1774	トヨタ アルファード	普通乗用	
17	財政課	愛媛 400 さ 4763	トヨタ カローラ	小型貨物	神宮通り福祉会館へ貸出
18	財政課	愛媛 50 ひ 4583	スズキ アルト	軽乗用	住宅係へ貸出
19	財政課	愛媛 50 ま 6262	スズキ アルト	軽乗用	固定資産税係へ貸出
20	財政課	愛媛 50 め 4192	スズキ アルト	軽乗用	給食センターへ貸出
21	財政課	愛媛 400 せ 273	トヨタ プロボックス	小型貨物	巢立ちへ貸出
22	財政課	愛媛 400 せ 2419	トヨタ プロボックス	小型貨物	SP 付
23	財政課	愛媛 400 つ 3448	トヨタ ライトエース	小型貨物	1tトラック
24	財政課	愛媛 400 た 3641	トヨタ プロボックス	小型貨物	SP 付
25	財政課	愛媛 41 は 4705	スズキ エブリイ	軽貨物	学校教育課へ貸出
26	財政課	愛媛 501 ふ 7461	トヨタ アクア	小型乗用	
27	市民課	愛媛 50 と 9429	スズキ ワゴンR	軽乗用	
28	保内庁舎管理課	愛媛 500 は 7216	ホンダ ステップワゴン	小型乗用	県貸与原子力防災車両
29	保内庁舎管理課	愛媛 800 さ 2575	三菱 ローザカスタム	自家用特種	身体障害者輸送車 県貸与原子力防災車両
30	保内庁舎管理課	愛媛 530 そ 471	ニッサン セレナ	資機材搬送用	県貸与原子力防災車両
31	保内庁舎管理課	愛媛 501 さ 2791	ニッサン ウィングロード	小型乗用	県貸与原子力防災車両
32	保内庁舎管理課	愛媛 501 な 5373	ニッサン セレナ	小型乗用	県貸与原子力防災車両
33	保内庁舎管理課	愛媛 400 て 4292	いすゞ エルフ	小型貨物	1tトラック
34	保内庁舎管理課	愛媛 200 さ 5593	ニッサン シビリアン	自家用乗合	大型バス
35	保健センター	愛媛 400 さ 4741	トヨタ カローラ	小型貨物	
36	水産港湾課	愛媛 300 す 3719	ホンダ CRV	普通乗用	
37	水産港湾課	愛媛 480 あ 8471	スズキ エブリイ	軽貨物	
38	建設課	愛媛 800 さ 4481	トヨタ カリブ	道路パトロールカー	
39	建設課	愛媛 400 て 7597	トヨタ プロボックス	小型貨物	
40	建設課	愛媛 41 て 8556	スズキ キャリー	軽貨物	
41	農林課	愛媛 50 ほ 4425	スズキ ジムニー	軽乗用	
42	農林課	愛媛 51 あ 3116	スズキ ジムニー	軽乗用	
43	農林課	愛媛 51 あ 3122	スズキ ジムニー	軽乗用	
44	下水道課	愛媛 480 な 3415	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物	
45	下水道課	愛媛 480 ち 2092	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物	
46	水道課	愛媛 50 を 4455	スズキ アルト	軽乗用	
47	水道課	愛媛 480 て 4118	スズキ スーパーキャリイ	軽貨物	
48	生涯学習課	愛媛 500 む 2877	トヨタ ヴォクシー	小型乗用	

資料 4 - 6 借上可能車両一覧表

事業所保有車両一覧表

平成 26 年 7 月 5 日現在

業者名	住所	電話番号	大型 トラック	中型 トラック	小型 トラック	その他
日本通運(株)西予支店	大洲市北只 1503-7	0893-59-1800	10		13	3
真穴運送	真網代丙 242	28-0347 23-1568	3	3	1	2
井上運送(有)	北浜 1-1533-20	22-2585		6	11	
丸回企業(株)	沖新田 1581-22	22-4133	20	4		10
宇和島自動車運送(株)八幡浜営業所	八代 1-3-30	22-0056	7	2	6	1
(有)エーデル企画	須川 331-6	36-2661	1	2	4	8
だいだい運送(株)	喜木 2-20-3	36-1145	12	1	1	
フジ物流(株)	川之石 7-628-1	37-2400	32	17		
フジ運送(株)	川之石 7-628-1	37-2400	4	4		
丸和運送(有)	宮内 1-540-1	36-2221	4			2
建商(株)	五反田 1-56-1	22-2333	5	2	1	

業者名	住所	電話番号	ジャンボ	中型 (5)	小型 (4)	その他	計	うち車 椅子対 応	最大運転 業務従事 者数
アトムタクシー(株)	産業通 10-11	22-0033	2		20	1	23	2	30
宇和島ハイヤー(株) 八幡浜営業所	大黒町 1-1460-2	22-0474		1	8		9		7
(株)すみれタクシー	江戸岡 1-12-2	22-0250	1	4	3		8		8
(株)丸之内八西交通	(八幡浜営業所) 五反田 1-475-1 (保内営業所) 保内町川之石 3- 304-40	22-4500 36-0034		1	13		14		15
(株)富士タクシー	1460-73	23-1000	1	2	9	2	14	3	19
保内タクシー(株)	保内町川之石 3-304-44	36-0034		1	10		11		15
(有)いそつタクシー	保内町磯崎 690-1	35-0021			1		1		1

業者名	住所	電話番号	種別	大型 (54)	大型 (50)	大型 (41)	中型 (27)	計	最大運転 業務従事 者数
(株)富士タクシー	1460-73	23-1000	貸切					5※2	19
伊予鉄南予バス(株) 八幡浜営業所	江戸岡 1-9-2	22-3200	貸切	4	3※1		1	8	36
			路線		8		8		
宇和島自動車(株) 八幡浜営業所	1460-138	22-2400	貸切	1	6			7	17
			路線	11	2		13		

※1 伊予鉄南予バス(株)八幡浜営業所の大型 (50) のうち、2 台の乗車定員は 53 名 (運転手含む)

※2(株)富士タクシーの乗車定員内訳は、(40) 1 台、(36) 1 台、(28) 1 台、(25) 2 台の計 5 台

資料４－７ 海運業者一覧表

海 運 業 者 一 覧 表

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
田中輸送(有)	沖新田 1 5 8 1 - 2 3	2 2 - 0 7 5 7
九四オレンジフェリー(株)	出島 1 5 8 1 - 2 6	2 2 - 5 0 9 4
宇和島運輸(株)	出島 1 5 8 1 - 2 6	2 3 - 2 1 0 0

資料４－８ 漁業協同組合一覧表

漁 業 協 同 組 合 一 覧 表

組 合 名	所 在 地	電 話 番 号
八幡浜漁業協同組合	大黒町五丁目 1 5 2 2 - 1 8	2 2 - 2 8 1 1

資料４－９ ヘリコプター離着陸適地一覧表

ヘリコプター離着陸適地一覧表

(1) 場外臨時離着陸場一覧表

名 称	所在地	区 分	駐機数		位置 (緯度)	位置 (経度)
			中型機	大型機		
若山	若山 9-45	地域拠点	1	—	北緯 33 度 25 分 36 秒	東経 132 度 27 分 08 秒
市立八幡浜総合病院	大平 1-638	地域拠点	1	—	北緯 33 度 28 分 06 秒	東経 132 度 25 分 28 秒
神越グラウンド	保内町喜木 1-18	緊急 (適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 48 秒	東経 132 度 24 分 16 秒
王子の森スタジアム	五反田 1-6-9	緊急 (準適地)	1	—	北緯 33 度 26 分 50 秒	東経 132 度 26 分 09 秒
大島	大島	緊急 (適地)	1	—	北緯 33 度 23 分 08 秒	東経 132 度 20 分 29 秒
宮内小学校	保内町宮内 5-46	緊急 (適地)	1	—	北緯 33 度 29 分 29 秒	東経 132 度 23 分 49 秒
創価学会八幡浜平和会館	保内町川之石 1-236-35	緊急 (適地)	1	—	北緯 33 度 28 分 30 秒	東経 132 度 23 分 59 秒
八幡浜市民スポーツパーク	若山地内	緊急 (準適地)	3	1	北緯 33 度 25 分 28 秒	東経 132 度 27 分 01 秒

(2) 臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート名称	所在地	位置 (緯度)	位置 (経度)
八幡浜市古谷	松柏丁 139-1	北緯 33 度 28 分 34 秒	東経 132 度 27 分 13 秒
八幡浜市古藪	川之内 3-261	北緯 33 度 27 分 09 秒	東経 132 度 29 分 10 秒

資料4-10 八幡浜市消防団分団区域表

八幡浜市消防団分団区域表

(令和4年4月1日現在)

分団名	分団区域名	
団本部	八幡浜市一円	
中央分団	1部	駅前一丁目・駅前二丁目・神宮前・神宮通一丁目・神宮通二丁目・東矢野町・矢野町一丁目・矢野町二丁目・矢野町三丁目・矢野町四丁目・矢野町五丁目・矢野町六丁目・矢野町七丁目・松蔭町・清水町花小路・江戸岡一丁目・東新川・大正町・浜田町一丁目・浜田町二丁目・浜田町三丁目・片山町・本町一丁目・本町二丁目・大門・愛宕・須崎一丁目・須崎二丁目・中央・浜之町・船場通・横町・海老崎・新栄町・新町一丁目・新町二丁目・新町三丁目・新町四丁目・新町五丁目・千代田町・仲之町・神宮・愛宕山・新川・昭和通・旭町一丁目・旭町二丁目・旭町三丁目・天神通一丁目・天神通二丁目・沖新田・出島・大黒町一丁目・大黒町二丁目・大黒町三丁目・大黒町四丁目・大黒町五丁目・南大黒町・北大黒町・朝潮橋・大平・幸町・松本町一丁目・松本町二丁目・松本町三丁目・海望園・琴平町・東近江屋町・西近江屋町・旧港・港町・新港戎町・花園町・裁判所通・喜多町・白浜通・北浜一丁目・愛宕山団地・緑ヶ丘・津羽井・高城・中浦・大内浦・杖ノ浦・勘定
	2部	
	3部	
	4部	
	5部	
松柏分団	1部	桧谷一丁目・桧谷二丁目・桧谷三丁目・桧谷四丁目・松柏・松尾・稲ヶ市・木多町・千丈駅前・新和田町・江戸岡二丁目・山越・南柏・高野地・古谷・新開町・郷・上郷・末広西・末広・田浪・川之内・南裏・古藪
	2部	
	3部	
神山分団	1部	栗野浦・大谷口一丁目・大谷口二丁目・広瀬一丁目・広瀬二丁目・広瀬三丁目・広瀬四丁目・古町一丁目・古町二丁目・産業通・八代一丁目・徳雲坊・清滝・清滝下・八代・五反田・下大峠・上大峠・牛名・国木・川舞・日の浦団地・元城団地
	2部	
双岩分団	1部	
	2部	布喜川・谷・横平・若山・釜倉・中津川
	3部	
舌田分団	1部	舌間・合田
	2部	
川上分団	1部	川名津・上泊・白石
	2部	
真穴分団	1部	
	2部	穴井・真網代
	3部	
	4部	
大島分団		大島
喜須来分団	1部	
	2部	城高・町・磯岡・須川（里、日之地、奥）・神越
	3部	
川之内分団	1部	本町・琴平・和田町・雨井・赤網代・内之浦・西町・楠町
	2部	
宮内分団	1部	
	2部	清水町・大竹・舟木谷・駄場・西之河内・里・鼓尾・両家・枇杷谷
	3部	
磯津分団	1部	磯崎・夢永・喜木津・広早
	2部	
日土分団	1部	
	2部	下河原・出の奥・神明・今出・防川・松岡・新堂・梶谷岡・続藪・中当・川辻・横尾地・檜木・久保田・福岡・尾之花・瀬田・野地・筵田・田之窪・小坂・森山・榎野
	3部	
	4部	

資料4-11 炊き出し可能施設一覧表

炊き出し可能施設一覧表

施設名	炊き出し機材		燃料	炊き出し可能能力 (1台・1回当たり)
	品名	数量		
八幡浜市 学校給食センター	回転釜	6	電気	800人分 120分
	電気炊飯器	15	電気	85人分 25分
白浜保育所	電気万能煮炊き釜 125ℓ	1	電気	200人分 60分
	ガス炊飯器 4.5kg	2	電気	30人分 50分
	電気釜 1.4kg	1	電気	10人分 40分
神山こども園	回転釜	1	LPガス	100人分 60分
	ガス炊飯器 7.0kg	1	LPガス	50人分 60分
	電気炊飯器 1.4kg	1	電気	10人分 60分
千丈保育所	回転釜	1	LPガス	100人分 60分
	ガス炊飯器 7.0kg	1	LPガス	50人分 30分
	電気炊飯器 1.4kg	1	電気	10人分 60分
	電気炊飯器 0.45kg	1	電気	3人分 20分
愛宕保育所	ガス炊飯器 7.0kg	1	LPガス	50人分 30分
	電気炊飯器 0.7kg	3	電気	5人分 60分
双岩保育所	ガス炊飯器 4.2kg	1	LPガス	30人分 20分
	電気炊飯器 0.7kg	1	電気	5人分 40分
川上保育所	ガス炊飯器 7.5kg	1	LPガス	53人分 30分
	電気炊飯器 1.4kg	1	電気	10人分 60分
真穴保育所	電気炊飯器 3.0kg	1	電気	20人分 45分
	電気炊飯器 1.4kg	1	電気	10人分 40分
	電気炊飯器 0.7kg	1	電気	5人分 30分
日土保育所	ガス炊飯器 7.0kg	1	LPガス	50人分 60分
保内保育所	回転釜 60ℓ	1	LPガス	100人分 60分
	ガス炊飯器 5.0kg	2	LPガス	50人分 20分
	電気炊飯器 1.4kg	1	電気	10人分 45分
八幡浜市文化会館 ゆめみかん	電気炊飯器 4.5kg	1	電気	30人分 60分
	電気炊飯器 1.5kg	1	電気	10人分 60分
中央公民館	ガス炊飯器 10ℓ	1	LPガス	50人分 30分
	ガス炊飯器 6ℓ	1	LPガス	30人分 30分
	電気炊飯器 1.8ℓ	3	電気	10人分 50分
白浜地区公民館	ガス炊飯器 5升	1	LPガス	50人分 30分
	防災用釜 7升	1	薪・オガライト	70人分 60分
松蔭地区公民館	ガス炊飯器 6ℓ	2	LPガス	30人分 30分
	ガス炊飯器 4ℓ	1	LPガス	20人分 20分
	電気炊飯器 1.5kg	1	電気	10人分 60分
江戸岡地区公民館	ガス炊飯器 3.0kg	2	LPガス	20人分 40分
	ガス炊飯器 4.5kg	2	LPガス	30人分 30分
	電気炊飯器 3.0kg	1	電気	20人分 40分
神山地区公民館	ガス炊飯器 4升	2	LPガス	50人分 30分
	ガス炊飯器 3升	2	LPガス	20人分 30分
	電気炊飯器 1升	3	電気	20人分 50分
千丈地区公民館	ガス炊飯器 3升	2	LPガス	20人分 30分
川之内地区公民館	ガス炊飯器 7.5kg	2	LPガス	50人分 30分
	電気炊飯器 3.0kg	1	電気	20人分 30分
	電気炊飯器 1.5kg	1	電気	10人分 40分
双岩地区公民館	ガス炊飯器 4升	3	LPガス	40人分 30分
	電気炊飯器 1.5升	1	電気	20人分 40分
	電気炊飯器 1升	1	電気	10人分 40分
舌田地区公民館	ガス炊飯器 4升	2	LPガス	40人分 30分
	ガス炊飯器 2升	1	LPガス	20人分 30分
	電気炊飯器 1升	1	電気	10人分 60分

施設名	炊き出し機材		燃料	炊き出し可能能力 (1台・1回当たり)
	品名	数量		
川上地区公民館	ガス炊飯器 4升	2	LPガス	40人分 30分
	電気炊飯器 1升	2	電気	10人分 40分
真穴地区公民館	ガス炊飯器 7.5kg	2	LPガス	50人分 30分
	電気炊飯器 3.0kg	1	電気	20人分 40分
大島地区公民館	ガス炊飯器 5床	3	LPガス	50人分 30分
	ガス炊飯器 4升	1	LPガス	40人分 30分
	電気炊飯器 2升	2	電気	20人分 50分
	電気炊飯器 1.2升	3	電気	10人分 30分
	電気炊飯器 1升	1	電気	10人分 30分
日土東地区公民館	ガス炊飯器 7.5kg	3	LPガス	50人分 30分
	電気炊飯器 7.5kg	1	電気	50人分 60分
	電気炊飯器 1.5kg	2	電気	20人分 40分
喜須来地区公民館	ガス炊飯器 5.6kg	1	LPガス	40人分 30分
	ガス炊飯器 5升	1	LPガス	50人分 30分
中央公民館保内別館	ガス炊飯器 5.6kg	2	LPガス	40人分 20分
	ガス炊飯器 4.2kg	1	LPガス	30人分 20分
磯津地区公民館	ガス炊飯器 7.5kg	1	LPガス	50人分 30分
	ガス炊飯器 4.5kg	1	LPガス	30人分 20分

資料4-12 上水道の現況

取水施設一覽表

施設名		所在地	水域の種別	浄水方法	計画取水量 m ³ / 日	備考
松柏水源	松柏水源	松柏1	浅層地下水	(消毒のみ)	3,221	ポンプ揚水
川之内水源	川之内浄水場	川之内	河川水(自流水)	緩速ろ過	2,095	
川筋水源	川水水源	川筋上	浅層地下水	(消毒のみ)	2,000	ポンプ揚水
神山水源	神山水源	五反田	浅層地下水	(消毒のみ)	2,200	ポンプ揚水
第2水源	第2水源井	保内町宮内	深層地下水	(消毒のみ)	740	ポンプ揚水
第3水源	第3水源井	保内町喜木	浅層地下水	(消毒のみ)	1,030	ポンプ揚水
第4水源	第4水源井	保内町須川	浅層地下水	(消毒のみ)	159	ポンプ揚水
磯崎水源	磯崎浄水場	保内町磯崎	河川水(自流水)	緩速ろ過	107	
峰水源	峰浄水場	保内町峰	河川水(自流水)	緩速ろ過	11	
鼓尾水源	鼓尾(低区浄水場)	保内町鼓尾	河川水(自流水)	緩速ろ過	8	
	鼓尾(高区浄水場)	保内町鼓尾	河川水(自流水)	緩速ろ過	6	
尾之花水源	尾之花水源	日土町尾之花	浅層地下水	膜ろ過	71	ポンプ揚水
日土西水源	日土西浄水場	日土町森山	浅層地下水	膜ろ過	62	ポンプ揚水
谷水源	谷浄水場	谷	河川水(自流水)	膜ろ過	39	

配水施設一覽表

施設名	所在地	容量 (m ³)	備考	施設名	所在地	容量 (m ³)	備考
愛宕第1配水池	松蔭町	500.0		低区配水池	保内町大竹	1,200.0	
愛宕第2配水池	大門	1,730.0		西之河内配水池	保内町西之河内	60.0	
愛宕第3配水池	愛宕山	3,000.0		高区第2配水池	保内町神越	900.0	
津羽井配水池	津羽井	50.0		磯岡配水池	保内町磯岡	9.6	
川之内配水池	川之内	890.0		奥第1配水池	保内町奥	37.5	
末広配水池	末広	30.0		奥第2配水池	保内町奥	40.0	
尾崎配水池	尾崎	31.0		両家低区配水池	保内町両家	59.0	
神山配水池	八代王子	1,200.0		両家高区配水池	保内町両家	33.0	
八代団地配水池	八代人加志	240.0		枇杷谷低区配水池	保内町枇杷谷	62.0	
野中配水池	野中	54.0		枇杷谷高配水池	保内町枇杷谷	18.0	
鯛引配水池	栗野浦	15.0		磯崎配水池	保内町磯崎	120.0	
川名津配水池	川名津	200.0		磯津配水池	保内町喜木津	121.5	
真網代配水池	真網代	300.0		峰配水池	保内町峰	27.0	
地獄谷配水池	真網代	61.0		広早配水池	保内町広早	49.0	
穴井配水池	穴井	300.0		鼓尾低区配水池	保内町鼓尾	40.0	
大島配水池	大島	240.0		鼓尾高区配水池	保内町鼓尾	16.8	
大下配水池	大下	19.0		中津川・田浪配水池	牛名	70.0	
日の浦団地配水池	日の浦	135.0		尾之花第1配水池	保内町尾之花	93.0	
環境センター配水池	若山	700.0		尾之花第2配水池	保内町尾之花	82.5	
横平配水池	横平	75.0		筵田第1配水池	日土町筵田	25.9	
布喜川低区第1配水池	布喜川	45.0		筵田第2配水池	日土町筵田	28.8	
布喜川低区第2配水池	布喜川	15.0		福岡配水池	日土町福岡	25.9	
布喜川高区配水池	布喜川	100.0		日土西配水池	日土町森山	58.1	
若山配水池	若山	320.0		森山第2配水池	日土町森山	29.7	
国木配水池	国木	225.0		谷低区配水池	谷	40.7	
川之内第2配水池	川之内	81.0		谷高区配水池	谷	22.7	
南裏配水池	南裏	52.5					

資料 4-13 簡易水道等一覧表

簡易水道等一覧表

水道名	給水区域	水域の種別	1日最大給水量 (m^3)	浄水方法	備考
古藪	古藪	表流水	4.5	緩速ろ過	
上高野地	高野地	〃	6.3	〃	条例水道
古谷	古谷	〃	6.3	〃	共同給水施設
日土	〃	湧水・深層水	200.0	無	
今出	〃	表流水	16.3	緩速ろ過	
神明	〃	湧水	3.0	〃	条例水道
梶谷岡	〃	地下水	18.8	無	
中当	〃	表流水	20.0	緩速ろ過	条例水道
榎野	〃	〃	5.0	〃	条例水道
矢野畑	〃	〃	2.8	〃	
釜倉	釜倉	湧水	28.0	〃	

資料4-14 八幡浜市指定給水装置工事事業者一覧表（市内業者）

八幡浜市指定給水装置工事事業者一覧表（市内業者）

事業所名	住所	電話番号	備考
八幡浜市管工事業協同組合	東新川1280番地の13	23-0784	
(有)谷口水道工業所	北浜一丁目2番4号	22-0549	
(有)村上水道工業所	郷4番耕地372番地6	22-3890	
(株)やまきガス水道	産業通17番1号	22-2188	
(有)八幡浜電工	保内町川之石12番耕地471番地	36-0546	
(有)谷本工務店	松柏丙698番地3	22-3076	
(有)新堂設備工業所	日土町2番耕地256番地	26-0783	
三原設備(株)	保内町喜木1番耕地479番地	36-0718	
真木設備	五反田1番耕地334番地2	24-3267	
コウノ水道(有)	日土町8番耕地761番地	26-0256	
山下設備	矢野町四丁目1328番地2	23-1602	
(有)千葉設備	古町二丁目2番29号	24-2819	
クボタ設備	布喜川甲60番地7	24-6335	
中野設備	五反田2番耕地1420番地3	24-5019	
(株)井上設備工業	日土町6番耕地184番地	26-0184	
岩田水道興業	郷2番耕地171番地	23-0270	
森川設備	川之内2番耕地124番地4	27-0233	
water works清水設備	松柏甲772番地	24-6399	
(有)松見水道	保内町川之石1番耕地236番地85	36-0027	
(有)アサノ設備	保内町須川24番地1	37-2655	
(有)新地商店	東新川1207-1	22-3456	
真穴水道設備(有)	穴井4番耕地163番地	29-7550	
成本設備	保内町川之石6番耕地32番地	36-0630	
(株)成見電気工事店	保内町宮内2番耕地100番地1	36-0543	
浜中電気	保内町川之石1番耕地236番地165	36-0048	
矢野商店	保内町川之石3番耕地277番地3	36-0422	
菊池水道	保内町喜木津2番耕地1251番地	090-2787-6342	
ベスト電器ミヤタ保内店	保内町川之石3番耕地19番地1	36-0130	
(有)ナカタ電器	帆兄長宮内1番耕地334番地	36-3002	支店
建商(株)	五反田1番耕地56番地1	24-3551	
(有)宮部商店	松柏乙986番地	22-4050	
(株)ホースイ設備	保内町宮内8番耕地43番地3	21-3222	

資料 4-15 搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数

搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数

種 別	能力及び保有数		所 管
	能 力	保 有 数	
給水タンク	1, 0 0 0ℓ	2 台	水道課
ポリタンク	1 8 ~ 2 0 0	5 4 台	水道課
	8 0 0 ℓ	1 台	
	1, 2 0 0 ℓ	7 台	
	1, 0 0 0 ℓ	1 台	
ポリ袋	6 ℓ	3, 0 0 0 個	水道課

資料 4-16 医療機関一覧表

医 療 機 関 一 覧 表

医療機関名	所在地	電話番号
市立八幡浜総合病院	大平1-638	2 2 - 3 2 1 1
一次救急休日・夜間診療所	大平1-638	2 4 - 1 1 9 9
宇都宮病院	白浜通1536-118	2 2 - 0 1 6 3
みかんこどもクリニック	白浜通1536-5	2 0 - 8 8 0 0
町田耳鼻咽喉科医院	港町422	2 2 - 3 3 4 9
浅田内科医院	仲之町389-2	2 2 - 0 3 5 3
鎌田内科消化器科クリニック	大黒町三丁目1526-80	2 2 - 0 5 1 8
旭町内科クリニック	旭町三丁目1510-73	2 9 - 1 2 2 2
宝道医院	昭和通1455	2 7 - 0 8 8 0
にしむら整形外科	昭和通1510-139	3 5 - 7 1 1 1
医療法人 青峰会 チョダクリニック	矢野町七丁目1455-22	2 3 - 0 0 1 1
菊池医院	広瀬一丁目7-7	2 2 - 2 2 0 5
矢野脳神経外科医院	古町一丁目6-12	2 3 - 0 2 1 0
三瀬医院	1182-1	2 2 - 3 5 1 1
医療法人 広仁会 広瀬病院	1280-9	2 2 - 2 6 0 0
守口小児科医院	産業通280-1	2 4 - 7 7 7 0
医療法人 加藤内科	産業通6-28	2 9 - 1 7 7 1
柳田脳神経外科	江戸岡1-7-10	2 0 - 8 2 0 0
中野医院	五反田1-36-2	2 2 - 1 1 1 7
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	1024-1	2 0 - 8 0 8 0
こくぶ内科クリニック	松柏乙999	2 4 - 0 9 9 9
こいずみ内科・消化器内科クリニック	松柏丙780	2 2 - 0 0 2 3
八幡浜市医師会立双岩病院	若山4-160-1	2 2 - 4 3 5 5
医療法人 青峰会 真網代くじらリハビリテーション病院	真網代甲229-5	2 8 - 1 1 2 3

穴井診療所	穴井3-401	28-0024
大島診療所	大島2-101-1	28-0941
川上診療所	川上町川名津甲325-6	24-5116
真網代診療所	真網代丙247-10	28-0717
清水医院	日土町1-256	26-0099
永松内科医院	保内町川之石1-260-2	36-0224
なかの泌尿器科	保内町喜木1-240-1	36-1717
きょうまちなかこころクリニック	保内町宮内1-248	21-4930
本田眼科医院	新町四丁目292-1	22-0676
よりみつ眼科	1227-3 (東矢野町)	22-1576
にしわき眼科クリニック	江戸岡1-4-5	20-0600
きくち眼科クリニック	産業通1-3	35-6566
新谷歯科医院	1569-11	22-2197
宮部歯科医院	新港435-17	24-2315
高岡歯科医院	大黒町三丁目1526-5	22-0368
医療法人 ことり歯科クリニック	昭和通1510-113	21-4080
上田歯科医院	広瀬1-7-2	22-0156
つかさ歯科医院	千代田町1458	22-2466
瀬尾歯科医院	1352	24-4680
矢野歯科医院	1112-4	24-5188
宇都宮歯科医院	産業通11-29	24-6600
王子の森歯科医院	五反田1-1-2	24-3122
勝村歯科医院	郷4-358-3	22-1248
平井歯科医院	松柏乙1036	24-5858
うつのみや歯科医院	保内町須川118-2	36-0438
ショージ歯科医院	保内町宮内1-288-1	36-2338
福田歯科医院	保内町宮内1-273-1	36-1133
布井歯科医院	保内町川之石3-45-1	36-0702

資料 4-17 消毒用機器材一覧表

消毒用機器材一覧表

品 名	数 量	保 管 場 所
肩掛け噴霧器	9 個	生活環境課
噴霧ミスト機	1 台	榎峠倉庫
動力噴霧機 SX-400	2 台	榎峠倉庫

資料 4-18 し尿収集許可業者一覧表

し尿収集許可業者一覧表

業 者 名	代表者名	所 在 地	電 話 番 号	車 両 数
(有)安全衛生社	二宮 康	1182-19	2 2 - 1 1 0 0	3.00 t 3 台
井上衛生社	井上 誠二	保内町喜木 1-92	3 6 - 1 2 5 0	3.00 t 2 台

資料4-19 ごみ収集許可業者一覧表

ごみ収集許可業者一覧表

業 者 名	代表者名	所 在 地	電話番号	車 両 数
(有)八幡浜清掃社	柏木 初男	川之内 1-88	2 2 - 0 2 4 5	2.60 t 1台 2.35 t 1台 2.20 t 1台 2.00 t 7台 0.35 t 2台
(有)石田清掃社	石田 敬幸	川之内 1-358	2 2 - 4 1 7 4	2.40 t 1台 2.00 t 4台 0.35 t 2台
(有)八幡浜クリーン	菊池 照泰	郷 3-491-1	2 2 - 3 8 8 6	3.15 t 1台 2.90 t 1台 2.75 t 1台 2.25 t 1台 2.00 t 3台 0.85 t 1台 0.35 t 1台
八幡浜日整自動車工業(株)	松岡 功	松柏乙 954-2	2 2 - 0 7 3 3	2.00 t 3台 2.55 t 1台 0.35 t 1台
(有)エーデル企画	二宮 邦広	保内町須川 1059-1	3 7 - 2 8 0 3	3.40 t 1台 3.00 t 6台 2.65 t 1台 2.00 t 4台 0.35 t 5台
高山商店	高山 泰男	保内町宮内 1- 328	3 6 - 0 4 6 2	3.00 t 1台 2.90 t 1台 2.50 t 1台 2.00 t 4台 0.35 t 1台
(社)八幡浜市シルバー 人材センター	山内 裕司	保内町宮内 1- 260	3 6 - 3 7 5 1	0.35 t 4台
(有)松田組	松田 憲和	川之内 2-7-1	2 4 - 3 4 3 0	9.80 t 1台 9.70 t 1台 3.95 t 1台 3.85 t 1台 3.65 t 1台 3.00 t 3台 2.70 t 1台 2.00 t 2台 1.25 t 1台
(有)井上運送	井上 翔太	北浜 1-1533-20	2 2 - 2 5 8 5	4.30 t 1台 3.50 t 2台 3.00 t 1台 2.00 t 2台 0.35 t 1台
(有)マルイ	菊池 吉治	若山 2-15	2 4 - 6 9 9 1	10.6 t 1台
八代開発(株)	井上 幸津	八代 182	2 2 - 2 8 3 3	4.00 t 1台 3.85 t 1台 3.00 t 2台 2.00 t 1台 0.35 t 1台

業 者 名	代表者名	所 在 地	電 話 番 号	車 両 数
(株)松田工業	松田 頼明	栗野浦 495-1	2 2 - 0 4 1 4	4.00 t 1台 3.15 t 1台 2.00 t 3台
八幡浜蒲鉾協同組合	鳥津 康孝	1510-87	2 2 - 0 0 5 8	3.00 t 1台
(有)ウエダ	上田 征司	八代 664-4	3 7 - 2 8 1 1	8.10 t 1台 3.00 t 1台 1.65 t 1台
NPO 法人 浜の会 就労継続支援 B型事業所 浜っ子 作業所	木村 謙児	大平 1-759-2	2 4 - 7 6 5 9	0.35 t 2台

資料 4 - 20 動物病院・獣医師一覧表

動物病院・獣医師一覧表

動物病院名	獣医師名	所 在 地	電 話 番 号
大山動物病院	大山 晴嗣	松柏丙 5 8 4 - 2	2 2 - 2 1 3 8
しんや動物病院	新家 康男	古町 2 - 1 - 2 1	2 3 - 1 6 4 5
宮本獣医科病院	宮本 徳一郎	産業通 1 - 1 3	2 2 - 2 4 9 0
千丈動物病院	水沼 博幸	郷 4 - 3 6 3 - 1	3 5 - 6 6 9 9

資料4-21 建築業者一覧表

建設・建築業者一覧表

番号	業者名	電話番号	住所	土木機械類の保有
1	(株)愛亀 南予営業所	22-3673	江戸岡一丁目5番8号	○
2	愛南基礎工業(株)	22-0875	大黒町三丁目1526番地	○
3	(有)アサノ設備	37-2655	保内町須川24番地1	○
4	井上建設	36-2241	保内町宮内1番耕地143番地5	
5	(株)井上設備工業	26-0184	日土町6番耕地184番地	○
6	浮田建設(有)	24-4336	若山2番耕地10番地3	
7	(同)園帝	24-1764	郷3番耕地340番地	
8	奥嶋設備(有)	24-6896	1469番地10	
9	北浜工業(株)	23-2879	郷4番耕地374番地3	○
10	建商(株)	24-3551	五反田1番耕地56番地1	○
11	(株)河野工務店	22-0998	八代人加志169番地	○
12	小西建設(株)	22-1184	古町二丁目1番15号	○
13	昭和建設(有)	22-3288	向灘352番地	
14	(株)新光建設	24-4481	1198番地1	○
15	西伸建設(有)	24-7340	松柏丙106	○
16	成和工業(有)	37-2215	保内町喜木3番耕地128番地4	○
17	瀬戸建設(株)	24-2334	郷4番耕地370番地10	○
18	(有)大成工業	23-0015	五反田1番耕地122番地	○
19	(有)高田工務店	36-0201	保内町宮内2番耕地106番地	
20	辰工務店	24-6366	五反田1番耕地500番地1	
21	(有)谷口水道工業所	22-0549	北浜一丁目2番4号	○
22	谷野建設	22-0957	八代89番地2	
23	第一建設(有)	28-0330	穴井3番耕地540番地	○
24	(株)大任建設	22-5111	産業通3番3号	
25	(株)中井建設	24-4364	若山4-92	○
26	(株)永咲工業	36-1350	保内町川之石1番耕地28番地4	○
27	(有)日進緑地	26-0719	日土町字寺前2番耕地133番地1	○
28	花見建設(株)	28-0026	大島3番耕地226番地4	○
29	堀田建設(株)	24-3850	郷1番耕地12番地1	○
30	真穴水道設備(有)	29-7550	穴井4番耕地163番地	○
31	増中建設(有)	23-1115	舌間2番耕地487番地の5	○
32	(有)松田組	24-3430	川之内2番耕地7番地1	○
33	丸五建設(有)	35-0028	保内町磯崎1528番地の3	○
34	三原設備(株)	36-0718	保内町喜木1番耕地479番地	○

番号	業者名	電話番号	住所	土木機械 類の保有
35	(有)村上水道工業所	22-3890	郷 4 番耕地 372 番地 6	○
36	明和建设(有)	36-1177	保内町宮内 1 番耕地 111 番地 1	○
37	八代開発(株)	22-2833	八代 182 番地	○
38	山下設備	23-1602	1328 番地 2	
39	横平農園(有)	24-5540	布喜川甲 895 番地 2	
40	(株)四電工 八幡浜営業所	22-3145	若山 1 番耕地 330 番地 7	○

資料 4-22 危険物等取扱所一覧表

危険物等取扱所一覧表

(令和 2 年 1 月 31 日現在)

(1) 給油取扱所

名 称	所 在 地	品名最大数量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数量の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
アトム石油(株)八幡浜東給油所	産業通 10-14	40,000	19,200	1,800		61,000	220.10
三原産業(株)D. D八幡浜店	江戸岡 1254	50,000	40,000	2,000	2,000	94,000	291.33
太陽石油販売(株)八幡浜給油所	郷 3-46-1	50,000	130,000	1,950	1,800	183,750	381.28
清水産業(株)駅前給油所	松柏丙 803-1	25,095	19,200	4,700		48,995	147.03
清水産業(株)千丈給油所	郷 4-429-1	28,800	38,400	3,700		70,900	184.25
西宇和農協日土出張所	日土町 2-285	12,595	16,300	1,800		30,695	80.18
西宇和農協新道事業所	日土町 5-3514-1	4,895	600	1,800		7,295	25.98
西宇和農協大平給油所	大平 1-812-2	30,000	30,000	1,800	1,900	63,700	181.25
西宇和農協舌田事業所	合田 2141-9	16,095	14,000			30,095	94.48
西宇和農協川上事業所	川上町川名津甲 1020-1	10,190	10,000	1,800		21,990	61.85
西宇和農協真穴事業所	真網代 248	9,695	5,400	1,800		16,895	54.78
八幡浜漁協給油所	大黒町 5-1522-4	19,295	28,800	1,800		49,895	126.18
赤松石油(株)八幡浜支店	松柏乙 937-2	38,400	19,200	1,000	1,800	60,400	212.00
八幡浜漁協 大島	大島 2-102-2		15,000	5,000		20,000	17.50
伊予鉄南予バス(株)	江戸岡 1-9-3		20,000			20,000	20.00
宇和島自動車(株)八幡浜営業所	川通り 1460-2		9,600	1,800		11,400	10.50
丸回企業(株)	沖新田 1510-65		19,200			19,200	19.20
株キクノ生コン事業部八幡浜工場	栗野浦 482		19,200			19,200	19.20
川の石石油販売(株)No.1	川の石 1-234-10	10,000	15,760	1,800		25,760	66.66
川の石石油販売(株)No.2	川の石 1-236-27	13,440	15,360			28,800	82.56
三原産業(株)保内給油所	保内町宮内 1-18-1	20,000	20,000	1,800		41,800	120.90
ゼネラルいよ石油(有)	保内町宮内 1-338-2	30,000	25,000	1,800		56,800	175.30
(有)宮内サービスセンター	保内町宮内 1-658-1	12,400	16,400	200	600	29,600	78.60
JASS-PORT にしうわ	保内町須川 65-1	56,000	40,000			96,000	320.00
八幡浜漁協磯津支所	保内町喜木津 2-334-3		5,000	10,000		15,000	10.00
八幡浜漁協磯津支所磯崎事業所	保内町磯崎 1453		8,000	17,000		25,000	16.50
建商(株)	保内町須川 2469-1		9,600			9,600	9.60
保内運送(有)	保内町宮内 5-243-2	2,880	25,920	2,000		30,800	41.32
(株)フジ物流	保内町川の石 7-628-1		10,000			10,000	10.00
南予興業(株)	保内町喜木 1-114-1	6,000	14,000			20,000	44.00

(2) 一般取扱所

名 称	所 在 地	品名最大数量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数量の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
太陽石油販売(株)八幡浜給油所	郷 3-46-1			81,950	1,800	83,750	41.28
八幡浜紙業(株)	1280			9,096		9,096	4.55
三原産業(株)八幡浜油槽所棧橋	栗野浦 488			60,000	9,000	69,000	31.50
三原産業(株)八幡浜油槽所ドラム詰場	栗野浦 488			60,000		60,000	30.00
八幡浜浄化センター	栗野浦 574-77			5,374		5,374	2.69
八幡浜漁協棧橋	向灘 2271		150,000	154,000		304,000	227.00
八幡浜漁協ドラム詰場	向灘 2271		64,000	90,000		154,000	109.00
市立八幡浜総合病院	大平 1-638			5,285		5,285	2.64
南予水道企業団八幡浜浄水場	大平 1-105		1,164			1,164	1.16
南予水道企業団八幡浜導水ポンプ場	高野地 1060-4		1,404			1,404	1.40
西南開発(株)	保内町宮内 1-300-1			5,236		5,236	2.62
(株)えひめフーズ	保内町喜木 2-78-1			9,817.5		9,817.5	4.91
特別養護老人ホーム青石寮	保内町磯崎 2114-3			2,330		2,330	1.17
(株)あわしま堂本社工場	保内町川之石 1-237-53			3,402.4		3,402.4	1.70

(3) 販売取扱所

名 称	所 在 地	品名最大数量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数量の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
赤松塗料店	1526-112	1,600	2,000	2,000		5,600	11.00
大西船具(株)	1510-58	4,640	4,688	500		9,828	28.14

(4) 屋内貯蔵所

名 称	所 在 地	品名最大数量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数量の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
八幡浜漁協 大島	大島 2-102-2	720	1,080			1,800	4.68
赤松塗料店	大谷口 2-80-1	4,000	4,800	700		9,500	25.15
三原産業(株)八幡浜油槽所	栗野浦 488	2,400	3,000	46,000	66,000	117,400	49.00
八幡浜南環境センター	若山 9-40			2,000		2,000	1.00

(5) 移動タンク貯蔵所

名 称	所 在 地	品 名 最 大 数 量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数 量 の 倍 数
		第 1 石 油 類	第 2 石 油 類	第 3 石 油 類	第 4 石 油 類		
八幡浜漁協 1	1584	(4,000)	(4,000)	(4,000)		4,000	2~20
八幡浜漁協 2	1584		2,000	2,000		4,000	3.00
八幡浜漁協 3	向灘 2302-6		(8,000)	(8,000)		8,000	4~8
八幡浜漁協 5	1584		(2,000)	(2,000)		2,000	1~2
八幡浜漁協 6	1584		1,350			1,350	1.35
三原産業(株) 1	栗野浦 483		(4,000)	(4,000)		4,000	2~4
三原産業(株) 2	栗野浦 483		(3,000)	(3,000)		3,000	1.5~3
三原産業(株) 3	栗野浦 483	(4,000)	(4,000)	(4,000)		4,000	2~20
太陽石油販売(株)八幡浜給油所 1	郷 3-39-1		2,000			2,000	2.00
太陽石油販売(株)八幡浜給油所 2	郷 3-39-1	(2,000)	(2,000)	(2,000)		2,000	1~10
太陽石油販売(株)八幡浜給油所 3	郷 3-39-1		1,900			1,900	1.90
川之石石油販売(株)	保内町川之石 3-8		3,000			3,000	3.00
川之石石油販売(株)	保内町宮内 1-112-2	(3,000)	(3,000)	(3,000)		3,000	1.5~15
川之石石油販売(株)	保内町川之石 3-8		1,000	1,000		2,000	1.50
ゼネラルいよ石油(有)	保内町宮内 1-346			3,000		3,000	1.50

(6) 屋外タンク貯蔵所

名 称	設 置 場 所	品 名 最 大 数 量 (kℓ)		数 量 (kℓ)	倍 数
		第 2	第 3		
(有)松田組	川之内 4-27		重油 12	12	6.00
西南砕石工業(株)	横平戊 150		重油 19.8	19.8	9.90
八幡浜南環境センター	若山 9-40		重油 5	5	2.50
三原産業(株)	1号タンク	栗野浦 488	重油 330	330	165.00
	2号タンク	栗野浦 488	重油 330	330	165.00
	3号タンク	栗野浦 488	重油 390	390	195.00
八幡浜漁協	1号タンク	向灘 2271	重油 445	445	222.50
	2号タンク	向灘 2271	軽油 326	326	326.00
	3号タンク	向灘 2271	重油 185	185	92.50
	4号タンク	向灘 2271	重油 185	185	92.50
	5号タンク	向灘 2271	重油 400	400	200.00

(7) 屋内タンク貯蔵所

名 称	所 在 地	品 名 最 大 数 量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数 量 の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
八幡浜紙業(株)	1280			17,500		17,500	8.75

(8) 地下タンク貯蔵所

名 称	所 在 地	品 名 最 大 数 量 (ℓ)				合 計 数 量 (ℓ)	指 定 数 量 の 倍 数
		第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	アルコ ール類		
やすらぎ聖苑	若山 9-49-1		5,000			5,000	5.00
南予地方局八幡浜支局	北浜 1-3-37			5,000		5,000	2.50
八幡浜市民スポーツセンター	北浜 1-5-1			5,000		5,000	2.50
N T T 八幡浜支店	江戸岡 1-2-39		2,000			2,000	2.00
南予水道企業団八幡浜浄水場	大平 1-105		1,900			1,900	1.90
南予水道企業団八幡浜導水ポンプ場	高野地 1060-4		3,000			3,000	3.00
青峰会くじら病院	五反田 1-1046-1			4,000		4,000	2.00
新愛商事(株)	五反田 1-106			10,000		10,000	5.00
ハーバープラザホテル	360-1		3,000			3,000	3.00
太陽石油販売(株)八幡浜給油所	郷 3-46-1			81,950		81,950	40.98
西宇和農協真穴撰果場	真網代丙 588-3		4,800			4,800	4.80
八幡浜浄化センター	栗野浦 574-77			30,000		30,000	15.00
大島産業振興センター	大島 3-298-5		3,000			3,000	3.00
八幡浜市役所	北浜 1-1-1			10,000		10,000	5.00
市立八幡浜総合病院	大平 1-638			16,000		16,000	8.00
八幡浜地区施設事務組合消防本部	松柏丙 796		5,000			5,000	5.00
(株)あわしま堂本社工場 1	保内町川之石 1-237-53			10,000		10,000	5.00
(株)あわしま堂本社工場 2	保内町川之石 1-237-53			10,000		10,000	5.00
(株)あわしま堂第 1 工場 1	保内町川之石 1-78			10,000		10,000	5.00
(株)あわしま堂第 1 工場 2	保内町川之石 1-78			20,000		20,000	10.00
(株)キクノ	保内町川之石 1-236-1			8,000		8,000	4.00
(株)えひめフーズ	保内町喜木 2-78-1			15,000		15,000	7.50
八幡浜地区施設事務組合一楽園	保内町喜木 1-5-2			10,000	10,000	20,000	30.00
特別養護老人ホーム青石寮	保内町磯崎 2114-3			4,000		4,000	2.00
宮内川東地区雨水ポンプ場	保内町宮内 1-214-8			4,000		4,000	2.00
舟木谷排砂ポンプ場	保内町宮内 1-530-2			4,000		4,000	2.00

(9) プロパンガス販売所

販 売 所 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
山脇プロパン(有)	松柏丙 828	2 2 - 0 0 5 0	
二宮プロパン販売店	153	2 2 - 1 1 0 6	
(有)宮部商店	松柏乙 986	2 2 - 4 0 5 0	
(有)宮部商店保内営業所	保内町宮内 1-658-12	3 6 - 1 0 5 5	
(有)新地商店	1207-1	2 2 - 3 4 5 6	
西宇和農協LPGセンター	保内町須川 65-1	3 6 - 3 3 3 0	本所 : 24-2111
矢野商店	川之石 3-277-3	3 6 - 0 4 2 2	
(株)三瀬洋商店	裏田 1386-1	2 2 - 1 8 6 3	
(株)やまきガス水道	産業通 17-1	2 2 - 2 1 8 8	
速水商店	宮内 1-259-1	3 7 - 2 5 7 7	
満田商店	五反田 1-194	2 2 - 4 1 4 0	
(有)岡本商店	向灘 3085-4	2 2 - 1 3 9 1	
小野プロパン	五反田 1-408-1	2 4 - 1 4 5 3	
宮本ガス商会(有)	424-3	2 4 - 4 5 0 0	
菊池プロパン店	71-1	2 2 - 1 1 2 1	
太陽石油販売(株)八幡浜充填所	五反田 2-1423-1	2 3 - 1 8 0 5	
長谷川ガス(株)	八代乙 392-1	2 2 - 1 6 1 4	本社 : 0895-22-5432

資料4-23 海上保安部所属巡視船艇一覧表

海上保安部所属巡視船艇一覧表

(令和2年5月1日現在)

所属	船名	船型	総トン数	乗員	全長	備考
松山 海上保安部	いよ	PM 500トン型	599	25	72.0	レーダー、方探、VHF、高速機動艇
	いよざくら	CL 20メートル型	24	5	20.0	レーダー、方探、VHF、放水銃
	おきなみ	PC 23メートル型	64	10	23	レーダー、方探、VHF、夜間監視装置、放水銃
宇和島 海上保安部	たかつき	PS 特130トン型	115	10	35.0	電話、レーダー、方探、VHF、高速機動艇、放水銃
	おいつかぜ	CL 20メートル型	26	6	20.0	電話、レーダー、VHF、放水銃

資料4-24 児童生徒等数一覧表

児童生徒等数一覧表

(令和6年3月1日現在)

(1) 小学校児童数

小学校名	児童数 (人)	教職員数 (人)	合計 (人)
松 蔭	97	19	116
白 浜	135	21	156
江 戸 岡	126	18	144
神 山	198	23	221
千 丈	94	16	110
日 土	57	11	68
真 穴	48	12	60
川 上	26	8	34
双 岩	30	10	40
喜 須 来	131	20	151
川 之 石	76	18	94
宮 内	185	28	213
合 計	1,203	204	1,407

(2) 中学校生徒数

中学校名	生徒数 (人)	教職員数 (人)	合計 (人)
愛 岩	102	15	117
八 代	216	21	237
松 柏	86	14	100
保 内	270	25	295
合 計	674	75	749

(3) 幼稚園園児数

幼稚園名	園児数 (人)	教職員数 (人)	合計 (人)
八 幡 浜	33	10	43
聖 母	45	7	52
日 土	23	5	28
保 内	34	3	37
合 計	135	25	160

(4) 保育所園児数

保育所名	園児数 (人)	職員数 (人)	合計 (人)
白 浜	139	44	183
愛 岩	45	14	59
千 丈	41	10	51
神 山	76	19	95
日 土	27	6	33
双 岩	17	7	24
川 上	18	6	24
真 穴	30	7	37
保 内	191	39	230
め だ か	8	4	12
合 計	592	156	748

様式

様式 I 災害発生報告

様式 1

災 害 発 生 報 告

八 幡 浜 市

受信時刻 月 日 時

分

発 信 者

受 信 者

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5 災 害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主 な 措 置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世 帯 主	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他
(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員_____名、消防団員_____名、計_____名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む。）						

様式2の(1) 中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区 分			被害	区 分			被害		
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	ha		34	公共文教施設	千円			
番号(月 日 時現在)					12	(2) 冠水	ha		35	農林水産業施設	千円		
報告者名				畑		(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円		
受領者名					13	(2) 冠水	ha		37	その他の公共施設	千円		
区 分			被害	13		文教施設	箇所		38	小 計	千円		
人的被害	1	死者	人	そ の 他	14	病院	箇所	そ の 他	39	公共施設被害市町村数	団体		
	2	行方不明者	人		15	道路	箇所		40	農産被害	千円		
	3	(1) 重症	人		16	橋りょう	箇所		41	林産被害	千円		
		負傷者 (2) 軽症	人		17	河川	箇所		42	畜産被害	千円		
住 家 被 害	4	全壊	棟	そ の 他	18	港湾	箇所	そ の 他	43	水産被害	千円		
			世帯		19	砂防	箇所		44	商工被害	千円		
			人		20	清掃施設	箇所						
	5	半壊	棟		21	崖くずれ	箇所						
			世帯		22	鉄道普通	箇所		45	その他	千円		
			人		23	被害船舶	隻		46	被害総額	千円		
	6	一部破損	棟		24	水道	戸		人的被害者の住所氏名等				
			世帯		25	電話	回線						
人			26	電気	戸								
7	床上浸水	棟	27	ガス	戸								
		世帯	28	ブロック塀等	箇所								
		人				今後の見とおし							
8	床下浸水	棟	29	り災世帯数	世帯								
		世帯	30	り災者数	人	消防機関の活動状況							
		人	31	建物	件								
非住家	9	公共建物	棟	32	危険物	件							
	10	その他	棟	33	その他	件							

災 害 名							
発生年月日							
発生場所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の 応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

様式2の(2) 被害状況内訳表

被 害 状 況 内 訳 表

区 分		符号	被 害 量	被 害 額 (千円)	備 考	
一 般	人的被害	死 者	1	人		
		行 方 不 明 者	2	人		
		負 傷 者	重 症	3	人	
			軽 症	4	人	
			小 計	5	人	
	住 家 被 害	全 壊	棟 数	6	棟	
			世 帯	7	世帯	
			人	8	人	
		半 壊	棟 数	9	棟	
			世 帯	10	世帯	
		人	11	人		
	一 部 破 損	棟 数	12	棟		
		世 帯	13	世帯		
	人	14	人			
	床 上 浸 水	棟 数	15	棟		
		世 帯	16	世帯		
	人	17	人			
	床 下 浸 水	棟 数	18	棟		
		世 帯	19	世帯		
	人	20	人			
非 住 家 被 害	全 壊 及 び 半 壊		21	棟		
	り 災 世 帯	り 災 者	22	世帯		
被 害	県 有 施 設	り 災 世 帯	23	人		
		他の項目に 掲げるもの を除く	庁 舎 等	24	箇所	
			その他の行政財産	25	箇所	
			普 通 財 産	26	箇所	
			県 立 大 学	27	箇所	
			そ の 他	28	箇所	
	小 計	29	箇所			
	市 町 村 有 施 設	庁 舎 等	30	箇所		
		その他の行政財産	31	箇所		
		普 通 財 産	32	箇所		
		県 立 大 学	33			
そ の 他		34	箇所			
小 計	35	箇所				

区 分		符号	被 害 量	被 害 額 (千円)	備 考	
厚 生 関 係 被 害 商 工 労 働 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所		
		身 障 更 生 保 護 施 設	37	箇所		
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所		
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所		
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医 療 施 設	伝 染 病 棟	43	棟		
		伝 染 病 舎	44	棟		
		公 的 病 院	45	箇所		
		私 的 病 院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所		
		下 水 道 施 設	50	箇所		
		清 掃 施 設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計		54			
	中 小 企 業	建 物 (住 宅 部 除 く)	55	棟		
		機 械 設 備	56	箇所		
商 品、原 材 料、仕 掛 品		57	箇所			
そ の 他		58	箇所			
小 計		59				
鉞 工 業	建 物	60	箇所			
	機 械 設 備	61	箇所			
	商 品、原 材 料、仕 掛 品	62	箇所			
	そ の 他	63	箇所			
	小 計	64	箇所			
観 光 施 設	ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所			
	観 光 施 設	66	箇所			
	そ の 他	67	箇所			
	小 計	68	箇所			
計		69	箇所			

区		分	符号	被害量	被害額(千円)	備考	
農 林	施 設	共同 利用 施設	畜産関係	70	箇所		
			蚕糸関係	71	箇所		
			園芸関係	72	箇所		
			入植関係	73	箇所		
			その他	74	箇所		
			小計	75	箇所		
	設	非共同 利用 施設	畜産関係	76	箇所		
			蚕糸関係	77	箇所		
			園芸関係	78	箇所		
			入植関係	79	箇所		
			その他	80	箇所		
小計			81	箇所			
関	関	牧野地	82	ha			
		牧野施設	83				
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha			
係	地方公共 団体等 の施設	畜産関係	85	箇所			
		蚕糸関係	86	箇所			
		園芸関係	87	箇所			
		入植関係	88	箇所			
		その他	89	箇所			
		小計	90	箇所			
被 害	農畜 産物 等 関 係	計	91				
		農畜 産物 等 関 係	水陸稲	92	ha t		
			麦類	93	ha t		
			野菜	94	ha t		
			果物	95	ha t		
			園芸作物	96	ha t		
			茶	97	ha t		
			桑	98	ha t		
			飼料作物	99	ha t		
			その他	100	ha t		
			小計	101	ha t		

区 分			符号	被 害 量	被 害 額 (千円)	備 考
農 林 関 係 地 害	農畜産物等	家 畜	102			
		畜 産 物	103			
		繭	104			
		そ の 他	105			
		小 計	106			
		貯 蔵 物 、 加 工 物	107			
	計		108			
	水産関係	漁 港	109	箇所		
		漁 船	110	隻		
		船 具	111	件		
		共 同 利 用 施 設	112	箇所		
		非 共 同 利 用 施 設	113	箇所		
		養 殖 施 設	114	箇所		
		養 殖 物	115	箇所		
		漁 協 (連 合 会) 在 庫 物	116			
		そ の 他	117			
	計		118			
	耕地	農 田	流 失 埋 没	119	ha	
冠 水			120	ha		
小 計			121	ha		
畑		流 失 埋 没	122	ha		
		冠 水	123	ha		
		小 計	124	ha		
農業用施設	た め 池	125	箇所			
	頭 首 工	126	箇所			
	水 路	127	箇所			
	堤 と う	128	箇所			
	道 路	129	箇所			
	橋 り よ う	130	箇所			
	揚 水 機	131	箇所			
	そ の 他	132	箇所			
	小 計	133	箇所			
計		134				

区 分		符号	被 害 量	被 害 額 (千円)	備 考		
農 林 業 関 係 被 害	林 業 関 係	山 地 崩 壊	135	ha			
		林 道	道 路	136	箇所		
			橋 架	137	箇所		
			小 計	138	m ²		
		林 産 物	木 材	139	m ²		
			立 木	140	ha		
			木 炭	141	kg		
			薪	142	kg		
			そ の 他	143			
			小 計	144			
			一 般 林 道 施 設	145	箇所		
		木 炭 施 設	146	箇所			
		そ の 他	147				
		計	148				
	合 計	149					
土 木 関 係 被 害	国 庫 事 担	県	河 川	150	箇所		
			砂 防	151	箇所		
			道 路	152	箇所		
			橋 り よ う	153	箇所		
			港 湾	154	箇所		
			漁 港	155	箇所		
			小 計	156	箇所		
	市 町 村 工 事	担	市	河 川	157	箇所	
				砂 防	158	箇所	
				道 路	159	箇所	
				橋 り よ う	160	箇所	
				港 湾	161	箇所	
				漁 港	162	箇所	
				小 計	163	箇所	
	単 独 工 事	県 工 事	単 独 工 事	河 川	164	箇所	
				砂 防	165	箇所	
道 路				166	箇所		

区 分			符 号	被 害 量	被 害 額 (千円)	備 考
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一 般 都 市 施 設			171	箇所	
	そ の 他			172	箇所	
	計			173	箇所	
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180	箇所		
		そ の 他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文 化 財 関 係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県 指 定 文 化 財	185	件		
		史 跡 名 称	186	箇所		
		天 然 記 念 物	187	箇所		
		小 計	188			
	計			189		
	総 合 計			190		

様式Ⅱ 障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式

システム障害等により音声しか受信できない場合にこの様式を使用する

津波警報・注意報

平成 年 月 日 時 分 気象庁 発表

***** 津波警報・注意報 *****

大津波警報・津波警報の 発表・切替・解除 をお知らせ
します

<大津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

<津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

津波注意報の 発表・切替・解除 をお知らせします

<津波注意報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

様式Ⅲ 自衛隊派遣要請様式

様式1

災 害 派 遣 要 請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 連絡場所
 - (2) 連絡責任者
 - (3) 気象状況等
 - (4) その他

撤 収 要 請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

救 急 患 者 空 輸 要 請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を必要とする場所及び輸送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者
 氏名 血液型 生年月日
- 5 同乗者（医師、親族）
 氏名 血液型 生年月日
 " " "
- 6 その他
 医療機材、特記事項等

救急患者空輸撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地
() へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

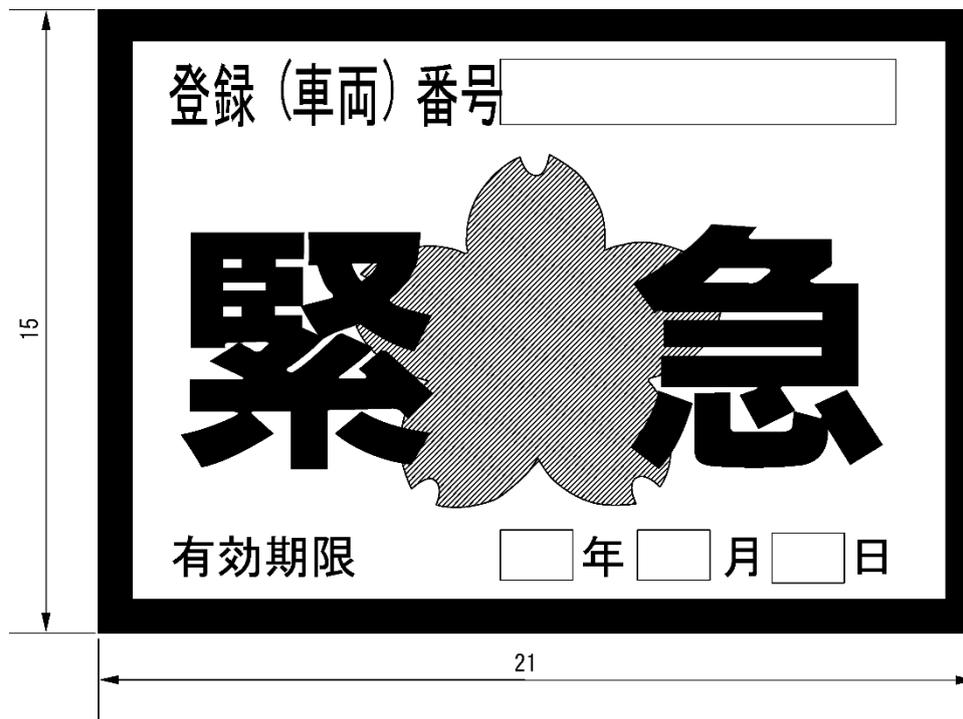
記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

様式Ⅳ 緊急通行車両の標章並びに通行証

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所（電話）	（ ） 局 番	
	氏名		
通行時間			
通行経路		出 発 地	通 行 目 的
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式V 放送要請様式

受信者

(所属)

発信者

(所属)

(氏名)

件名 「災害対策基本法第57条に基づく放送要請について」

平成 年 月 日 時 災害対策本部 発第 号

1 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため。
- (2) 災害時の混乱を防止するため。
- (3) その他 ()

2 放送事項

- (1) 送出メディア

G・R1・FM

- (2) 放送事項

3 その他

貴局におかれましては、放送日時等について、速やかに下記までご連絡ください。

連絡先

様式VI り災証明書

八幡浜市罹災証明書等の交付に関する要綱

〔平成30年8月23日〕
要綱第36号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 罹災証明に関する事項（第3条―第8条）
- 第3章 罹災届出証明に関する事項（第9条・第10条）
- 第4章 補則（第11条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、八幡浜市内（以下「市内」という。）において災害により被害を受けた者に対し、当該被害に関する証明書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。
- (2) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (3) 罹災届出証明書 災害により生じた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する機械設備及び商品等をいう。以下同じ。）の被害又は人的な被害を受けた事実を被災者が市長に届け出たことを証明するものをいう。

第2章 罹災証明に関する事項

（罹災証明書の証明事項及び交付対象者）

第3条 罹災証明書の証明事項は、災害により被害を受けた住家について、次に掲げる罹災の程度その他当該被害に関する事項とし、その定義は当該各号に掲げるところによる。

- (1) 全壊 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家全壊をいう。
- (2) 大規模半壊 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成22年9月3日付け府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する大規模半壊をいう。
- (3) 半壊 認定基準に規定する住家半壊をいう。
- (4) 半壊に至らない程度のもので、次に掲げる程度のもの
 - ア 一部損壊 半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもをいう。
 - イ 床上浸水 住家の床より上に浸水したもの、又は全壊、大規模半壊及び半壊には至らないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に住家を使用することができないものをいう。
 - ウ 床下浸水 床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。

2 罹災証明書の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害により市内の広範囲にわたり建物の被害が発生した場合において、前項に規定する罹災の程度の被害を受けた住家の占有者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める者
（罹災証明書の請求）

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める書類については、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害の状況を確認することができる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により交付申請書の提出を行うことが困難な状況にある者にあつては、代理人による提出をすることができるものとする。

（罹災証明書の交付）

第5条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を確認し、罹災証明書（様式第2号）を交付する。

（手数料）

第6条 罹災証明書の交付に係る手数料は、八幡浜市手数料徴収条例（平成17年条例第60号）第7条第5号の規定により、これを徴収しない。

(交付の特例)

第7条 罹災証明書の様式について、その提出する先において特に定められたものがある場合は、当該定められた様式による証明書をもって第5条の規定による交付に代えることができるものとする。

(再調査)

第8条 第5条及び第7条の規定による罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について相当の理由を持って修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に再調査申請書(様式第3号)により、市長に再調査を申請することができる。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、再調査を行い、その結果を通知する。

第3章 罹災届出証明書に関する事項

(罹災届出証明書の証明事項及び交付対象者)

第9条 罹災届出証明書の証明事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 災害により生じた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の被害に関する事項
(2) 人的な被害に関する事項(行方不明となった場合を含む。)

2 罹災届出証明書の交付対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 災害により被害を受けた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者及び占有者のうち、当該被害の状況について、市が確認することができたもの。
(2) 災害により負傷した者及び災害が発生したときにその者と生計を一にし、又は同一の世帯に属する者
(3) 災害により死亡し、又は行方不明となっている者と災害が発生したときにおいて生計を一にし、若しくは同一の世帯に属する者又は相続人
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(準用)

第10条 第4条から第7条までの規定は、罹災届出証明書について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	罹災証明書の請求	罹災届出証明書の請求
	罹災証明書の交付	罹災届出証明書の交付
	罹災証明書交付申請書(様式第1号)	罹災届出証明書交付申請書(様式第4号(農業用にあつては、罹災届出証明書交付申請書(農業関係)(様式第6号))
第5号	罹災証明書の交付	罹災届出証明書の交付
	罹災証明書(様式第2号)	罹災届出証明書(様式第5号)(農業用にあつては、罹災届出証明書(農業関係)(様式第6号))
第6条	罹災証明書の交付	罹災届出証明書の交付
第7条	罹災証明書の様式	罹災届出証明書の様式

第4章 補則

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、被害に関する証明書の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に請求し、又は交付された罹災証明書、被災証明書及び被害届出証明書は、この要綱の規定により請求し、又は交付されたものとみなす。

附 則(令和2年3月31日要綱第40号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市罹災証明書等の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る証明書の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る証明書の交付手続については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日要綱第30号)(抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定（第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定）は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和3年規則第15号）の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和3年規則第15号）の施行の日＝令和3年6月1日]

(1)～(43) (略)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年4月16日要綱第42号）

この要綱は、交付の日から施行する。

罹災証明書交付申請書

八幡浜市長 様

下記のとおり申請します。なお、この申請書に記載された個人情報その他の情報について、八幡浜市の関係機関及びその委託を受けた者に対し、必要な範囲で提供することについて同意します。

申請者 (世帯主、罹災証明書を必要とする者)	住 所		電話番号
	(現在の連絡先)		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	
窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係	
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家*の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	八幡浜市		
住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害 (以下に記入)		
住家以外の被害			
必要枚数	枚	使用目的	のため
備考			
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> その他 ()		

*住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的にしようしていることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

再 調 査 申 請 書

八 幡 浜 市 長 様

下記のとおり再調査を申請します。なお、この申請書に記載された個人情報その他の情報について、八幡浜市の関係機関及びその委託を受けた者に対し、必要な範囲で提供することについて同意します。

申請者 (世帯主、罹災証明書を 必要とする者)	住 所 電話番号
	(ふりがな) 氏 名 生年月日
窓口 に 来られた方 (申請者と同じ場合は 記入不要)	住 所 電話番号
	(ふりがな) 氏 名 申請者との関係
備考	
添付書類	<input type="checkbox"/> 交付済みの罹災証明書（原本）

【注意事項】 調査結果によって、罹災程度が異なる場合があります。

罹災届出証明書交付申請書（農業関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり罹災したことを証明願います。
 記

被災年月日		年 月 日			
罹災状況	被害箇所	被害場所	八幡浜市	面積	m ²
		被害対象	農地 ・ 農業用施設 () ・ 農業用機械 () ・ 農作物 () ・ その他 ()		
		具体的な被害状況			
	被害箇所	被害場所	八幡浜市	面積	m ²
		被害対象	農地 ・ 農業用施設 () ・ 農業用機械 () ・ 農作物 () ・ その他 ()		
		具体的な被害状況			
	被害箇所	被害場所	八幡浜市	面積	m ²
		被害対象	農地 ・ 農業用施設 () ・ 農業用機械 () ・ 農作物 () ・ その他 ()		
		具体的な被害状況			

添付書類 被害状況写真 ・ 位置図 ・ その他 ()

罹災届出証明書（農業関係）

受付番号：第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

八幡浜市長

印

※この証明書は、災害による届出の事実を証明するものです。
 ※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません

様式Ⅶ 被害状況調査表（住家・人的被害）

被害状況調査表（住家・人的被害）

担 当 部	部	担当班	班	担当者氏名		
調 査 日 時	年 月 日 時 分					
被 災 場 所	八幡浜市					
被 災 日 時	年 月 日 時 分					
被 災 程 度	住 家	1 全壊（焼） 2 流出 3 半壊（焼） 4 一部破損 5 床上浸水（ cm） 6 床下浸水				
	人 員	1 死亡 名 2 行方不明 名 3 重傷 名 4 軽傷 名				
世 帯 主	住 所	八幡浜市				
	氏 名		世帯人員		人	
	電 話 番 号					
世 帯 人 員	氏 名	続柄	性別	年令	生年月日	備 考（被害の程度等）
応 急 対 策 の 状 況	(応急措置、消防、警察官、その他関係機関との連絡状況)					

様式Ⅷ 災害状況調査表（施設等被害）

災害状況調査表（施設等被害）

担 当 部	部	担当班	班	担当者氏名	
調 査 日 時	年 月 日 時 分				
被 災 場 所	八幡浜市				
被 災 日 時	年 月 日 時 分				
被 災 状 況				被 災 金 額	
応 急 対 策 の 状 況（応急措置、消防、警察官、その他関係機関との連絡状況等）					

様式Ⅸ 行方不明者届出書

行 方 不 明 者 届 出 書

届 出 受 付		課 担 当	
届 出 年 月 日		年 月 日 (曜 日) 時 分	
届 出 者	氏 名		
	住所 (勤務先)	(勤務先)	
	電 話 番 号	自宅	(勤務先)
行 方 不 明 者	氏 名		
	生 年 月 日		
	住 所		
	かかりつけ医療機関	医療機関名	電話番号
行方不明年月日			
行方不明となった 場所及び状況 (具体的に)			
行 方 不 明 者 の 特 徴	人 相	身長 cm 頭髪 ほくろ	体格 メガネ その他の特徴
	着 衣	上着 下着	
	その他特記事項		
安 否 確 認		生存 死亡 不明	要搜索者名簿 No.
確 認 年 月 日		年 月 日 (曜 日) 時 分	
安否確認担当者			

八幡浜市地域防災計画の沿革

八幡浜市地域防災計画の沿革

(旧八幡浜市)

作成・修正年度		作成・修正概要
作成	昭和44年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定 ・災害予防計画及び災害応急対策計画について策定
修正	昭和46年 9月 22日	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・資料改正
修正	昭和47年 7月 17日	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・資料改正
修正	昭和53年 7月 17日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の組織所掌事務に合致するよう修正 ・字句修正 ・資料改正
修正	昭和55年 1月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・資料改正
修正	昭和61年 11月 12日	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・資料改正
修正	平成 6年 5月 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的な修正
修正	平成14年 3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的な修正 ・地域防災計画を「風水害等対策編」、「地震災害対策編」、「資料編」の3分冊とした。
修正	平成17年 2月 1日	旧保内町地域防災計画 <ul style="list-style-type: none"> ・全面的な修正

(旧保内町)

作成・修正年度		作成・修正概要
作成	昭和40年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定 ・災害予防計画及び災害応急対策計画について策定
修正	昭和56年 7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・資料改正
作成	昭和56年 10月 13日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の原子力防災計画の策定

修正	平成16年 9月	・原子力防災計画の修正
修正	平成17年 2月28日	・地域防災計画を「風水害等対策編」、「震災対策編」、「資料編」の構成とする。

新八幡浜市

作成・修正年度		作成・修正概要
作成	平成19年 3月 9日	・地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編・資料編）の策定
作成	平成25年 3月15日	・地域防災計画「原子力災害対策編」の策定
修正	平成26年 7月31日	・全面的な修正 ・地域防災計画「津波災害対策編」の策定
修正	平成28年 6月 3日	・地域防災計画「地震災害対策編」第5編を追加作成
修正	令和2年 1月31日	・全面的な修正
修正	令和3年 7月	・地域防災計画「地震災害対策編」第5編に第7章「津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項」を追加
修正	令和4年 11月	・全面的な修正